

豊岡市老人福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 (平成30～32年度)

みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり



平成30年3月
豊岡市

はじめに

本市では平成 29 年 9 月にまちづくりの指針となる「豊岡市基本構想」を策定し、これまで進めてまいりました「小さな世界都市—Local & Global City—」の実現を、引き続きめざすまちの将来像といたしました。

「小さな世界都市」とは、「人口規模は小さくても、ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまち」を意味します。私たちが「小さな世界都市」として世界で輝くそのための条件の一つとして、「多様性を受け入れ、支え合うリベラル[※]な気風がまちに満ちている。」という項目を掲げています。この「多様性」の中には、障害の有り無し、年齢の差、性別、国籍、価値観の違いなどが含まれています。



豊岡市長

中 貝 宗 治

このたび、介護予防、生活支援、生きがい対策、健康保持等の保健・福祉サービスを総合的、計画的に進めるとともに、介護保険サービスの提供体制の確保など介護保険事業の円滑な運営を図るため、「老人福祉事業」と「介護保険事業」を一体的に見直した「豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

この計画の重点目標として『地域包括ケアシステムの推進』を第6期計画に引き続き掲げていますが、見直しを行い、高齢者だけではなく、障害者も対象といたしました。国でも、介護保険のサービスと障害福祉サービスの垣根をなくす施策として、平成 30 年度から「共生型サービス」が新設されます。これは、例えば、同じデイサービスの事業所で、日中、介護・支援を要する高齢者と障害児・者が一緒に過ごすことができるようになるというものです。

国の「共生型サービス」、そして平成 29 年4月に発足した市の地域コミュニティ組織の活動とあわせて、様々な方が集い、支え合い、運動習慣を身につけたり、趣味や社会参加等により生きがいをもつ機会が増えることで、市民の皆さまが少しでも長く健康で過ごせるよう、また、たとえ介護や支援が必要な状態になったとしても、住み慣れた地域で少しでも長く暮らし続けられるよう、計画の基本理念『みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり』の実現に向けて、市民の皆さま、医療機関の皆さま、介護・障害福祉サービス事業者の皆さまとともに、協働しながら、着実に歩みを進めてまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

※リベラルな気風…寛容な態度を取ることを、当然のあり様として認め合っていること。

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	他計画との関係	3
4	計画の期間	4
5	計画の策定体制	4
第2章	高齢者を取り巻く現状や課題	5
第1節	高齢者の現状と推計	6
1	人口、高齢者数の推移	6
(1)	人口・高齢者数・高齢化率の推移	6
(2)	日常生活圏域別高齢者数の推移	7
2	人口、高齢者数の推計	9
(1)	人口・高齢者数・高齢化率の推計	9
(2)	日常生活圏域別高齢者数の推計	10
第2節	介護保険事業の現状と推計	12
1	要支援・要介護認定者数、認定率の推移	12
(1)	認定者数と認定率の推移	12
(2)	要支援・要介護度別認定者数の推移	13
2	居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移	17
3	介護保険施設入所率の推移	18
4	要支援・要介護認定者数の推計	19
第3章	計画の基本的な考え方	21
1	計画の基本理念	22
2	計画の基本目標	23
3	重点施策	24
(1)	第7期計画の重点施策	24
(2)	重点施策を推進する5つの視点	25
(3)	重点施策を推進するための具体的手法	26
第4章	高齢者がいきいき暮らせるまちづくり	29
1	地域で支え合うまちづくり	30
(1)	地域の見守り・支え合い体制の構築	30
(2)	社会福祉協議会活動	32
(3)	民生委員・児童委員の活動	34
(4)	ボランティア・市民活動センターの活動	35
(5)	学校教育などにおける福祉教育	37
2	社会参加のまちづくり	38
(1)	老人クラブ	38
(2)	高齢者大学・高齢者教室	39
(3)	スポーツ・レクリエーション	41
(4)	シルバー人材センター	42
(5)	高齢者職業相談（就労支援）	43
(6)	サロン・カフェ	44

3	高齢者が生活しやすいまちづくり	45
(1)	福祉のまちづくり条例による生活空間の整備	45
(2)	バリアフリー仕様の公営住宅の整備	46
(3)	高齢者の虐待防止	47
4	安全で快適な生活環境づくり	49
(1)	高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）	49
①	外出支援サービス助成事業	49
②	住宅改造費助成事業	50
③	緊急通報システム整備事業	52
④	救急医療情報キット配布事業	53
⑤	訪問理美容サービス事業	54
⑥	生きがい活動支援通所事業	55
⑦	高齢者祝福事業	56
⑧	要援護世帯雪下ろし援助事業	57
(2)	高齢者支援事業計画の計画値（再掲）	58
(3)	施設サービスおよび支援施設等	59
①	養護老人ホーム（老人保護措置事業）	59
②	軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業	60
③	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業	62
④	高齢者短期生活支援住居運営事業	64
⑤	老人福祉センター管理運営事業	65
⑥	生活管理指導短期宿泊事業	66
第5章	高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	67
1	地域支援事業の体系図	68
2	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	71
(1)	介護予防・生活支援サービス事業	71
①	予防給付基準サービス事業	71
a.	予防給付基準訪問介護事業	71
b.	予防給付基準通所介護事業	73
②	通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」	75
③	支え合いサービス事業	77
a.	支え合い通所介護事業	77
b.	支え合い生活支援サービス事業	79
④	介護予防ケアマネジメント事業	81
(2)	一般介護予防事業	83
①	介護予防把握事業	83
②	介護予防普及啓発事業	84
a.	健康教室	84
b.	健康相談	86
c.	運動教室「はっらっチャレンジ塾」	87
③	地域介護予防活動支援事業	88
a.	健康まちづくり指導員養成事業	88
b.	地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」	90
④	地域リハビリテーション活動支援事業	92

3	包括的支援事業・任意事業	93
(1)	地域包括支援センター運営事業	93
①	総合相談支援事業	93
②	権利擁護事業	94
③	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	96
④	地域包括支援センターの運営と機能の充実	98
⑤	地域ケア会議推進事業	101
(2)	在宅医療・介護連携推進事業	103
(3)	生活支援体制整備事業	105
(4)	認知症総合支援事業	107
①	認知症に関する知識の普及・啓発の推進	108
a.	認知症サポーター養成と活動の支援	108
b.	認知症キャラバンメイトの活動支援	110
c.	認知症フォーラムの開催	111
d.	認知症予防講座の開催	112
e.	学校、事業所等と連携した認知症の理解の推進	113
②	早期発見・早期対応の推進（医療と介護の連携）	114
a.	地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり	114
b.	認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携	115
c.	認知症ケアネットの活用	116
d.	認知症初期集中支援チームの設置・周知	117
e.	早期発見・早期対応のための活動の支援	118
③	認知症ケアの向上	119
a.	認知症地域支援推進員の設置	119
b.	介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催	120
④	若年性認知症の人と家族への支援	121
⑤	家族介護者に対する支援の充実	123
⑥	権利擁護の推進	124
⑦	地域見守り体制の推進	125
(5)	任意事業	127
①	家族介護支援事業	127
②	家族介護用品支給事業	129
③	成年後見制度利用支援事業	130
④	介護相談員派遣事業	131
⑤	住宅改修支援事業	133
⑥	食の自立支援事業	134
⑦	介護給付等適正化事業	136
4	地域支援事業の計画値（再掲）	138
第6章	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	141
第1節	日常生活圏域と事業展開	142
1	日常生活圏域と事業展開	142
第2節	介護保険サービスの充実	143
1	介護保険サービス体系表	143
2	居宅サービス	144

(1) 訪問介護	144
(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	146
(3) 訪問看護・介護予防訪問看護	148
(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	150
(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	152
(6) 通所介護	153
(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	155
(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	157
(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	159
(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	161
(11) 特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入	163
(12) 住宅改修・介護予防住宅改修	164
(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	166
3 地域密着型サービス	168
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	168
(2) 夜間対応型訪問介護	169
(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	170
(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	172
(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	174
(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護	176
(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	177
(8) 看護小規模多機能型居宅介護	179
(9) 地域密着型通所介護	180
4 居宅介護支援・介護予防支援	182
5 介護保険施設サービス	184
(1) 介護老人福祉施設	184
(2) 介護老人保健施設	186
(3) 介護療養型医療施設	187
(4) 介護医療院	188
6 サービス事業量の計画値	189
(1) 介護予防サービス見込量	189
(2) 介護サービス見込量	190
7 その他のサービス	191
(1) 特定入所者介護サービス費	191
(2) 高額介護サービス	191
(3) 高額医療合算介護サービス費	191
8 介護保険施設・居住系サービスの必要利用定員総数等	192
第3節 第1号被保険者の保険料の確保	193
1 介護保険事業の負担割合	193
(1) 保険給付費	193
(2) 地域支援事業費	194
2 所得段階区分と所得段階別被保険者数の推計	195
3 標準給付費および地域支援事業費の推計	196
(1) 標準給付費	196

(2) 地域支援事業費	196
4 介護保険料の推計	197
(1) 介護保険料の推計	197
(2) 介護保険料基準額（月額）	198
(3) 所得段階別保険料	199
(4) 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	200
第4節 介護保険制度の円滑な推進	201
1 地域包括ケアシステムの推進	201
2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	201
3 計画の推進状況の点検・評価・公表	201
4 他計画との連携	201
5 サービスに関する情報提供	202
6 公平で適正な要介護認定の実施	202
7 サービス提供体制の充実	202
8 利用者保護体制の充実	203
9 介護保険料の収納確保	203
10 介護給付の適正化	203
11 低所得者への対応	203
資料編	205
豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会設置要綱	206
豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会会議傍聴要領	208
豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会委員名簿	210
豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定にかかる検討経過等	211
介護保険制度の主な改正点	216
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護・在宅医療意向調査、 在宅介護実態調査 集計結果（概要版）、事業者アンケート調査結果	219
※アンケート調査結果（概要版）、事業者アンケート調査結果はこのページ数は、 1ページ目から振りなおしになっています。	

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成12年4月に施行された介護保険制度は成立から15年以上が経過し、高齢者のケアを家族任せにせず社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。介護保険制度の施行当時、全国で約900万人だった75歳以上の高齢者は、平成27年10月1日現在で1,613万人、65歳以上の高齢者人口の割合は26.6%となっています。また、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる2025年の65歳以上高齢者人口は3,677万人に達する見込みです(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」)。

高齢化の進行は全国と同様に本市においても進んでおり、平成27年の国勢調査に基づく本市の高齢者人口は25,983人、高齢化率は31.7%となっています。本市の高齢化率は国(26.6%)や県(27.1%)と比べても高く、さらに高齢化が進んでいる状況にあります。

わが国の高齢化が急速に進行する中、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(医療介護総合確保促進法)」が改正されました。そして本法律において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制として「地域包括ケアシステム」の構築が必要であると説かれました。これを受け、介護保険事業計画は第6期計画から第8期計画を通じて「地域包括ケア計画」としても位置づけられ、本市においても地域包括ケアシステムの構築に向けて第6期計画では在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援の充実・強化に取り組みました。

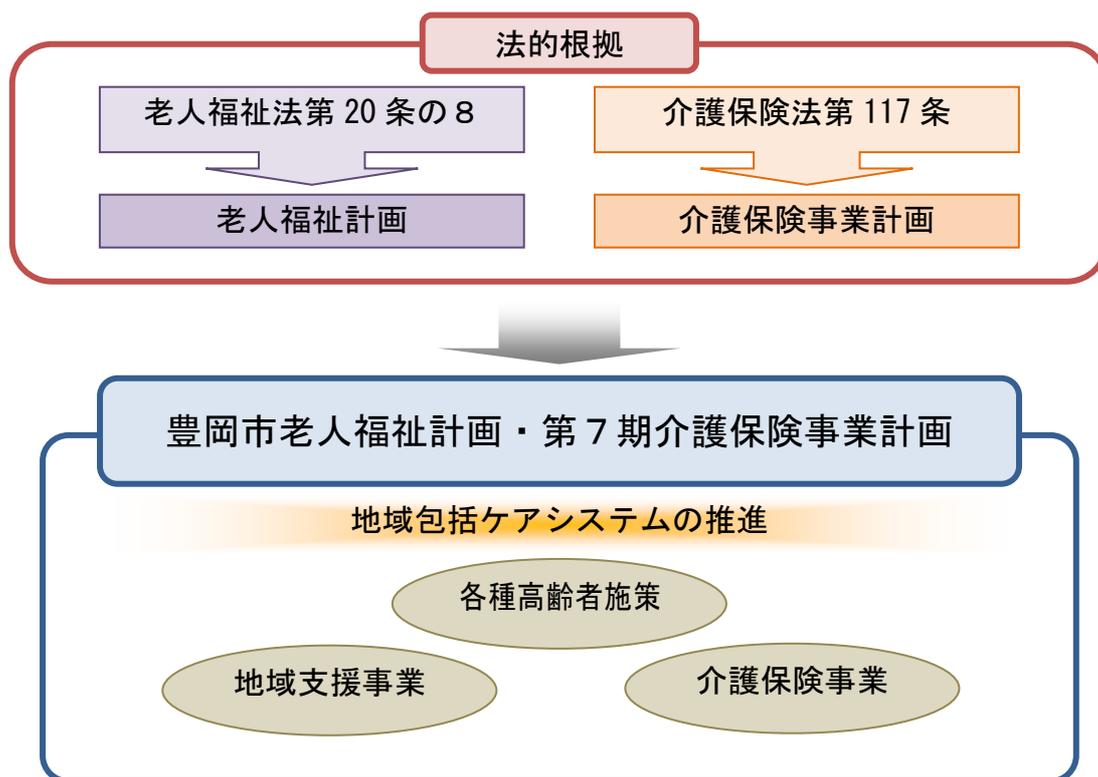
今後、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれることから、第7期計画では、更なる介護と医療のニーズの増加を見据え、第6期計画で築いた地域包括ケアシステムの基盤を強化し、深化させていくことが求められています。さらに大切なことは、従来のように高齢者を含むあらゆる住民を「支え手」「受け手」に分けてしまうのではなく、一人ひとりが役割を持ち互いに支え合うことができる社会の実現です。このような社会は「地域共生社会」と呼ばれ、高齢者・障害者・子どもも含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会です。

本市においても、たとえ支援や介助・介護が必要な状態になったとしても、引き続き住み慣れた地域で生活が続けられる支援体制の充実を図り、また、高齢になっても特技を生かした社会貢献や子育て支援、若い世代との交流等を通じて地域に活躍する場を持ち、生涯にわたり自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づく「介護保険事業計画」です。また、介護保険事業計画は第 6 期計画から第 8 期計画を通じて、「地域包括ケア計画」として位置づけられています。

図 計画の位置づけ



3 他計画との関係

本計画は、国や県の保健福祉に関する各種計画との調和を保つとともに、本市のまちづくりの羅針盤である「豊岡市総合計画」に掲げられている『安心しておだやかに暮らせるまちづくり』の高齢者福祉の分野について具体化するものです。

また、本市では「豊岡市地域福祉計画」を上位計画とした「豊岡市障害者福祉計画」等のほか、「豊岡市健康行動計画」等を策定し、相互に連携を図りながら高齢者をはじめとする市民全体の福祉の向上に取り組んでいます。

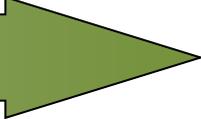
介護予防や高齢者の社会参加、生きがいつくり、障害者支援等を地域ぐるみで取り組むためにも、各計画と連携・調和を図りながら施策を推進します。

特に第 6 期計画以降、高齢の障害者の地域移行や地域生活の維持のため障害福祉計画との調和が重視されており、関係課と連携を取り合いながら総合的な相談体制の充実を図っていきます。

4 計画の期間

本計画は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間とし、長期的には地域包括ケア計画の目標年次である平成 37 年度を見据えた計画とします。なお、第 7 期計画期間の最終年度（平成 32 年度）中に次期計画策定に向けた見直しを行い、平成 33 年度を初年度とする第 8 期計画を策定します。

図 計画の期間

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
第 6 期計画			第 7 期計画			第 8 期計画			第 9 期計画		
<p>第 6 期計画以降は、平成 37 年度を見据えた地域包括ケア計画としても位置づけられている</p> 											

※計画策定時点で平成 31 年以降の元号が定まっていないため、平成 31 年以降も便宜上「平成」と表記しています。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健、福祉、医療の関係者、サービス提供事業者、学識経験者、公募委員等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第 7 期介護保険事業計画策定検討委員会」を設置し、委員等と市の実務担当職員によって組織した 3 つの作業部会（地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会*、基盤整備・人材確保検討部会、認知症対策検討部会）において作成した素案を基に高齢者施策全般の取組状況や課題を踏まえ、今後 3 年間の取組方策を定めた計画案を作成しました。

また、老人福祉や介護保険事業に対する今後のサービスの利用意向等を把握するため、65 歳以上の高齢者を無作為抽出し、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

さらに、広く市民の皆さんの意見をこの計画に反映させるため、平成 30 年 2 月 7 日～16 日の間で、パブリックコメントを実施しました。

*地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会には、部会内に地域課題検討分科会と医療介護連携分科会を設置し、それぞれの分野において検討を行いました。

第2章 高齢者を取り巻く現状や課題

第2章以降に掲載されている各推計値は、端数処理の関係上、内訳と合計値が合わない場合があります。

第2章 高齢者を取り巻く現状や課題

第1節 高齢者の現状と推計

1 人口、高齢者数の推移

(1) 人口・高齢者数・高齢化率の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成24年度の87,563人から平成29年度の83,355人へと4,208人減少しています。一方で、65歳以上の高齢者数は年々増加しており、平成24年度の24,622人から平成29年度の26,616人へと1,994人増加しています。平成26年度から平成27年度にかけて後期高齢者数の減少がありましたが、平成24年度から平成29年度を通して見ると増加傾向にあります。高齢化率は平成26年度に30.0%に達し、平成29年度は31.9%となっています。

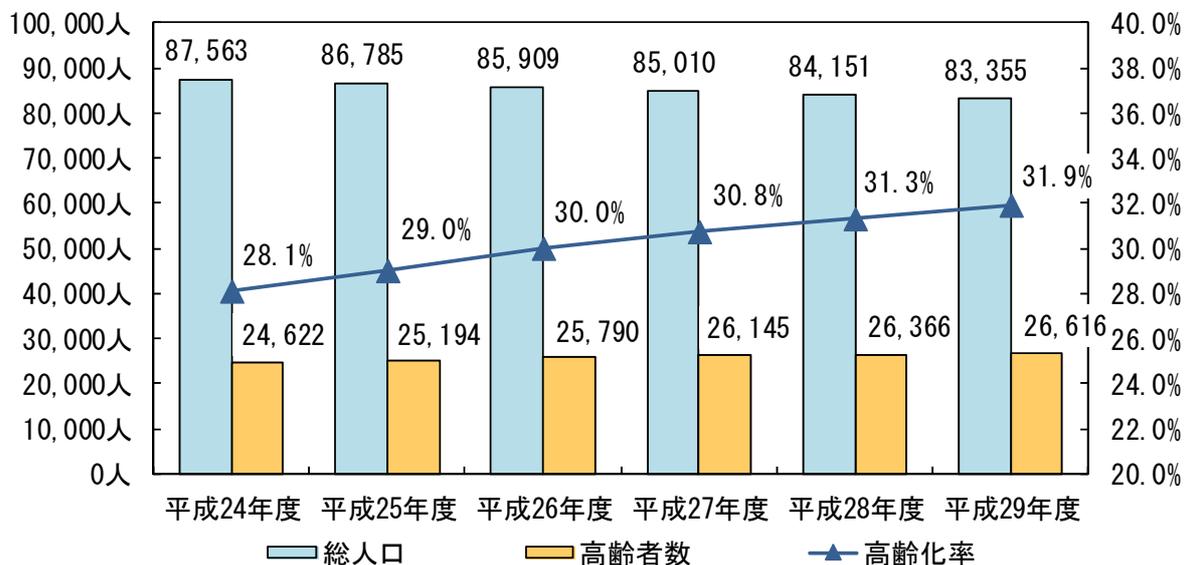
表 人口・高齢者数・高齢化率の推移

単位：人、%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	87,563	86,785	85,909	85,010	84,151	83,355
0～39歳	34,024	33,276	32,314	31,511	30,824	30,143
40～64歳	28,917	28,315	27,805	27,354	26,961	26,596
65歳以上	24,622	25,194	25,790	26,145	26,366	26,616
前期高齢者 (65歳以上 75歳未満)	10,545	11,089	11,699	12,120	12,260	12,385
後期高齢者 (75歳以上)	14,077	14,105	14,091	14,025	14,106	14,231
高齢化率	28.1	29.0	30.0	30.8	31.3	31.9

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

図 人口・高齢者数・高齢化率の推移



(2) 日常生活圏域別高齢者数の推移

日常生活圏域別に圏域全体の人口をみると、いずれの圏域も減少傾向にあります。高齢者数をみると、豊岡圏域、城崎圏域、竹野圏域は減少する年度もありますが概ね増加傾向、日高圏域、出石圏域は一貫して増加傾向にあります。但東圏域は1,800人前後で推移しています。高齢化率をみるといずれの圏域も増加傾向にあり、平成29年度の高齢化率は豊岡圏域を除いて30%を上回っており、但東圏域では41.6%と最も高くなっています。

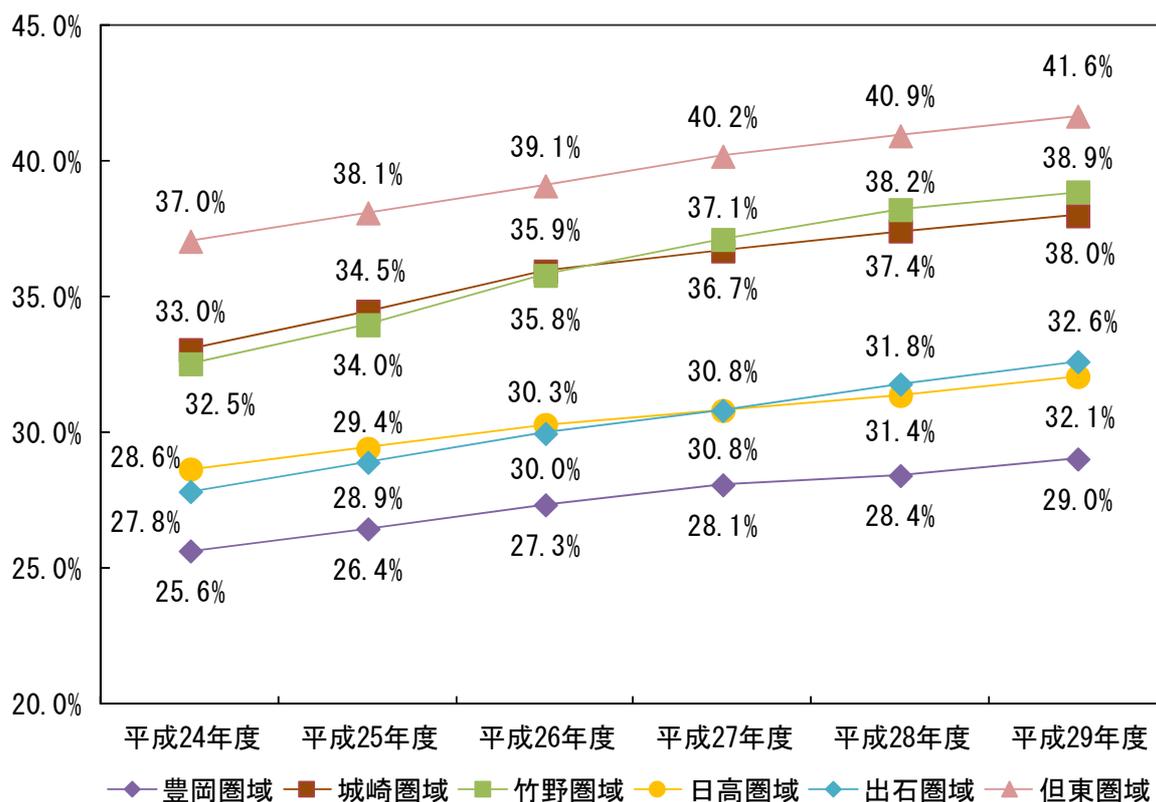
表 日常生活圏域別の人口・高齢者数・高齢化率の推移

単位：人、%

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市全体	人口	87,563	86,785	85,909	85,010	84,151	83,355
	高齢者数	24,622	25,194	25,790	26,145	26,366	26,616
	高齢化率	28.1	29.0	30.0	30.8	31.3	31.9
豊岡圏域	人口	42,369	42,156	41,916	41,628	40,348	41,228
	高齢者数	10,858	11,147	11,455	11,683	11,461	11,963
	高齢化率	25.6	26.4	27.3	28.1	28.4	29.0
城崎圏域	人口	6,860	6,723	6,580	6,452	6,323	6,274
	高齢者数	2,267	2,317	2,365	2,367	2,366	2,383
	高齢化率	33.0	34.5	35.9	36.7	37.4	38.0
竹野圏域	人口	5,107	4,979	4,871	4,743	4,685	4,578
	高齢者数	1,661	1,691	1,743	1,760	1,790	1,779
	高齢化率	32.5	34.0	35.8	37.1	38.2	38.9
日高圏域	人口	17,754	17,655	17,515	17,358	17,201	16,995
	高齢者数	5,086	5,192	5,305	5,347	5,394	5,448
	高齢化率	28.6	29.4	30.3	30.8	31.4	32.1
出石圏域	人口	10,635	10,546	10,432	10,346	10,202	9,999
	高齢者数	2,958	3,047	3,125	3,187	3,242	3,260
	高齢化率	27.8	28.9	30.0	30.8	31.8	32.6
但東圏域	人口	4,838	4,726	4,598	4,483	4,381	4,281
	高齢者数	1,792	1,800	1,797	1,801	1,793	1,783
	高齢化率	37.0	38.1	39.1	40.2	40.9	41.6

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

図 日常生活圏域別の高齢化率の推移



2 人口、高齢者数の推計

(1) 人口・高齢者数・高齢化率の推計

コーホート要因法*により本市の人口、高齢者数、高齢化率を推計したところ、本市の総人口は今後も減少傾向にあり、平成34年度には80,000人を下回り、79,940人となる見込みです。65歳以上の高齢者数は平成32年度までは増加を続け26,973人に達する見通しですが、平成33年度からは減少に転じ、26,942人となる見通しです。後期高齢者数は平成30年度から平成32年度までは毎年度140人程度の増加が予想されますが、平成37年度に団塊の世代が75歳を迎えるため、その後は減少に転じると見込まれます。

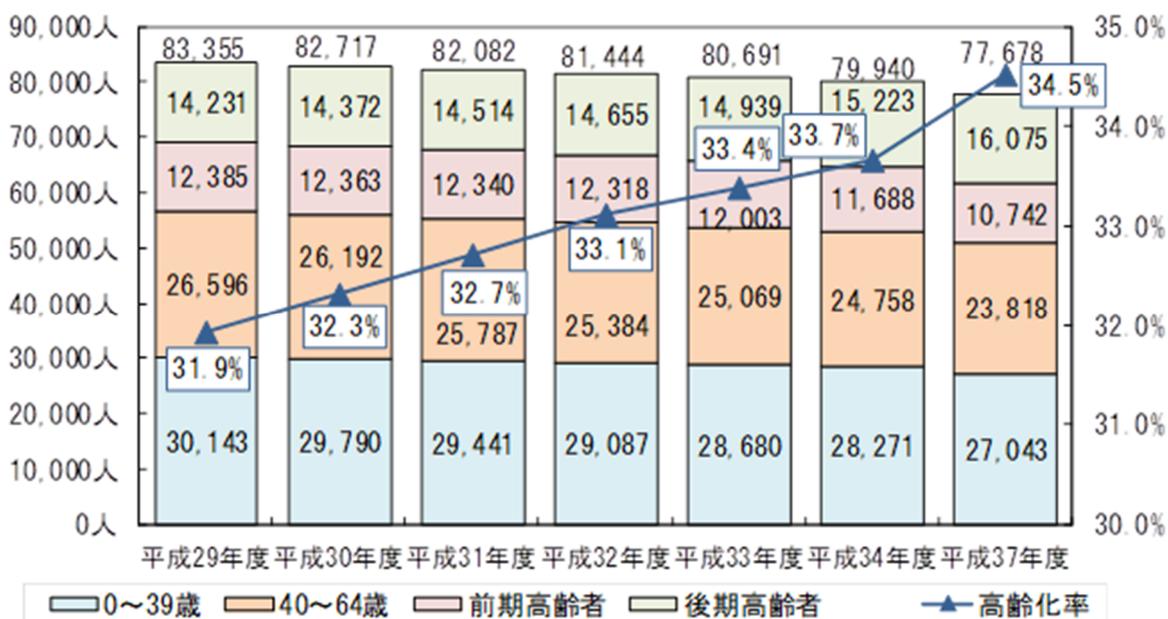
表 人口・高齢者数・高齢化率の推計

単位：人、%

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成37年度
総人口	83,355	82,717	82,082	81,444	80,691	79,940	77,678
0～39歳	30,143	29,790	29,441	29,087	28,680	28,271	27,043
40～64歳	26,596	26,192	25,787	25,384	25,069	24,758	23,818
65歳以上	26,616	26,735	26,854	26,973	26,942	26,911	26,817
前期高齢者 (65歳以上75歳未満)	12,385	12,363	12,340	12,318	12,003	11,688	10,742
後期高齢者 (75歳以上)	14,231	14,372	14,514	14,655	14,939	15,223	16,075
高齢化率	31.9	32.3	32.7	33.1	33.4	33.7	34.5

※平成29年度の10月1日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法により推計

図 人口・高齢者数・高齢化率の推計



*コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

(2) 日常生活圏域別高齢者数の推計

日常生活圏域別に高齢者数を推計したところ、圏域全体の人口はいずれの圏域も減少する見通しです。高齢者数をみると、豊岡圏域、出石圏域では今後も増加が予想されます。平成32年度までは、竹野圏域はほぼ横ばい、日高圏域は増加傾向にありますが、両圏域とも平成33年度以降は減少が予想されています。城崎圏域、但東圏域は減少が予想されますが、高齢化率は増加が続く見込みです。平成37年度時点で40%以上の高齢化率が見込まれるのは城崎圏域、竹野圏域、但東圏域となっています。

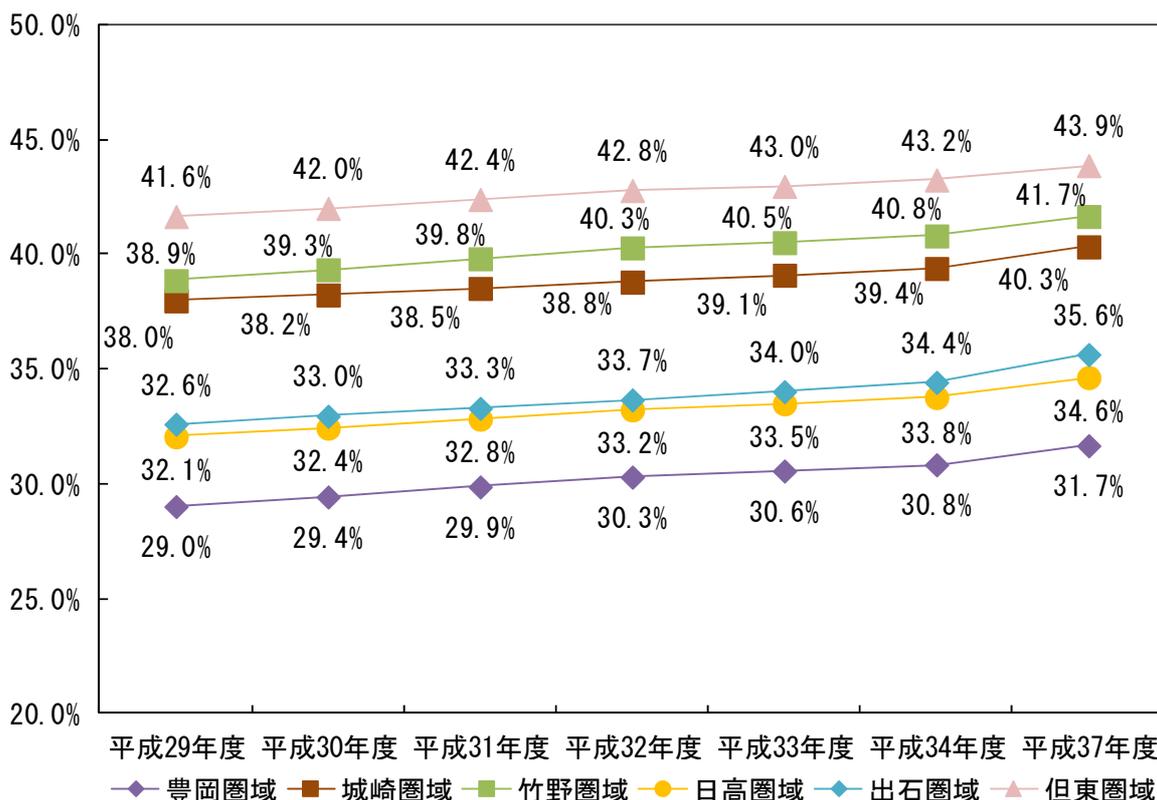
表 日常生活圏域別高齢者数の推計

単位：人、%

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成37年度
市全体	人口	83,355	82,717	82,082	81,444	80,691	79,940	77,678
	高齢者数	26,616	26,735	26,854	26,973	26,942	26,911	26,817
	高齢化率	31.9	32.3	32.7	33.1	33.4	33.7	34.5
豊岡圏域	人口	41,228	40,923	40,621	40,317	40,010	39,707	38,791
	高齢者数	11,963	12,046	12,134	12,216	12,229	12,244	12,283
	高齢化率	29.0	29.4	29.9	30.3	30.6	30.8	31.7
城崎圏域	人口	6,274	6,214	6,155	6,099	6,021	5,946	5,725
	高齢者数	2,383	2,376	2,371	2,366	2,354	2,342	2,309
	高齢化率	38.0	38.2	38.5	38.8	39.1	39.4	40.3
竹野圏域	人口	4,578	4,528	4,481	4,426	4,371	4,308	4,129
	高齢者数	1,779	1,781	1,784	1,783	1,771	1,758	1,720
	高齢化率	38.9	39.3	39.8	40.3	40.5	40.8	41.7
日高圏域	人口	16,995	16,858	16,721	16,581	16,427	16,274	15,813
	高齢者数	5,448	5,468	5,489	5,510	5,502	5,495	5,477
	高齢化率	32.1	32.4	32.8	33.2	33.5	33.8	34.6
出石圏域	人口	9,999	9,957	9,917	9,877	9,781	9,685	9,405
	高齢者数	3,260	3,281	3,302	3,325	3,328	3,334	3,352
	高齢化率	32.6	33.0	33.3	33.7	34.0	34.4	35.6
但東圏域	人口	4,281	4,235	4,189	4,144	4,080	4,010	3,823
	高齢者数	1,783	1,779	1,776	1,773	1,753	1,734	1,677
	高齢化率	41.6	42.0	42.4	42.8	43.0	43.2	43.9

※平成29年度の10月1日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法により推計

図 日常生活圏域別高齢者率の推計



【参考】

認知症高齢者数の推計

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
65～69 歳	156	147	139	131	113
70～74 歳	260	278	295	313	275
75～79 歳	487	503	519	536	643
80～84 歳	1,056	1,024	992	960	1,039
85 歳以上	3,015	3,085	3,154	3,223	3,286
計	4,974	5,037	5,099	5,163	5,356

※厚生労働省科学研究費補助金「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載されている認知症患者推定有病率を参考に推計したもの

平成 32、37 年度の本市の推計人口における一人暮らし高齢者数推計 (単位：人)

	平成 32 年度			平成 37 年度		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
65～69 歳	500	535	1,035	442	453	895
70～74 歳	527	716	1,243	451	644	1,095
75～79 歳	331	743	1,074	418	856	1,274
80～84 歳	231	748	979	254	800	1,054
85 歳以上	271	1,124	1,395	280	1,139	1,419
計	1,860	3,866	5,726	1,845	3,892	5,737

※国立社会保障・人口問題研究所が性・年齢階級別に公表している 2025 年の各都道府県の単独世帯の世帯主になる割合を乗じることで推計したもの

第2節 介護保険事業の現状と推計

1 要支援・要介護認定者数、認定率の推移

(1) 認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は年々増加傾向にあり、平成26年度から平成27年度にかけて大きく増加していますが、平成27年度からの第6期計画期間中は4,700人台で推移しており、平成29年度では4,794人となっています。平成24年度の4,351人からの増加率は10.2%となっており、第4期から第5期計画期間の増加率*に比べると、緩やかになっています。

本市の認定率は概ね18%で推移しており、兵庫県や全国の認定率に比べると低くなっています。

表 認定者数と認定率の推移

単位：人、%

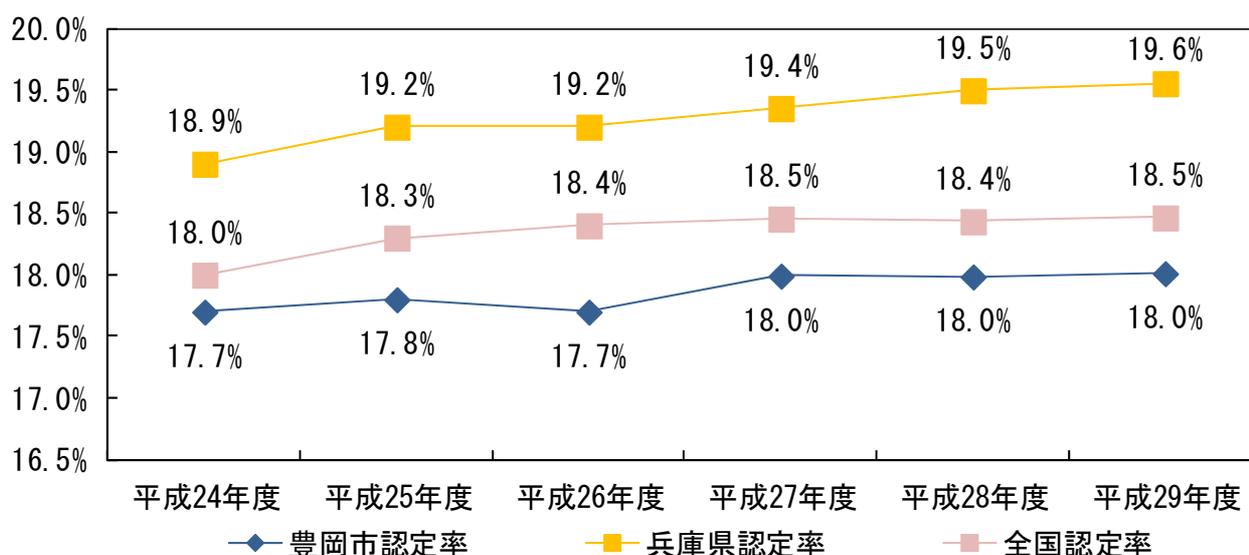
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
豊岡市認定者数	4,351	4,483	4,549	4,704	4,742	4,794
豊岡市認定率	17.7	17.8	17.7	18.0	18.0	18.0
兵庫県認定率	18.9	19.2	19.2	19.4	19.5	19.6
全国認定率	18.0	18.3	18.4	18.5	18.4	18.5

※認定者数は第2号被保険者を含む

※認定率＝（要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む））÷第1号被保険者数

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

図 認定率の推移



*平成21年度から平成26年度の認定者数の増加率は19.1%となっています。

(2) 要支援・要介護度別認定者数の推移

①第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推移

第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推移をみると、減少する年度もありますが、要介護2を除き概ね増加傾向です。

平成29年度の認定者数をみると、平成24年度からの増加率が多いのは要支援1と要介護1で、それぞれ23.8%、26.5%となっており、比較的軽度の認定者が増えています。構成比をみると、要介護1が22.5%と最も多く、次いで要支援1が16.5%、要介護4が14.4%となっています。要介護4・5の重度者は全体の26.4%を占めています。

表 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推移

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	630	697	721	707	741	780
要支援2	419	447	440	494	461	473
要介護1	840	895	942	993	1,022	1,063
要介護2	695	631	636	651	668	635
要介護3	494	545	496	498	508	526
要介護4	663	659	683	707	680	678
要介護5	517	537	542	561	581	564
合計	4,258	4,411	4,460	4,611	4,661	4,719

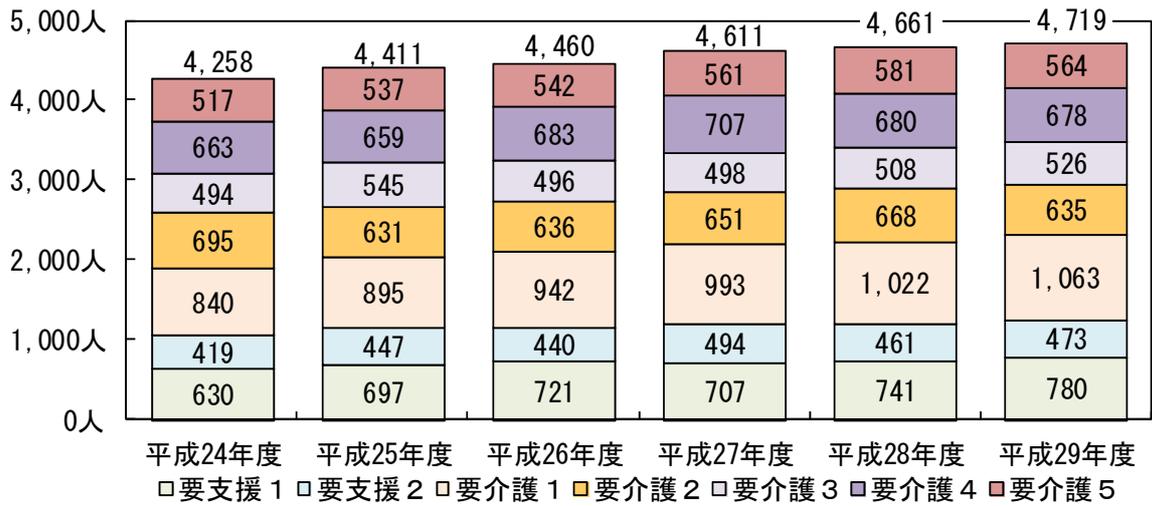
資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

表 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推移（構成比）

単位：%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	14.8	15.8	16.2	15.3	15.9	16.5
要支援2	9.8	10.1	9.9	10.7	9.9	10.0
要介護1	19.7	20.3	21.1	21.5	21.9	22.5
要介護2	16.3	14.3	14.3	14.1	14.3	13.5
要介護3	11.6	12.4	11.1	10.8	10.9	11.1
要介護4	15.6	14.9	15.3	15.3	14.6	14.4
要介護5	12.1	12.2	12.2	12.2	12.5	12.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推移



②第2号被保険者を含む要支援・要介護度別認定者数の推移

第2号被保険者を含む要支援・要介護度別認定者数の推移は第1号被保険者の推移と同様であり、要介護2を除き概ね増加傾向です。平成24年度からの増加率が多いのは要支援1と要介護1で、それぞれ23.3%、26.2%となっており、比較的軽度の認定者が増えています。

平成29年度の構成比をみると、要介護1が22.5%と最も多く、次いで要支援1が16.4%、要介護4が14.4%となっています。要介護4・5の重度者は全体の26.4%を占めています。

表 要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者を含む）の推移

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	639	705	736	721	751	788
要支援2	431	455	450	502	468	480
要介護1	856	906	951	1,009	1,037	1,080
要介護2	705	643	650	663	682	647
要介護3	506	552	510	508	517	534
要介護4	673	668	692	722	690	688
要介護5	541	554	560	579	597	577
合計	4,351	4,483	4,549	4,704	4,742	4,794

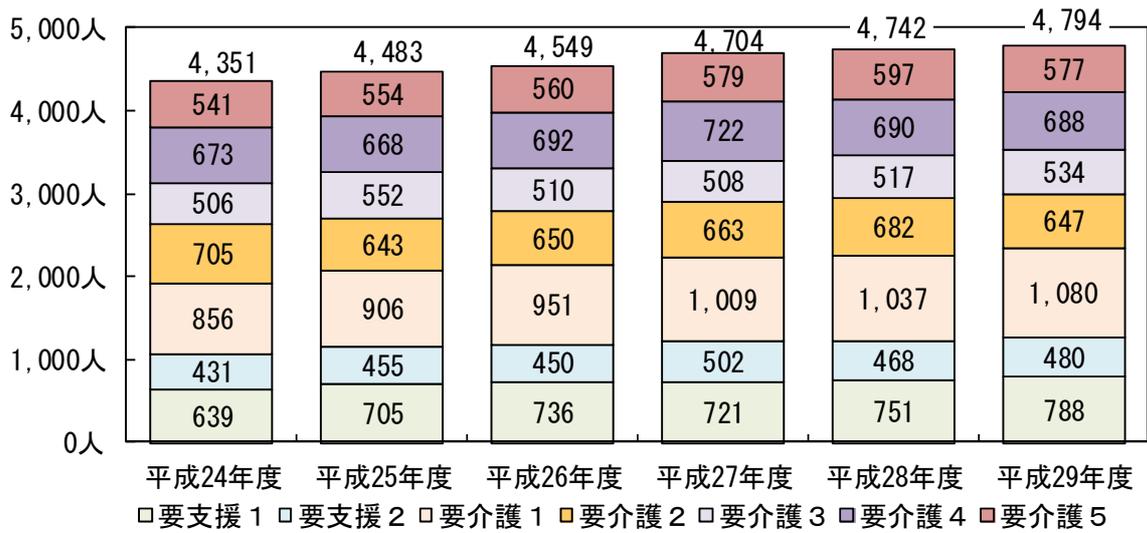
資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

表 要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者を含む）の推移（構成比）

単位：%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	14.7	15.7	16.2	15.3	15.8	16.4
要支援2	9.9	10.1	9.9	10.7	9.9	10.0
要介護1	19.7	20.2	20.9	21.4	21.9	22.5
要介護2	16.2	14.3	14.3	14.1	14.4	13.5
要介護3	11.6	12.3	11.2	10.8	10.9	11.1
要介護4	15.5	14.9	15.2	15.3	14.6	14.4
要介護5	12.4	12.4	12.3	12.3	12.6	12.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図 要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者を含む）の推移



2 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

(1) 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

居宅サービス利用者数は平成26年度までは増加傾向にありましたが、その後減少し、平成29年度は平成24年度を下回る2,713人となっています。これは、平成27年度からの総合事業への移行が大きな要因となっています。

また、地域密着型サービス利用者数は平成28年度に大きく増加し、平成29年度は715人となっています。平成24年度と比較すると約2倍であり、これは、制度改正により、小規模な通所介護事業所が地域密着型に移行したことが大きな要因となっています。

施設サービス利用者数は平成27年度と平成28年度に増加しましたが、概ね横ばいで推移しています。

平成29年度の全体のサービス受給率は過去5年間と比較すると、やや減少していますが、約9割の要支援・要介護認定者がサービスを利用しています。

表 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

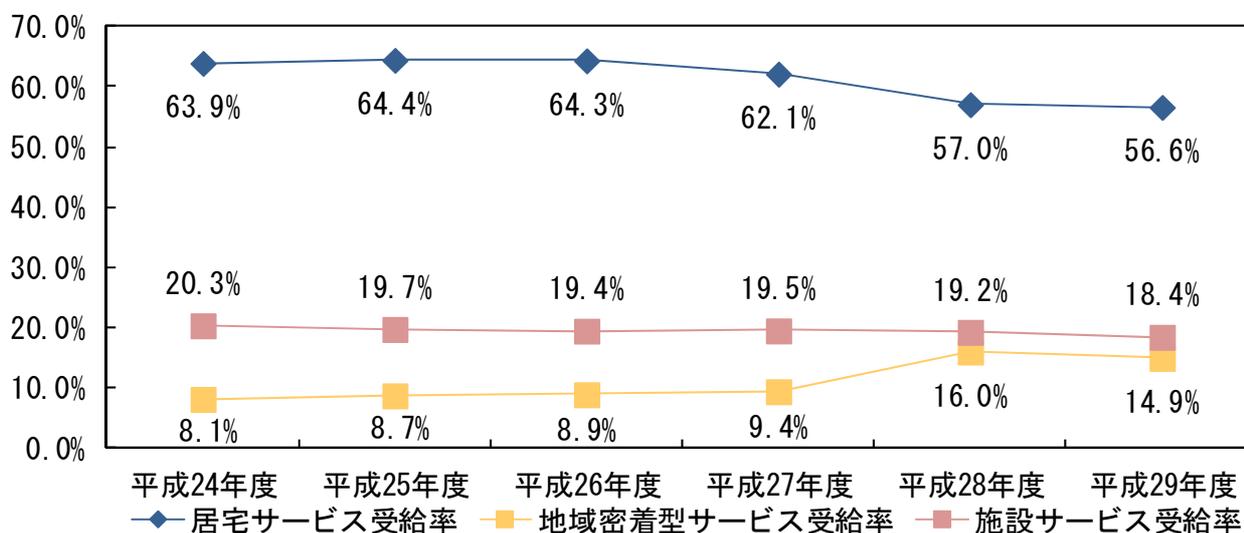
単位：人、%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス利用者数	2,781	2,888	2,926	2,922	2,705	2,713
地域密着型サービス利用者数	352	389	403	441	757	715
施設サービス利用者数	884	884	884	916	912	883
合計	4,017	4,161	4,213	4,279	4,374	4,311
サービス受給率	92.3	92.8	92.6	91.0	92.2	89.9

※サービス受給率は、要支援・要介護認定者に対するサービス利用者数の比率

資料：介護保険事業状況報告（平成28年度までは11月月報【9月利用分】、平成29年度は6月月報【4月利用分】）

図 サービス受給率の推移



3 介護保険施設入所率の推移

(1) 介護保険施設入所率の推移

第1号被保険者に対する介護保険施設入所率をみると、本市は横ばいで推移しており、平成29年度は3.3%となっています。兵庫県と全国の施設入所率は3%未満となっており、本市の入所率は高くなっています。

表 介護保険施設入所率の推移

単位：%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
豊岡市施設入所率	3.6	3.5	3.4	3.5	3.5	3.3
兵庫県施設入所率	2.8	2.7	2.6	2.5	2.5	2.5
全国施設入所率	2.9	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7

※施設入所率は第1号被保険者に対する施設利用者数（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設）

資料：介護保険事業状況報告（平成28年度までは11月月報【9月利用分】、平成29年度は6月月報【4月利用分】）

4 要支援・要介護認定者数の推計

(1) 要支援・要介護認定者数の推計

①第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、第7期計画の初年度である平成30年度の4,730人から、最終年度である平成32年度には88人増加し4,818人となる見通しであり、認定率も微増傾向にあります。

表 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推計

単位：人、%

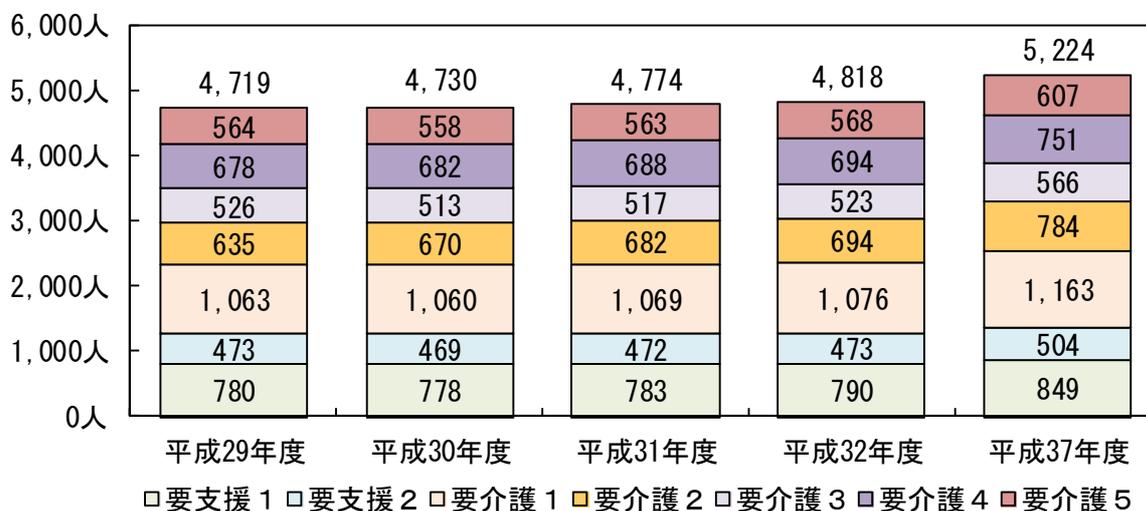
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	780	778	783	790	849
要支援2	473	469	472	473	504
要介護1	1,063	1,060	1,069	1,076	1,163
要介護2	635	670	682	694	784
要介護3	526	513	517	523	566
要介護4	678	682	688	694	751
要介護5	564	558	563	568	607
合計	4,719	4,730	4,774	4,818	5,224
認定率	17.7	17.7	17.8	17.9	19.5

※平成28年度から平成29年度の認定率の伸びを基に推計した

※平成29年度は実績値（介護保険事業報告平成29年9月分）

※認定率＝（要支援・要介護認定者数（第1号被保険者のみ））÷第1号被保険者数

図 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推計



②第2号被保険者を含む要支援・要介護度別認定者数の推計

第2号被保険者を含む要支援・要介護認定者数は、第7期計画の初年度である平成30年度の4,799人から、最終年度である平成32年度には79人増加し4,878人となる見通しです。

表 要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者含む）の推計

単位：人、%

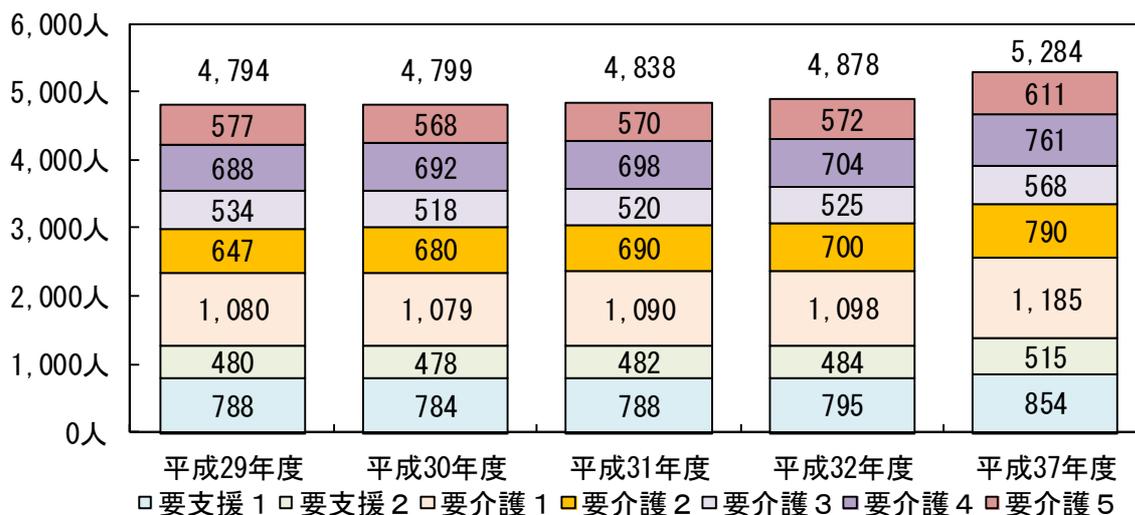
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	788	784	788	795	854
要支援2	480	478	482	484	515
要介護1	1,080	1,079	1,090	1,098	1,185
要介護2	647	680	690	700	790
要介護3	534	518	520	525	568
要介護4	688	692	698	704	761
要介護5	577	568	570	572	611
合計	4,794	4,799	4,838	4,878	5,284
認定率	18.0	18.0	18.0	18.1	19.7

※平成28年度から平成29年度の認定率の伸びを基に推計した

※平成29年度は実績値（介護保険事業報告平成29年9月分）

※認定率＝（要支援・要介護認定者数（第2号被保険者含む））÷第1号被保険者数

図 要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者含む）の推計



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、平成24年に制定した「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」において、いのちへの共感を広げるための3つの視点（「いのちを大切にすること」、「支え合うこと」、「未来へつなぐこと」）を定め、いのちへの共感をまちづくりの根底に置いて、この理念を本市のさまざまな取組の中に取り入れています。

高齢化が急速に進む中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、地域が一体となって、支援を必要とする高齢者とその家族を支えていく仕組みづくりが求められています。国はこのような仕組みを「地域包括ケアシステム」と呼び、本市でも第6期計画以降、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

また、国は地域の一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指していくことを提唱していることから、これまで本市が理念に掲げてきた本人、家族、行政、医療介護の関係者・事業者をはじめ、地域、地域住民による「支え合い」がますます重要になっています。そして、この「支え合い」はお互いを「支え手」と「受け手」に分けるのではなく、それぞれのできることを活かし、共に生きがいや喜びを感じられるものでなくてはなりません。

私たちは、これまで掲げてきた理念である「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を第7期計画にも引き継ぎ、これから先の未来においても、市民一人ひとりの笑顔が街中にあふれる社会の実現を目指すとともに、「支え合い」を通して次世代が命の尊さをつなぐを学び、いのちへの共感を未来へつないでいくことができるよう、計画の推進に努めます。

豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例

- 命は限られている(いのちを大切にすること)
- 命は支えあっている(支え合う)
- 命はつながっている(未来へつなぐ)

豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画

みんなで支え合い
笑顔あふれる まちづくり

2 計画の基本目標

基本目標1

高齢者がいきいき暮らせるまちづくり

地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加、生きがいつくりを促進するとともに、安全で快適な生活環境づくりを推進し、高齢者がいきいき暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標2

高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携のもと、介護予防事業の積極的な推進を図り、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標3

高齢者が安心して暮らせるまちづくり

介護保険サービスの提供体制の確保、サービスの質の向上を図り、たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 重点施策

(1) 第7期計画の重点施策

地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えた「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み」のことであります。

地域包括ケアシステムは、いわば「在宅生活の限界点を高める仕組み」のことであり、介護が必要な状態になっても住み慣れた住居や地域での生活の継続を支援するネットワークを行政、介護・高齢者福祉に関わる事業所や関係機関、医療機関が一体となって作り上げていく必要があります。地域包括ケアシステムは介護保険制度の枠内だけで完結するものではなく、市が中心となって地域の多様な支える力を集結させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものです。

地域によって人口規模や年齢構成はさまざまであり、高齢化の状況や地域が有する社会資源も異なっています。そのため、市内全域で画一的な取組を進めるのではなく、それぞれの地域に応じた仕組みづくりを推進する必要があります。本市では第6期計画に引き続き旧市町エリアを基本とした6つの日常生活圏域に分け地域包括ケアシステムの構築を推進し、以下のような地域社会の実現を目指します。

本市が目指す地域社会像

- 元気なうちは就労、ボランティア活動・趣味などの生きがい活動や社会参加を行うとともに、介護予防を行いながら、健康寿命を延ばす
- 介護や医療が必要になっても、生きがいを持ち、その人らしい生活を送ることができる
- 在宅医療、在宅介護を充実させ、また、地域で支え合うことで、少しでも長く住み慣れた地域や自宅で生活する

以上を踏まえ、本計画では地域包括ケアシステムの推進に向けて、次の5つの視点を事業の核として取り組みます。

1 在宅医療・介護連携の推進

2 認知症施策の推進

3 地域ケア会議の推進

4 生活支援・介護予防サービスの充実・強化

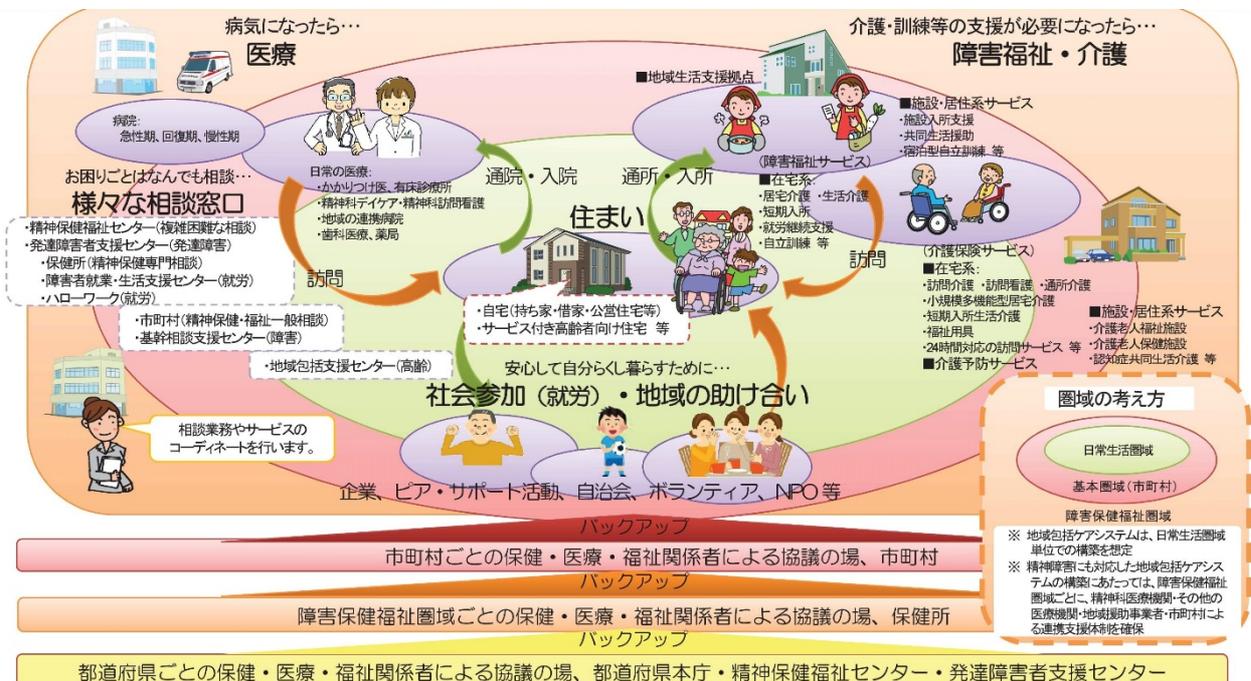
5 高齢者の社会参加の促進

なお、本市における地域包括ケアシステムの対象者は、当面の間、高齢者と障害者を中心とします（障害者施策は「豊岡市障害者福祉計画」に記載することとし、他の計画も含めて調和を図りながら推進していきます）。

さらに介護保険と障害福祉のサービスの連携を強めていくとともに、検討を重ねながら、子ども・子育て世代等、対象者の拡大を図り、地域共生社会の実現を目指します。

図 高齢者だけでなく障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ

- 障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



資料：厚生労働省 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会（第5回）より一部引用

（2）重点施策を推進する5つの視点

1 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療は医療ニーズが高い高齢者の生活を支える仕組みとして、本人の希望に寄り添い可能な限り在宅生活が続けられるように支援する体制が整っていることが大切です。高齢期は医療と介護の両方のニーズが生じる可能性が高いことから、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けていくためには、医療と介護が連携し包括的に支援していく必要があります。また、地域の病院・診療所、歯科医院、薬局と連携し訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導等によって定期的に患者の様子を把握し、必要な医療を提供できる体制づくりを推進します。

2 認知症施策の推進

認知症高齢者の尊厳を守りながら、地域包括ケアシステムを基盤として認知症になっても自分らしく安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、認知症高齢者とその家族の支援体制を充実し、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態に最もふさわしい場所で医療・介護サービス等を提供する仕組みづくりを推進します。

3 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は平成 26 年の介護保険制度の改正により、地域支援事業に位置づけられました。地域ケア会議には「個別課題解決機能」「地域包括支援ネットワーク構築機能」「地域課題発見機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」の 5 つの機能があり、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行います。地域ケア会議を通じて関係機関同士の連携を強め、地域包括ケアシステムを推進します。

4 生活支援・介護予防サービスの充実・強化

高齢期は心身の機能が低下し、これまで難なくできていた動作が難しく感じられる場面も増えてきます。日常生活を送る上で家族や近隣からの介助・介護や手助けが必要な状態になっても、本人主体を第一に考え、その有する能力に応じて可能な限り自立した生活を送ることができるように、地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築や民間企業、NPO 法人、社会福祉法人等、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実・強化を図ります。また、在宅介護を担っている家族は重度化に伴って在宅生活の継続に対する不安が大きくなることから、家族が安心して在宅介護を続けられる体制づくりを目指します。

5 高齢者の社会参加の促進

平均寿命の延伸に伴い、高齢期が長くなっています。今後は、「支えられる側」としてだけでなく、高齢者が地域を「支える側」として活躍できる場を創出していくことが求められており、それによって生きがいづくりや心身の健康の保持・増進、介護予防につなげていくことが期待されています。地域活動や就労、生涯学習、趣味の活動、玄さん元気教室（90 ページ参照）、ボランティア等、高齢者のニーズに沿うような地域参加の機会づくりを推進します。

（3）重点施策を推進するための具体的手法

平成 29 年度には、まず日高圏域をモデル圏域として「地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会」を設置し、検討を行いました。その他の日常生活圏域については、日高圏域の状況を踏まえながら展開していくものとします。

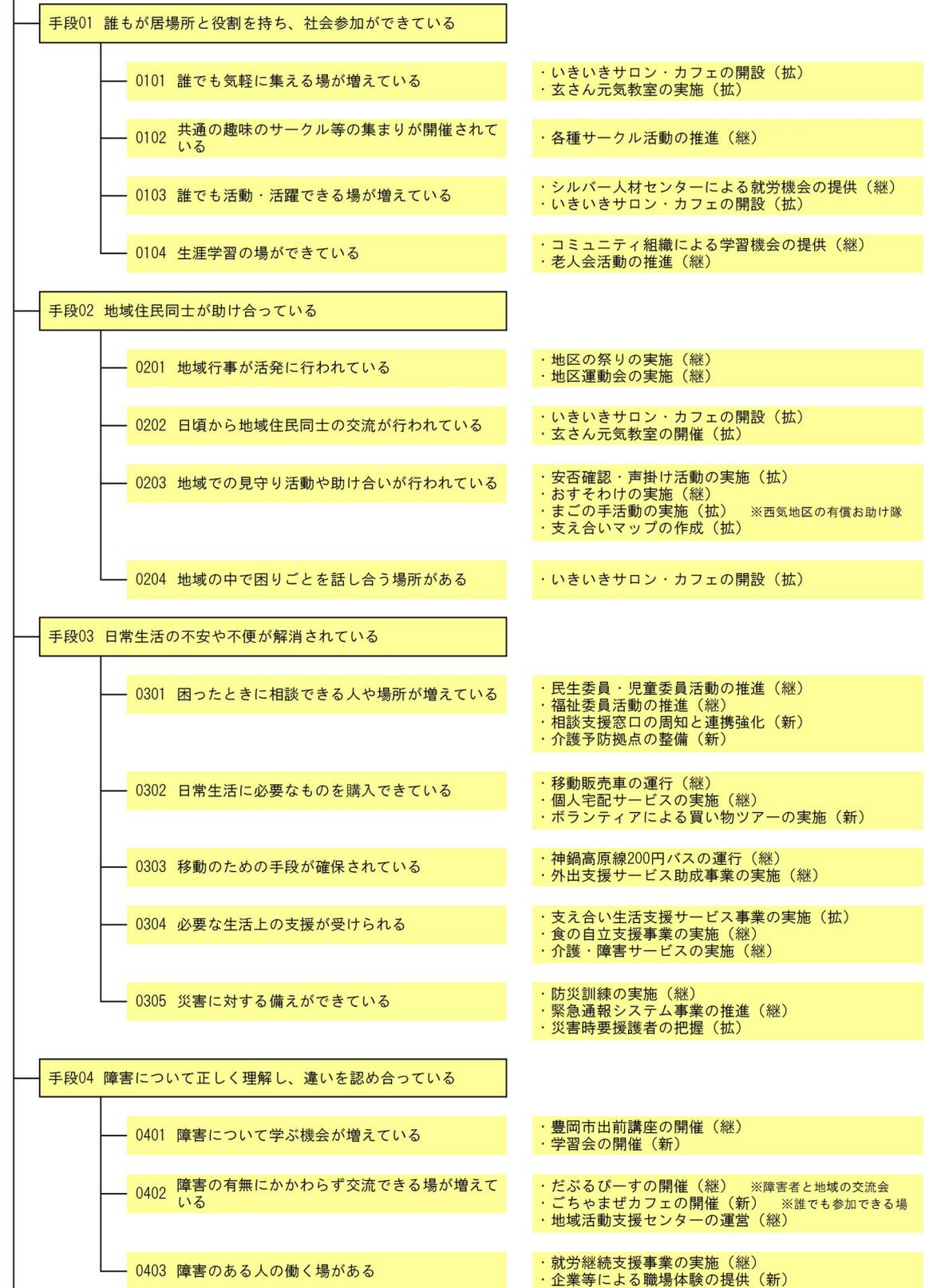
地域包括ケアシステム構築のための戦略の策定・実行にあたっては、本市が戦略的政策評価で用いているロジック・モデルの手法（目指すべき姿を明確にした上で、目的達成に強い因果関係を持つ手段を選択して体系化し（以下「戦略体系図」という）、体系そのものを PDCA サイクルで検証する手法）を用います。「地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会」で作成した戦略体系図は次ページ以降に掲載しています。

図 地域包括ケアシステムの構築に係る戦略体系図（日高モデル圏域）

上位目的： **住み慣れた地域で自分らしく人生の最期まで暮らし続けられている** 最終アウトカム

戦略目的： **安心して生き生きと暮らす人が増えている** 中間アウトカム

個別事業
※（新）…新規事業、（継）…継続事業、（拡）…拡大事業





* 「上位目的」：この戦略において長期的に実現したい状態

「戦略目的」：この戦略において短期的に実現したい状態

「手段」：戦略目的を実現するための主要な手段

※ 4桁番号の手段は主要手段を実現するための具体的な手段

第4章 高齢者がいきいき暮らせるまちづくり

第4章 高齢者がいきいき暮らせるまちづくり

1 地域で支え合うまちづくり

(1) 地域の見守り・支え合い体制の構築

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○社会福祉協議会による地域福祉活動 ○高齢者見守りネットワーク事業 ○地域包括支援センター運営事業
対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ひきこもり高齢者等
事業概要	地域住民、関連団体、事業者等が連携し、高齢者と地域で見守り支え合う体制を構築しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

地域の住民同士のつながりが希薄になる中、ひとり暮らしを含めた高齢者のみの世帯が急激に増え、孤立死や老老介護等が大きな社会問題となっています。

高齢社会においては、地域におけるお互いの安否確認、孤立化・閉じこもり予防、緊急事態発生時の対応等が非常に重要な課題となっていますが、地域住民同士の連携、民生委員・児童委員を中心とした地域の関係機関相互の連携と情報の共有等は、まだ十分な状況にありません。

平成23年10月からは、地域、生活関連事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携を図りながら、見守る人、見守られる人を特定せず日ごろから高齢者をさりげなく見守り、異変を察知したときには地域包括支援センター等に連絡し、必要なサービス提供へつなぐ高齢者見守りネットワークの構築を進めています。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 民生委員・児童委員等と関係機関が可能な限り情報を共有・交換し、地域、関係機関、行政等のすべてが一体となって高齢者の生活を支えるシステムづくりが必要です。
- (イ) 社会福祉協議会が推進する住民の主体的な地域づくり及び、総合相談・生活支援体制づくりと連動して取り組む必要があります。
- (ウ) 高齢者見守りネットワークを根付かせるためには、地域住民への継続的な周知が必要です。また、徐々に見守りを依頼する事業所等を増やし、異変を察知する「気付きの目」を増やしていく必要があります。
- (エ) 見守る人、見守られる人を特定しないで、地域の高齢者を緩やかに見守っていきませんが、今後は、見守りを要する高齢者の訪問等を実施できる体制づくりも検討していく必要があります。
- (オ) 閉じこもりがちな高齢者が、地域と関わりを持つきっかけづくりが必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 区や民生委員・児童委員等を中心として、ひとり暮らしを含めた高齢者のみの世帯および要介護度の高い高齢者に対して、緊急事態の発生時だけでなく、普段からの安否確認や閉じこもりを防ぐための声掛け等に対応できる連携システムの構築を図ります。
- (イ) 住民同士が支え合う体制をつくり、地域やボランティア等による定期的な訪問や、地域交流等の居場所づくりの活性化に基づく見守り活動等、住民同士の支え合い活動を推進します。
- (ウ) 地域住民へ継続的に働き掛けるとともに、日常業務の中でさりげなく見守り活動を行う協力事業所等を徐々に増やすことにより、高齢者見守りネットワークの充実を図ります。
- (エ) 住民同士の助け合い、支え合いでは解決できないような問題に対応するため、地域から地域包括支援センター等への相談、連絡、情報提供体制の充実や強化に努めます。

(2) 社会福祉協議会活動

事業・取組の名称	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり（居場所・交流、見守り体制、生活支援体制等） ○総合的な相談・支援体制づくり（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター等） ○日常生活自立支援事業 ○共同募金活動 ○善意銀行による助成活動（フードバンク事業等） ○ボランティア・市民活動支援 ○その他各福祉サービス
対 象 者	支援、サービスを必要とする高齢者、地域住民、ボランティア団体等
事 業 概 要	社会福祉協議会が行う、活動、事業等を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする地域福祉推進の中核団体です。区長会、女性組織、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、福祉施設、ボランティア団体、行政機関の代表者や学識経験者等により運営され、市内全世帯の皆さんに会員としての加入をお願いしています。

平成29年度に市の行政計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の推進に向けた実施計画である「地域福祉推進計画」を一体的に策定した「豊岡市地域福祉計画」を策定し、「一人ひとりがつながり ともに創る安心な地域 豊岡」の実現に向けて地域福祉活動を推進しています。

具体的には、地域福祉計画の「基本目標1：住民の主体的な地域づくり」に向けて、小地域（行政区、地区）を単位とした住民の支え合い活動の体制づくりから、地域の居場所づくり等の交流拠点の整備や、地域課題を把握し解決に向けて協議する場を推進しています。併せて、「基本目標2：総合的な相談・支援体制づくり」に向けても、総合相談センター（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター）を中心に、市関係各課やその他関係機関・団体等と協働しながら、個別課題や地域課題の解決に向けた総合相談活動を推進しています。

その他、関係機関等との協働のもと在宅福祉サービス事業、生活福祉資金貸付事業、善意銀行による助成活動、婚活事業、共同募金配分金による地域福祉活動の推進、ボランティア活動の支援・人材育成等、地域福祉の総合的な推進を行っています。

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 高齢者等の自立生活を支えるために介護保険制度や障害者総合支援制度における在宅福祉サービスの安定した提供の推進はもとより、地域福祉推進の中核団体として支え合いの地域づくりの推進を目指し、地域の見守り体制の充実（福祉委員活動、支え合いマップづくり等）、ふれあいいきいきサロンの推進等を展開し、地域住民と地域の福祉力を高めるとともに、地域の力で高齢者を支える仕組みをつくる必要があります。

(イ) 小地域（行政区、地区）福祉活動については、取組が十分とは言えないため、地域住民と協働、連携しながら誰もが安心して暮らせる地域づくりをさらに推進する必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 地域福祉活動の推進による地域での支え合いの体制づくりとともに、各種専門機関等との連携・協働により高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりを一層推進します。

(イ) 小地域（行政区、地区）を単位とした住民の支え合い活動の体制づくりについては、今後もより一層の充実を図るため、地域住民と連携・協働しながら取り組みます。

(3) 民生委員・児童委員の活動

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○救急医療情報キット配布事業 ○災害時要援護者登録事業
対 象 者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、寝たきり高齢者等
事 業 概 要	民生委員・児童委員活動を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な所で、地域住民の立場に立った相談、援助を行い、住み慣れた地域で一人ひとりが安心して暮らせるように支援しています。

日ごろから支援を必要とする地域住民の生活状態を把握し、行政、その他の関係機関と連携を図ることで、生活課題の早期発見、早期対応を進めています。また、災害時要援護者登録制度に基づく登録の勧奨や平常時における見守り、災害時における情報伝達や避難支援、さらには、救急医療情報キットの普及や活用の支援等の活動も行っています。

支援が必要な地域住民に対しては、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、手続きの支援等、地域住民と福祉サービスをつなぐパイプの役割を担っています。

イ. 第6期計画の評価・課題

多様な生活課題に対応するためには、福祉、保健、医療、教育等さまざまな関係機関との連携が必要になります。福祉事務所や社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健・医療機関等の関係機関のほかに、ボランティアグループや区等も加えたネットワークづくりの推進と、これらと連携した活動の展開が不可欠です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

多様な生活課題、地域課題へのよりの確な対応を可能にするため、民生委員・児童委員の研修の機会の充実を図るとともに、個々の事業に関する適切な情報提供等、個別援助活動を支援します。

(4) ボランティア・市民活動センターの活動

事業・取組の名称	ボランティア・市民活動センター運営事業（社会福祉協議会）
対象者	ボランティアを必要とする高齢者、ボランティア関係者（個人、グループ）
事業概要	ボランティア活動の促進を図ることにより、地域で支え合うまちづくりを推進しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

社会福祉協議会が運営しているボランティア・市民活動センター（本所・支所）は、地域福祉に対する理解と関心を高め、ボランティア活動への住民参加の促進を図るために、学習、体験、情報提供の支援を行う市民の総合的な相談窓口です。

センターでは、さまざまなグループや個人のボランティアが登録され、給食弁当の調理や配食、朗読、点字等の高齢者や障害者への支援のほか、子育てやまちづくり等、さまざまな分野における支援活動を展開しています。また、ボランティア活動を始めたい方を対象とした各種の講座や体験教室の開催、ボランティアグループやNPO法人等による各種研修会の開催、機材の貸出しや各種助成金情報の提供等、ボランティア活動についてのさまざまな情報提供や相談を行っています。さらにボランティアグループや市民団体、NPO法人のネットワーク化を図るなど、多様な支援活動を推進しています。

表 ボランティアの登録状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
グループ数	175	168	167
グループ加入者数（人）（A）	3,242	3,090	2,952
個人登録者数（人）（B）	719	741	351
合計（A）＋（B）	3,961	3,831	3,303

資料：豊岡市社会福祉協議会（各年度4月1日時点）

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化等の社会状況の中において、ボランティア活動等の住民の自発的、自主的な活動は、地域の福祉力を強化するものであり、その活性化に大きな期待が寄せられています。住民の支え合いによるまちづくりと連携した地域のネットワークづくりを進めることが必要です。

(イ) 個人、グループともに高齢化による活動の休止や解散といった状況が見受けられます。一方で、近年ではご近所同士の支え合い活動が取り組まれており、社会福祉協議会においても地域での支え合い活動の体制づくりを中心にご近所同士のつながりづくりや地域活動の世話役になってもらえるような人材の育成に取り組んでいます。今後も人材の発掘や育成を含めた積極的な普及啓発活動の推進が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

特定の個人や志向に偏らないセンターの公共的な性格を生かし、ボランティア推進関係機関や防災・災害ネットワーク等の“協働プラットフォーム*”づくりの支援を図ります。

*協働プラットフォーム：多様な人材や資源が集合、交流する中でネットワークを形成しながら、事業目的に応じたネットワークを最適に編集し、発信させていく拠点。

(5) 学校教育などにおける福祉教育

事業・取組の名称	○地域コミュニティ組織の事業における福祉教育 ○ボランティア活動推進助成事業（社会福祉協議会） ○子ども福祉委員活動（社会福祉協議会）
対 象 者	児童・生徒、地域住民
事 業 概 要	学校教育や生涯学習の場において、福祉教育プログラムを取り入れるなど、福祉に関する教育の充実を図り、福祉活動への理解と知識や援助技術の普及を促進しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

福祉教育では、地域で暮らす児童や生徒が、人にはさまざまな生活や生き方があることに気付き、福祉問題、福祉活動の意味や役割に関心を持ち、共生と平等に対する理解を深める中で思いやりの心を育てています。

生涯学習の場では、地域コミュニティ組織（旧地区公民館）において福祉に関する各種教室やボランティア講座等により福祉活動への理解を広げるとともに、知識や援助技術の普及を図りました。

また、学校教育の場では、社会福祉協議会の「児童・生徒のボランティア活動推進助成事業」により、体験教室や地域での交流による福祉教育プログラムが展開されています。

イ. 第6期計画の評価・課題

福祉教育における多くの体験学習は、地域の人々の暮らしや生き方に直接関わるという点で社会的な意義が大きく、福祉と教育が連携、協働して初めて可能となる取組です。地域にはさまざまな社会資源があり、区や老人クラブ、社会教育団体、ボランティアグループ、NPO法人等の関係機関が連携を図り、それぞれの事業計画の中に福祉教育のプログラムを織り込むなど一体的な取組が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 地域コミュニティ組織での福祉関連講座の充実を図るとともに、学校や教育委員会、行政、社会福祉協議会、福祉施設、教育施設、各種団体、ボランティア等の参画を促します。また、それぞれの専門分野を生かし、地域の方々の関心を高めて地域の大きなネットワークづくりを進め、福祉教育の充実に努めます。
- (イ) 社会福祉協議会では、小学校、中学校、高校、短大と連携し、地域活動やボランティア活動を通じて、地域に目を向ける視点を育てるとともに、子どもたちが自分の住む地域や住民の生活に関心を持ち、地域の活動に積極的に参加する機会をつくります（子ども福祉委員等）。

2 社会参加のまちづくり

(1) 老人クラブ

事業・取組の名称	老人クラブ活動促進事業
対象者	老人クラブ
事業概要	高齢者が保有する知識、経験等を生かした住みよい地域づくりを目標に、健康づくり、介護予防、地域の見守り、子育て支援等、さまざまな活動を通じて明るい長寿社会を目指し取り組んでいる老人クラブの支援を行っています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

老人クラブの組織強化のため、区長会を通じて老人クラブ未結成地区への働きかけを行ったことにより、単位老人クラブ数は、平成26年度の239クラブから平成29年度には245クラブに増加しました。しかし、高齢者の人口の増加に反して老人クラブ会員数は減少傾向にあり、平成29年度は9,650人となり、平成26年度(10,058人)と比べると約4%減少しました。

表 老人クラブの状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
単位クラブ数	団体	242	242	245
会員数	人	9,857	9,660	9,650
加入率	%	30.6	29.9	29.9

※市老人クラブ連合会未加入クラブを含む(各年度4月1日現在)

※加入率(%)は、会員数を各年度の60歳以上人口で除したもの

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 老人クラブは、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりにおいて重要な役割を果たしていると考えています。
- (イ) 老人クラブの組織化に一定の効果は上げましたが、老人クラブ離れの傾向に歯止めをかけるには至っていません。
- (ウ) 積極的な活動が可能な若い世代の会員が減少していることが課題です。
- (エ) 「玄さん元気教室」(90ページ参照)に取り組むクラブも増えてきており、介護予防に対する関心は高くなっています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 第6期計画に引き続き、豊岡市老人クラブ連合会が実施する、休止クラブの再開およびクラブ未結成地区への結成の呼びかけと、団塊世代への加入促進の取組を支援します。
- (イ) 認知症や介護予防に関すること等、高齢者の関心の高い内容を老人クラブ活動に取り入れられるように情報提供や研修等の技術的な支援を行います。

(2) 高齢者大学・高齢者教室

但馬文教府みてやま学園・但馬高齢者生きがい創造学院

事業・取組の名称	○但馬文教府みてやま学園 ○但馬高齢者生きがい創造学院
対象者	高齢者
事業概要	○但馬文教府みてやま学園は、生涯学習の一環として高齢者に総合的、体系的な学習の機会を提供し、生きがいのある充実した生活基盤を確立するため、4年制の高齢者大学として設置され、平成23年度から公益財団法人兵庫県生きがい創造協会が運営しています。基礎的知識を習得するための教養講座と「健康づくり」や「但馬の文化」、「但馬の自然・産業」、「麦わら細工」、「書道」、「園芸」、「パソコン」の7つの専門講座が開講されています。 ○但馬高齢者生きがい創造学院は、高齢者の創造活動を通じて、相互の友愛と連帯の輪を広げるとともに、生きがいづくりと健康増進に資することを目的に16講座が開講されています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

表 但馬文教府みてやま学園の講座の受講状況（平成28年度）

講座・コース名	内容	受講者数 (人)	
教養講座	変貌する社会に対応する一般教養、特に地域の実践者として、必要な基礎的教養を培います。	166	
専門講座	健康づくり	さまざまなゲームやスポーツに親しみながら健康を保持する運動をしたり、高齢期の病気、食生活、医療や介護等について学びます。	63
	但馬の文化	但馬の歴史、文化、芸能、人物等について学びます。 (香住の三番叟、川下祭りと麒麟獅子、出石のお城まつり等)	83
	但馬の自然・産業	但馬の自然やそれを生かした産業について学びます。 (但馬牛の歴史・特徴、但馬の杜氏と酒造り、但馬の漁業等)	51
	麦わら細工	城崎に伝わる伝統工芸、麦わら細工の作品づくりを実践します。	28
	書道	書道の基本を学び、楷書・行書の作品づくりをします。	40
	園芸	野菜作りと管理、苔玉づくり、庭木、盆栽の整枝・剪定の仕方について学びます。	26
	パソコン	ワードで案内文やチラシ、年賀状等の作成について学びます。	41

※受講生は但馬各市町から166人、うち豊岡市からは141人

※専門講座は各自2コースを選択

表 但馬高齢者生きがい創造学院の教室の受講状況（平成 28 年度）

講座名	受講者数（人）	講座名	受講者数（人）
陶芸	21	絵画	20
木彫	23	民謡	21
盆栽	10	ダンス	22
麦わら細工	36	パソコン	24
書道	75	囲碁	16
表具	12	写真	25
俳句	14	編み物	29
短歌	12	カラオケ	35
		合計	395

※受講生は但馬・丹波各市町から 395 人、うち豊岡市からは 368 人

イ. 第 6 期計画の評価・課題

- (ア) 高齢者の生きがいづくりや社会参加のために大きな役割を果たしています。
- (イ) 余暇の多様化や労働環境、経済環境の要因もあり、両大学共に各教室等の受講生は年々減少傾向にあり、新規受講生も減少しています。

ウ. 第 7 期計画の取組の方向性

受講生の増加を図るため、高齢者へ事業の周知について支援します。

(3) スポーツ・レクリエーション

事業・取組の名称	スポーツクラブ 21 等
対 象 者	概ね 60 歳以上の高齢者
事 業 概 要	高齢者になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるように、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのためのさまざまな事業の実施や、スポーツ・レクリエーション施設の提供により、地域に根ざした生涯スポーツの推進に努めています。

ア. 第 6 期計画の取組状況・実績

高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるように、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのためのさまざまな事業を実施しています。地域の住民なら誰でも参加できる、スポーツクラブ 21 に代表される総合型地域スポーツクラブの活動により、地域に根ざした生涯スポーツの推進を行い、スポーツ推進委員会によりニュースポーツの推進等を行っています。

イ. 第 6 期計画の評価・課題

- (ア) 高齢者を含めた多くの市民が、体を動かす機会を増やすことができるように、スポーツクラブ 21 や体育協会、スポーツ推進委員会等と、地域コミュニティ組織や老人クラブ等の団体との連携による、地域に根ざしたスポーツ環境の充実が求められています。
- (イ) 高齢者を中心にニュースポーツやウォーキング等の普及や組織化の推進をさらに図る必要があります。

ウ. 第 7 期計画の取組の方向性

高齢になっても健康で楽しく生活でき、より身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動が行えるように、体育協会、スポーツ推進委員、地域コミュニティ組織やスポーツクラブ 21 等との連携をさらに強化し、グラウンドゴルフやウォーキング等の高齢者でも楽しむことのできる事業を推進していきます。

(4) シルバー人材センター

事業・取組の名称	高齢者就業機会確保事業
対象者	高齢者
事業概要	豊岡市シルバー人材センターは、シルバー人材センターの基本理念である「自主、自立、共働、共助」のもと、高齢者の就業機会確保のために、就業に関する情報提供、就業相談、講習会等の事業を行っています。また、兵庫県シルバー人材センター協会の一般労働者派遣事業、職業紹介を活用した就業機会の確保を推進しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

契約金額、就業延人員は、平成27年度から平成28年度にかけて増加しており、平成29年度も契約件数は4,200件と更なる増加を見込んでいます。登録者数は平成27年度の776人から平成28年度には737人に減少しましたが、平成29年度には760人への増加を見込んでいます。

市としては、シルバー人材センターが安定して運営できるように財政支援を継続するとともにシルバー人材センターが実施する各事業の周知等で支援しました。

表 労働者派遣事業（シルバー人材センター）の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
契約件数	件	4,127	4,171	4,200
労働者派遣件数	件	9	17	13
契約金額	円	379,234,466	387,196,386	390,270,000
就業延人員	人/日	74,636	78,915	81,570
登録者数	人	776	737	760

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 講習会の開催、臨時的・短期的または軽易な就業機会の確保（新規開拓）、就業情報の収集、一般労働者派遣事業の活用等、第6期計画で掲げた取組がそれぞれ着実に実施されました。こうした取組が、就業延人員や契約金額の増加につながったものと評価しています。

(イ) 高齢者世帯等に対する掃除、調理、買い物等の生活支援サービスのニーズは高まっていますが、料金及び対応できる登録会員とのマッチングに課題があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 第6期計画に引き続き、就労人材育成のための講習会の開催、きめ細かな情報収集や多様な制度活用によるシルバー人材センターに適した就業機会の確保を支援します。

(イ) 今後ニーズの増加が見込まれる高齢者への生活支援サービスの提供等への対応を支援します。

(5) 高齢者職業相談（就労支援）

事業・取組の名称	高齢者職業相談（就労支援）
対 象 者	概ね60歳以上の高齢者
事 業 概 要	高齢者に限定した職業相談や就労支援を行っている機関や事業等はありませんが、ハローワークや市が運営するウェブサイト「ごきんジョブ」で高齢者も含めた職業紹介等を行っています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) ハローワークは、特定の年齢層に特化した就業支援を行っているわけではありませんが、ハローワークを介して65歳以上の高齢者を雇用した事業主に対して支払う特定求職者雇用開発助成金制度を設けるとともに当該制度を事業主へ周知するなどの高齢者雇用の促進に資する取組を行っています。
- (イ) 市が平成29年1月から開設している市内の求職者向け職業紹介ウェブサイト「ごきんジョブ」は、スマートフォンやパソコンからそのウェブサイトにアクセスするだけで、近所の求人企業等がマップ上に表示されます。その中で「シニア歓迎」の求人を絞り込んで表示することもできます。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 市では、高齢者の就労状況の実態把握は行っていません。
- (イ) ハローワークも、45歳以上の中高齢者についての就労状況は統計上把握されていますが、高齢者についてのデータはなく、高齢者の就労状況の実態は把握できていません。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

高齢者の一般就労に係る支援等について、ハローワークとの連携を図ります。

(6) サロン・カフェ

事業・取組の名称	サロン・カフェ
対象者	高齢者等
事業概要	行政区、地区内等で住民が主体となって、高齢者や地域の住民が気軽に集まり、お茶を飲みながらおしゃべり等をする集いの場が開催されています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 行政区で実施されるふれあいいきいきサロンについては、社会福祉協議会が立ち上げから3年目まで年間5万円、4～6年目まで年間3万円の補助を行っています。
- (イ) 市が委託している豊岡市社会福祉協議会の生活支援コーディネーター（105 ページ参照）等により立ち上げの働きかけや技術的支援を行いました。

表 サロン・カフェ実施箇所数

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
豊岡地域	箇所	37	65	62 (3)
城崎地域	箇所	11	11	11 (1)
竹野地域	箇所	16	23	23 (2)
日高地域	箇所	35	65	37 (4)
出石地域	箇所	24	29	29 (2)
但東地域	箇所	21	23	22
市全体	箇所	144	216	184 (12)

※各年度末現在（平成29年度は11月末現在）

※平成27、28年度は、休止中のサロン・カフェを含んでいます。

※平成29年度の（ ）内は、地域コミュニティ組織主催のサロン・カフェ（内数）です。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 生活支援コーディネーター等の働きかけや支援により、社会参加の機会の一つとして考えているサロン・カフェ等の集いの場は大幅に拡大しました。
- (イ) 開催回数月1回以下のサロン・カフェが7割以上であり、開催回数の拡充が必要です。
- (ウ) 参加者の多くが比較的元気な高齢者であり、介護認定者等も参加しやすくする必要があります。
- (エ) 多くの集いの場で世話役の後継者確保が課題となっています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 生活支援コーディネーター等を通じて、集いの場の新規開設支援に加え、既存の集いの場の質的充実に取り組みます。
- (イ) 地域コミュニティ組織と集いの場の連携支援に取り組みます。
- (ウ) サロン・カフェが継続して運営されるよう支援を検討します。

3 高齢者が生活しやすいまちづくり

(1) 福祉のまちづくり条例による生活空間の整備

事業・取組の名称	福祉のまちづくり条例による生活空間の整備
対象者	高齢者や障害者を含むすべての県民
事業概要	兵庫県では、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、平成4年10月に全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、県、市、県民および事業者が一体となって、高齢者や障害者が安全で快適に生活できる環境整備を総合的に推進しています。本市では、施設の建築や改築時に整備基準による審査・指導等を行っています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

本市では「福祉のまちづくり条例」により一定の施設に対し、建築等の際の届出・通知を受理し審査・指導を行いました。過去の届出件数は下記のとおりです。

表 建築等の際の届出・通知件数

届出・通知の名称	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小規模購買施設等建築等（変更）届	件	2	7	2
特定施設建築等（変更）届	件	0	3	1
公益的施設建築等通知書	件	1	0	0
共同住宅建築等通知書	件	0	1	0

※各年3月31日現在（平成29年度は9月30日現在）

※平成24年7月1日から、特定施設については、整備基準の実効性を高めるため、バリアフリー法に基づき、建築基準法の建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを取り入れています。それにより従来、市に提出する届出・通知等の一部は免除されます。

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 日常生活や社会生活での物理的、心理的な障害や制度上の障壁等、高齢者等を取り巻く環境を検証しながら、ユニバーサルデザインを推進する必要があります。

(イ) 特定施設の環境改善だけでなく、高齢社会に対応した住環境の環境改善等も併せて推進することが重要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 県と連携し、高齢者等にやさしい住環境の知識の普及に努めます。

(イ) 「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設、店舗、駅、公園等の特定施設の整備改善を促し、高齢者等が生活しやすい環境整備を推進します。

(2) バリアフリー仕様の公営住宅の整備

事業・取組の名称	バリアフリー仕様の公営住宅の整備
対象者	市営住宅の入居者
事業概要	市営住宅の整備にあたり、豊岡市公営住宅等長寿命化計画（平成24年3月策定）に基づき、居室内の段差解消や玄関先のスロープの設置等、高齢者の身体機能の低下に配慮した整備に努めています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

市営住宅の新築や大規模なバリアフリー改修工事の実施はありません。
浴槽を浅型の設備へ取替える工事を1団地で空家修繕等の際に実施しています。

表 バリアフリー仕様の公営住宅の整備の状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
バリアフリー仕様の公営住宅の整備	戸	5	4	2

※各年3月31日現在（平成29年度は9月30日現在）

イ. 第6期計画の評価・課題

平成15年度頃から建替え等により整備した住宅の多くは、高齢者等に配慮し居室内の段差解消等が図られています。一方、一部住宅では住棟へのアプローチに段差があり、スロープ化等の対応が必要となっています。また、入居者については高齢化が進んでおり、エレベーターのない中層住宅の上層階に居住する高齢者等が低層階へ住み替えるなどの対応が必要となっています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

既存の市営住宅について、豊岡市公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者の身体機能低下に対応した構造および設備を備えた住宅への改修の検討を進めます。

エレベーターのない中層住宅で上層階に居住している高齢者等に、医師が認める身体機能の低下等がある場合、低層階への住み替え等に配慮します。

(3) 高齢者の虐待防止

事業・取組の名称	高齢者虐待対応
対象者	65歳以上の高齢者
事業概要	<p>○市では、高齢者の虐待に関する通報や相談の窓口を、地域包括支援センターおよび豊岡市福祉事務所（市振興局市民福祉課を含む。）に設けています。</p> <p>○高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、および養護者に対する支援を適切に実施するため、「高齢者虐待対応マニュアル」を策定し、関係機関と連携して対応にあたっています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

地域で見守り支え合う体制として「高齢者見守りネットワーク事業」を整備し、高齢者虐待の未然防止および早期発見に努めました。また、相談や通報がなされた場合には、迅速な対応に努め必要な支援を行いました。

表 高齢者虐待の通報・相談の状況

	単位	前年度からの継続	通報	虐待認定	特養への措置	養護への措置	入院・入所	在宅サービス導入	その他	終結	対応継続
平成27年度	件	3	42	23	1	1	6	5	13	18	8
平成28年度	件	8	35	21	1	3	13	6	6	18	11
平成29年度 (見込)	件	11	45	25	1	3	15	10	7	24	12

表 虐待の種類別の通報・相談の状況（虐待認定したもの・重複あり）

	単位	身体的	心理的	世話放棄	性的	経済的
平成27年度	件	14	9	4	0	3
平成28年度	件	15	14	4	0	2
平成29年度 (見込)	件	15	15	5	0	5

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 介護事業者や医療機関等、医療・福祉の専門機関においては、概ね速やかに通報がされるようになってきていますが、一般の地域住民については、虐待発見時の通報・相談先が十分認知されていないのが実情です。

(イ) 高齢者虐待を未然に防ぐとともに発生後の根本的解決のためには、平常時及び虐待発生時、その時々において養護者への適切な支援が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 市広報、出前講座、民生委員協議会、認知症サポーター養成講座、地域の福祉研修会等、さまざまな媒体や機会を通じて、高齢者虐待やそれにつながるおそれのあるような、気になる高齢者の発見時の対応・相談・通報先等の周知に取り組みます。
- (イ) 虐待の未然防止の観点から平常時における認知症や介護等に係る正しい知識・対応方法等の更なる啓発に取り組みます。
- (ウ) 虐待発生時において、被虐待者だけでなく養護者にも寄り添いつつ虐待原因を分析し、虐待の根本的な解決のために被虐待者と養護者それぞれに対する適切な支援に努めます。

4 安全で快適な生活環境づくり

(1) 高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）

①外出支援サービス助成事業

事業・取組の名称	外出支援サービス助成事業
対象者	公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者
事業概要	電車、バス、タクシー等の一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者等が、福祉車両により居宅と医療機関・福祉施設等との間を移送するサービスを利用した場合に、その料金の一部を助成しています。高齢者等およびその介護を行う者の精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅高齢者等の福祉の向上を図ることを目的としたものです。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

登録者数は平成27年度から平成28年度にかけて増加し、平成29年度は減少しているものの計画値を上回る1,003人となっています。一方、延利用回数は増加傾向にありますが、計画値を下回っています。

表 外出支援サービス助成事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
登録者数	人	828	996	840	1,042	850	1,003
延利用回数	回	20,920	16,544	21,000	15,861	21,100	17,290

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 人工透析患者、重度要介護者等の移動制約者が在宅生活を継続するため、本事業は大きな役割を果たしています。
- (イ) 今後、後期高齢者の増加とともに利用者の増加が見込まれることから、助成額と自己負担額のバランスについて検討が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

本事業登録福祉有償運送事業者の確保等、効率的な事業運営の方法を検討します。

表 外出支援サービス助成事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数	人	1,089	1,089	1,089
延利用回数	回	18,060	18,060	18,060

②住宅改造費助成事業

事業・取組の名称	住宅改造費助成事業
対 象 者	<p>○住宅改造・一般型 60歳以上の方が属する世帯の生計中心者 ※生計中心者の所得により、助成額を決定します。ただし、一定の所得（給与収入のみの者 給与収入金額800万円、給与収入以外の収入がある者 所得金額600万円）を超える世帯は助成対象外となります。</p> <p>○住宅改造・特別型 次のいずれかに該当する方の属する世帯の生計中心者であって原則として介護保険制度または障害者制度の住宅改修費給付等と一体的に住宅改造を実施する者</p> <p>①介護保険制度による要支援または要介護認定を受けた方の属する世帯 ②身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～2級の方の属する世帯 ③療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「A」の方の属する世帯</p> <p>※生計中心者の所得により、助成額を決定します。</p>
事業概要	高齢者や障害者が、住み慣れた自宅で安心して生活できる住環境を整備するため、身体状況に応じた住宅改造や高齢者の将来的な身体の衰え等に備えた住宅改造をするにあたって、住宅改造費を助成します。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

市広報や介護支援専門員連絡会等を通じ、事業の周知や啓発に努めています。

平成28年度から住宅改造・特別型に加え、住宅改造・一般型も実施し、高齢者の将来的な身体の衰え等に備えた住宅改造に対し、住宅改造費を助成しています。

表 住宅改造費助成事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
特別型利用件数	件	6	3	7	9	8	11
一般型利用件数	件	-	-	-	24	-	34

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 介護認定者や重度障害者等の身体状況に対応した住宅改造・特別型は、高齢者や障害者の自立した生活の維持や介護者負担の軽減に一定の役割を果たしています。
- (イ) 高齢者の将来的な身体の衰えに備えた予防的な観点での住宅改造・一般型は、短期的に効果が表れる性格の事業ではないため、現時点でその効果について評価を行うことは困難です。
- (ウ) 制度内容や対象工事について、利用者や住宅改造業者への周知が十分ではありません。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) ケアマネジャーへの更なる周知を行うとともに、住宅改造業者への周知の方法を検討し、実施します。
- (イ) 住宅改造・一般型の県の補助対象者の年齢要件が平成30年度から65歳に引き上げられる予定です。それに伴い市も平成29年度中に補助対象年齢を65歳に引き上げる制度改正の準備を行い、平成30年度当初から実施します。

表 住宅改造費助成事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特別型利用件数	件	13	13	13
一般型利用件数	件	41	41	41

③緊急通報システム整備事業

事業・取組の名称	緊急通報システム整備事業
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯等で障害または病弱等な方
事業概要	ひとり暮らしの高齢者等が突然の体調不良、けが等で緊急に救急車を必要とする場合に使用する緊急通報装置の貸与を行っています。緊急通報装置のボタンを押すことで消防署へ自動的に通報され、近隣協力者による安否確認または救急車の出動により速やかに緊急時の対応ができます。また、平成27年度から緊急通報装置と連動した火災警報器を同時に貸与・設置し、火災警報器が火災を感知した場合自動的に消防署へ通報が入るシステムを導入しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

民生委員・児童委員等の協力のもと、新規の貸与件数が増加傾向にあり、計画期間を通して計画値を上回って推移しています。

表 緊急通報システム整備事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
貸与件数	件	420	437	420	478	420	484

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 緊急通報システム整備事業はひとり暮らしの高齢者等が安心して在宅生活を継続するために、大きな役割を果たしています。
- (イ) 近隣との関係が希薄なひとり暮らし高齢者も多く、緊急通報時に安否確認等の対応を依頼する近隣協力者の確保が困難な場合があります。
- (ウ) 火災警報器と緊急通報装置との連動システムの弊害として、火災以外の煙の感知等による誤報が増えています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) ひとり暮らしの高齢者等の安全安心の確保を図るため、民生委員・児童委員や近隣協力者、消防署と連携し、さらに救急医療情報キットを活用することにより、より迅速に緊急時の対応ができるように事業を推進します。
- (イ) 近隣協力者の役割の整理と負担軽減について検討します。

表 緊急通報システム整備事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
貸与件数	件	480	480	480

④救急医療情報キット配布事業

事業・取組の名称	救急医療情報キット配布事業
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方や65歳以上の方のみで構成される世帯等
事業概要	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等へ、急病等の緊急時に迅速な救急活動につなげるために、「かかりつけ医」、「持病」、「緊急時の連絡先」等救急時に必要な情報を保管する容器等（救急医療情報キット）を配布しています。配布情報については消防本部と共有し、救急隊の出動時に、より迅速な救急活動に活用されています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

申込の受付は随時行っています。また、各年度1回、区長や民生委員・児童委員に依頼し、事業の周知や申込の勧奨を行いました。

表 救急医療情報キット配布事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
配布キット数	個	1,000	280	1,000	547	1,000	210
配布者数	人	1,500	474	1,500	862	1,500	330

※計画値・実績値は、新規配布分の数値です。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 日常生活の中での安心感の向上につながっているものと考えています。
- (イ) 区ごとの普及率にばらつきがあります。
- (ウ) キットの利用や情報の記載方法、情報の更新等の理解の促進が課題となっています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 市広報や無線放送、区長や民生委員・児童委員を通じ、キットの普及に努めます。
- (イ) 民生委員・児童委員を通じ、対象者の事業理解の周知に努めます。

表 救急医療情報キット配布事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配布キット数	個	300	300	300
配布者数	人	500	500	500

⑤訪問理美容サービス事業

事業・取組の名称	訪問理美容サービス事業
対象者	介護保険要介護2以上の方、療育手帳A判定の方および身体障害1、2級の方で理美容店へ行くことが困難な方
事業概要	身体上または精神上的の障害等によって理美容院へ行くことが困難な高齢者が、自宅で散髪の様子が受けられるように、理美容業者の出張に要する経費を助成しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

利用者は減少傾向にあり計画値を下回っています。一方、延利用回数は計画値を下回っているものの増加傾向にあります。

表 訪問理美容サービス事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人	15	13	15	13	15	8
延利用回数	回	37	16	37	22	37	24

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 外出困難な高齢者の在宅生活を支援する事業として一定のニーズはありますが、利用者の数が計画値を下回っています。

(イ) 利用者の地域が日高地域に偏っています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

利用者数の動向によっては、事業の見直しを検討します。

表 訪問理美容サービス事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	人	12	12	12
延利用回数	回	28	28	28

⑥生きがい活動支援通所事業

事業・取組の名称	生きがい活動支援通所事業
対象者	概ね65歳以上の高齢者で、要介護等認定を受けていない方
事業概要	介護保険の対象外で家に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作の訓練、レクリエーション、健康チェック、生活指導、食事等のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および介護予防を図ることを目的に民間事業者等に委託して実施しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

第6期計画では、計画期間中に全地区に支え合い通所介護事業（77 ページ参照）を整備し、すべての生きがい活動支援通所事業利用者の移行を目標としていたため、平成29年度の登録者数、延利用回数ともに0件を見込んでいました。しかし、支え合い通所介護事業の整備が計画の3分の1程度しか進まなかったため、まだ本事業の利用者が多く残っており、平成29年度の実績は登録者数447人、延利用回数5,373回となる見込みです。

表 生きがい活動支援通所事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
登録者数	人	550	632	300	511	0	447
延利用回数	回	7,360	6,956	4,000	5,611	0	5,373

イ. 第6期計画の評価・課題

家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進や自立生活の助長、介護予防に一定の役割は果たしています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 社会参加や介護予防につながるように、効果的な事業実施に努めます。
- (イ) 第6期計画に引き続き、支え合い通所介護事業（77 ページ参照）への移行を進めます。
- (ウ) 支え合い通所介護事業、通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」（75 ページ参照）、「玄さん元気教室」（90 ページ参照）等他の介護予防事業との機能・役割を整理し、必要に応じて事業のあり方を検討します。

表 生きがい活動支援通所事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数	人	345	300	180
延利用回数	回	4,356	3,759	1,932

⑦高齡者祝福事業

事業・取組の名称	高齡者祝福事業
対象者	最高齡者・最高齡夫婦および当該年中に満100歳以上の年齢となる方
事業概要	高齡者を敬愛し長寿を祝福するため、最高齡者、最高齡夫婦及び満100歳以上の方を祝福訪問し、記念品を贈呈しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

100歳以上の方は増加傾向にありますが、計画値を下回っています。

表 高齡者祝福事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
100歳以上	人	87	78	95	84	100	92

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 高齡者宅等を訪問することにより、直接、祝福の気持ちを伝えることができました。
- (イ) 祝意の表し方について、検討する必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

高齡者を敬愛し長寿を祝福する何らかの事業は実施する方向ですが、祝意の表し方についてより効果的な方法を検討します。

表 高齡者祝福事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
100歳以上	人	105	110	115

⑧要援護世帯雪下ろし援助事業

事業・取組の名称	要援護世帯雪下ろし援助事業
対 象 者	<p>市民税非課税世帯で、雪下ろしに他からの援助を受けられない次の世帯（「要援護世帯」といいます。）</p> <p>①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②重度障害者のみの世帯 ③母子世帯（18歳未満の子とで構成される世帯） ④上記①から③までの組み合わせの世帯（ただし、上記①、②の世帯に18歳未満の方がいても可）。</p>
事業概要	自力で屋根の除雪作業が困難なひとり暮らし高齢者等が、建設業者等に依頼して屋根の雪下し等を行った場合に、その費用の一部を補助しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

自力で屋根の除雪作業を行うことが困難な要援護世帯が、豪雪時に安心して自宅で暮らすために必要な事業であり、平成27年度に制度の見直しを行い、補助金額の上限を1回につき20,000円から30,000円に引き上げました。平成29年2月に山陰地方や近畿北部を中心に記録的な大雪となった影響で、平成28年度は補助件数、補助金額ともに計画値を大きく上回っています。

表 要援護世帯雪下ろし援助事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
補助件数	件	15	0	15	103	15	15
補助金額	円	177,000	0	177,000	1,536,000	177,000	177,000

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 積雪時の不安軽減と安全確保に一定の効果があったと考えています。
- (イ) 対象世帯の要件緩和を要望する声があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 雪下ろし対応可能事業者についての情報収集と協力依頼を行い、利用者への情報発信に努めます。
- (イ) 区長や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携し、積雪時期の前及び豪雪時において要援護者に対して適切に情報提供を行います。
- (ウ) 積雪時の高齢者の実態や地域の声を踏まえ、必要に応じて対象世帯の要件等の見直しの検討を行います。

表 要援護世帯雪下ろし援助事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
補助件数	件	96	96	96

(2) 高齢者支援事業計画の計画値（再掲）

第7期計画における高齢者支援事業の計画値は、次のとおりとします。

事業名		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	掲載頁
① 外出支援サービス助成事業	登録者数	人	1,089	1,089	1,089	P49
	延利用回数	回	18,060	18,060	18,060	
② 住宅改造費助成事業	特別型利用件数	件	13	13	13	P50
	一般型利用件数	件	41	41	41	
③ 緊急通報システム整備事業	貸与件数	件	480	480	480	P52
④ 救急医療情報キット配布事業	配布キット数	個	300	300	300	P53
	配布者数	人	500	500	500	
⑤ 訪問理美容サービス事業	実利用者数	人	12	12	12	P54
	延利用回数	回	28	28	28	
⑥ 生きがい活動支援通所事業	登録者数	人	345	300	180	P55
	延利用回数	回	4,356	3,759	1,932	
⑦ 高齢者祝福事業	100歳以上	人	105	110	115	P56
⑧ 要援護世帯雪下ろし援助事業	補助件数	件	96	96	96	P57

(3) 施設サービスおよび支援施設等

① 養護老人ホーム（老人保護措置事業）

事業・取組の名称	養護老人ホーム（老人保護措置事業）
対象者	概ね65歳以上の方で、環境上の理由および経済的理由（養護老人ホーム入所措置の基準）により、居宅において養護を受けることが困難な方
事業概要	心身の状況、経済的状況、家族の状況等により、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに措置しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

コスモス荘、ことぶき苑の本市による措置者数は定員に達していませんが、実際には他市町からの措置者もあり、常時概ね満床に近い状況です。

表 養護老人ホームへの措置実績（在籍人数）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
コスモス荘	人/月	49	48	48
ことぶき苑	人/月	35	32	32
その他施設	人/月	10	12	10

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 高齢者虐待による被虐待者の虐待者からの分離生活場所として多くの事案において活用され、本施設機能が有効に発揮されたと評価しています。
- (イ) 関係機関と連携し、居宅サービス等の提供による在宅生活継続の可能性や本施設以外に利用可能な施設の有無を調査・検討する必要があります。
- (ウ) 特別養護老人ホームへの通常の入所が措置制度から介護保険の契約制度へ移行して17年もの年月が経過する中で、措置制度として継続している養護老人ホームへの措置入所の意味が、一般住民はもちろん介護・福祉関係者にも十分理解されていない現状があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

措置の意味を踏まえ、関係機関と連携を取りながら措置の必要性を調査・検討し、適切な入所措置に努めます。

②軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業

事業・取組の名称	軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業
対象者	概ね60歳以上の高齢者で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方
事業概要	<p>○現在、竹野圏域に2施設、城崎圏域、出石圏域、但東圏域にそれぞれ1施設が整備されています。</p> <p>○竹野圏域にある2施設のうちの1施設と城崎圏域にある施設は特定施設入居者生活介護指定（混合型）、但東圏域にある施設は地域密着型特定施設入居者生活介護指定（入居者は原則要介護者のみ）を受け、介護付きとなっています。</p> <p>○施設すべてがほぼ満床の状況となっています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

竹野圏域で定員数の増加があり、計画値を上回る実績となっています。

表 軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業の実績

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画値	人	69	99	99
実績定員数	人	69	109	109
城崎圏域	人	30	30	30
竹野圏域	人	4	44	44
出石圏域	人	15	15	15
但東圏域	人	20	20	20

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 施設すべてがほぼ満床の状況であり、軽費老人ホーム（ケアハウス）に対するニーズはあると考えられますが、軽度の支援を要する高齢者の住まいの確保については、類似の機能を持つ有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備を含め、総合的に検討する必要があります。
- (イ) 特定施設入居者生活介護等の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備については、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を勘案する必要があります。
- (ウ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、比較的低価格で入所が出来ますが、経営は原則、国、地方公共団体または社会福祉法人に限定されているため、整備事業者の確保が難しい状態です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、特定施設入居者生活介護の指定を受けることによって、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度（入所の必要性がそれほど高くない）の方の受入れ施設としての役割を担うことが期待されています。事業者の確保が難しい状態であるため、整備計画としては掲げませんが、利用者のニーズを的確に把握しながら、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。

表 軽費老人ホーム（ケアハウス）の計画値（定員数）

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定員数	人	109	109	109

③有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業

事業・取組の名称	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業
対象者	○有料老人ホーム 概ね60歳以上の高齢者 ○サービス付き高齢者向け住宅 60歳以上の高齢者または要支援・要介護認定者およびその同居者
事業概要	○有料老人ホームは、入居者に食事の提供、入浴・排泄・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設です。 ○サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて県に登録された住宅で、バリアフリー等の設備基準を満たし、安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。 ○サービス付き高齢者向け住宅であっても、介護、食事、家事、健康管理のサービスのうち、いずれか1つでも提供する場合は、有料老人ホームに該当します。 ○有料老人ホームは、現在、豊岡圏域の1施設のみです。 ○サービス付き高齢者向け住宅は、現在、豊岡圏域に3施設、出石圏域に2施設あります。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

平成28年度に有料老人ホームが豊岡圏域に1施設、同じく平成28年度にサービス付き高齢者向け住宅が出石圏域に1施設整備され、計画値を若干上回る実績となっています。

表 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
戸数	戸	127	107	147	150	147	150

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) サービス付き高齢者向け住宅は、地域包括ケアシステムにおける高齢者への住まいの提供に係る重要な基盤であり、整備していく必要があります。
- (イ) サービス付き高齢者向け住宅で提供されるサービス情報の把握・評価・指導等については、県と連携を図る必要があります。
- (ウ) 特定施設入居者生活介護等の指定を受ける有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備については、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を勘案する必要があります。
- (エ) 単身高齢者や高齢者夫婦世帯等を中心に一定のニーズがあると考えますが、低所得者でも入居できる費用設定の施設や住宅が求められます。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、特定施設入居者生活介護の指定を受けることによって、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度（入所の必要性がそれほど高くない）の方の受け入れ施設としての役割を担うことが期待されるため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることを基本として整備を図ります。

表 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業の計画値（戸数）

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
戸数	戸	150	239	239

※特定施設入居者生活介護の計画値（定員数）は167ページに記載

④高齢者短期生活支援住居運営事業

事業・取組の名称	高齢者短期生活支援住居運営事業
対 象 者	60歳以上の方で生活環境を失った方
事 業 概 要	特別養護老人ホームはまなす苑に委託して、60歳以上の方で災害や高齢者虐待等、突発的な事情により、生活環境を失った方に住居および生活支援を提供することにより、高齢者の生命を守り、健康的な生活が送れるように支援しています（利用定員：1人、利用期間：6カ月以内）。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

表 高齢者短期生活支援住居運営事業の実績

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実利用者数	人	1	2	1
延利用日数	日	14	157	150

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 虐待により別居が必要だが、高齢者福祉施設等での支援は必要のない高齢者の緊急避難先として、一定の役割を果たしました。
- (イ) 虐待を受けている高齢者の多くが何らかの心身の障害があり、本事業での支援では不十分なため利用が困難な場合が多いのが実情です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 本事業の適応可能なケースについて適切に利用につながるように、地域包括支援センターや市役所振興局における本事業の趣旨・内容の更なる理解の促進に取り組みます。
- (イ) 今後の利用状況、利用者の状態像を踏まえ、必要に応じて事業のあり方についても検討を行います。

⑤老人福祉センター管理運営事業

事業・取組の名称	老人福祉センター管理運営事業
対象者	高齢者
事業概要	地域の高齢者の健康の増進、教養の向上およびレクリエーションに資するため、豊岡圏域と竹野圏域の2箇所に設置しています。両施設とも指定管理者により、管理、運営が行われています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

長寿園は、市老人クラブ連合会の事務局が置かれ、老人クラブ活動の拠点として、また高齢者のサークル活動（生け花、囲碁、書道等）の場として活用されています。

竹野老人福祉センターは、老人クラブ活動、気功、カラオケ等、高齢者のサークル活動の場として活用されています。

表 長寿園の利用状況

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度(見込)		
		貸室	浴場	健康相談	貸室	浴場	健康相談	貸室	浴場	健康相談
利用回数	回	1,107	148	-	1,096	146	-	1,100	145	-
延利用人数	人	8,891	1,852	72	8,714	1,776	78	8,800	1,800	75

表 竹野老人福祉センターの利用状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用回数	回	533	554	540
延利用人数	人	5,687	5,155	5,400

イ. 第6期計画の評価・課題

高齢者の健康の増進・集いの場として活用され、高齢者福祉の増進に寄与する施設として役割を果たしています。

施設の利用団体等は固定化されており、新たな利用団体等の施設利用に向け、積極的に広報活動を行う必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

利用者を増加させるため、指定管理者と協力して広報活動を行うとともに、高齢者団体の活性化の支援や施設利用の働きかけを強化します。

⑥生活管理指導短期宿泊事業

事業・取組の名称	生活管理指導短期宿泊事業
対 象 者	概ね65歳以上で自立はしているが何らかの支援、指導を必要とするひとり暮らしの方
事 業 概 要	社会生活への適応が困難なひとり暮らしの高齢者等が、一時的に養護老人ホーム等に入所し、生活習慣等の指導等を受けることにより、日常生活の自立を図ることを支援しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

平成27年度は例年になく利用の少ない1年でした。平成28年度は延利用人数は計画値を下回りましたが、延利用日数は計画値を上回っており、一人あたりの利用日数が増加傾向にあります。平成29年度は延利用日数については計画値どおりとなる見通しです。

表 生活管理指導短期宿泊事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
延利用人数	人	30	5	30	14	30	15
延利用日数	日	541	123	541	571	541	530

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、対象者は増加傾向にあります。
- (イ) 短期宿泊として利用している施設が養護施設のため、心身の状態によっては受け入れが困難なことや、事業内容についても周知していく必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

社会生活への適応が難しくなっている高齢者の体調や生活の改善を図り、日常生活の自立につなげるための重要な施策であり、今後も引き続き事業を実施していきます。

表 生活管理指導短期宿泊事業の計画値

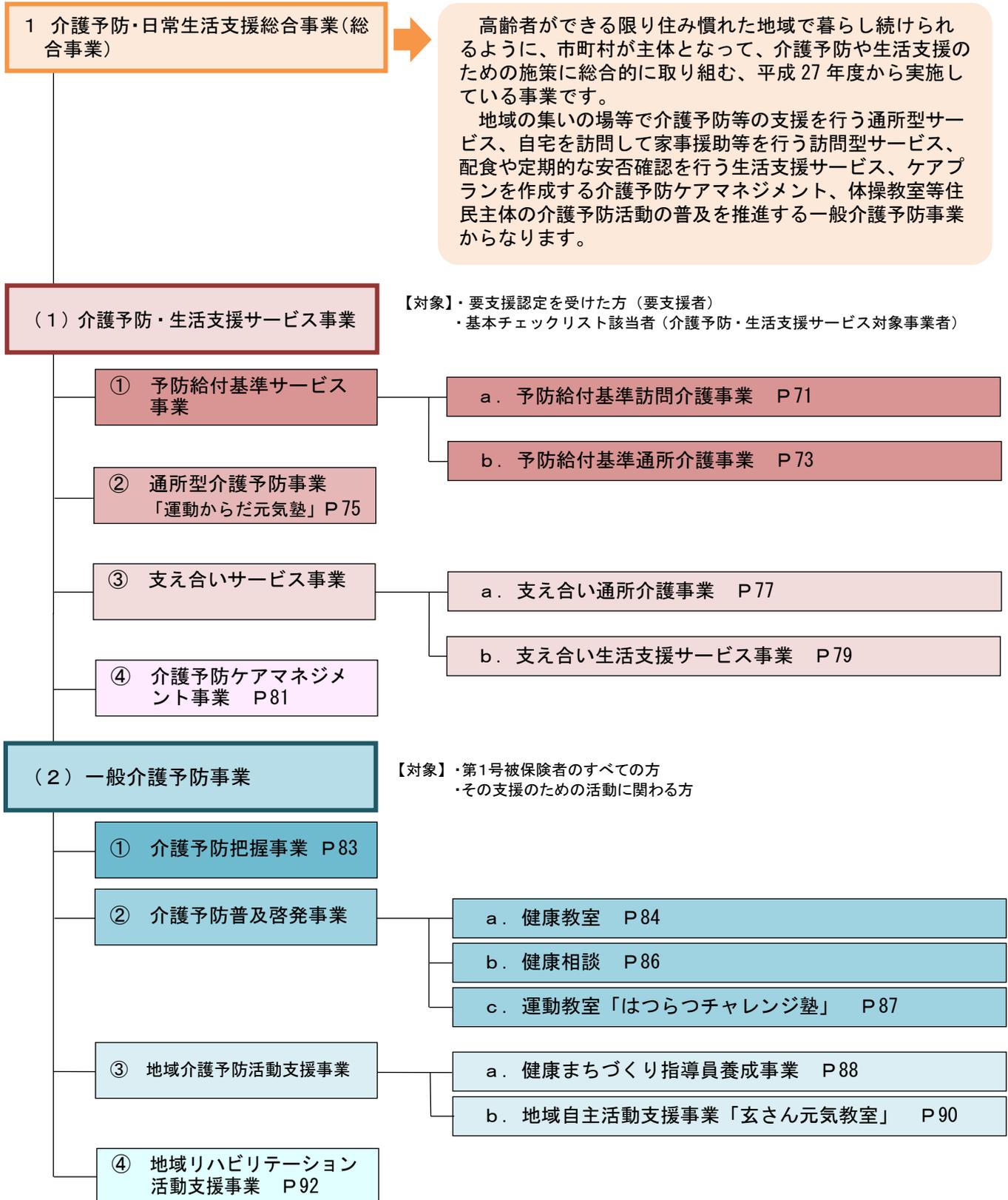
	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延利用人数	人	10	10	10
延利用日数	日	452	452	452

第5章 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

第5章 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

1 地域支援事業の体系図

図 地域支援事業の体系図



2 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業は、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援を包括的に行うため、地域包括支援センターの運営、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等を行います。

任意事業は、要支援、要介護者およびその介護者等に対して実施する事業で、介護用品支給事業、住宅改修支援事業、成年後見制度支援事業等、経済的負担を軽減するための助成事業や介護者等を対象に介護の知識や技術を習得するための講座や精神的負担を軽減するための交流会等の事業があります。

(1) 地域包括支援センター運営事業

- ① 総合相談支援事業 P93
- ② 権利擁護事業 P94
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 P96
- ④ 地域包括支援センターの運営と機能の充実 P98
- ⑤ 地域ケア会議推進事業 P101

(2) 在宅医療・介護連携推進事業 P103

- ア 地域の医療・介護資源の把握 P104
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 P104
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 P104
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援 P104
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 P104
- カ 医療・介護関係者の研修 P104
- キ 地域住民への普及啓発 P104
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 P104

(3) 生活支援体制整備事業 P105

(4) 認知症総合支援事業 P107

- ① 認知症に関する知識の普及・啓発の推進 P108
- ② 早期発見・早期対応の推進 P114
- ③ 認知症ケアの向上 P119
- ④ 若年性認知症の人と家族への支援 P121
- ⑤ 家族介護者に対する支援の充実 P123
- ⑥ 権利擁護の推進 P124
- ⑦ 地域見守り体制の推進 P125

任意事業(次ページ)

包括的支援事業(前ページ)

(5) 任意事業

① 家族介護支援事業(家族介護教室、家族介護者交流会) P127

② 家族介護用品支給事業 P129

③ 成年後見制度利用支援事業 P130

④ 介護相談員派遣事業 P131

⑤ 住宅改修支援事業 P133

⑥ 食の自立支援事業 P134

⑦ 介護給付等適正化事業 P136

2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

（1）介護予防・生活支援サービス事業

①予防給付基準サービス事業

a. 予防給付基準訪問介護事業

事業・取組の名称	予防給付基準訪問介護事業
対象者	○要支援認定者または基本チェックリスト*の該当者であって、身体介護や調理等専門職員によるサービスを受けることが必要な高齢者。 ○サービスの必要性は、地域包括支援センターが本人の心身の状況、置かれている環境等を踏まえ、自立支援の観点から行うケアマネジメントにおいて判断します。
事業概要	対象者が自立した生活ができるように、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言等を行う事業です。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 平成27年4月から事業は開始していますが、それ以前に要支援の認定を受けていた人は認定の有効期間終了までは従来からの介護予防訪問介護としての利用だったため、平成27年度の本事業の利用者数は、平成28年度以降と比較すると約半数となっています（平成28年度には原則としてすべての利用者が本事業に移行しています）。
- (イ) 本事業と介護予防訪問介護（72ページ表〈参考〉平成27年度旧介護予防訪問介護参照）を合計した利用者数で比較すると、平成27年度から平成28年度にかけて減少しました。
- (ウ) 第6期計画期間内に、支え合い生活支援サービス事業（79ページ参照）への移行を相当数見込んでいましたが、実際にはあまり移行できなかったため、平成28年度以降は、実績値が計画値を大きく上回っています。

表 予防給付基準訪問介護の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人/月	163	153	169	289	188	289

*基本チェックリスト：運動機能の低下、口腔機能の低下、低栄養状態、閉じこもり、認知症、うつ等、何らかの生活機能の低下を確認するための25項目からなる質問票のこと。

表 <参考>平成 27 年度旧介護予防訪問介護

	単位	平成 27 年度	
		計画値	実績値
実利用者数	人/月	110	174.3

イ. 第 6 期計画の評価・課題

- (ア) 制度改正前に介護予防（給付）訪問介護事業者の指定を受けていた事業者は、すべて本事業の指定事業者としてみなし指定を行い、サービス内容や基準、報酬等を従前の介護予防訪問介護と同じにしたため、大きな混乱なく移行が完了しました。
- (イ) 一部の圏域を除いて、「訪問介護事業所が充足していない」とのケアマネジャーからの意見はありますが、必要とされている支援の内容には、必ずしも専門職が行うべき内容でないものも多く含まれていると考えられるため、支え合い生活支援サービス事業の提供体制整備を推進する必要があります。
- (ウ) 支え合い生活支援サービス事業への移行による利用者数の大幅な低減を進めることはできませんでしたが、実績の伸びが一定程度抑制されていると考えています。
- (エ) 専門的サービスとして、「その内容が利用者の自立支援に資するものとなっているか」といった質の検証と向上に向けた取組が必要と考えています。

ウ. 第 7 期計画の取組の方向性

- (ア) 自立支援型地域ケア会議（101 ページ参照）、ケアプラン点検（136 ページ参照）及び実地指導等による自立支援に向けたサービスの質の検証や地域リハビリテーション活動支援事業（92 ページ参照）におけるリハビリ・栄養等専門職による技術的指導を通じた質の向上に取り組めます。
- (イ) 月平均実利用者数が第 6 期計画期間中（平成 27 年度分は旧介護予防訪問介護利用分を含む。）の平均実利用者数以下となるように取り組めます。
- (ウ) 家事援助のみ利用者の支え合い生活支援サービス等への移行を進めることにより、本事業の全サービス内容に対する家事援助利用の割合の低減を目指します。

表 予防給付基準訪問介護の計画値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	人/月	290	290	290

b. 予防給付基準通所介護事業

事業・取組の名称	予防給付基準通所介護事業
対象者	<p>○要支援認定者または基本チェックリストの該当者であって、介護予防に取り組む必要があり、身体介護や機能訓練等専門職員によるサービス、入浴サービス等提供設備の整った施設でサービスを受けることが必要な高齢者。</p> <p>○サービスの必要性は、地域包括支援センターが本人の心身の状況、置かれている環境等を踏まえ、自立支援の観点から行うケアマネジメントにおいて判断します。</p>
事業概要	対象者にサービス提供の拠点となる施設に通ってもらい、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談および助言、健康状態の確認その他の日常生活上の支援および機能訓練を行う事業です。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 平成27年4月から事業は開始していますが、それ以前に要支援の認定を受けていた人は認定の有効期間終了まで従前の介護予防通所介護としての利用だったため、平成27年度の本事業としての利用者数は、平成28年度以降と比較すると約半数となっています（平成28年度には原則としてすべての利用者が本事業に移行しています）。
- (イ) 本事業と介護予防通所介護（74ページ参照）を合計した利用者数で比較すると、やや減少しました。
- (ウ) 第6期計画では、支え合い通所介護事業（77ページ表〈参考〉平成27年度旧介護予防通所介護参照）への移行を相当数見込んでいましたが、実際にはあまり移行できなかったため、平成28年度以降は、実績値が計画値を大きく上回っています。
- (エ) 平成28年10月の本事業利用者の一年後または本事業を利用しなくなった時点での状態区分（介護度）を比較した場合、重度化せず維持できた方と改善した方の率（維持・改善率）は、全体で73.8%となっています。

表 予防給付基準通所介護の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人/月	241	207	347	456	379	457

表 <参考>平成 27 年度旧介護予防通所介護

	単位	平成 27 年度	
		計画値	実績値
実利用者数	人/月	207	269.4

イ. 第 6 期計画の評価・課題

- (ア) 制度改正前に介護予防（給付）通所介護事業者の指定を受けていた事業者は、すべて本事業の指定事業者としてみなし指定を行い、サービス内容や基準、報酬等を従前の介護予防通所介護と同じにしたため、大きな混乱なく移行が完了しました。
- (イ) 一部の圏域を除いて、「通所介護事業所が充足していない」との意見はありますが、他の圏域の事業所の利用が可能な場合も多く、市全体として必ずしも提供体制が不足している状況ではないと考えています。
- (ウ) 支え合い通所介護事業（77 ページ参照）への移行はごく少数で、これによる直接的な利用者数の減少はほとんどありませんが、支え合い通所介護事業（77 ページ参照）、玄さん元気教室（90 ページ参照）、通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」（75 ページ参照）、サロン・カフェ等多様な通いの場の充実がある程度進んだことにより、実績の伸びが一定程度抑制されていると考えています。
- (エ) 専門的サービスとして、「その内容が利用者の状態改善につながっているか、自立支援に資するものとなっているか」といった質の検証と向上に向けた取組が必要となっています。

ウ. 第 7 期計画の取組の方向性

- (ア) 「自立支援型地域ケア会議（101 ページ参照）、ケアプラン点検（136 ページ参照）及び実地指導等によるサービスの質（心身状態の維持改善）の検証」や「地域リハビリテーション活動支援事業（92 ページ参照）によるリハビリ専門職等による技術的指導を通じた質の向上」に取り組めます。
- (イ) 出前講座、介護支援専門員連絡会等専門職の連絡会その他の機会を通じて、本計画全体の趣旨説明を行う中で地域包括ケアシステムにおける本事業の位置づけ（心身状態の維持改善のために専門的に介護予防を行うこと）を周知します。
- (ウ) 第 7 期計画期間中の月平均実利用者数が第 6 期計画期間中（平成 27 年度分は旧介護予防通所介護利用分を含む）の平均実利用者数から大きく増加しないことを目標に取り組めます。
- (エ) 軽度者のサービスからの離脱、支え合い通所介護、非公的サービスへの移行を推進する観点から全利用者のうち、事業対象者及び要支援 1 の利用者の割合の低減を目指します。
- (オ) 本サービスの利用者の状態区分の維持・改善を目指します。

表 予防給付基準通所介護の計画値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	人/月	460	468	469

②通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」

事業・取組の名称	通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」
対象者	要支援認定者または基本チェックリストの該当者。
事業概要	<p>○介護予防ケアマネジメントに基づき、運動器機能の低下がみられ生活機能の改善が必要な高齢者に、生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムによる教室を実施します。</p> <p>○日常生活動作や家事動作の改善に向けた運動器の機能向上教室を民間事業者に事業委託し、理学療法士の指導のもと事業を実施しています。</p> <p>○週に1回、6カ月を1クールの教室を日常生活圏域ごとに開催します。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

地域包括支援センター等が作成する個別の介護予防ケアプランに基づき「運動からだ元気塾」を1クール6カ月で週1回、各日常生活圏域で開催しています。利用者は事業終了後に、「気分が明るくなった・外出回数が増えた」「日常生活で運動習慣がついた」「つまづくことがなくなった」「階段の上り下りがしやすくなった」という身体状況の変化が現れ「からだ元気塾に参加してよかった」という感想も聞かれており、生活機能の向上に役立っています。しかし、事業参加者数は減少傾向にあり、事業対象者数より下回っている状況です。

表 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
開催回数	回	528	526	528	511	528	530
延参加人数	人	3,500	2,994	3,600	2,024	3,700	2,640

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 事業参加者数は減少傾向にあり、対象者への周知と事業参加に向けた働きかけが課題です。
- (イ) 「運動からだ元気塾」の参加終了後も運動の習慣化を図れるように、地域で取り組める場を紹介するといったような“つなぎ”が課題となっています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 関係機関との連携を行い、サービスが必要な対象者の把握に努めます。
- (イ) 自立支援型地域ケア会議（101 ページ参照）の中で検討した事例から、運動器の機能向上プログラムが必要と考えられる対象者を事業参加へつなぎます。
- (ウ) 参加者が事業終了後も多様な通いの場への参加や運動習慣化が図れるように、関係機関と連携を図ります。
- (エ) 参加者が事業終了後も運動習慣化が図れているか把握に努めます。

表 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」の計画値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数	回	528	528	528
延参加人数	人	3,600	3,700	3,700

③ 支え合いサービス事業

a. 支え合い通所介護事業

事業・取組の名称	支え合い通所介護事業
対象者	<p>○地域支援事業の予防給付基準通所介護事業や通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」を利用していない要支援認定者及び基本チェックリスト該当者であって、次に該当する方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護や機能訓練、入浴のサービスまでは必要のない高齢者。 <p>○サービスの必要性は、地域包括支援センターが本人の心身の状況、置かれている環境等を踏まえ、自立支援の観点から行うケアマネジメントにおいて判断します。</p>
事業概要	<p>○NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織その他多様な団体が運営主体となり、元気な高齢者を含むボランティアと運営主体の雇用職員等が協力して実施する事業です。</p> <p>○運営主体となる団体へ事業を委託して実施します。</p> <p>○拠点施設において実施するサービスで、送迎、昼食の提供及び短時間の体操については、すべての拠点で実施し、その他地区ごとにさまざまな内容を検討して実施します。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 平成27年10月から各地区（旧地区公民館区域）に原則1箇所ずつ事業実施拠点を立ち上げ、第6期計画期間中に全29地区に提供体制を整備することを目標としてきました。
- (イ) 市広報、ホームページでの受託者公募、介護・生活支援サービス提供事業者への文書での受託検討依頼を行いました。平成29年11月現在、目標の約3分の1の地区にとどまっています。そのため、実利用者数においても、計画を大きく下回る実績となっています。
- (ウ) 社会福祉法人、NPO法人、住民団体と多様な主体が受託者となっています（本事業は、予防給付基準通所介護との一体的実施はできないこととしています）。
- (エ) 民生委員・児童委員協議会、老人クラブの会合等で随時事業説明と連携依頼を行ったほか、事業の立ち上げにあたっては、生活支援コーディネーターと連携し、地区の状況に応じて地区区長会、地域コミュニティ（準備）組織等への説明・連携要請を行いました。

表 支え合い通所介護事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度（見込）	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
拠点整備数（累計）	箇所	10	5	21	6	29	10
実利用者数	人/月	225	63	596	69	740	98

※平成29年度は10月末現在

○受託団体種別等：社会福祉法人6地区、NPO法人2地区、住民団体2地区

○従事者数種別：従事者計61人

【内 専門職 24人、専門職以外 37人（内非雇用者 22人）】

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 事業実施地区以外では、事業者、住民への事業の趣旨の啓発が十分実施できませんでした。
- (イ) 全体としての提供体制の整備やボランティア等専門職以外の方の協力は、未だ十分とは言えませんが、住民団体による事業受託や事業への協力の動きも出てきています。
- (ウ) 事業の立ち上げ、実施にあたっては、サロン等既存の住民主体の活動への配慮と連携が必要です。
- (エ) 予防給付基準通所介護等専門的サービスからの移行者がほとんどない状況です。
- (オ) 予防給付基準通所介護と比較して実施頻度が少ないことから、新規利用者にとって利用しにくい部分があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 出前講座、介護支援専門員連絡会等専門職の会合やその他の機会を通じて、本計画全体の趣旨説明を行う中で地域包括ケアシステムにおける本事業の位置づけと意義（専門職の重度者への重点化と利用者の地域とのつながり継続）を啓発し、本事業の必要性の理解の促進を図ります。
- (イ) 市内の地域コミュニティ組織担当部署や生活支援コーディネーターと連携し、地域コミュニティ組織の状況を把握した上で、すべての地域コミュニティ組織が集まる地域コミュニティ組織連絡会や個々の地域コミュニティ組織内の会合等において本事業の趣旨説明や受託の検討、事業者（受託者を含む）との連携の検討要請を行います。
- (ウ) 区のサロン等既存の住民活動の状況に配慮しつつ、介護保険事業者等への個別訪問により事業の趣旨説明や受託の検討要請を行います。
- (エ) 既受託者の実施方法等をモデルとして提示し、受託を検討する団体の参考となるように努めます。
- (オ) 地域ケア会議や介護支援専門員連絡会等において、本事業と「玄さん元気教室」（90ページ参照）、サロン・カフェ等の組み合わせ利用モデルを提案する中で、予防給付基準通所介護等専門的サービスからの移行者の増加を目指します。
- (カ) 地域包括支援センターと連携して本事業の対象とすべき新規利用者の確保を図り、利用者の増加による実施回数の増加につなげていくように受託者に働きかけます。

表 支え合い通所介護事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
拠点整備数（累計）	箇所	14	18	21
実利用者数	人/月	178	248	293

b. 支え合い生活支援サービス事業

事業・取組の名称	支え合い生活支援サービス事業
対 象 者	<p>○地域支援事業の予防給付基準訪問介護事業を利用していない要支援認定者及び基本チェックリスト該当者であって、次に該当する方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理を除く家事援助、配食、見守り等の軽易な生活支援を受ける必要があるが、身体介護や調理等の専門的なサービスは必要のない高齢者。 <p>○サービスの必要性は、地域包括支援センターが本人の心身の状況、置かれている環境等を踏まえ、自立支援の観点から行うケアマネジメントにおいて判断します。</p>
事 業 概 要	<p>○NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織その他多様な団体が運営主体となり、元気な高齢者を含むボランティアと運営主体の雇用職員等が協力して実施する事業です。</p> <p>○自宅を訪問して実施するサービスで、調理を除く家事援助（買い物、掃除、洗濯等）と配食・見守り等の生活支援を一体的に提供します。</p> <p>○運営主体となる団体へ事業を委託して実施します。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 平成27年10月から各地区（旧地区公民館区域）を主たる実施地区とするサービス提供団体を確保し、第6期計画期間中に全29地区に提供体制を整備することを目標としていました。
- (イ) 市広報、ホームページでの受託者公募、介護・生活支援サービス提供事業者への文書での受託検討依頼を行いました。平成29年11月現在、目標の約3分の1の地区にとどまっています。そのため、実利用者数においても、計画を大きく下回る実績となっています。
- (ウ) 社会福祉法人、NPO法人、営利法人が受託者となっていますが、住民団体での受託はありません。
- (エ) 民生委員・児童委員協議会、老人クラブの会合等で随時事業説明を行いました。

表 支え合い生活支援サービス事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度（見込）	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
提供地区数（累計）	箇所	10	6	21	7	29	8
実利用者数	人/月	131	35	395	56	481	66

※平成29年度は10月末現在

○受託団体種別等：社会福祉法人2地区、NPO法人2地区、営利法人4地区

○従事者数種別：従事者計21人

【内 専門職12人、専門職以外9人（内非雇用者0人）】

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 事業実施地区以外では、事業者、住民への事業の趣旨の啓発が十分実施できませんでした。
- (イ) 介護事業者等の参入については、提供人員の確保、損益の見込みが立ちにくいこと等が課題と考えています。また、住民組織やボランティア等の協力については、定期的なサービス提供や居宅内でのサービス提供について負担が大きいと考えられることから、提供体制の整備が進んでいません。
- (ウ) 地区の人口規模、高齢化の状況、非公的生活支援サービスの提供状況等の差異により、本事業実施地区ごとの利用者数の偏りが大きくなっています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 出前講座、介護支援専門員連絡会等専門職の連絡会その他の機会を通じて、本計画全体の趣旨説明を行う中で地域包括ケアシステムにおける本事業の位置づけと意義（専門職の重度者への重点化と利用者の地域とのつながりの継続）を啓発し、本事業の必要性の理解の促進を図ります。
- (イ) 市内の地域コミュニティ組織担当部署や生活支援コーディネーターと連携し、地域コミュニティ組織の状況を把握した上で、すべての地域コミュニティ組織が集まる地域コミュニティ組織連絡会や個々の地域コミュニティ組織内の会合等において本事業の趣旨説明や受託の検討、事業者（受託者を含む。）との連携の検討要請を行います。
- (ウ) 介護保険事業者等に対し、個別訪問により事業の趣旨説明や受託の検討要請を行います。
- (エ) 自立支援型地域ケア会議（101 ページ参照）での個別事例の検討を通して、生活支援サービスの提供水準標準化を研究するとともに予防給付基準訪問介護等専門的サービスからの移行者の増加を目指します。
- (オ) 地区間の利用者数に一定程度差が生じた場合に、隣接地区のサービス提供受託者間での利用者調整を行う仕組みを検討するとともに、本計画における事業費見込み量の範囲内において、報酬（委託料）の定額部分と利用実績部分との割合の見直しを検討します。

表 支え合い生活支援サービス事業の計画値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
提供地区数（累計）	箇所	12	17	20
実利用者数	人/月	105	150	185

④介護予防ケアマネジメント事業

事業・取組の名称	介護予防ケアマネジメント事業
対 象 者	介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者である要支援者および基本チェックリストの該当者。
事業概要	<p>○予防給付基準訪問介護、予防給付基準通所介護、通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」、支え合い通所介護事業、支え合い生活支援サービス事業が効果的にまた効率的に提供されるように介護予防のケアプランを作成する等の援助を行います。</p> <p>○予防給付基準訪問介護、予防給付基準通所介護を利用する場合の介護予防ケアマネジメントは原則的なケアマネジメント（ガイドライン上の名称：ケアマネジメントA）、通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」、支え合い通所介護事業、支え合い生活支援サービス事業のみを利用する場合は、簡略化したケアマネジメント（ケアマネジメントB）としています。</p> <p>○地域包括支援センターが行う事業ですが、同センターから一部を居宅介護支援事業者に委託することができます。</p> <p>○介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身状況、置かれている環境や状況に応じて、包括的かつ効率的に地域支援サービスのサービス等が提供されるように援助を行います。</p> <p>○利用者本人やその家族の意向（なりたい姿）を的確に把握し、自立支援や介護予防に向けて専門的な見地から必要なサービスや支援を位置づけたケアプラン原案を作成し、利用者や家族、提供サービス等に係る多職種が参加した会議で協議（ケアマネジメントBでは不要）し、正式なケアプランとして実行に移します。</p> <p>○ケアプランに位置づけたサービスの実施状況、それによる効果を定期的に把握するとともに、必要に応じてプランの見直しを行います。</p> <p>○本市では、現在実施していませんが、国のガイドライン等では、住民主体の地域支援サービスや非公的サービス・支援のみの利用を支援する場合は、利用当初だけ簡略化したケアマネジメントのプロセスで行い、以後の評価等を利用者本人に任せる初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）が想定されています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 平成27年度から平成28年度にかけて大きく増加しているのは、介護予防給付によるケアマネジメント（介護予防支援）の一部が介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントに移行してきたためです。
- (イ) 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の合計件数も増加傾向にあります。

(ウ) 介護支援専門員連絡会での研修、地域リハビリテーション活動支援事業によるリハビリ専門職からの助言、平成 29 年度から開始した自立支援型地域ケア会議（101 ページ参照）、給付適正化事業のケアプラン点検（136 ページ参照）等により、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点強化に取り組みました。

表 介護予防ケアマネジメント事業の実績

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人/月	191	249	431	522	432	569

表 <参考>介護予防支援（給付）実績

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人/月	707	715.8	554	510.8	609	548.4

イ. 第 6 期計画の評価・課題

- (ア) 介護予防・自立支援のためのケアマネジメントについて、地域包括支援センター職員やケアマネジャーに各種機会を通じて研修・支援を実施し、県や関係団体でも研修が行われましたが、必ずしも十分な成果が出ているとは言えません。利用者の真のニーズの把握、評価可能な明確な目標と期間の設定、目標達成のための非公的サービスを含めた最適なサービスや支援の位置づけ等、意識啓発を含めた更なる研修・支援が必要です。
- (イ) 介護保険制度及び介護予防・日常生活支援総合事業の目的や趣旨を被保険者、利用者十分に周知・啓発できていません。

ウ. 第 7 期計画の取組の方向性

- (ア) 「介護予防、自立支援のための介護予防ケアマネジメントのあり方」を重点的に、地域包括支援センター職員及びケアマネジャーに対する研修・支援を行います。
- (イ) 自立支援型地域ケア会議での検討ケースのモニタリング等を通じて、介護予防ケアマネジメントの実施内容及び効果の評価に取り組みます。
- (ウ) 出前講座等で本来の介護保険制度の趣旨について周知啓発を行い、介護予防ケアマネジメントへの理解の促進を図ります。
- (エ) 住民主体の支え合いサービスの進捗状況や非公的サービスの活用の推進状況を踏まえ、初回のみ介護予防ケアマネジメント（事業概要参照）の導入を研究します。
- (オ) 生活支援コーディネーターと連携し、介護予防ケアマネジメントに資する社会資源情報を地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者へ提供するように努めます。
- (カ) 年度ごとの維持・改善者の割合の向上を目指します。

表 介護予防ケアマネジメント事業の計画値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	人/月	672	798	878

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

事業・取組の名称	介護予防把握事業
対 象 者	高齢者
事 業 概 要	本人やその家族からの相談や医療機関等との連携により、収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動につなぎます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

本人からの相談等に対し、必要に応じて基本チェックリスト等を実施して、運動機能の低下や閉じこもり等の徴候のある方を早期に把握し、その方の身体状況等に応じた介護予防活動につないでいます。

表 基本チェックリスト該当者数

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実利用者数	人	89	105	292

イ. 第6期計画の評価・課題

関係機関等との連携により何らかの支援を要する方を早期に把握し、地域の実情に応じた介護予防活動につなぎました。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 何らかの支援を要する方の早期把握に努めます。
- (イ) 高齢者の身体状況や環境に応じて、適切な介護予防活動につなぎます。

②介護予防普及啓発事業

a. 健康教室

事業・取組の名称	健康教室
対 象 者	一般高齢者
事業概要	<p>○健康教室 いくつになっても元気で自立した生活ができるようにするため、身近な地域での健康づくりや介護予防普及啓発として、但馬長寿の郷専門的人材派遣事業を活用した理学療法士、作業療法士や保健師、栄養士、歯科衛生士等が地域に出向き、健康や介護予防の講話や運動を実施しています。</p> <p>○からだまるごと元気塾（からだまるごと元気講座に名称変更） 高齢者を年齢や状態により区分することなく、栄養・口腔・運動をトータルでアプローチすることにより、介護予防に関する正しい知識を取得し、心身ともに健康で生活することを支援します。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 平成27年度までは、旧市町単位で「からだまるごと元気塾」として全6回コースで実施していましたが、平成28、29年度は、「からだまるごと元気講座」と名称を変更し、より参加しやすいように、行政区単位、1回の講座で、栄養・口腔・運動をトータル的に学ぶ場として実施しています。
- (イ) 健康教室では、平成28年度から、「玄さん元気教室」（90ページ参照）でも口腔機能向上と栄養改善等に対する正しい知識を啓発する内容を組み込んで実施しています。

表 健康教室・からだまるごと元気塾の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
健康教室	実施回数	回	310	216	330	175	350	196
	延参加人数	人	4,600	4,617	4,800	4,282	5,000	4,450
からだまるごと元気塾	実施回数	回	72	71	72	13	72	3
	延参加人数	人	1,200	563	1,260	272	1,320	60

※平成28、29年度は健康教室「からだまるごと元気講座」の実績値

イ. 第6期計画の評価・課題

○健康教室

- (ア) 健康づくり応援隊、健康をすすめる地区活動、「玄さん元気教室」のお試し等で実施しています。
- (イ) 介護予防普及啓発をきっかけに、「玄さん元気教室」の実施区が増えています。
- (ウ) これまで希望の出なかった区に対して、市広報やホームページ、健康をすすめる地区活動の地区別研修会等で健康教室の紹介を行い、行政区・地域コミュニティ組織での実施を推進していますが、実施する区は年々固定化しています。

○からだまるごと元気塾

- (ア) 二次予防事業対象者に対して実施していた事業を、一次予防事業対象者と合同で実施することにより、参加者の増加を見込みました。旧市町単位での教室開催では、開催場所から遠方の方は、参加しにくく参加者に偏りが生じ、新規の参加者は減少傾向でした。
- (イ) 平成28年度から、「からだまるごと元気講座」と名称を変更し、行政区単位で実施しています。身近な地区会館等へ出向くことで参加しやすくなり、より多くの高齢者へ介護予防の普及啓発につながりました。しかし、健康教室を希望する行政区に偏りがあり、未介入地区への広がりが必要なため、効果的な周知や参加勧奨の工夫が必要です。また、単発の実施であったため実施状況や効果については確認できず、高齢者それぞれが継続して実施できるように支援が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 「からだまるごと元気講座」で実施してきた内容は「健康教室」に統合し、栄養・口腔機能・運動について関連付けて普及啓発していきます。「玄さん元気教室」では、従来から栄養・口腔・運動を一体的にアプローチできる内容も実施しており、継続実施していきます。
- (イ) 地域の健康課題に関することをテーマに「健康教室」を実施し、地域での健康づくりを推進していきます。
- (ウ) 「玄さん元気教室」の実施につながっていない行政区に対して、地域での健康づくり活動の実施に向けて普及啓発を推進していきます。
- (エ) これまで希望の出なかった区に対しても市広報等を活用して「健康教室」の紹介を行い、地区で実施されているサロンや老人会活動等に声をかけて広く行政区での実施を推進します。

表 健康教室の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	回	200	220	240
延参加人数	人	4,500	4,700	4,900

b. 健康相談

事業・取組の名称	健康相談
対象者	一般高齢者
事業概要	<p>○市民一人ひとりが、自分自身の健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組む機会のひとつとして、保健師および栄養士が個別健康相談を実施しています。</p> <p>○健康教育等で地域に出向いたときにも、血圧測定や健康チェックを実施し、個別相談による健康の意識啓発を行っています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 健康づくり応援隊の運動教室、定例健康相談等で実施しています。その他の健康相談として、電話による健康相談、個別訪問による健康相談も行っています。
- (イ) 豊岡会場での定例健康相談は、平成28年度から健診結果相談会として実施しています。各振興局では、保健師駐在日に健康相談を実施しています。

表 健康相談の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	回	400	316	420	243	450	280
延参加人数	人	3,800	3,206	4,000	2,763	4,300	2,985

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 相談内容は、生活困窮や認知症等多岐に渡るため、関係機関との連携が必要です。
- (イ) 定例相談は減りましたが、地域での健康教室等の実施時に合わせて健康相談を行っています。高齢者が身近な場で相談しやすい環境を整えることが必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 豊岡会場では健診結果相談会として継続します。各振興局での健康相談は、保健師駐在日に健康相談を実施します。
- (イ) 「玄さん元気教室」(90ページ参照)や地域での健康教室等の実施時に、健康相談も合わせて行うなど高齢者が身近な場で相談しやすい環境を整えていきます。

表 健康相談の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	回	280	300	320
延参加人数	人	3,000	3,200	3,400

c. 運動教室「はつらつチャレンジ塾」

事業・取組の名称	運動教室「はつらつチャレンジ塾」
対象者	一般高齢者
事業概要	週1回の教室ではウェルストーク豊岡の施設を利用した小集団での運動を行い、自宅では個別運動プログラムを実践します。運動初心者や低体力者でも安全で効果的に運動習慣を身に付けることを目的とした事業です。

【解説】ウェルストーク豊岡のフィットネススタジオ、トレーニングジム、温水プールを利用し、個人の体力に合わせた運動メニューに取り組む健康運動教室です。

教室は少人数のグループ制で、週1回・4カ月間実施するもので、専門の指導員が指導にあたっています。そのため、運動初心者や低体力者でも、安全で効果的に運動習慣を身に付けることが可能です。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

表 運動教室（はつらつチャレンジ塾）の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	回	192	192	192	192	192	192
延参加人数	人	2,800	2,455	3,200	1,614	3,600	3,694

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 平成27、28年度は参加人数が低迷しました。そのため、平成29年度からは実施期間を「6カ月×2クール」から「4カ月×3クール」に変更してPRに努めたことから、参加人数は大きく増加する見込みです（平成29年11月現在）。

(イ) 運動教室終了後、運動を止めてしまう方が多いため、運動継続できる仕組みづくりが必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 教室に参加している高齢者は、健康に対する意識・関心が高い方々です。そのため、これら以外の方々へのPR、参加促進を図ることが必要です。

(イ) 教室終了後も運動継続できるように、「玄さん元気教室」（90ページ参照）やウェルストーク豊岡等の運動施設に誘導することが必要です。

表 運動教室（はつらつチャレンジ塾）の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	回	192	192	192
延参加人数	人	3,600	3,600	3,600

③地域介護予防活動支援事業

a. 健康まちづくり指導員養成事業

事業・取組の名称	健康まちづくり指導員養成事業
対象者	運動指導や区での健康づくり普及に意欲のある市民で健康まちづくり指導員としての活動を希望する方
事業概要	「玄さん元気教室」(90ページ参照)において集団運動指導を行い、市民が教室を自主的に継続実施できるように、支援する人材として養成します。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

地域での自主活動や介護予防に取り組んでいただくために、地域で活躍できるリーダーやお世話役さんの養成事業として実施してきました。

「健康まちづくり指導員養成事業」では、平成27年度に「第3期指導員養成研修」を、4月から8月にかけて全7回で実施しました。平成28年度末での登録者数は34名となっています。指導員フォロー研修は、平成27年度に3回、平成28年度に4回実施しています。

表 介護予防サポーター養成事業の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護予防サポーター養成事業	教室数	会場	1	1	1	3	1	2
	開催回数	回	1	1	1	3	1	2
	参加人数	人	45	47	45	139	45	93
健康まちづくり指導員養成事業	教室数	会場	1	8	1	4	1	4
	開催回数	回	28	8	28	4	28	4
	参加人数	人	250	244	310	139	370	192

イ. 第6期計画の評価・課題

○介護予防サポーター養成事業

- (ア) 参加者は、「玄さん元気教室」のリーダー・お世話役さんが多く、その他の自主活動グループのリーダー・お世話役さんの参加が少ない状況です。
- (イ) 参加者には、介護予防の必要性を学んだり、他グループの活動を聞くなど情報交換の場となっていますが、地域で新たに活動の場を持つことには発展しにくい状況です。
- (ウ) 今後は、介護予防のための住民主体の健康づくりの場として「玄さん元気教室」を推進し、そのリーダー・お世話役さん同士の交流や情報交換の場を支援することが有効と考えられます。

○健康まちづくり指導員養成事業

「玄さん元気教室」の実施団体は増加しており、平成29年11月末時点で131団体となっています。実施団体が増えていく中、地域の住民主体で実施されている教室を支援していくためには、健康まちづくり指導員の存在が不可欠です。しかしながら、指導員の出務回数にもばらつきがあり、経験値や能力・技術にも差が生じてきています。今後、指導員の業務内容の拡大も検討しており、指導員全体のスキルの向上を図っていく必要があります。また、新たな指導員の養成も視野に入れておく必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

「玄さん元気教室」で集団運動指導を行い、市民が教室を自主的に継続実施できるように支援する人材の育成のため、フォロー研修として「健康まちづくり指導員養成事業」を引き続き実施します。

「介護予防サポーター養成事業」は終了しますが、「玄さん元気教室」の取組の中で団体のリーダー・お世話役さん同士の交流や情報交換を実施します。

表 健康まちづくり指導員養成事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
教室数	会場	1	1	1
開催回数	回	6	6	6
延参加人数	人	204	204	204

(フォロー研修を想定)

b. 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」

事業・取組の名称	地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」
対象者	一般高齢者
事業概要	市民による地域での健康づくりと交流の場づくりを目的に、「玄さん元気教室」という自主活動組織を立ち上げ、また、継続して運営できるように支援しています。

【解説】「玄さん元気教室」は、歩いて行ける地区の会館等に週に一度集まって、ストレッチ・スロー筋トレ・音楽体操を行う住民主体の健康運動プログラムです。生涯にわたって歩いて出かけること、筋トレによって筋力を維持強化すること、住民同士のつながりを高めることを目指し、「歩いて暮らすまちづくり」の重要な柱に位置づけています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

(ア) 普及啓発活動により、実施団体は平成28年度111団体、平成29年度131団体（11月末現在・参加約1,900人）となり、市内全区の約3分の1にまで広がりました。参加者は、65歳以上の高齢者が全体の約9割、75歳以上の後期高齢者が約5割を占めています。

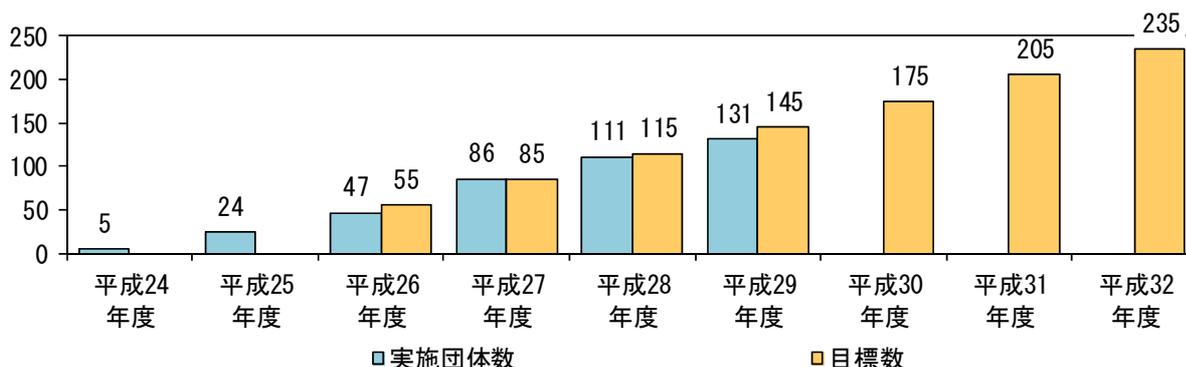
(イ) 平成27年12月には「玄さん元気教室まるごとヒント集」を、平成28年9月には100団体突破を記念した「玄さん元気新聞」を作成し、積極的な啓発を行いました。

(ウ) 市の保健師と運動指導員、市民養成の「健康まちづくり指導員」34名を中心に、教室の運営をサポートしています。

表 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
団体数	団体	85	86	115	111	145	131
支援回数	回	430	484	550	466	670	531
延参加人数	人	4,300	5,324	5,500	4,901	6,700	6,552

図 玄さん元気教室実施団体数の推移



※平成29年11月末現在

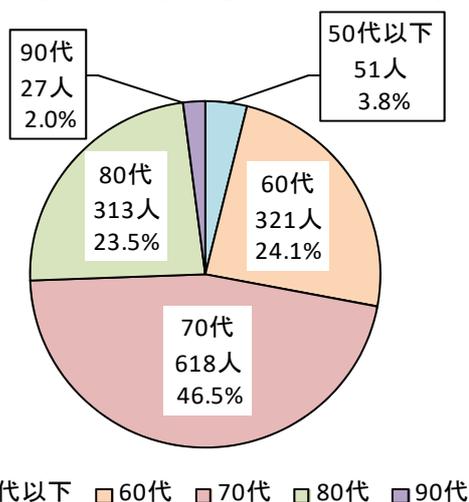
表 玄さん元気教室参加者の年齢構成

	単位	50代以下	60代	70代	80代	90代
人数	人	51	321	618	313	27
構成比	%	3.8	24.1	46.5	23.5	2.0

※最高齢は 93 歳

資料：平成 28 年度体力測定実施者集計

図 玄さん元気教室参加者の年齢構成



イ. 第 6 期計画の評価・課題

- (ア) 毎年 30 団体増という目標には届かないものの、取組は順調に推移しています。
- (イ) 100 団体を超え、新規団体の伸びは鈍化傾向にあります。
- (ウ) 開始から 5 年を経過する団体も現れ始め、継続への支援が不可欠です。
- (エ) 虚弱や要支援認定を受けている高齢者の参加は少ない状況です（平成 26 年度集計では全体の 4.2%）。

ウ. 第 7 期計画の取組の方向性

- (ア) 一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業の中で、地域自主活動支援事業として「玄さん元気教室」を継続します。
- (イ) 第 7 期計画最終年度の平成 32 年度に、実施 235 団体（全区の約 3 分の 2）、参加者 2,700 人（全高齢者の約 10%）を目指します。
- (ウ) そのため、新規・継続団体とも、市の運営支援を強化します。
- (エ) 低体力者向けのプログラムも導入するなどして、虚弱や要支援認定を受けている高齢者の参加拡大を図ります。
- (オ) 実施団体同士、団体のリーダー・お世話役さん同士の交流や情報交換を行えるように支援します。

表 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」の計画値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
団体数	団体	175	205	235
支援回数	回	860	940	1,060
延参加人数	人	10,320	11,280	12,720

④地域リハビリテーション活動支援事業

事業・取組の名称	地域リハビリテーション活動支援事業
対象者	65歳以上の高齢者の支援の活動に関わる者
事業概要	地域における介護予防の取り組みを強化するため、但馬長寿の郷に依頼し、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へ、リハビリテーション専門職の派遣を行います。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者に対するより良いケアマネジメント支援を目的とした訪問型地域リハビリテーション活動支援事業については、但馬長寿の郷の理学療法士等が介護支援専門員と利用者宅を同行訪問して利用者の身体評価等に基づいた助言・提案を介護支援専門員等に行っています。
- (イ) 事業所支援型地域リハビリテーション活動支援事業は、デイサービス事業所等へ但馬長寿の郷の理学療法士等を派遣して職員へ助言・指導等を行うことによる職員のスキルアップを目的とした事業です。当該事業を、実施している事業所数および回数ともに増加傾向にあります。
- (ウ) 平成29年4月から始めた自立支援型地域ケア会議に但馬長寿の郷の理学療法士等を派遣し、自立支援に向けたケアプラン作成を支援しています。(101 ページ参照)

表 事業所支援型地域リハビリテーション支援の実績

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
事業所数	箇所	23	25	30
1事業所あたり派遣回数	回	3	2～3	3～4
延派遣回数	回	69	64	95

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年度から開始した訪問型地域リハビリテーション活動支援事業は、希望のあった介護支援専門員等を対象としています。再実施を希望する介護支援専門員等はい多いものの、新規に希望する介護支援専門員等は少ない状況です。
- (イ) 事業所支援型地域リハビリテーション活動支援事業を実施したデイサービス事業所と小規模多機能型居宅介護事業所からは、「利用者の目標が確認できた」「情報が事業所内で共有できた」「他の利用者にも応用することの共通認識ができた」と成功事例の報告があり効果がみられています。
- (ウ) 事業所支援型地域リハビリテーション活動支援事業を実施していないデイサービス事業所等へのはたらきかけが必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 訪問型地域リハビリテーション活動支援事業、事業所支援型地域リハビリテーション支援事業を拡大していきます。
- (イ) 事業所支援型地域リハビリテーション活動支援事業を実施した今までの成功事例を使って、効果的な取組の推進に努めます。

3 包括的支援事業・任意事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

①総合相談支援事業

事業・取組の名称	総合相談支援事業
対象者	住民
事業概要	<p>○地域包括支援センターは、介護、保健、医療等さまざまな相談を受ける中で、適切な制度、サービス等につないでいます。</p> <p>○地域住民に地域包括支援センターの活動内容等を周知するとともに、民生委員・児童委員、医療機関等と連携することにより、相談件数は年々増加傾向にあります。</p> <p>○地域住民や事業所等で地域の高齢者を緩やかに見守り、異変等に気付いたときには地域包括支援センターに連絡が入る仕組みとして、「高齢者見守りネットワーク事業」を実施しています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

延総合相談件数は増加傾向にあり、平成28年度は8,307件となっており平成27年度から大きく増加しました。

表 総合相談支援事業の実績

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
延総合相談件数	件	6,548	8,307	8,400

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として周知され、介護だけではなく福祉、健康、医療等さまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支えています。
- (イ) 高齢者見守りネットワーク事業の更なる推進を図り、何らかの異変を早期に察知する「気づきの目」を増やすことにより、隠れた問題の発掘やニーズの把握に努めていく必要があります。
- (ウ) 支援困難事例に対応できる体制の強化と職員の対応能力向上を図ることが必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の抱える悩みや心配ごとの相談に対応し、適切なサービス等につなぎ、継続的な支援を行います。
- (イ) 認知症高齢者の見守り、消費者被害の防止、閉じこもりや孤立の予防等といったニーズに応えるため、高齢者見守りネットワーク事業への協力事業者の増加を図り、地域に存在する隠れた問題の発掘やニーズの把握、早期対応に努めます。
- (ウ) 複合的な課題を抱えるケースに対応するため、さまざまな関係機関と連携し、課題解決に向けて相談機能の強化を図ります。

②権利擁護事業

事業・取組の名称	権利擁護事業
対象者	高齢者
事業概要	<p>○地域包括支援センターは、高齢者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する相談を受けています。相談件数は年々増加しており、関係機関と連携しながら対応しています。</p> <p>○高齢者虐待防止対策として、地域住民の意識の向上を図り、各種団体と協働しながら啓発活動を行っています。「高齢者虐待対応マニュアル」、「高齢者虐待対応マニュアル（概要版）」を作成し、一般住民も含めた啓発活動を行っています。</p> <p>○認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が消費者被害等に遭うケースもあり、高齢者の権利を守るため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等の関係機関と連携して、早期の情報把握や情報共有を図っています。</p> <p>○成年後見申し立てや後見人候補者選定等を支援しています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

権利擁護に関する延相談件数は増加傾向にあり、高齢者虐待に関する相談が平成28年度は563件となっており平成27年度から大きく増加しました。

表 権利擁護に関する延相談件数

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
成年後見制度	件	228	166	170
高齢者虐待	件	310	563	580
消費者被害	件	22	31	30
その他	件	145	158	150

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 市や地域包括支援センター職員は、高齢者虐待に対して適切な対応等ができるように、高齢者虐待に関する知識の取得、能力の向上が必要です。
- (イ) 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係専門機関との連携協力体制の構築を進めました。
- (ウ) 認知症、精神障害、知的障害、アルコール依存症等の病気や経済的困窮、権利侵害等、さまざまな問題を重層的に抱えるケースに対応するため、幅広い知識や技術の習得、関係機関との連携が必要です。
- (エ) 平成29年度から、成年後見人に対する報酬助成制度（市長申立に限り助成）を創設し、成年後見制度の利用を必要とする方への支援を行いました。
- (オ) さまざまな手口の消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センターとの連携を図りました。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師の三職種等が連携し、権利侵害の予防や対応に努めます。
- (イ) 高齢者が地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるように、高齢者とその家族に対して専門的に支援できるように、関係専門機関との連携強化を図ります。
- (ウ) 成年後見制度を幅広く普及させるため、広報等を活用した普及啓発に努めます。また、成年後見人等候補者の推薦団体等と連携し、適切な後見人等が選ばれるように努めます。
- (エ) 消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センターとの連携を強化します。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

事業・取組の名称	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
対象者	介護支援専門員
事業概要	<p>○高齢者が地域で暮らし続けるためには、高齢者やその家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、包括的・継続的に支援を行うことが必要です。その実現のためには、地域医療、看護、介護の連携を充実させ、地域資源を把握して活用できる体制づくりが必要です。その中心的な担い手である介護支援専門員に対して、介護支援専門員連絡会を通して支援を行うとともに、圏域ごとの介護支援専門員ネットワーク会議を開催し、情報提供等を行っています。</p> <p>○医療依存度の高い状態で在宅生活をするには、医療、介護、福祉等の多職種連携が大きな課題であり、介護支援専門員間の連携強化体制が重要となっています。主任介護支援専門員連絡会を通じて、事業所間の垣根を越えた助言・指導の支援体制構築を行っています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

平成29年度に同行訪問が大幅に減少したのは、地域包括支援センターがケアマネジメント支援のために行っていた、但馬長寿の郷の理学療法士等との同行訪問を年度途中で止めたことに伴うものです。

表 介護支援専門員支援回数の実績

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
ケース検討会議	件	79	69	78
同行訪問	件	477	406	294
個別相談情報提供	件	836	1,556	1,764
サービス担当者会議	件	69	80	90
合計	件	1,461	2,111	2,226

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 各地域包括支援センターの圏域で介護支援専門員ネットワーク連絡会を開催し、医療の専門職間の連携を深められるように研修会、意見交換会を実施しました。
- (イ) 介護支援専門員のケアマネジメント支援事業は、ケアマネジメント力等の向上に役立っています。
- (ウ) 介護支援専門員が地域の関係者と意見交換を行い、社会資源を活用できるように支援を行う必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの主任介護支援専門員が連携し、市内各事業所の介護支援専門員を指導・助言できる体制の強化を図ります。
- (イ) 介護支援専門員のケアマネジメント支援事業等を通じて、介護支援専門員の資質向上に努めます。
- (ウ) 介護支援専門員を対象とした研修を行い、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

④地域包括支援センターの運営と機能の充実

事業・取組の名称	地域包括支援センターの運営と機能の充実
対象者	地域包括支援センター
事業概要	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び居宅介護支援事業者等のケアマネジメント支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）等を業務とし、市と一体になって地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進する中核的な機関であり、この役割を果たすために次のような観点でのセンター運営及び機能の充実を図っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加等に応じた人員体制の整備 ②市によるセンター運営方針（包括的支援事業実施方針）の明確化と具体的内容の提示 ③センター間の連携の強化と効率的かつ効果的な運営（国が例示する手法では、直営の基幹型センターや機能強化型センターの設置等があります。） ④運営協議会によるPDCA（計画、実行、確認・評価、見直し・改善）サイクルによる継続的な自己評価及び点検の実施 ⑤介護サービス情報公表システムの活用によるセンターの取組情報等公表 <p>これらに加え、一億総活躍社会*の実現に向けて「介護離職ゼロ」への取組として、介護サービスを必要とする家族に対する相談・支援のため、センターの「月1回程度の土日祝日開所」等の相談支援体制の充実の検討も要請されています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 表のとおり市内に4箇所（2分室）の地域包括支援センターを設置しており、すべてを豊岡市社会福祉協議会に委託しています。
- (イ) 人員体制については、3年間の基本委託契約時におおよその人員体制を見込んで委託料の上限を設定した上で、年度ごとの人員体制（委託料）については、相談件数の増加等業務量の状況について勘案し、市と社協とが協議して決定しました。
- (ウ) 平成27年度から国において事業実施方針に盛り込むべき基本項目が定められたことから、毎年度、当該項目に係る市の実施方針について地域包括支援センター運営協議会での協議を経た上で、委託先である豊岡市社会福祉協議会に提示しました。
- (エ) 本市では、基幹型センター等はありませんが、各センター間で役割分担するなど連携をとって運営がされました。また、困難事例での助言等のセンター支援や全センターへの統一的な方針伝達等の業務は市のセンター所管課担当係で対応しました。
- (オ) 毎年度概ね2回定期的に地域包括支援センター運営協議会を開催し、事業計画や事業実施状況・実績等について確認・評価をしていただきました。

*一億総活躍社会：若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も誰もが包摂され活躍できる社会のこと。

表 地域包括支援センターの設置状況等

地域包括支援センター	担当圏域	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
豊岡地域包括支援センター	豊岡	65歳以上人口	人	11,591	11,767	11,863
		総合相談件数	件	1,998	3,552	3,592
		配置人数 (内三職種)	人	9 (6)	9 (6)	9 (6)
城崎・竹野地域包括支援センター (竹野に分室あり)	城崎・竹野	65歳以上人口	人	4,131	4,148	4,160
		総合相談件数	件	1,033	1,332	1,347
		配置人数 (内三職種)	人	5 (3)	5 (3)	5 (3)
日高地域包括支援センター	日高	65歳以上人口	人	5,332	5,394	5,423
		総合相談件数	件	1,598	1,324	1,339
		配置人数 (内三職種)	人	6 (3)	7 (3)	8 (3)
出石・但東地域包括支援センター (但東に分室あり)	出石・但東	65歳以上人口	人	4,954	4,995	5,030
		総合相談件数	件	1,919	2,099	2,122
		配置人数 (内三職種)	人	6 (5)	6 (3)	6 (3)
市全体	市全域	65歳以上人口	人	26,008	26,304	26,476
		総合相談件数	件	6,548	8,307	8,400
		配置人数 (内三職種)	人	26 (17)	27 (15)	28 (15)

※65歳以上人口及びセンター配置人数は、各年度4月1日現在

※平成29年度の総合相談件数は、見込み件数

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 相談件数、困難事例の増加、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策への対応等業務量は増加していると考えています。人員体制については、現状は対応できていると考えていますが、業務量の実態についてより詳細に把握し検討する必要があると考えています。

(イ) センターの評価指標が明確ではありません。

(ウ) 地域包括支援センター自体の周知も未だ十分ではないと考えており、情報公表制度については、住民はもちろん専門職にもほとんど知られていないと考えています。

(エ) 土曜・日曜・祝日や夜間の開所については、人員体制の上で課題が大きいと考えています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 当面現行のとおり4箇所の地域包括支援センターを豊岡市社会福祉協議会に委託して包括的支援事業等を実施します。
- (イ) センターの日々の業務実態に、より注意を払うとともにセンターの現場との意見交換を行うなどセンターの業務量の把握に努め、必要な人員体制について委託先と協議を行いながら対応を検討します。
- (ウ) 市の事業実施方針の提示、センター間の連携については、現行どおり実施します。
- (エ) センターの評価については、国から指標等が示される方向であることから、これに基づき地域包括支援センター運営協議会において、評価をしていただくこととします。
- (オ) 国の情報公表システムには登録しますが、情報提供については、市のホームページ、パンフレット等他の広報媒体を含め総合的に実施します。
- (カ) 土曜・日曜・祝日や夜間の開所については、直ちに取り組むことは困難と考えていますが、ニーズや人員配置等実施の可能性について研究します。

⑤地域ケア会議推進事業

事業・取組の名称	地域ケア会議推進事業
対象者	市民
事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせる地域づくりを目指し、日常生活圏域（市内6圏域）ごとに介護保険サービス事業所、地域の関係機関等の多職種で構成する「地域ケア会議」を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域ケア会議」は、開催目的や機能（5つの機能：①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）を明らかにするとともにその活用を図り、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことが求められています。 ・圏域ごとの「地域ケア会議」は、地域包括支援センターが主体的に取り組んでいます。 ・地域包括支援センターは課題整理を行い、個別事例検討会を振り返ることで、地域の中に潜んでいる問題点等を明らかにする取組を行っています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

平成29年度に内容の見直しを行ったことにより、定例会の開催回数は各圏域で増加しました。困難ケース事例検討会の開催回数は平成28年度に城崎・竹野圏域、出石・但東圏域で減少しています。

表 地域ケア会議開催状況（開催回数）

日常生活圏域	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
	定例会	困難ケース事例検討会	定例会	困難ケース事例検討会	定例会 (自立支援型地域ケア会議)	困難ケース事例検討会
豊岡	5	7	6	7	12	7
城崎	4	7	4	1	6	6
竹野	3		3		6	
日高	6	3	6	6	12	6
出石	3	5	3	2	6	5
但東	2		3		6	

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 各圏域ごとに地域住民の代表や関係機関が定例的に顔を合わせ、個別事例や地域課題に関して検討を行ったことで、ネットワーク構築の一助となりました。
- (イ) 地域や介護支援専門員から相談のあった中から、地域包括支援センターが必要と感じた事例については、随時個別地域ケア会議を開催し、事例の課題解決・支援について話し合うことができました。
- (ウ) 平成29年度からは定例会として実施している地域ケア会議を、要支援者等の生活行為の課題解決等、状態改善に導き、自立を促し、高齢者のQOL*の向上を目指す、多職種の参加による介護予防のための自立支援型地域ケア会議として見直しました。
- (エ) 市レベルでの地域ケア会議は設置していません。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 市全体の課題の整理を行い、資源開発や政策提言を行う機能を持った「豊岡市地域ケア推進会議（仮）」の設置について検討を行います。
- (イ) 定例会として実施している自立支援型地域ケア会議及び困難ケース事例検討会での個別事例の積み上げから、地域課題を明らかにし、地域の中で解決を目指します。政策提言につながる課題については、「豊岡市地域ケア推進会議（仮）」へ提案していきます。

表 「地域ケア会議」の5つの機能

項目	個別課題解決機能	ネットワーク構築機能	地域課題発見機能	地域づくり・資源開発機能	政策形成機能
豊岡市地域ケア推進会議（仮）				○	○
自立支援型地域ケア会議	○	○	○		
個別ケア会議	○	○	○		

* QOL : Quality of life (クオリティ・オブ・ライフ) の略で、「生活の質」と訳される。個人の生きがいや精神的な豊かさを重視し、質的な側面から生活を把握する考え方のこと。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

事業・取組の名称	在宅医療・介護連携推進事業
対象者	医療・介護に従事する者
事業概要	<p>○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療^{*1}と在宅介護^{*2}の提供を行う必要があります。</p> <p>○多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、豊岡市医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

地域の実情に応じた在宅医療と介護の提供体制の整備にあたり、市内医療・介護関係者等で構成する「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」を平成27年7月に豊岡市医師会主宰で設立しました。この協議会では、連携に係る課題の抽出と対応策の検討、情報交換・共有、合同研修会の開催等の事業を行い、在宅医療と介護の連携を推進しています。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 医療や介護が必要になった時の事業所探し等に活用できるように、市内の医療機関・介護関連事業所等の情報を掲載した「市内医療機関・介護事業所マップ」を作成しました。
- (イ) 病院を退院する訪問診療医のいない患者と地域の医師をつなぐ「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」が平成29年10月に開設し、訪問診療を必要とする患者と医師を機能的に結ぶ仕組みを構築しました。
- (ウ) 「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」を通じて、「顔の見える関係」等の医療・介護関係者のネットワーク化が図られ、多職種間の相互理解が深まっています。
- (エ) 但馬圏域での要支援・要介護状態の患者の入退院における病院関係者とケアマネジャー間の情報のやりとりを具体的にまとめた「但馬圏域退院支援運用ガイドライン」が平成28年7月から施行され、病院から在宅への円滑で効果的な移行支援が進められています。
- (オ) 高齢者の「在宅生活の限界点を上げる」ためには、病院からの退院支援、日常での療養支援、急変時の対応、看取り等、さまざまな局面で医療と介護が連携を図ることのできる体制の整備と目的を共有する必要があります。

^{*1}在宅医療：医師に加え、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等多くの職種によって提供される。

^{*2}在宅介護：各種介護・介護予防サービス事業者によって提供される。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 引き続き「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」を通じて、地域の医療・介護の関係機関の連携を強めていきます。
- (イ) 取組にあたっては、医療関係者・介護関係者・市の協働と戦略的マネジメントの視点が不可欠とされています。

表 在宅医療・介護推進 ア～クの8つの取組

取組		内容
ア	地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関・介護事業所等の住所、機能等の情報を収集・整理し、市民に公表します。
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	市内医療・介護関係者等が参画する「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」で、課題の抽出と対応策の協議等を行います。
ウ	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取組を企画・立案します。
エ	医療・介護関係者の情報共有の支援	市内医療・介護関係者等が参画する「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」で、情報伝達・共有の仕組みづくり等の検討を行います。
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援	豊岡市医師会等と緊密に連携を図りながら、「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」の機能拡充について検討します。
カ	医療・介護関係者の研修	医療関係者・介護関係者等を対象とした先進事例や多職種連携のための調査・研修等を行います。
キ	地域住民への普及啓発	パンフレット発行、出前講座・説明会等の開催を行うほか、市のホームページで市民周知を図ります。
ク	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	医療機関・介護事業者等の市域を超えた連携の仕組みを県と一緒に構築します。

(3) 生活支援体制整備事業

事業・取組の名称	生活支援体制整備事業
対 象 者	市民、事業者等
事業概要	<p>○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等を通じて、高齢者等の生活支援・介護予防サービスの創出や発掘、サービス提供主体、住民、行政等の連携強化を図る事業です。</p> <p>○生活支援体制整備は、エリア・階層ごとに行います。第1層を市全域、第2層を地区（地域コミュニティ組織の範囲）としています。</p> <p>○生活支援コーディネーターは、次のような業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の生活支援ニーズと資源状況の把握、見える化および住民への問題提起 ・NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織等多様な主体に対する生活支援への協力依頼 ・生活支援の担い手の発掘・養成およびサービスの開発 ・地区の生活支援の関係者のネットワーク化 ・生活支援ニーズと助け合い活動のマッチング <p>○第2層協議体は、本市では地域サポート会議と称し、次のような機能や役割をもちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの組織的支援（コーディネーターと同様の機能）を行うこと ・生活支援の企画立案、方針策定を行う場 ・地域づくりにおける意識統一を図る場 ・関係者の情報交換や生活支援の働きかけの場

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 豊岡市社会福祉協議会に委託し、第2層生活支援コーディネーターを6人配置しました。
- (イ) 第1層生活支援コーディネーターは、平成28年度から市の生活支援体制整備事業担当者を兼務により配置しました。
- (ウ) 住民による地域課題解決力を強化するため、地区等で地域福祉研修会を実施しました。
- (エ) 第2層生活支援コーディネーターが地域コミュニティ（準備）組織や区において、住民による地域課題の協議・検討を行う場の設定や運営の支援を行いました。
- (オ) 第1層・第2層生活支援コーディネーターが協働し、支え合いサービス事業の立ち上げに際し、地区、区等と受託者の連絡・調整を行ったほか、運営推進会議において地域との連携方策の協議に参画し、助言を行いました。
- (カ) 生活支援コーディネーターが支援しつつ、地区において住民が定期的に地域の課題を協議する「協議体」の機能を持った組織も一部で設置されました。
- (キ) 地域コミュニティ組織（福祉部等）によるサロン・カフェ、まごの手活動（ちょっとした困りごとのお手伝い等）等、一部で具体的な社会資源が創出されました。

表 生活支援コーディネーター活動の実績

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域福祉研修会の実施	地区	29	19（区含む）	14（区含む）
地域コミュニティ（準備）組織協議の場への参加	回	207	248	382

イ. 第 6 期計画の評価・課題

- (ア) 第 2 層生活支援コーディネーターは、さまざまな形で地区に入り、地域コミュニティ組織関係者や地区住民との関係づくりを進めたことで、29 地区のうち 25 地区では地域コミュニティ組織の協議の場に参加するなど、住民の主体的な活動を支援することができました。
- (イ) 介護予防ケアマネジメント等において活用できる介護予防・生活支援に関する（「集いの場」以外の）社会資源情報の見える化が必要です。
- (ウ) 住民だけで解決困難な課題について、事業者や他の団体等との連携で解決できないか検討する視点が必要と考えています。

ウ. 第 7 期計画の取組の方向性

- (ア) 第 2 層の生活支援体制整備の取組は、第 6 期計画に引き続き地区（地域コミュニティ組織の範囲）を中心に進めます。
- (イ) 地域コミュニティ組織（福祉部等）において、住民が主体となり定期的に地域課題の解決・協議をする場が設置されるように働きかけを行い、当該協議組織をメンバーの同意を得て第 2 層協議体として位置づけていくこととします。
- (ウ) 第 1 層協議体の機能について既存の協議組織等との関係を整理し、その設置の必要性について検討します。
- (エ) 第 2 層協議体は、地区住民の意向に配慮しながら、第 7 期計画期間中にすべての地区で設置することを目指します。

(4) 認知症総合支援事業

豊岡市認知症総合支援事業（認知症あんしん大作戦）の取組

目指す姿：認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる。

※赤字：重点的に取り組もうとするもの

七つの柱	豊岡市の取り組み（第7期）
① 認知症に関する知識の普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> a. 認知症サポーター養成と活動の支援 b. 認知症キャラバンメイトの活動支援 c. 認知症フォーラムの開催 d. 認知症予防講座の開催 e. 学校、事業所等と連携した認知症の理解の推進
② 早期発見・早期対応の推進（医療と介護の連携）	<ul style="list-style-type: none"> a. 地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり b. 認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携 c. 認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）の活用 d. 認知症初期集中支援チームの設置・周知 e. 早期発見・早期対応のための活動の支援
③ 認知症ケアの向上	<ul style="list-style-type: none"> a. 認知症地域支援推進員の設置 b. 介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催
④ 若年性認知症の人と家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> a. 相談窓口の周知 b. 若年性認知症の人と家族のつどいの実施 c. 若年性認知症生活支援相談センター等との連携 d. 当事者の居場所づくり・社会参加への支援 e. 当事者及び家族の思いの発信
⑤ 家族介護者に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> a. 家族介護支援事業の充実 b. 認知症家族介護教室の実施 c. 認知症カフェの周知 d. 家族介護者の会または認知症カフェ等の立ち上げ支援及び運営支援
⑥ 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> a. 消費者行政窓口、弁護士会等職能団体との連携 b. 市民後見・法人後見の検討 c. 権利擁護研修会の実施
⑦ 地域見守り体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> a. 高齢者等見守りネットワークの充実 b. 認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実 c. 声かけ模擬訓練の実施支援 d. 地域ケア会議の開催

認知症の人やその家族の視点を重視して、取り組みを行う

①認知症に関する知識の普及・啓発の推進

a. 認知症サポーター養成と活動の支援

事業・取組の名称	認知症サポーター養成と活動の支援
対象者	市民
事業概要	認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場、学校等で認知症高齢者やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

認知症サポーター養成講座の実施回数は毎年度 42 回となっており、計画値を上回っています。また、延養成人数も計画値を上回り、平成 27 年度は 1,042 人となっています。

表 認知症サポーターの養成状況

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	回	20	42	20	42	20	42
延養成人数	人	500	1,042	500	796	500	840

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 今後も増加が予測される認知症高齢者が、住み慣れた地域の中で暮らしていくためには、地域や家族の認知症に対する正しい理解と見守り、支援が必要です。認知症サポーター養成講座を開催することで、認知症について正しい知識と理解を広め地域の中で見守るサポーターを増やしていくことが必要です。
- (イ) 平成 29 年度時点の、市内の認知症サポーターは延 5,800 人を超えており、地域で見守るサポーターは増えています。しかし、実際の支援や活動につなぐ仕組みがないため、今後は意欲のあるサポーターを実際の活動へつなぐ体制づくりが課題です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 引き続き、地域包括支援センターや介護事業所に在籍する認知症キャラバンメイトが中心となって認知症サポーターの養成を行い、認知症について正しい知識と理解を広め地域の中で見守るサポーターを増やしていきます。
- (イ) 認知症サポーター養成講座受講者のうち、活動意欲のある人を実際の活動へつなぐ仕組みづくりに取り組みます。
- (ウ) 認知症サポーター養成講座受講者のうち、希望者に対する認知症サポーターフォローアップ講座を開催します。

表 認知症サポーター養成と活動の支援の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター養成講座	実施回数	回	40	40	40
	延養成人数	人	800	850	900
認知症サポーターフォローアップ講座	実施回数	回	4	4	4
	延養成人数	人	40	50	50

b. 認知症キャラバンメイトの活動支援

事業・取組の名称	認知症キャラバンメイトの活動支援
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に関して地域の中で普及や啓発を行う指導者としての役割を担い、「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバンメイト」を養成するとともに、キャラバンメイトが活動しやすいように連絡会を開催しています。</p> <p>○認知症サポーター養成講座を開催できる能力の向上のために、研修の機会を提供しています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

県や県内各市町村主催の認知症キャラバンメイト養成研修会について周知し、平成27年度は4人、平成28年度は7人が受講しました。また、キャラバンメイト連絡会・研修会は各年度1回実施しており、平成27年度に26人、平成28年度に13人が参加しました。

表 認知症キャラバンメイトの養成状況

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
キャラバンメイト養成講座	実施回数	回	-	-	-
	県等開催の講座受講人数	人	4	7	4
キャラバンメイト連絡会・研修会	実施回数	回	1	1	1
	参加人数	人	26	13	20

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 市内のキャラバンメイトは、現在115人の登録がありますが、実際に活動しているキャラバンメイトは少数であり、活動へつながるような働きかけが必要です。
- (イ) 実際の活動へつながるために、キャラバンメイト連絡会の開催や情報提供を定期的に行うなどの情報発信や活動する場の紹介等の支援が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) キャラバンメイトが活動しやすいように、事務局からの情報発信や連携が必要だと考えており、今後もキャラバンメイト連絡会や研修会を引き続き開催します。
- (イ) 新規キャラバンメイト養成のために、県や各市町が主催する研修会を周知していきます。

c. 認知症フォーラムの開催

事業・取組の名称	認知症フォーラムの開催
対 象 者	市民
事 業 概 要	<p>○地域全体で見守り・支え合いに取り組み、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症疾患医療センター、医師会、社会福祉協議会、在宅医療・介護連携推進協議会と協力して、「認知症フォーラム」を開催しています。</p> <p>○地域住民や事業者等に認知症に対する正しい知識を身に付けてもらうために、講師を招いて講演会を行い、身近なこととして感じてもらえるように地域活動の実践報告等を行っています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

認知症フォーラムの参加人数は毎年度約600人となっており、計画値を上回っています。

表 認知症フォーラムの開催実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
参加人数	人	300	約600	300	約600	300	約600

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる地域づくりのためには、家族や地域住民の認知症に対する正しい理解と支援が不可欠です。
- (イ) 毎年約600人の参加がありますが、若年層の参加は少ない現状にあります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 地域住民や事業所等が認知症に対する正しい知識を身に付け、地域で見守り・支え合う取組のきっかけづくりとして、毎年、認知症フォーラムを開催します。
- (イ) 若年層を含め、誰にとっても認知症は身近なことと感じてもらえるように、各関係機関と連携し、周知を行います。

表 認知症フォーラムの計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	回	1	1	1
参加者数	人	600	600	600

d. 認知症予防講座の開催

事業・取組の名称	認知症予防講座の開催
対象者	市民
事業概要	<p>○平均寿命の延伸により、85歳以上の約40%は認知症であるといわれていますが、本市においても、認知症が要因で要支援・要介護状態になる方が増加傾向にあります。</p> <p>○認知症を正しく理解した上で、自らが認知症の予防に取り組めるように動機付けを行い、地域において認知症予防への関心が高まることを目的として、「認知症予防講座」を開催しています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

認知症予防講座の実施回数は増加傾向にあり、平成28年度は20回で計画値を大きく上回っています。

表 認知症予防講座の開催実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	回	2	4	2	20	2	15
参加者数	人	150	79	150	371	150	250

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 地域での集まり等に出向き、認知症に関する正しい知識の普及啓発の一環として、認知症発症予防の考え方等について、啓発することができました。
- (イ) 認知症の発症予防に関する根拠をしっかりと伝えることが必要です。
- (ウ) 若い世代から認知症に関する正しい知識を持ち、認知症発症の危険因子である生活習慣病予防等に取り組む必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 認知症サポーター養成講座等の機会を活用し、認知症を正しく理解した上で、認知症の発症予防と二次予防の考え方を伝える機会を提供します。
- (イ) モデル的に実施している認知症予防教室（脳いきいき教室）の効果検証を行い、市全域に広めることを検証します。

表 認知症予防講座の開催の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	回	15	20	20
参加者数	人	250	300	300

e. 学校、事業所等と連携した認知症の理解の推進

事業・取組の名称	学校、事業所等と連携した認知症の理解の推進
対象者	市民
事業概要	認知症の方とその家族が安心して住み続けられる地域づくりを進めるため、地域の幅広い年代に対して、認知症に関する正しい理解の促進や地域での見守りに対する意識の向上を図るため、認知症サポーター養成講座を実施しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

小中学生や、事業所向けに認知症サポーター養成講座を開催しています。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、家族や地域住民の方に認知症に対する正しい知識の普及・啓発が必要です。
- (イ) 認知症サポーター等が地域でも、認知症の方とその家族を支援していく体制づくりが必要です。
- (ウ) 認知症は誰にとっても身近なことであることを、幅広い年代に周知することが必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 教育委員会等と連携し、小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座の実施を推進します。
- (イ) 認知症の方とその家族を支える地域づくりのために、また働く世代に認知症に対する正しい知識を伝えるために、事業所や商店等を対象に認知症サポーター養成講座を開催します。
- (ウ) 事業所や商店等に対し、高齢者見守りネットワーク及び認知症高齢者等の見守り・SOSネットワークの周知を行い、協力機関としての登録を推進します。

②早期発見・早期対応の推進（医療と介護の連携）

a. 地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり

事業・取組の名称	地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり
対象者	市民
事業概要	○高齢化に伴い、認知症高齢者も増えていくことが予測される中、認知症高齢者やその家族を支援する上で、早期段階での適切な診断と対応が不可欠です。 ○認知症についての相談窓口として、市及び地域包括支援センターを『認知症相談センター』と位置づけ、周知を行っています。 ○市では、認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携を図りながら、認知症に関する相談に対応しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

認知症に関する相談者は増加傾向にあります。

表 認知症に関する相談件数の実績

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実人数	人	198	311	300
延件数	件	614	832	850

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 早期対応の重要性を伝えるとともに、「認知症相談センター」の周知を行うなど、相談しやすい体制をつくっていくことが必要であると考え、パンフレット等を作成し周知しました。

(イ) 相談件数は増加しましたが、認知症が進行してからの相談が多いことが課題です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) パンフレット等により、認知症相談窓口の周知を図り、早期に相談・対応することの重要性を周知します。

(イ) 認知症初期集中支援チームを設置し、適切な医療・介護サービス等につながる仕組みづくりを推進します。

(ウ) 認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員等、相談対応する職員の資質向上に努めます。

6. 認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携

事業・取組の名称	認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に関して専門的な診断や治療が必要な高齢者は、公立豊岡病院内に開設されている「認知症疾患医療センター」で診断や治療を受ける体制が整備されています。</p> <p>○認知症の早期から、適切な診断と正しい知識に基づいた本人・家族の支援を行うことを目的に、認知症連携用紙を作成し、活用方法について、地域包括支援センター、介護支援専門員等に周知しています。</p> <p>○地域における認知症ケア体制および医療との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目ない提供に努めています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

認知症疾患医療センター等と連携した延件数は毎年度 20 件程度で推移しています。

表 認知症疾患医療センター等との連携件数

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
実人数	人	12	15	10
延件数	件	22	21	20

イ. 第6期計画の評価・課題

地域包括支援センター職員及び介護支援専門員等からの相談に応じて、認知症疾患医療センターの連携担当者と認知症地域支援推進員が連携を図っていますが、認知症連携用紙を作成することの目的が理解されにくく、活用が十分にできていないと感じています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 本人や家族が小さな異変に気づいたときに早めに相談できるように、かかりつけ医を持つことの大切さについて啓発を行います。
- (イ) 認知症疾患医療センター、医師会、かかりつけ医等との連携に効果的に活用できるように、マニュアル等の見直しを行います。
- (ウ) 引き続き、介護支援専門員、地域包括支援センター等に、認知症連携用紙の活用を推奨し、地域における認知症ケア体制及び医療機関との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目ない提供等を行います。

c. 認知症ケアネットの活用

事業・取組の名称	認知症ケアネットの活用
対象者	市民
事業概要	「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、各市町村において「認知症ケアネット*」（認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成を推進することとして、認知症の進行状況にあわせて、地域でどのような医療・介護サービスが受けられるか、インフォーマルなサポートも含めた地域資源の情報を収集・整備し、市民にあらかじめ周知します。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

各地域包括支援センターで作成した「認知症の人を支える社会資源の整理シート」を基に、認知症ケアネットの作成に取り組みました。

市民にわかりやすいものを作成するため、介護者や介護保険サービス事業所等、さまざまな立場の人から意見を聞き、記載内容を検討しています。

イ. 第6期計画の評価・課題

地域でどのような医療・介護サービスが、認知症の進行状況に合わせてどのような形で受けられるのか、住民同士の支え合い等も含めた地域資源の情報を、市民にわかりやすく周知する必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 市広報、ホームページ等で広く周知を行います。

(イ) 記載する情報については、更新・見直し等、適宜修正します。

(ウ) 認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員が相談対応を行う際に、対象者の状態に合わせた適切な支援ができるように、「認知症ケアネット」の活用を推奨します。

*認知症ケアネット：認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるかをわかりやすくまとめたもの。県では、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域全体で支えるネットワークづくりを重視していることから、国が使っている「認知症ケアパス」という名称ではなく、「認知症ケアネット」と呼んで推進している。

d. 認知症初期集中支援チームの設置・周知

事業・取組の名称	認知症初期集中支援チームの設置・周知
対象者	市民
事業概要	○「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」で、早期診断・早期対応のために、各市町村において「認知症初期集中支援チーム」の設置をすることになっています。 ○医療や介護につながっておらず、対応に困っている方等を対象に、初期の対応を包括的・集中的に支援し、自立生活をサポートします。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

受診勧奨や自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けて検討を行いました。

イ. 第6期計画の評価・課題

平成30年度からの新規事業です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築できるように、平成30年度に認知症初期集中支援チームを設置します。
- (イ) 地域包括支援センター等、認知症に関する相談窓口と連携し、適切に相談対応できる仕組みを作ります。
- (ウ) 認知症ケアネットに記載するなど、広く周知を行います。
- (エ) 研修等を通じて、関わる職員の資質向上に努めます。

e. 早期発見・早期対応のための活動の支援

事業・取組の名称	早期発見・早期対応のための活動の支援
対象者	市民
事業概要	認知症の症状や発症予防、軽度認知障害（MCI）*に関する正しい知識の啓発を進め、本人や家族が小さな異変を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるような体制づくりを進めています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

認知症サポーター養成講座等の機会に、早期発見・早期対応の重要性を伝えるとともに、認知症の発症予防についても伝えています。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 県が作成したパンフレットを活用するなどして、さまざまな場面で「認知症相談センター」の周知と早めの相談を促しています。相談件数は増えているものの、比較的認知症が進行してからの相談が多く、早期発見・早期対応の重要性を繰り返し伝えることが必要です。
- (イ) 認知症は誰にとっても身近なことであることを、幅広い年代に周知することが必要です。
- (ウ) 若い世代から認知症に関する正しい知識を持ち、認知症発症の危険因子である生活習慣病予防等に取り組んでもらう必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 認知症の初期症状や軽度認知障害（MCI）に関する正しい知識の啓発に努めます。
- (イ) 認知症サポーター養成講座等の機会を活用し、認知症の発症予防の考え方を伝える機会を持ちます。
- (ウ) 平成29年度からモデル的に実施している認知症予防教室（脳いきいき教室）の効果検証を行い、地域で取り組めること、また、その効果について伝えます。
- (エ) 認知症は早期診断を行った後の対応体制が重要であることから、必要に応じて認知症カフェや集いを紹介するなど、認知症の方やその家族の視点に立った支援を行います。

*軽度認知障害（MCI）：厚生労働省によれば、記憶力に障害があつて物忘れの自覚があるが、記憶力の低下以外に明らかな認知機能の障害がみられず、日常生活への影響はないか、あつても軽度のものである場合をいう。しかし、軽度認知障害の人は年間で10～15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられている。

③認知症ケアの向上

a. 認知症地域支援推進員の設置

事業・取組の名称	認知症地域支援推進員の設置
対 象 者	市民
事 業 概 要	認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業者と地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る取組を行っています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

国の定める研修を受講した認知症地域支援推進員を平成27年9月から1人増員し、2人配置しています。

イ. 第6期計画の評価・課題

認知症に関する相談件数は増加しており、地域包括支援センター等と連携し、医療機関や介護サービス等をつなぐコーディネーターとしての役割を担うことができました。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

関係機関と連携し、認知症施策の推進に努めます。

b. 介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催

事業・取組の名称	介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催
対象者	医療・介護従事者
事業概要	<p>認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症の方とその家族を支援する地域ケアスタッフを対象に相談会や研修会を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症事例支援相談会 病院や介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、対応力を高めるために、専門医等が処遇困難事例について事例検討を行い、個別支援を実施しています。 ・認知症多職種協働研修 医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を修得する研修を実施しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

認知症疾患医療センターの専門医等が介護保険施設入所中の処遇困難事例について事例検討を行うことで、個別支援を実施しました。

また、医療も介護も生活支援の一部であることを十分に意識し、多職種協働の重要性等を修得する認知症多職種協働研修（認知症ライフサポート研修）を実施していますが、参加者数は計画値を下回っています。

表 介護従事者等に対する研修・事例相談会の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
認知症事例支援相談会	実施回数	回	1	1	1	1	1	1
	相談件数	件	4	4	4	3	4	4
認知症多職種協働研修	実施回数	回	1	1	1	0	1	1
	参加者数	人	60	34	60	0	60	30

イ. 第6期計画の評価・課題

医療従事者も含め、できるだけ多くの職種が積極的に参加できるように実施体制や周知の検討が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会においても、多職種連携の研修等に取り組んでおり、医療・介護従事者との連携を強固にし、効果的な事業実施に努めます。

(イ) 認知症ケアに関わる専門職が、それぞれの専門性を理解し、協働できるように働きかけます。

④若年性認知症の人と家族への支援

事業・取組の名称	若年性認知症の人と家族への支援
対象者	市民
事業概要	若年性認知症の本人と家族が集い、日ごろの悩み等を気軽に話せる場を持ち、同じ立場の人同士が交流し、話し合うことで、互いに支え合い、学び合うことを目的として、月1回「若年性認知症の人と家族のつどい」を実施しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

「若年性認知症の人と家族のつどい」のチラシを作成し、周知し参加を促しています。事業の推進にあたっては、本人の思いや希望、意見等を十分に聴取し、必要な支援を行っています。

(ア) 相談窓口の周知

「若年性認知症の人と家族のつどい」や認知症カフェ一覧のポスターを、医療機関・歯科医院・薬局に掲示依頼し周知に努めました。

(イ) 若年性認知症の人と家族のつどいの実施

若年性認知症当事者や認知症の方の家族が、情報交換や近況を話し合うことで不安や悩みを共有することができています。また、介護の経験を基に新規参加者へ助言をするなど、参加者同士の相談の場にもなっています。

(ウ) 若年性認知症生活支援相談センターとの連携

若年性認知症とともに歩むひょうごの会（県社協主催）に参加し、情報交換や連携に努めました。

(エ) 当事者の居場所づくり・社会参加への支援

若年性認知症当事者の参加が少なく当事者の思いを共有する場がないため、本人の思いを傾聴し、活動の場や必要な支援へつなぐことが十分にできていません。

(オ) 当事者及び家族の思いの発信

地元ラジオや認知症フォーラムで若年性認知症当事者や家族の思いを発信し、地域へ認知症についての理解を深めるように取り組みました。

表 若年性認知症の人と家族のつどいの実績

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
実施回数	回	12	12	12
参加人数	人	126	122	132

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 相談窓口の周知

「若年性認知症の人と家族のつどい」や認知症カフェ一覧のポスターを、医療機関・歯科医院・薬局に掲示依頼した結果、参加について問い合わせが増え、周知効果があったと考えています。

- (イ) 若年性認知症の人と家族のつどい
新規参加者が少ないため、新規参加者が増加するような働きかけが課題です。
- (ウ) 若年性認知症生活支援相談センターとの連携
当事者への支援について若年性認知症生活支援相談センターと情報共有し支援の方向性を共有する等連携が出来ました。
- (エ) 当事者の居場所づくり・社会参加への支援
若年性認知症当事者の参加が少なく当事者の思いを共有する場がないため、当事者同士の情報交換等が出来る居場所づくりが課題となっています。
- (オ) 当事者及び家族の思いの発信
地元ラジオや認知症フォーラムで若年性認知症当事者や家族の思いを発信し、認知症についての正しい知識の普及、啓発ができたと考えています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 相談窓口の周知
市広報やホームページ等で「若年性認知症の人と家族のつどい」や認知症カフェの開催等について周知していきます。
- (イ) 若年性認知症の人と家族のつどいの実施
若年性認知症の人と家族のつどいを継続実施し、さらに周知に努めます。
- (ウ) 若年性認知症生活支援相談センターとの連携
若年性認知症支援コーディネーターとの連携を図り、若年性認知症の特徴に配慮した就労や社会参加支援に努めます。
- (エ) 当事者の居場所づくり・社会参加への支援
当事者と家族の視点を重視し、必要な支援へつながるように取り組みます。
- (オ) 当事者及び家族の思いの発信
今後も、さまざまな機会を活用して当事者や家族の思いを発信することにより、地域における認知症の理解を深め、認知症になっても地域の一員として、安心して暮らしていけるように支援します。

⑤家族介護者に対する支援の充実

事業・取組の名称	家族介護者に対する支援
対象者	市民
事業概要	介護者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、介護者の負担を軽減する取組を行っています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

介護者が参加しやすい事業とするため、家族介護教室および家族介護者交流事業を同日開催するなどの環境づくりに取り組みました。

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 家族介護支援事業の充実

家族介護教室と家族介護者交流会を同日開催することにより、参加者が増加傾向となりました。

(イ) 認知症家族介護教室の実施

認知症家族介護者だけでなく、介護保険関連事業所等にも周知し教室参加を広く呼びかけましたが、参加者が減少傾向にあり、認知症家族介護者が参加しやすい教室にするための工夫が必要です。

(ウ) 認知症カフェの周知

市内の認知症カフェ一覧（ポスター）を、新たに医療機関・歯科医院・薬局に掲示を依頼し、広く周知することができました。

(エ) 家族介護者の会または認知症カフェ等の立ち上げ支援及び運営支援

家族介護者の会の立ち上げについて意見聴取を行いました。整備までには至らず、今後も検討が必要です。

認知症カフェの運営支援のため、担当者連絡会を実施しお互いの活動を情報共有し意見交換することで、今後の運営に活かせました。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 家族介護支援事業の充実

認知症の方や家族を支援するために、今後も家族介護支援事業（家族介護教室・家族介護交流事業）を継続して実施していきます。

(イ) 認知症家族介護教室の実施

認知症家族介護者が、より参加しやすいように日時や場所を検討し開催します。

(ウ) 認知症カフェの周知

今後も市広報やホームページ、認知症サポーター養成講座等にて認知症カフェを周知し、より参加しやすいように環境づくりに努めます。

(エ) 家族介護者の会または認知症カフェ等の立ち上げ支援及び運営支援

認知症カフェが、市内7箇所開設となり認知症カフェは増えてきています。「出張カフェ」を実施する予定もあり活動は広がってきています。今後も、関係機関と協働し家族介護者の会または認知症カフェを各圏域に整備できるように、立ち上げ支援および運営支援を行います。

⑥権利擁護の推進

事業・取組の名称	権利擁護の推進
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症があっても尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、認知症高齢者の権利や生命を守る取組を推進しています。地域包括支援センターでは、総合相談の中で高齢者虐待や消費者被害等の相談を受けており、常に警察等の関係機関と連携しながら対応しています。</p> <p>○介護支援専門員、医療・介護の相談員等に対する権利擁護研修会を行い、権利擁護の意識を高める取組をしています。さらに、高齢者虐待の防止や成年後見制度の利用促進について周知を図っています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

権利擁護研修会は毎年度2回開催しています。

表 権利擁護研修会の実績

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実施回数	回	2	2	2
参加人数	人	114	113	110

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 認知症高齢者は、消費者トラブルの対象となりやすく、警察や消費者行政窓口との連携強化が必要です。
- (イ) 成年後見制度等について、市民に対して更に周知していく必要があります。
- (ウ) 介護者の身体的、精神的負担の軽減を図り、高齢者虐待の予防を図る必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 消費者行政窓口、弁護士会等職能団体との連携
認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員と警察、消費者行政窓口、弁護士会等との連携を図ります。
- (イ) 市民後見・法人後見の検討
認知症の方の権利擁護を推進するため、市民後見や法人後見等のあり方を検討します。
- (ウ) 権利擁護研修会の実施
地域包括支援センター、介護保険事業所等を対象とした権利擁護研修会を、引き続き開催します。また、地域包括支援センターと行政職員を対象に、虐待対応に関する研修の機会を持ちます。

⑦地域見守り体制の推進

事業・取組の名称	地域見守り体制の推進
対 象 者	市民
事業概要	<p>○地域住民、生活関連事業者等の協力により、地域全体で高齢者をさりげなく見守る「高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）」を展開しています。</p> <p>○地域の方や協力事業者等が、高齢者のちょっと気がかりなことに気付いたときには、地区の役員・民生委員・児童委員等に相談したり、地域包括支援センターに連絡する仕組みをつくっています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク*では、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等の日頃の見守り体制及び所在が不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるように、関係機関の協力体制を構築することにより認知症高齢者等の安全の確保及び家族等への支援を図っています。

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 高齢者等見守りネットワークの充実

高齢者見守りネットワークの協力事業者を増やし見守り体制を充実させることが必要です。

(イ) 認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実

認知症高齢者等が行方不明になることが全国的に社会問題となっており、行方不明の防止、行方不明時の早期発見に向けて地域での見守りを強化していく必要があります。認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの見守り事業者を増やし、見守り体制を充実させることが必要です。事前登録者の情報共有・情報更新の仕組みづくりが課題です。

(ウ) 声かけ模擬訓練の実施支援

認知症声かけ模擬訓練の実施が地域で広がってきています。今後も訓練未実施地区で取り組めるようなはたらきかけが必要です。

(エ) 地域ケア会議の開催

認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの事前登録者等について個別ケア会議を開催し、関係機関で支援体制を整えることが必要です。

*認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク：認知症等による行方不明の未然防止や行方不明時にスムーズな発見活動を行うための、行方不明になる心配のある認知症高齢者等の事前登録制度。認知症高齢者等が行方不明になったときに、防災行政無線等で市民に捜索協力を呼び掛けるとともに、事前登録の内容をもとに協力機関等にファクスで依頼し、早期発見・保護をする。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 高齢者等見守りネットワークの充実

高齢者見守りネットワークの協力事業者や、地域で見守る人を増やし早期に地域の役員等や地域包括支援センターに相談が入るように取組を進めていきます。

(イ) 認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実

認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの事前登録者の情報を適宜更新できるような体制を進めていきます。

(ウ) 声かけ模擬訓練等の実施支援

認知症声かけ模擬訓練の実施が地域で広がってきており、今後も訓練未実施地区で取り組めるように支援していきます。認知症について正しい知識を持ち、さりげなく見守り、声かけができる地域を目指し地域ぐるみで行う声かけ模擬訓練の実施を支援します。

(エ) 地域ケア会議の開催

認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの事前登録等について、関係機関で支援するため必要に応じて個別ケア会議を開催します。

(オ) 地域における新たな見守り体制の構築を検討します。

(5) 任意事業

① 家族介護支援事業

事業・取組の名称	家族介護支援事業
対象者	高齢者を在宅で介護している家族やその援助者等
事業概要	<p>○家族介護教室 高齢者を介護している家族やその援助者等を対象とした介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識または技術を習得させるための教室を開催しています。</p> <p>○家族介護者交流会 高齢者を介護されている家族等を一時的に解放し、介護者相互の交流を通して介護者のリフレッシュを図るため、日帰り旅行、施設見学等の交流事業を実施しています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

各委託先の年間計画により、家族介護教室と交流会を開催しています。家族介護教室は毎年34回前後の実施ですが、延参加者数は増加傾向にあります。

家族介護教室と家族介護者交流事業を合わせた延参加者数は増加傾向にありますが、計画値を下回っています。

表 家族介護支援事業の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施回数	家族介護教室	回	48	35	48	33	48	34
	家族介護者交流事業	回		9		11		12
延参加者数	家族介護教室	人	580	273	600	317	620	515
	家族介護者交流事業	人		78		90		190

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 介護技術の普及や介護者同士の交流を通じて介護負担の軽減に資する有効な事業と考えています。

(イ) 国は「介護離職ゼロ」を目標に掲げ、介護と仕事を両立できる社会の実現を目指しています。本市でもその対策として、今後更に取組を充実させる必要があると考えています。

- (ウ) 平成 27 年度から家族介護教室と家族介護者交流会の事業を一本化し、同時開催することを可能としたことも参加者増加の一因であると評価しています。
- (エ) まだ事業が十分周知されているとは言えず、更に広範に周知するための方法を検討する必要があります。

ウ. 第 7 期計画の取組の方向性

- (ア) 認知症家族介護教室との連携を進めます。
- (イ) 事業の周知と参加しやすい雰囲気づくりや環境づくりを行うため、認知症カフェとの連携を検討します。

表 家族介護支援事業の計画値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施回数	回	48	48	48
延参加者数	人	600	620	640

②家族介護用品支給事業

事業・取組の名称	家族介護用品支給事業
対象者	介護保険の要介護3以上の高齢者等を在宅で介護されている家族（市民税非課税世帯に限ります）
事業概要	在宅で「要介護3」以上の高齢者を介護されている市民税非課税世帯の家族に、紙おむつや尿取パット等の介護用品と引き換え可能な介護用品引換券を交付しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

高齢者の状態や介護者のニーズに応じた介護用品の支給について、高齢者のみの世帯の介護者が利用しやすいように配達可能な業者を提示するなど、利用者の利便性を考慮して実施しています。対象者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

表 家族介護用品支給事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
対象者数	人	100	95	100	79	100	75

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 重度の高齢者を介護されている家族の経済的負担の軽減に一定の役割を果たしています。
- (イ) 現在は、国の地域支援事業に位置づけて国・県補助金を受けて実施していますが、国では、本事業の地域支援事業からの除外を含めた検討がされています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 平成30年度は、現行のとおり実施します。
- (イ) 本事業に係る国の検討状況について情報を収集しつつ、補助金対象外となった場合の本事業のあり方について検討を進めます。

表 家族介護用品支給事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者数	人	82	82	82

③成年後見制度利用支援事業

事業・取組の名称	成年後見制度利用支援事業
対 象 者	<p>○申立ての支援（市長申立て） 認知症等により判断能力が十分でない高齢者等のうち配偶者及び2親等内の親族を有しないか特別の事情のある方であって市長が本人保護のために必要と認めた方</p> <p>○成年後見人等の報酬への助成 市長申立ての対象となった被後見人等であって家庭裁判所が決定した後見人等への報酬額を支払う資力のない者</p>
事業概要	対象者の保護のための成年後見制度に係る審判の申立て及び申立てに要する費用並びに後見人等への報酬に対する支援

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用支援が必要な方に対して市長申立て等の支援を実施しました。
- (イ) 低所得者等の成年後見制度の利用を円滑にするとともに成年後見人の経済負担を軽減するため、平成29年度から後見人等へ報酬を支払う資力のない被後見人への報酬助成制度を開始しました。平成29年10月1日現在の助成件数は1件となっています。
- (ウ) 市広報への掲載や地域包括支援センターを通じて成年後見制度の普及啓発に努めました。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 報酬助成制度について、実際の活用はまだ少ない状況ですが、低所得者への成年後見制度利用支援に向けての心理的障壁が軽減されたものと考えています。
- (イ) 本事業の活用に至る事案が少なくなるように任意後見制度の普及等にも努める必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 地域包括支援センターと連携し、本事業だけでなく成年後見制度全体について介護支援専門員等関係者や一般住民への更なる周知に努めます。
- (イ) 成年後見制度の利用改善のため、閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、市においても、計画策定を検討していく必要があります。

④介護相談員派遣事業

事業・取組の名称	介護相談員派遣事業
対象者	介護福祉施設等の入所者、利用者
事業概要	<p>○介護相談員が介護老人福祉施設等を訪問し、利用者と直接面談を行うことにより、疑問や不安等の解消を図るとともに施設における介護サービスの質的向上を図ることを目的とした事業です。</p> <p>○施設職員の利用者への接し方や、利用者が施設職員以外の人と接する機会を生かし、相談内容を介護サービスに限定せず、多方面の会話を通して、精神面での支援を行い、問題解決に導くように努めています。</p>

ア. 第6期計画の取組状況・実績

施設と利用者の信頼関係の強化に努めるとともに受入れ施設の拡充を図りました。また、介護相談員の待遇の改善を検討するとともに、研修の充実により、資質の向上を図り、多くの施設に派遣できるように増員しました。

表 介護相談員派遣事業の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談員数		人	6	6	7	6	8	8
訪問施設数	特養	箇所	6	7	6	9	6	9
	その他	箇所	3	3	5	13	5	13
延相談件数		件	168	152	196	160	224	200

※訪問施設数のその他は、介護老人保健施設、グループホーム、短期入所施設

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 毎月2人1組の班編成で介護相談員が介護老人福祉施設等を訪問し、利用者や施設の意見を聴くことにより、問題の改善や介護サービスの質の向上を図る上での一助となっています。
- (イ) 介護相談員には報償費(交通費程度)を支給していますが、福祉活動に対する熱意、時間的なゆとりも必要なことから人材確保が難しい状況にあります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 利用者と施設の橋渡し役として今後もこの取組を継続し、施設と利用者の信頼関係の強化に努めるとともに受入れ施設の拡充を図ります。
- (イ) 利用者の権利を擁護し、利用者の疑問や不安等の解消に取り組むことにより、介護保険サービスの総合的な質の向上に努めます。
- (ウ) 介護相談員の研修を充実させることにより、相談活動の現場に即した技術や介護相談員に必要な知識の資質向上を図り、多くの施設に派遣できるように人材育成に努めます。

表 介護相談員派遣事業の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談員数		人	8	10	10
訪問施設数	特養	箇所	10	10	10
	その他	箇所	13	14	15
延相談件数		件	200	220	220

※訪問施設数のその他は、介護老人保健施設、グループホーム、短期入所施設

⑤住宅改修支援事業

事業・取組の名称	住宅改修支援事業
対象者	介護支援専門員等と契約しない要介護・要支援認定者の「住宅改修が必要な理由書」を作成した介護支援専門員等
事業概要	介護保険制度では、要介護者または要支援者が住宅改修費の支給申請をする場合、介護支援専門員等が作成する「住宅改修が必要な理由書」を添付する必要があります。しかし、介護支援専門員等がこの理由書を作成しても、要介護者等がその月に居宅介護支援サービスを利用しない場合は、その理由書の作成だけでは、居宅サービス計画費の支給対象とならないため、住宅改修理由書の作成1件につき2,000円を支給する制度を設け、介護支援専門員等を支援しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

在宅生活を希望する方々の支援策の一つとして、制度を維持・継続し、良好な住環境整備の促進を図っています。住宅改修支援件数は増加傾向にあります。

表 住宅改修支援事業の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
支援件数	件	20	7	20	17	20	20

イ. 第6期計画の評価・課題

介護支援専門員等に住宅改修支援事業が知られるようになり、支給実績が増加しています。医療機関からの退院後の居住環境を改善するために早期に住宅改修を希望する方や、自立した在宅生活を続けるため、手すりの設置や段差解消等のみを目的として要介護認定を行う場合もあり、在宅復帰・自立支援のために必要な事業となっています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

在宅生活を希望する方々の支援策の一つとして、今後もこの制度を維持・継続し、良好な住環境整備の促進を図ります。

表 住宅改修支援事業の計画値

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支援件数	件	20	20	20

⑥食の自立支援事業

事業・取組の名称	食の自立支援事業
対象者	概ね65歳以上で、身体に支障があり調理が困難なひとり暮らしの方および高齢者のみの世帯の方
事業概要	高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、病気や身心機能の低下により調理が困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に、週3回の配食サービスと安否確認を民間事業者等に委託して実施しています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

アセスメント内容に基づき、回数や食事内容等、より効果的なサービス提供を行い、在宅のひとり暮らし高齢者等の栄養に対する意識の向上を図るとともに配食を通じた見守りを行い、健康で自立した生活が継続できるように支援しました。

近年は民間の弁当配食事業者の参入が増え、利用者の生活スタイルに合ったサービス提供が可能となっています。

登録者数の増加にともない配食数も増加傾向にあります。

一部の地区の一部の利用者は、社会福祉法人やNPO法人等が核となって地域住民（ボランティア）と一緒に提供する、あるいは地域コミュニティ組織等、住民主体の組織が主体となって提供することを想定した支え合い生活サービスに移行しています。

表 食の自立支援事業の実績

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
登録者数	人	130	161	100	173	80	220
配食数	食	13,000	15,887	10,400	16,981	8,300	20,631

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 調理困難なひとり暮らし高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることにより栄養改善を図るとともに、配達時の声掛けや安否確認により、安心して在宅生活を送るために役立っています。

(イ) 山間部と市街地の間で選択できる事業者の数に偏りが生じるなどの地域差が生じています。

(ウ) 利用者の生活スタイルにあったサービス提供が可能になり利便性が上がった反面、利用者の増加による公費負担の増加という財政上の課題があります。

(エ) 本事業外で提供される配食サービスも増加しており、事業としての利用と事業外での利用について条件等の整理が必要と考えています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) アセスメント内容に基づき、回数、食事内容等、より効果的なサービス提供に努めます。
- (イ) 支え合い生活支援サービスへの移行や本事業外の配食サービスの利用の推進方策も検討します。

表 食の自立支援事業の計画値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録者数	人	260	270	280
配食数	食	21,347	21,774	22,210

⑦介護給付等適正化事業

事業・取組の名称	介護給付等適正化事業
対象者	要介護認定申請者、介護サービス利用者、介護サービス事業者
事業概要	国の示す「第3期介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、県が「第3期介護給付適正化計画」を作成し、主要5事業である①要介護認定の適正化②ケアプランの点検③住宅改修等の点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費通知を保険者の実情に応じて効果的と思われる取組を行っています。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

持続可能な介護保険制度とするためには、介護保険料の負担増を抑制するとともに、介護保険制度の信頼性を高めることが必要です。そのためには、利用者に対する適切な介護サービスの確保、保険者としての事業者指導、不適正な給付の削減等の介護保険事業運営の適正化を図ることが重要と考え事業に取り組んできました。

第6期計画では、介護保険適正化計画書を別に作成し、ケアプラン点検の実施、給付データの分析、適正な職員の配置と資質向上のための研修等、より具体的な取り組み方針等を掲げ、適正化に取り組みました。

表 ケアプラン点検実施数の実績

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
点検事業所数	箇所	3	9	10
点検ケアマネジャー数	人	3	33	30
点検ケアプラン数	件	7	66	60

イ. 第6期計画の評価・課題

これまで取り組みが低調だったケアプラン点検に平成27年度から着手し、平成27年度は3事業所、平成28年度は9事業所、平成29年度は5事業所（10月現在）に対して実施しました。

今後、ますます高齢化が進み介護サービスの利用者が増えてくる中、一定以上の所得のある利用者は利用者負担が2割になるなど介護サービス利用者の負担の増加が図られたものの、なお介護費用の上昇と第1号被保険者保険料の増加が見込まれ、引き続き持続可能な介護保険制度の構築が大きな課題となっています。介護給付費等適正化事業により、介護認定の平準化や、適正な介護サービス利用のための指導・点検等を行い、介護保険制度の信頼性を高める必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 持続可能な介護保険制度とするためには、介護保険料の負担増を抑制するとともに、介護保険制度の信頼性を高めることが必要です。そのためには、利用者に対する適切な介護サービスの確保、保険者としての事業者指導、不適切な給付の削減等の介護保険事業運営の適正化を図ることが重要です。

(イ) 「第3期介護給付適正化計画」に引き続き、ケアプランの点検、給付データの分析、適

正な職員の配置と資質向上のための研修等、取り組むべき事項と目標を定めた、「第4期介護給付適正化計画」を作成し、老人福祉計画・第7期介護保険事業計画と整合性を図りながら、適正化計画の推進に努めます。

4 地域支援事業の計画値（再掲）

第7期計画における地域支援事業の計画値は、次のとおりとします。

事業名		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	掲載頁
予防給付基準サービス事業						
予防給付基準訪問介護事業	実利用者数	人/月	290	290	290	P 71
予防給付基準通所介護事業	実利用者数	人/月	460	468	469	P 73
通所型介護予防事業 「運動からだ元気塾」	開催回数	回	528	528	528	P 75
	延参加人数	人	3,600	3,700	3,700	
支え合いサービス事業						
支え合い通所介護事業	拠点整備数 (累計)	箇所	14	18	21	P 77
	実利用者数	人/月	178	248	293	
支え合い生活支援サービス事業	提供地区数 (累計)	箇所	12	17	20	P 79
	実利用者数	人/月	105	150	185	
介護予防ケアマネジメント事業	実利用者数	人/月	672	798	878	P 81
介護予防普及啓発事業						
健康教室	実施回数	回	200	220	240	P 84
	延参加人数	人	4,500	4,700	4,900	
健康相談	実施回数	回	280	300	320	P 86
	延参加人数	人	3,000	3,200	3,400	
運動教室 「はつらつチャレンジ塾」	実施回数	回	192	192	192	P 87
	延参加人数	人	3,600	3,600	3,600	

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	掲載頁	
地域介護予防活動支援事業						
健康まちづくり指導養成事業	教室数	会場	1	1	1	P 88
	開催回数	回	6	6	6	
	延参加人数	人	204	204	204	
地域自主活動支援事業 「玄さん元気教室」	団体数	団体	175	205	235	P 90
	支援回数	回	860	940	1,060	
	延参加人数	人	10,320	11,280	12,720	
認知症に関する知識の普及・啓発の推進						
認知症サポーター養成講座	実施回数	回	40	40	40	P 108
	延養成人数	人	800	850	900	
認知症サポーターフォローアップ講座	実施回数	回	4	4	4	P 108
	延養成人数	人	40	50	50	
認知症フォーラムの開催	開催回数	回	1	1	1	P 111
	参加者数	人	600	600	600	
認知症予防講座の開催	開催回数	回	15	20	20	P 112
	参加者数	人	250	300	300	
家族介護支援事業	実施回数	回	48	48	48	P 127
	延参加者数	人	600	620	640	
家族介護用品支給事業	対象者数	人	82	82	82	P 129
介護相談員派遣事業	相談員数	人	8	10	10	P 131
	訪問施設数 (特養)	箇所	10	10	10	
	訪問施設数 (その他)	箇所	13	14	15	
	延相談件数	件	200	220	220	
住宅改修支援事業	支援件数	件	20	20	20	P 133
食の自立支援事業	実施者数	人	260	270	280	P 134
	配食数	食	21,347	21,774	22,210	

第6章 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- 各介護サービスの実績値は、国から提供されている『地域包括ケア「見える化」システム』の自治体向け機能である、「将来推計」により集計された数値です。
- 第6章に掲載している第7期計画値の給付見込額は、「一定以上の所得のある利用者の自己負担を3割とする」制度改正や、消費税増税等に伴う影響等を反映させる前の値であり、各サービスの給付費の合計値と、196ページの総給付費とは一致しません。

第6章 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

第1節 日常生活圏域と事業展開

1 日常生活圏域と事業展開

高齢者が介護を要する状態となっても、その人らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型サービス等の介護サービスを切れ目なく提供するなど、地域の支援体制の拡充を図ることが重要です。

市では地理的条件、人口、交通事情、介護サービス等を提供する施設の整備状況、その他の社会的な条件を総合的に勘案し、旧市町エリアを基本とした6つの日常生活圏域を設定しており、圏域単位で地域に密着したサービス基盤の整備や地域に根ざした事業を推進しています。

〔日常生活圏域〕

1	豊岡圏域	4	日高圏域
2	城崎圏域	5	出石圏域
3	竹野圏域	6	但東圏域

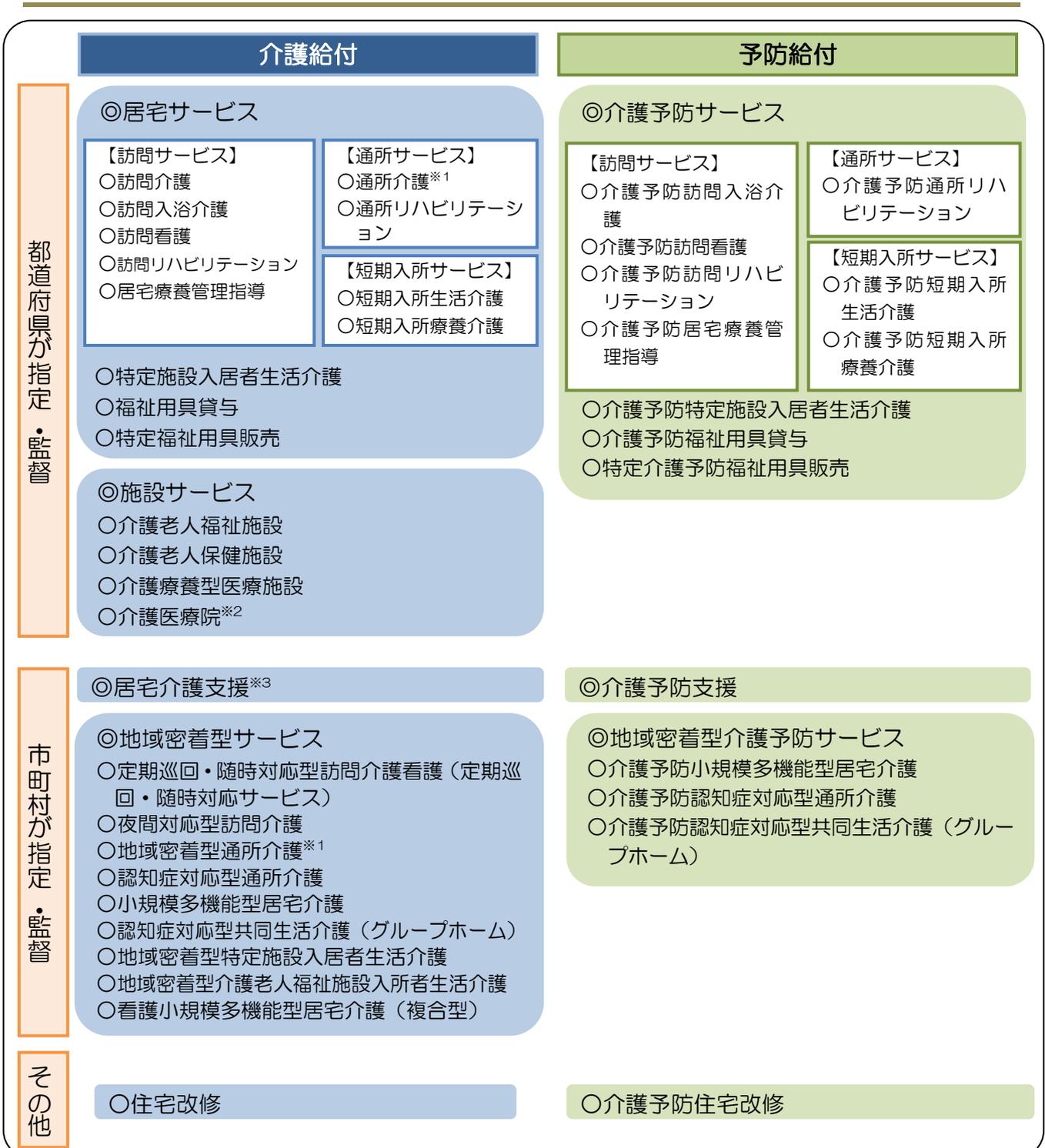
※港地区は城崎圏域に含めています。

図 本市の日常生活圏域



第2節 介護保険サービスの充実

1 介護保険サービス体系表



- ※1 平成28年4月から、通所介護のうち、利用定員が19人未満の事業所は、地域密着型サービスに移行している（地域密着型通所介護）。
- ※2 介護保険法の改正により新たに設置される、長期療養を目的とする施設（平成30年4月から）。
- ※3 平成30年4月から、居宅介護支援事業者に対する指定・監督の権限は市町村に移行する。
- 注 介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、市町村が行う「総合事業」の訪問型サービス・通所型サービスに移行したため、予防給付の指定から外れている。

2 居宅サービス

(1) 訪問介護

事業・取組の名称	訪問介護	
対象者	要介護1以上（要支援認定者は総合事業に移行）	
事業概要	介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護や調理・洗濯・掃除等の援助を行います。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数の大きな増加は見られません。要介護認定者のうち、約20%の方が利用しており、居宅サービスの中心の一つとなっています。
- (イ) 介護職員の資質向上等のため、サービス事業所への実地指導等で、研修体制や利用者からの苦情の状況確認、訪問介護計画等の確認を行い、適切なサービス提供等についての確認・助言等を行いました。
- (ウ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備について調整を図っていましたが、第6期計画期間中での参入事業所はありませんでした。
- (エ) 介護予防訪問介護サービスについては、平成27年度中に予防給付基準サービスや支え合いサービスに移行しましたが、事前周知等により、大きなトラブル等はありませんでした。

表 訪問介護・介護予防訪問介護の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	704.0	670.1	720.0	666.8	749.0	661.0
	利用回数	回/月	15,508.1	15,427.4	15,857.1	15,672.9	16,600.5	16,144.3
	給付額	千円/年	503,404	505,980	514,308	507,644	539,081	532,785
予防	利用者数	人/月	110.0	174.3	0.0	2.2	0.0	0.0
	給付額	千円/年	23,944	38,798	0	535	0	0

※要支援認定者については、平成27年度中に保険給付から地域支援事業の「予防給付基準サービス」、「支え合いサービス」に移行し、本市では、基本的には平成28年度以降の給付実績はありませんが、住所地特例制度により、他の自治体でサービスを受けている方のみの実績があります。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年10月1日時点、市内で24の事業所がサービスを提供しており（うち1事業所は通院・外出介助の移送サービスのみ）、事業所数としての不足はありません。
- (イ) 事業所アンケートでは、ヘルパー職員が不足してきているとの回答が多くあり、職員の確保・育成が課題となっています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 県や各事業所等と連携を図り、介護職員の確保・育成に努めます。
- (イ) 介護者の介護離職防止の観点も含め、居宅介護サービスの充実を図るため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を含めた総合的な供給体制の整備を検討します。
- (ウ) 障害者も利用できる、「共生型サービス*」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 訪問介護の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	利用者数	人/月	676.0	683.0	706.0
	利用回数	回/月	16,778.2	17,271.4	18,355.2
	給付額	千円/年	555,912	573,938	611,761

*共生型サービス：介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で受けやすくするために設けられた制度で、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所であれば、もう一方の制度における指定も特例として受けられるようになります。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業・取組の名称	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。
	予防	自宅に浴室がなく、感染症等で施設等の浴室利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 月当たりの利用者は50人前後で推移しています。要介護度別にみると、要介護度4・5の重度者が70%以上を占めています。
- (イ) 看護・介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への実地指導等で、研修体制や利用者からの苦情の状況確認、ケアプランの確認等を行い、サービス提供等についての確認・助言等を行いました。

表 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	66.0	52.8	66.0	48.3	69.0	38.7
	利用回数	回/月	292.8	237.6	297.1	227.3	313.1	189.6
	給付額	千円/年	39,106	32,698	39,617	31,316	41,753	26,183
予防	利用者数	人/月	1.0	0.4	1.0	0.6	2.0	0.5
	利用回数	回/月	4.1	1.3	4.2	1.3	8.4	2.5
	給付額	千円/年	388	120	393	120	785	244

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 市内に事業所数は2箇所のみですが、サービスは概ね充足しています。しかし、旧豊岡市内から遠方まで訪問しているため、介護職員の負担が大きい状態です。今後も利用者のニーズ等を把握しながらサービス供給等の検討を図る必要があります。
- (イ) 寝たきりの高齢者等の身体の清潔を保持するサービスとして重要な役割を担っています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 月当たりの利用者が50人前後ではあるものの、重度の介護を要する高齢者を在宅で支援するためには必要不可欠なサービスであり、利用者のニーズに応じた供給体制の整備に努めます。
- (イ) 利用者の満足度をさらに高めるため、適切なケアマネジメントによるサービス提供と看護・介護職員等の確保・育成に努めます。

表 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	利用者数	人/月	40.0	42.0	46.0
	利用回数	回/月	206.0	223.3	251.0
	給付額	千円/年	28,576	30,989	34,826
予防	利用者数	人/月	1.0	1.0	1.0
	利用回数	回/月	4.2	4.2	4.2
	給付額	千円/年	411	411	411

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

事業・取組の名称	訪問看護・介護予防訪問看護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	看護師や理学療法士等が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	予防	看護師や理学療法士等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数は大幅な増加傾向にあり要介護4・5の利用者が全体の約45%を占めています。
- (イ) 第6期計画期間中に訪問看護ステーションの開設が2箇所、廃止が1箇所あり、平成29年10月1日時点で7箇所の訪問看護ステーション（サテライトを1箇所含む）が設置されています。また、平成29年4月には日高地域に看護小規模多機能型居宅介護事業所が開設しました。
- (ウ) 在宅医療・介護連携推進協議会による多種職での研修会等を開催し、医療介護連携に努めています。
- (エ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備について調整を図っていましたが、第6期計画期間中での参入事業所はありませんでした。

表 訪問看護・介護予防訪問看護の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	235.0	256.8	244.0	330.3	262.0	361.1
	利用回数	回/月	2,072.4	2,306.3	2,217.0	2,904.1	2,454.7	3,270.9
	給付額	千円/年	147,448	160,866	157,953	197,883	175,457	213,484
予防	利用者数	人/月	32.0	41.9	37.0	52.8	42.0	63.2
	利用回数	回/月	228.7	279.8	287.0	389.8	352.3	472.8
	給付額	千円/年	12,955	14,409	16,265	18,368	20,003	21,402

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年10月分の実績では市内7箇所の訪問看護ステーションがサービスを提供しているほか、医療機関や近隣市の事業所からも一定数の提供があります。
- (イ) 在宅医療・介護連携推進協議会による多種職での研修会を実施するなど、医療と介護の連携に努めています。今後は終末期への対応等のニーズが拡大し、利用者数も増加することが予測されるため、サービス供給の充実と医療機関との一層の連携を図る必要があります。
- (ウ) 事業所アンケートでは、看護職員の確保が困難であるとの回答もあり、職員の確保・育成が課題となっています。

(エ) 訪問看護では、医師の指示のもと、理学療法士等が作成したメニューを基にリハビリテーションを行っています。訪問リハビリテーションの事業所の新規参入が見込めないため、引き続き、リハビリテーションも含めたサービス提供が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 県の保健医療計画との整合性や介護者の介護離職防止の観点から、県や各事業所等と連携を図り、看護職員の確保・育成と適切なサービス提供量の確保に努めます。

(イ) 在宅医療・介護連携の強化を図ります。

(ウ) 事業者アンケートでは、訪問看護への参入を計画している事業者があったため、早期参入、24時間体制の確保等の調整を図ります。

(エ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護を含めた総合的なサービス供給体制の整備を検討します。

表 訪問看護・介護予防訪問看護の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	410.0	458.0	503.0
	利用回数	回/月	3,662.7	4,126.1	4,603.8
	給付額	千円/年	236,300	261,407	284,863
予防	利用者数	人/月	77.0	86.0	97.0
	利用回数	回/月	549.8	545.2	525.2
	給付額	千円/年	24,979	24,908	24,108

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業・取組の名称	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して、心身の機能維持・回復に必要な機能回復訓練を行います。
	予防	

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数は年々増加傾向にあり、要介護1の利用者がやや多くなっています。
 (イ) 医療機関以外でサービス提供が可能な事業所は介護老人保健施設のみであるため、訪問看護ステーション等が代替としてリハビリテーション業務を担っています。

表 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	58.0	60.9	65.0	67.1	76.0	82.7
	利用回数	回/月	704.4	508.3	835.2	628.6	1017.0	801.1
	給付額	千円/年	23,264	17,184	27,450	20,906	33,375	27,235
予防	利用者数	人/月	27.0	24.9	34.0	27.1	42.0	25.6
	利用回数	回/月	241.5	209.5	337.4	247.1	451.0	233.5
	給付額	千円/年	8,029	6,968	11,197	8,133	14,970	7,743

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年10月分の実績では市内で5つの事業所等（うち3箇所は医療機関）がサービスを提供しています。
 (イ) 訪問リハビリテーションを行う事業所数の増減はなく、引き続き、訪問看護ステーション等に頼らざるを得ない状態です。
 (ウ) より必要性の高い方に利用してもらえるように、事業所への実地指導等で、利用者の状況変化等の評価により、可能であれば通所リハビリテーション等への移行を促すように指導を行いました。
 (エ) 高齢者の身体機能の維持や回復を支援する居宅サービスとして重要であり、医療機関や事業者等との連携強化による情報の共有化を図る必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 医療機関等の事業参入を促進し、利用者のニーズに応じたサービス供給量の整備に努めます。
 (イ) 訪問看護、通所リハビリテーションとの役割分担を明確にしながら、サービス提供事業者相互の連携を強め、サービス提供の充実に努めます。

(ウ) 医療と介護の連携強化により、情報の共有化を図ります。

表 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	利用者数	人/月	94.0	101.0	113.0
	利用回数	回/月	945.5	1,042.6	1,197.8
	給付額	千円/年	32,160	35,427	40,681
予防	利用者数	人/月	26.0	25.0	25.0
	利用回数	回/月	251.1	240.5	242.5
	給付額	千円/年	8,364	8,015	8,081

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業・取組の名称	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	予防	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

(ア) 利用者数は年々増加傾向にあります。

(イ) 要介護度別の利用者数では、要介護4・5を合わせると、利用者全体の5割程度を占めていますが、利用者の伸びとしては、要介護3以下の利用者のほうが高くなっています。

表 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	298.0	295.9	309.0	277.8	331.0	273.8
	給付額	千円/年	23,815	26,547	24,723	27,014	26,544	26,760
予防	利用者数	人/月	26.0	17.7	30.0	16.1	36.0	18.8
	給付額	千円/年	2,079	1,731	2,388	1,917	2,854	2,165

イ. 第6期計画の評価・課題

在宅で療養するためには必要なサービスであり、引き続き利用者のニーズに応じた提供を促進する必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、利用者のニーズに応じたサービス提供を促進します。

表 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	278.0	295.0	320.0
	給付額	千円/年	27,486	29,126	31,515
予防	利用者数	人/月	23.0	25.0	29.0
	給付額	千円/年	2,688	2,889	3,331

(6) 通所介護

事業・取組の名称	通所介護	
対象者	要介護1以上（要支援認定者は総合事業に移行）	
事業概要	介護	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 通所介護は、平成28年度から、利用定員が19人未満の小規模事業所については、地域密着型通所介護に移行しました。
- (イ) 通所介護の要介護1・2の利用者の割合は全体の約65%を占め、特に要介護1が全体の40%以上の割合を占めています。また、要介護認定者が通所介護または地域密着型通所介護を利用している割合は40%以上と高く、居宅サービスの中心の一つとなっています。
- (ウ) 介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への実地指導等で、研修体制や利用者からの苦情の状況確認、ケアプランの確認等を行い、職員の資質向上や適切なサービス提供等についての確認・助言等を行いました。
- (エ) 介護予防通所介護サービスについては、平成27年度中に予防給付基準サービスや支え合いサービスに移行しましたが、事前周知等により大きなトラブル等はありませんでした。

表 通所介護・介護予防通所介護の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	1,429.0	1,282.0	1,438.0	1,061.5	1,452.0	1,078.2
	利用回数	回/月	11,179.8	11,305.1	11,234.9	8,801.5	11,321.6	9,208.8
	給付額	千円/年	1,104,674	1,106,865	1,105,023	843,835	1,119,744	881,801
予防	利用者数	人/月	207.0	269.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	給付額	千円/年	69,206	73,871	0	0	0	0

※要支援認定者については、平成27年度中に保険給付から地域支援事業の「予防給付基準サービス」、「支え合いサービス」に移行し、本市では、基本的には平成28年度以降の給付実績はありません。

イ. 第6期計画の評価・課題

平成29年10月時点で、市内で36の事業所がサービスを提供しており（うち、地域密着型15事業所）、事業所数としての不足はありません。しかし、近年はリハビリに特化した通所介護サービスを望む利用者も多く、近隣市に所在するリハビリ特化型の事業所を利用する要介護（要支援）認定者が増加傾向にあります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 在宅生活を支援する基幹サービスとして供給体制の充実を図るとともに、利用者の満足度をさらに高めるため、職員の資質向上と利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づくサービス提供を促進します。
- (イ) 要介護度の改善や自立支援を促すため、また、利用者のリハビリに対してのニーズに対応するため、機能訓練や口腔ケア等のメニューを積極的に取り入れるように指導・助言等を行います。
- (ウ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 通所介護の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介 護	利用者数	人/月	1,115.0	1,105.0	1,124.0
	利用回数	回/月	9,456.9	9,476.1	9,743.6
	給付額	千円/年	908,730	908,706	933,694

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業・取組の名称	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人福祉施設や病院・診療所で、心身の機能維持・回復に必要なリハビリテーションが日帰りで受けられます。
	予防	介護老人福祉施設や病院・診療所で、食事等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが日帰りで受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 市内の事業者数に増減はありませんが、利用者は増加傾向にあります。
- (イ) より必要性の高い方に利用してもらえるように、事業所への実地指導や地域ケア会議等で、利用者の状況変化等の評価により、可能であれば通所介護サービス等への移行を促すように指導を行いました。

表 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	235.0	225.8	245.0	228.9	261.0	240.9
	利用回数	回/月	1663.5	1,703.7	1728.7	1,814.4	1833.4	1,904.6
	給付額	千円/年	182,878	178,375	189,957	189,099	202,760	204,425
予防	利用者数	人/月	74.0	65.3	78.0	64.5	79.0	61.5
	給付額	千円/年	31,138	22,687	32,315	21,536	32,944	21,095

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年10月実績で市内2つの事業所がサービスを提供しています。また、近隣市からもサービス提供があります。
- (イ) 広大な市域においては通所距離の問題等から、利用者のニーズに対応できる供給体制は充足されているとは言えませんが、サービス提供を行うことが可能な事業者は介護老人保健施設と医療機関のみであり、提供者の増加は困難な状態です。
- (ウ) 高齢者の身体機能の維持や回復を支援する居宅サービスとして重要であり、医療機関や事業者等との連携強化による情報の共有化を図る必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 医療機関等の事業参入を促進し、利用者のニーズに応じた供給量の整備とサービスメニューの拡充に努めます。
- (イ) 状態の安定している利用者に対しては、通所介護サービスで機能訓練が受けられるように、医療機関や但馬長寿の郷の理学療法士等と調整を行うとともに、通所介護事業者等と連携強化を図ります。
- (ウ) 医療と介護の連携強化により、情報の共有化を図ります。

表 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	252.0	257.0	270.0
	利用回数	回/月	2,018.8	2,089.1	2,215.1
	給付額	千円/年	212,830	217,421	229,344
予防	利用者数	人/月	59.0	60.0	62.0
	給付額	千円/年	19,751	19,786	19,838

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業・取組の名称	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話や、機能回復訓練等が受けられます。
	予防	

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 平成27年6月、平成29年12月に施設が1箇所ずつ増えてきましたが、平成29年10月時点で、1施設が人材不足を理由に休止中です。
- (イ) 要介護度別では、要介護1・2の利用者が50%近くを占めています。また、要支援1・2の利用者は5%に満たない状態です。

表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	473.0	477.9	475.0	484.9	491.0	483.4
	利用日数	日/月	42,847.7	4,272.8	4,357.6	4,280.0	4,558.8	4,030.9
	給付額	千円/年	423,138	419,736	431,092	414,640	452,643	394,552
予防	利用者数	人/月	23.0	20.3	28.0	19.6	33.0	16.2
	利用日数	日/月	107.1	102.9	129.9	103.5	154.0	94.8
	給付額	千円/年	7,115	6,753	8,641	6,847	10,264	6,072

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年10月実績で市内の12施設からサービスの提供がありますが、ニーズの高いサービスであり、今後も利用希望者が増加するものと考えられることから、的確なニーズ予測のもとサービス供給体制を総合的に検討していく必要があります。
- (イ) 高齢者の心身機能の維持や回復だけでなく、家族の介助によるストレスや疲れを回復させる観点からも、在宅生活を支える有効なサービスです。
- (ウ) 緊急時に対応できる空床の確保が必要です。
- (エ) 短期入所療養介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携してサービス提供の調整を行う必要があります。
- (オ) 人員不足を理由に休止中の施設があることから、職員の確保が課題となっています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 在宅生活を支援する基幹サービスの一つとして、利用者のニーズを的確に把握しながら、サービス供給体制の充実を図ります。
- (イ) 施設や介護支援専門員等との連携を密にして、長期入所者の入院中の空床利用の促進等、緊急時への対応の拡充を図ります。
- (ウ) 短期入所療養介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整に努めます。
- (エ) 県や各事業所等と連携を図り、介護職員の確保・育成に努めます。
- (オ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	利用者数	人/月	521.0	523.0	523.0
	利用日数	日/月	4,403.3	4,382.2	4,373.7
	給付額	千円/年	430,030	426,602	425,133
予防	利用者数	人/月	17.0	17.0	17.0
	利用日数	日/月	97.1	97.1	97.1
	給付額	千円/年	6,259	6,262	6,262

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

事業・取組の名称	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所・入院し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。
	予防	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所・入院し、介護予防を目的とした、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

(ア) 月ごとの利用者数は20～25人程度で推移しています。

(イ) 要介護度別では、要介護1～5では利用者の占める割合に大きな差はありませんが、要支援1・2の人の利用はほとんどありませんでした。

表 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	30.0	24.6	31.0	21.1	31.0	24.2
	利用日数	日/月	350.5	243.7	378.1	199.7	404.7	261.2
	給付額	千円/年	42,795	29,248	46,158	25,170	49,717	32,179
予防	利用者数	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	2.0	0.0
	利用日数	日/月	4.8	0.0	5.7	0.0	6.6	0.0
	給付額	千円/年	391	0	462	0	537	0

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 近年、施設数の増減はなく、平成29年10月1日時点で市内に2つの事業所があります。また、近隣市の施設からもサービス提供がありますが、緊急時に対応できる空床の確保が必要です。

(ウ) 医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練等が提供されるサービスであり、短期入所生活介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整を行う必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 施設の協力のもと、緊急時に対応できる空床の確保に努めます。
- (イ) 主治医や介護支援専門員等と連携を図り、利用者の身体状況に即した適切な利用を促進します。
- (ウ) 短期入所生活介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整に努めます。

表 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	28.0	29.0	29.0
	利用日数	日/月	317.7	343.4	361.1
	給付額	千円/年	39,966	43,156	45,367
予防	利用者数	人/月	0.0	0.0	0.0
	利用日数	日/月	0.0	0.0	0.0
	給付額	千円/年	0	0	0

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業・取組の名称	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	利用者の日常生活の自立や、介護者の負担を軽減するための福祉用具が借りられます（一部の福祉用具には、介護度により借りることができないものもあります（例外措置あり））。
	予防	

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 認定者の4割近い方が福祉用具貸与を利用しています。
- (イ) 要介護度別では、要支援1から要介護1までの軽度者については利用割合が35%程度、要介護2～5では40%程度の方が使用されています。
- (ウ) 軽度者については一部の福祉用具の貸与が制限されますが、特に必要と認められる方には、介護支援専門員からの届出等を受け、審査確認のうえ年間160件程度が貸与されています。

表 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	1,230.0	1,225.8	1,261.0	1,258.5	1,287.0	1,287.6
	給付額	千円/年	219,655	208,696	222,907	211,608	228,409	213,620
予防	利用者数	人/月	374.0	390.4	420.0	433.9	468.0	480.1
	給付額	千円/年	27,055	28,690	30,429	31,652	33,940	35,900

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年10月実績では、市内7つの事業所がサービスを提供しています。また、近隣市の事業者からのサービス提供も多く、利用者のニーズに対応できる供給体制は整っていると考えられます。
- (イ) 居宅サービス利用者の日常生活を維持し、自立した生活を支援し、介護者の負担軽減を図る上で重要なサービスです。
- (ウ) 全国的には福祉用具による事故が度々起きていることから、事業者、介護支援専門員等へ利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の貸与となるように、事故の事例等の情報提供や指導・助言を行う必要があります。
- (エ) 事業者への実地指導等で福祉用具貸与計画やサービス担当者会議の記録等を確認し、利用者の身体状況に合わせた福祉用具の検討が適切に行われているかどうか等の点検・指導等を行っています。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア)「介護保険における福祉用具選定の判断基準」に即した適切なサービス利用の普及と啓発に努めます。
- (イ) 福祉用具による事故防止のため、事故等の事例の情報共有等、事業者との連携に努めます。
- (ウ) ケアプラン点検や実地指導等を通して利用者の身体状況に適した福祉用具の選択が行われているか等を確認し、指導や助言に努めます。

表 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	1,293.0	1,272.0	1,292.0
	給付額	千円/年	214,083	208,960	211,845
予防	利用者数	人/月	487.0	481.0	484.0
	給付額	千円/年	36,254	35,873	36,089

(11) 特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入

事業・取組の名称	特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつで使用する用具の購入費が同一年度で 10 万円を上限に支給されます。
	予防	

ア. 第 6 期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数は月により変動がありますが、30～50 人前後で推移しています。
 (イ) 要介護度別では要介護 5 の利用者は少なく、その他の介護度ではあまり差はみられません。

表 特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入の実績

		単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	28.0	23.9	31.0	23.6	32.0	25.8
	給付額	千円/年	8,274	7,200	9,147	7,048	9,389	8,679
予防	利用者数	人/月	15.0	13.5	16.0	11.8	17.0	7.9
	給付額	千円/年	4,102	3,477	4,423	3,099	4,747	1,891

イ. 第 6 期計画の評価・課題

- (ア) 平成 29 年 10 月 1 日時点で、市内 8 つの登録事業者があるほか、近隣市からの販売も多く、利用者の需要に対応できる供給体制は整っていると考えられます。
 (イ) 利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の販売を推進する必要があります。

ウ. 第 7 期計画の取組の方向性

- (ア) 「介護保険における福祉用具選定の判断基準」に即した適切なサービス利用の普及と啓発に努めます。
 (イ) 利用者の身体状況にあったサービス提供となるように、事業者・介護支援専門員等へ指導や助言に努めます。

表 特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	利用者数	人/月	23.0	23.0	25.0
	給付額	千円/年	7,998	7,998	8,638
予防	利用者数	人/月	9.0	10.0	10.0
	給付額	千円/年	2,152	2,408	2,408

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

事業・取組の名称	住宅改修	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした費用について、同一住宅で20万円を上限に支給されます（要事前申請）。
	予防	

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 利用者数は月により変動がありますが、25～40人前後で推移しています。
- (イ) 要介護度別では、要介護3以下の利用者が全体の約90%を占めています。この要因としては、自力での歩行が困難な方は改修の必要が少ないことや、以前住宅改修を行い限度額まで利用されていること等が考えられます。

表 住宅改修・介護予防住宅改修の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	24.0	18.6	25.0	17.2	27.0	19.6
	給付額	千円/年	25,426	20,073	26,753	18,853	28,684	18,081
予防	利用者数	人/月	15.0	16.3	16.0	12.9	17.0	12.0
	給付額	千円/年	18,244	20,073	19,012	14,339	19,733	13,565

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 在宅において安全に安心して暮らすために、必要な転倒防止や自立しやすい環境を整備するもので、利用ニーズの高いサービスです。
- (イ) 利用者の身体状況に応じ、適切で効果的な整備が行われるように、普及と啓発に努める必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 身体状況に応じた適切で効果的な住環境の整備が行われるように、普及と啓発に努めます。
- (イ) ケアマネジャーや施行業者から、リフォームの必要性や有効性等について聞き取り等を行うことにより、必要のないリフォームの強要防止に努めます。
- (ウ) 高齢者支援事業の住宅改造費助成事業との整合性を図り、適切な給付を行います。

表 住宅改修・介護予防住宅改修の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	利用者数	人/月	22.0	23.0	24.0
	給付額	千円/年	22,811	23,679	24,675
予防	利用者数	人/月	13.0	14.0	14.0
	給付額	千円/年	14,397	15,449	15,449

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

事業・取組の名称	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	有料老人ホーム等の入居者で、要介護認定を受けた方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話等を受けられます。
	予防	有料老人ホーム等の入居者で、要支援認定を受けた方が、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の支援等を受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

平成28年度に新たに2施設増えたことに伴い、利用者が増加しています。

表 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	90.0	83.6	132.0	88.3	132.0	106.6
	給付額	千円/年	198,343	178,261	293,115	188,121	293,136	233,467
予防	利用者数	人/月	16.0	9.3	16.0	9.5	16.0	27.6
	給付額	千円/年	21,418	10,728	21,379	7,249	21,379	21,163

イ. 第6期計画の評価・課題

平成29年8月実績で市内の6施設(養護老人ホーム2箇所含む)からサービスの提供がありますが、県の保健医療計画や介護者の介護離職防止等の観点も踏まえた上で、的確なニーズ予測のもとサービス供給体制を総合的に検討していく必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

特定施設の整備については、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度者の受け入れ施設として期待できることにあわせ、利用者の利便性、柔軟な対応が可能な混合型特定施設入居者生活介護*として、入所(居)定員113人、特定施設入居者生活介護サービスの利用定員を80人(入所(居)定員の7割)として整備を図るように調整します。

*混合型特定施設入居者生活介護：混合型は、要介護(要支援)認定者に加えて認定のない日常生活の上で自立している方も入居可能とした施設をいう。また、介護専用型は、要介護(要支援)認定者のみを対象とした施設をいう。

表 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	利用者数	人/月	109.0	164.0	162.0
	給付額	千円/年	239,774	361,320	357,010
予防	利用者数	人/月	41.0	66.0	68.0
	給付額	千円/年	29,852	47,556	48,892

3 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業・取組の名称	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	日中・夜間の定期的な巡回や随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備について調整を図っていましたが、第6期計画期間中での参入事業所はありませんでした（市内のサービス提供事業者はありません）。

(イ) 平成28年1月から約1年半の間、市外在住の被保険者1名の利用がありましたが、平成29年9月時点での利用はありません。

表 夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	0.0	0.2	0.0	1.0	0.0	0.5
	給付額	千円/年	0.0	140	0.0	825	0.0	382

イ. 第6期計画の評価・課題

市域が広大で人口密度が低く、冬期には積雪があるという地理的条件のため、事業者の参入は困難が予想されます。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

国では、介護者の介護離職防止の観点や、地域包括ケアシステム推進のための介護サービスとして重要な位置づけとしており、利用者のニーズの動向を的確に把握しながら、県と連携を図り、市内事業者等への定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの特性や運営助成制度の周知等を図り、サービス提供事業者の確保に努めます。

表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	5.0	15.0	15.0
	給付額	千円/年	13,291	39,891	39,891

(2) 夜間対応型訪問介護

事業・取組の名称	夜間対応型訪問介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	24時間安心して在宅生活を送れるように、巡回や通報システムによる訪問介護が受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 現在、市内には夜間対応型訪問介護に対応するサービス提供事業者がなく、利用実績もありません。また、県内でも事業者がほとんどない状態です。
- (イ) 夜間対応型訪問介護に代えて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備について調整を図っていましたが、第6期計画期間中での参入事業所はありませんでした（市内のサービス提供事業者はありません）。

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 市域が広大で人口密度が低く、冬期には積雪があるという地理的条件のため、事業者の参入は困難が予想されます。
- (イ) 国では定期巡回・随時対応型訪問介護看護を推進していることから、市としても24時間、いつでも訪問介護・訪問看護が受けられる定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供事業者の確保を目指す必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

夜間対応型訪問介護に代え、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業・取組の名称	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	認知症の方を対象に、デイサービスセンターで、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練が日帰りで受けられます。
	予防	認知症の方を対象に、デイサービスセンターで、介護予防を目的とした食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練が日帰りで受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 第6期計画期間中に1事業所が休止し、平成29年10月の実績では、3事業所がサービス提供を行っています。月ごとの利用者数は、80人前後で推移しています。
- (イ) 要介護度別では、要介護1・2までの利用者が全体の約65%を占めています。

表 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	90.0	70.5	90.0	75.4	90.0	77.5
	利用回数	回/月	791.0	678.3	791.0	714.1	791.0	692.6
	給付額	千円/年	101,531	84,787	101,531	86,163	101,531	85,824
予防	利用者数	人/月	5.0	10.1	5.0	6.9	5.0	2.3
	利用回数	回/月	20.9	57.4	21.3	38.1	21.3	9.1
	給付額	千円/年	2,015	4,522	2,055	3,432	2,057	874

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年10月1日時点で市内に6つの事業所の登録がありますが、実質、サービス提供を行っているのは3事業所のみで、利用者数も少ない状態です。
- (イ) 住み慣れた地域での自立した生活を希望する認知症高齢者およびその家族にとって重要なサービスです。高齢者の増加に伴い、今後ますます認知症高齢者が増加することが予測されるため、認知症の方を対象としたサービスであるという特徴を周知するとともに、利用者のニーズに応じたサービス供給体制の整備が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

サービスの特徴を周知するとともに、利用者のニーズを的確に把握しながら、認知症高齢者数の動向、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。

表 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	78.0	78.0	78.0
	利用回数	回/月	646.8	643.2	642.0
	給付額	千円/年	80,419	80,026	79,868
予防	利用者数	人/月	2.0	2.0	2.0
	利用回数	回/月	7.6	7.6	7.6
	給付額	千円/年	725	725	725

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業・取組の名称	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または小規模多機能型居宅介護事業所に通所・短期間宿泊により、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練が受けられます。
	予防	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または小規模多機能型居宅介護事業所に通所・短期間宿泊により、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の世話および機能訓練が受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

(ア) 平成27年7月に豊岡地域に1箇所新設されました。圏域別にみると、平成29年10月1日時点で、現在、豊岡地域に2箇所、出石地域に1箇所の事業所があり、全体で1カ月に70人程度の利用者があります。

(イ) 要介護度別では、要介護1・2の利用者が多く、約50%を占めています。

(ウ) 第6期計画期間中に2事業所を新設することとして公募を行いました。なかなか応募が無い状態でした。最終的には、日高地域で看護小規模多機能型サービス事業所が平成29年4月に新設され、さらに日高地域に小規模多機能型居宅介護サービス事業所が平成30年度当初に開設予定です。

表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	70.0	49.0	115.0	57.9	115.0	58.4
	給付額	千円/年	154,305	105,278	249,769	122,673	252,202	132,529
予防	利用者数	人/月	5.0	8.9	10.0	10.9	10.0	11.2
	給付額	千円/年	2,523	6,252	4,458	7,777	4,556	7,479

イ. 第6期計画の評価・課題

小規模多機能型居宅介護サービス事業所が無い地域を優先して2つの地域で公募を行いました。人材確保や利用者確保が難しい等の理由により、1つの地域では応募がありませんでした。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 第7期計画期間中に、第6期計画期間中に整備できなかった但東地域に加え、竹野地域を優先候補地とし、いずれかの地域で1事業所(29人定員)の整備を行うこととして調整を行います。また、利用者のニーズ動向を的確に把握しながら、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)も含めて総合的にサービス提供事業者の確保に努めます。また、中長期的な目標として、平成37年には日常生活圏域ごとに1つ以上の整備を目指します。
- (イ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	83.0	104.0	104.0
	給付額	千円/年	193,822	251,054	259,079
予防	利用者数	人/月	15.0	18.0	20.0
	給付額	千円/年	9,682	10,906	11,586

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業・取組の名称	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	
対象者	要支援2、要介護1以上	
事業概要	介護	認知症の方が、共同生活を営む住居で食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を受けられます。
	予防	認知症の方が、共同生活を営む住居で介護予防を目的とした食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の世話および機能訓練を受けられます（要支援2のみ）。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 第6期計画期間中には、新規整備を計画に位置づけていなかったため、サービス提供事業者の増減はなく、利用者数も210～215人程度で推移しています。
- (イ) 要介護度別では、以前は、要介護1・2の利用者の割合が高い状態でしたが、現在では、要支援認定を受けている方の利用はほとんどなく、要介護1～5で大きな差は見られなくなっており、重度者の利用が増えている状態です。

表 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	220.0	212.0	220.0	215.6	220.0	216.3
	給付額	千円/年	651,684	613,736	650,504	616,033	650,504	638,031
予防	利用者数	人/月	1.0	1.1	1.0	0.1	1.0	0.0
	給付額	千円/年	2,797	3,256	2,797	75	2,797	0

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年10月1日時点で市内の14事業所がサービスを提供しており、事業者アンケート等の結果等を勘案すると、利用者のニーズに対応できる供給体制は概ね整っていると考えられます。しかし、今後ますます認知症高齢者が増加することが予測されるため、利用者のニーズを引き続き把握していく必要があります。
- (イ) 入居者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 現在、利用者ニーズに対応できる供給体制は整っていることから、第7期計画期間中の整備は行いませんが、今後ますます認知症高齢者の増加が予測されることから、利用者のニーズを的確に把握しながら、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。
- (イ) 介護相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

表 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	219.0	219.0	219.0
	給付額	千円/年	645,695	646,856	647,617
予防	利用者数	人/月	1.0	1.0	1.0
	給付額	千円/年	2,649	2,651	2,651

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

事業・取組の名称	地域密着型特定施設入居者生活介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	入居定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居している方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 地域密着型特定施設入居者生活介護は、但東地域に平成20年5月に開設された1箇所（定員20人）のみで、利用者数もその定員の範囲内で推移しています。
- (イ) 要介護度別では、大きな差はありません。

表 地域密着型特定施設入居者生活介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	20.0	18.8	20.0	19.3	20.0	26.6
	給付額	千円/年	49,314	47,219	49,511	47,759	49,511	60,733

イ. 第6期計画の評価・課題

高齢者の住まい整備の観点から、介護専用型ではなく、要介護認定を受けていなくても入居可能な混合型の施設整備を図ったため、施設数及び定員数の増減等はありませんが、市民アンケートやケアマネジャーへの聞き取り調査等でも、サービス利用の過不足は無い状態であると考えられます。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

第7期計画期間中の特定施設の整備については、利用者の利便性、柔軟な対応が可能な混合型特定施設入居者生活介護を整備することとし、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定は行いません。

表 地域密着型特定施設入居者生活介護の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	20.0	20.0	20.0
	給付額	千円/年	43,447	44,080	44,693

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業・取組の名称	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
対象者	原則、要介護3以上（要介護1・2の方でもやむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められます）。	
事業概要	介護	入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所している方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 第6期計画期間中に1施設、29床の整備を計画し、平成29年5月に開設しましたが、職員の人員不足のため、定員20床での開設となり、残り9床は平成29年12月に追加開設されました。
- (イ) 市内に地域密着型介護老人福祉施設は3箇所あり、平成29年12月末時点での定員は89床となっています。
- (ウ) 制度改正により、入所者は原則、要介護3以上となったため、要介護1・2の利用者は定員78人中3人程度です。このことにより、入所の必要性が高い方については、以前よりも早期に入所が可能となっています。

表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	58.0	58.8	87.0	58.4	87.0	68.6
	給付額	千円/年	171,714	181,933	258,740	183,792	258,740	219,938

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 介護職員、特に夜勤を行う職員が不足しており、職員の確保・育成が課題となっています。
- (イ) 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 入所の必要性が高い方については、制度改正で入所者は原則、要介護3以上となったことにより、以前より早期入所が可能となっています。このことから、入所待機者の動向等を勘案し、第7期計画期間中の新規の施設整備は行いません。
- (イ) 要介護3未満の方の特例入所について、施設等から市に対して助言を求められた際には適切に関与するとともに、事業所への実地指導等の機会を利用し、特例入所の判

定が適切であったか等の確認を行います。

- (ウ) 介護相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	利用者数	人/月	87.0	87.0	87.0
	給付額	千円/年	274,561	275,099	275,072

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

事業・取組の名称	看護小規模多機能型居宅介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	医療ニーズの高い方が、利用者の自宅または小規模多機能型居宅事業所に通所または短期間宿泊により、食事・入浴・排せつ等の介護、療養上の世話や診察の補助等の看護のサービスを一体的に受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

第6期計画期間中に小規模多機能型居宅介護事業所を2箇所公募したうち、1事業者から看護小規模多機能型居宅介護として応募があり、平成29年4月、日高地域に開設されました（看護小規模多機能型居宅介護の開設は但馬では初となります）。

表 看護小規模多機能型居宅介護の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8
	給付額	千円/年	0	0	0	0	0	22,721

※ 看護小規模多機能型居宅介護については、市では平成29年度から始まったサービスであるため、11月末時点の利用者数、11月末までの給付額合計からの見込を独自に推計したものを表示しています。

イ. 第6期計画の評価・課題

小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を備えた看護小規模多機能型居宅介護は、今後ニーズが高まることが予測されるため、他の圏域でも整備を検討する必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を備えた看護小規模多機能型居宅介護については、医療が必要ではあるものの、在宅での生活を希望する利用者にとって重要なサービスであることから、既存の日高地域以外を対象地域として、1事業所（定員29人）の整備を図ります。

(イ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 看護小規模多機能型居宅介護の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	24.0	26.0	52.0
	給付額	千円/年	82,531	90,174	180,349

(9) 地域密着型通所介護

事業・取組の名称	地域密着型通所介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。
	予防	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスを日帰りで受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 地域密着型通所介護は、平成28年度から、利用定員が19人未満の小規模事業所について県指定の通所介護事業所から地域密着型サービスとして移管されたものです。
- (イ) 要介護度別では、要介護1・2の利用者の全体に占める割合は約70%以上を占め、特に要介護1が全体の45%以上の割合を占めています。また、要介護認定者が通所介護または地域密着型通所介護を利用している割合は40%以上と高く、居宅サービスの中心の一つとなっています。
- (ウ) 介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への実地指導等で、研修体制や利用者からの苦情の状況確認、ケアプランの確認等を行い、職員の資質向上や適切なサービス提供等についての確認・助言等を行いました。
- (エ) 介護予防通所介護サービスについては、平成27年度中に予防給付基準サービスや支え合いサービスに移行しましたが、事前周知等により、大きなトラブル等はありませんでした。

表 地域密着型通所介護の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	-	-	-	305.3	-	274.5
	利用回数	回/月	-	-	-	2,561.4	-	2,320.2
	給付額	千円/年	-	-	-	231,225	-	222,453

イ. 第6期計画の評価・課題

平成29年10月の実績では、市内で36の事業所がサービスを提供しており（うち、地域密着型15事業所）、事業所数としての不足はありません。しかし、近年はリハビリに特化した通所介護サービスを望む利用者も多く、他市に所在する事業所を利用する認定者が増加傾向にあります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 在宅生活を支援する基幹サービスとして、供給体制の充実を図るとともに、利用者の満足度をさらに高めるため、職員の資質向上と利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づくサービス提供を促進します。
- (イ) 要介護度の改善や自立支援を促すため、また、利用者のリハビリに対してのニーズに対応するため、機能訓練や口腔ケア等のメニューを積極的に取り入れるように指導・助言等を行います。
- (ウ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 地域密着型通所介護の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介 護	利用者数	人/月	303.0	313.0	320.0
	利用回数	回/月	2,450.1	2,529.7	2,586.8
	給付額	千円/年	240,201	248,224	254,655

4 居宅介護支援・介護予防支援

事業・取組の名称	居宅介護支援・介護予防支援	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護が必要な方の心身の状態等に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
	予防	地域包括支援センターの介護支援専門員等が、介護予防を目的とした介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 介護予防サービス計画の一部が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しましたが、事前の周知等により、大きなトラブルはありませんでした。
- (イ) 平成26年度末からケアプラン点検を実施しており、事業所への実地指導も含め、自立支援の観点に沿ったケアプランの作成や適切なサービスの提供等についての助言・指導を行いました。

表 居宅介護支援・介護予防支援の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	1,927.0	1,919.3	1,954.0	1,960.8	1,977.0	1,945.4
	給付額	千円/年	336,527	352,631	339,609	360,000	343,942	355,901
予防	利用者数	人/月	707.0	715.8	554.0	510.8	609.0	548.4
	給付額	千円/年	35,485	37,988	27,724	27,209	30,481	29,326

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 平成29年9月末時点で38事業所109人（地域包括支援センターを含む）がケアマネジメント業務に携わっており、利用者ニーズに対応できる供給体制は整っています。しかし、今後も利用者数の増加が見込まれるため、人員の確保に努める必要があります。
- (イ) ニーズの多様化や複雑な制度改正に対応できるように、研修等の実施による更なる人材育成が必要です。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) ケアプラン点検や各種研修会等を通じて、利用者の多様なニーズへの対応を図るとともに、居宅生活の支援と自立に向けた適切で質の高いケアプランの作成を促進します。
- (イ) 在宅医療と介護の連携および在宅介護支援の中心的な役割を担えるように、介護支援専門員の人員確保に努めるとともに、研修等の実施による人材育成を促進します。

表 居宅介護支援・介護予防支援の計画値

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	利用者数	人/月	1,967.0	1,947.0	1,974.0
	給付額	千円/年	362,475	358,215	362,995
予防	利用者数	人/月	591	620	662
	給付額	千円/年	31,621	33,179	35,415

5 介護保険施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

事業・取組の名称	介護老人福祉施設	
対象者	原則、要介護3以上（要介護1・2の方でもやむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められます）。	
事業概要	介護	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話が受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 施設数の増減はなく7施設のままですが、短期分からの転換により5床増え、合計定員は670床となりました。利用者数としては、市外からの利用者や市外の施設利用者等があることから、650～660人台で推移しています。
- (イ) 市外の施設には、35人程度の本市の被保険者が入所しています。また、市内の施設には他市町の被保険者が55人程度入所しています。
- (ウ) 制度改正により、入所者は原則、要介護3以上の方となったため、要介護1・2の利用者は10%程度となっています。このことにより、入所の必要性が高い方については、以前よりも早期に入所が可能となっています。
- (エ) 要介護4・5の利用者は全体の約70%を占めています。

表 介護老人福祉施設の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	641.0	661.6	641.0	666.4	641.0	649.6
	給付額	千円/年	1,870,553	1,874,454	1,867,166	1,874,821	1,867,166	1,922,844

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 介護離職防止や県の保健医療計画との整合性や入所についてのニーズ等、入所待機者の動向等を勘案しつつ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護や特定施設入居者生活介護と併せて適正なサービス供給量を検討する必要があります。
- (イ) 介護職員、特に夜勤を行う職員が不足しており、職員の確保・育成が課題となっています。
- (ウ) 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 制度改正で入所者は原則、要介護3以上の方となったことにより、入所の必要性が高い方については、以前より早期入所が可能となっています。このことから、入所待機者の動向等を勘案し、第7期計画期間中の整備については、短期入所生活介護からの転換分10床のみの整備とし、新規での施設整備は行いません。
- (イ) 要介護2以下の方の特例入所について、施設等から市に対して助言を求められた際には適切に関与するとともに、事業所への実地指導等の機会を利用し、特例入所の判定が適切であったか等の確認を行います。
- (ウ) 介護相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

表 介護老人福祉施設の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	666.0	666.0	666.0
	給付額	千円/年	1,957,032	1,960,714	1,962,162

(2) 介護老人保健施設

事業・取組の名称	介護老人保健施設	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	病状が安定期にあり、リハビリテーション等を必要とする方が入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や、日常生活上の世話が受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

(ア) 第6期計画期間中には新規整備を計画に位置づけていなかったため、サービス提供事業者の増減はなく、入所者数はほぼ同じ水準で推移しています。

(イ) 要介護度では要介護4・5の利用者が多く、入所者の約55%を占めています。

表 介護老人保健施設の実績

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
介護	利用者数	人/月	240.0	236.2	240.0	235.1	240.0	231.7
	給付額	千円/年	740,165	716,461	738,825	704,307	738,825	733,970

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 平成29年10月1日時点で市内に2施設、232床が整備されており、施設数、定員数ともに変更はありませんが、入所についてのニーズが高いため、入所希望者の動向等を勘案しつつ適正なサービス供給量を検討する必要があります。

(イ) 在宅復帰後の生活も視野に入れたサービスの提供等、在宅復帰支援機能の充実を図る必要があります。

(ウ) 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 第7期計画期間中の新規整備は行いませんが、入所希望者の動向等を考慮しつつ、「兵庫県老人福祉計画(介護保険事業支援計画)」との整合を図りながら、適正なサービス供給量を検討します。

(イ) 施設への実施指導等で、在宅復帰支援への取り組み状況等の確認を行います。

(ウ) 介護相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

表 介護老人保健施設の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	240.0	240.0	240.0
	給付額	千円/年	755,064	755,402	755,402

(3) 介護療養型医療施設

事業・取組の名称	介護療養型医療施設	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	病状が安定期にある長期療養が必要な方が入院し、療養上の管理、看護・医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療が受けられます。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

- (ア) 市内に介護療養型医療施設はなく、市外の施設を1カ月当たり8人程度が利用しています。
- (イ) 利用者の入所していた介護療養型医療施設のうち、いくつかは介護老人保健施設等への転換が行われており、そのまま転換後のサービスの利用を継続している方もおり、介護療養型医療施設としての利用者は減少しています。

表 介護療養型医療施設の実績

		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護	利用者数	人/月	12.0	8.3	12.0	5.5	12.0	7.5
	給付額	千円/年	45,612	33,115	45,529	24,629	45,529	34,298

イ. 第6期計画の評価・課題

- (ア) 施設の転換にあたって、利用者からの問い合わせ・相談等はありません。
- (イ) 利用者の入所施設が転換された場合、次の施設の受け入れ等を含め、施設間の連携を図る必要があります。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

- (ア) 介護療養型医療施設は、新たに創設された「介護医療院*」(188 ページ参照)等への転換が予定されています。
- (イ) 施設の転換に備え、施設間の連携・調整を図ります。

表 介護療養型医療施設の計画値

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	利用者数	人/月	7.0	7.0	7.0
	給付額	千円/年	33,186	33,201	33,201

*介護医療院：改正介護保険法（平成29年度6月公布）により新たに設置された、長期療養を目的とする施設。今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・終末期ケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えている。

(4) 介護医療院

事業・取組の名称	介護医療院	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う新たなサービスです。

ア. 第6期計画の取組状況・実績

(ア) 平成29年法改正により創設されました施設であり、実績等はありません。

イ. 第6期計画の評価・課題

(ア) 平成29年法改正により創設されました施設であり、実績等はありません。

(イ) 現時点では報酬や基準等の詳細が国から示されていません。

ウ. 第7期計画の取組の方向性

(ア) 介護療養型医療施設等からの転換により、新設される施設ですが、市内には介護療養型医療施設がないため、新たな整備については想定していません。

(イ) 施設の転換に備え、施設間の連携・調整を図ります。

6 サービス事業量の計画値

第7期計画におけるサービス事業量の計画値は、国の算定要領に従い、要支援・要介護認定者の推計、平成27年度から平成29年度の実績見込み等を基に、次のとおりとします。

(1) 介護予防サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	掲載頁
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	4.2	4.2	4.2	P 146
	人数(人)	1.0	1.0	1.0	
介護予防訪問看護	回数(回)	549.8	545.2	525.2	P 148
	人数(人)	77.0	86.0	97.0	
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	251.1	240.5	242.5	P 150
	人数(人)	26.0	25.0	25.0	
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	23.0	25.0	29.0	P 152
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	59.0	60.0	62.0	P 155
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	97.1	97.1	97.1	P 157
	人数(人)	17.0	17.0	17.0	
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	P 159
	人数(人)	0.0	0.0	0.0	
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	487.0	481.0	484.0	P 161
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	9.0	10.0	10.0	P 163
介護予防住宅改修	人数(人)	13.0	14.0	14.0	P 164
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	41.0	66.0	68.0	P 166
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	7.6	7.6	7.6	P 170
	人数(人)	2.0	2.0	2.0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	15.0	18.0	20.0	P 172
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	1.0	1.0	1.0	P 174
(3) 介護予防支援	人数(人)	591.0	620.0	662.0	P 182

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2) 介護サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	掲載頁
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	16,778.2	17,271.4	18,355.2	P144
	人数(人)	676.0	683.0	706.0	
訪問入浴介護	回数(回)	206.0	223.3	251.0	P146
	人数(人)	40.0	42.0	46.0	
訪問看護	回数(回)	3,662.7	4,126.1	4,603.8	P148
	人数(人)	410.0	458.0	503.0	
訪問リハビリテーション	回数(回)	945.5	1,042.6	1,197.8	P150
	人数(人)	94.0	101.0	113.0	
居宅療養管理指導	人数(人)	278.0	295.0	320.0	P152
通所介護	回数(回)	9,456.9	9,476.1	9,743.6	P153
	人数(人)	1,115.0	1,105.0	1,124.0	
通所リハビリテーション	回数(回)	2,018.8	2,089.1	2,215.1	P155
	人数(人)	252.0	257.0	270.0	
短期入所生活介護	日数(日)	4,403.3	4,382.2	4,373.7	P157
	人数(人)	521.0	523.0	523.0	
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	317.7	343.4	361.1	P159
	人数(人)	28.0	29.0	29.0	
福祉用具貸与	人数(人)	1,293.0	1,272.0	1,292.0	P161
特定福祉用具購入費	人数(人)	23.0	23.0	25.0	P163
住宅改修費	人数(人)	22.0	23.0	24.0	P164
特定施設入居者生活介護	人数(人)	109.0	164.0	162.0	P166
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	5.0	15.0	15.0	P168
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	P169
認知症対応型通所介護	回数(回)	646.8	643.2	642.0	P170
	人数(人)	78.0	78.0	78.0	
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	83.0	104.0	104.0	P172
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	219.0	219.0	219.0	P174
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	20.0	20.0	20.0	P176
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	87.0	87.0	87.0	P177
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	24.0	26.0	52.0	P179
地域密着型通所介護	回数(回)	2,450.1	2,529.7	2,586.8	P180
	人数(人)	303.0	313.0	320.0	
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	666.0	666.0	666.0	P184
介護老人保健施設	人数(人)	240.0	240.0	240.0	P186
介護療養型医療施設	人数(人)	7.0	7.0	7.0	P187
介護医療院	人数(人)	0	0	0	P188
(4) 居宅介護支援	人数(人)	1,967.0	1,947.0	1,974.0	P182

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

7 その他のサービス

(1) 特定入所者介護サービス費

施設サービスを利用した場合の負担額は、介護保険サービスの利用者負担の他に居住費（短期利用の場合は滞在費）、食事、日常生活費等の自己負担が必要となります。低所得の方は、申請により、居住費（滞在費）・食費の自己負担に上限額が設けられ、超えた分は介護保険から給付されます。

(2) 高額介護サービス

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、1カ月の利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯で合算）して、一定の上限額を超えた時には申請により、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されません。

平成29年8月から、サービスを利用している方と利用していない方との公平性や、負担能力に応じた負担の観点から、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の負担の上限が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられました。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間を通しての負担額が増えないように、年間446,400円（37,200円×12カ月）の上限が設けられています。（3年間の時限措置）

(3) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額が高額になった場合は、介護保険と医療保険の両方の自己負担額を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯で合算）して、一定の上限額を超えた時には申請により、超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として後から支給されます。

8 介護保険施設・居住系サービスの必要利用定員総数等

本計画期間における施設・居住系サービスの必要利用定員総数を次のとおり定めます。なお、県による指定、許可および認可に係る施設・サービスの当該定員数については、市の老人福祉計画・介護保険事業計画において定めるべき法定事項ではありませんが、市の必要サービス量の考え方として定めるものです。

表 介護保険施設・居住系サービスの必要利用定員総数の計画値

施設・サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
特別養護老人ホーム	人	767 (10)	767	767
介護老人福祉施設	人	680 (10)	680	680
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人	87	87	87
介護老人保健施設	人	232	232	232
介護療養型医療施設	人	0	0	0
介護医療院	人	0	0	0
介護専用型特定施設入居者生活 介護	人	0	0	0
混合型特定施設入居者生活介護	人	168	248 (80)	248
認知症対応型共同生活介護	人	225	225	225
地域密着型特定施設入居者生活 介護	人	20	20	20

※ () カッコ書きは前年度からの増加予定数

第3節 第1号被保険者の保険料の確保

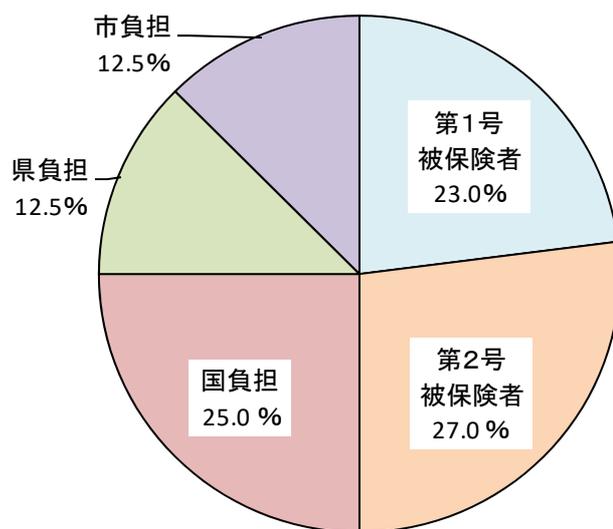
1 介護保険事業の負担割合

(1) 保険給付費

介護保険は、社会全体で支え合う制度であり、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、被保険者の比率等に基づいて国の政令で定められています。第7期計画期間においては、第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%となります（第6期計画期間の負担割合は、第1号被保険者が22.0%、第2号被保険者が28.0%でした）。国負担分25.0%のうち5%相当分については、75歳以上の高齢者や所得階層区分の割合を勘案して、市町村ごとに調整され調整交付金として交付されます。

図 介護給付費の負担割合

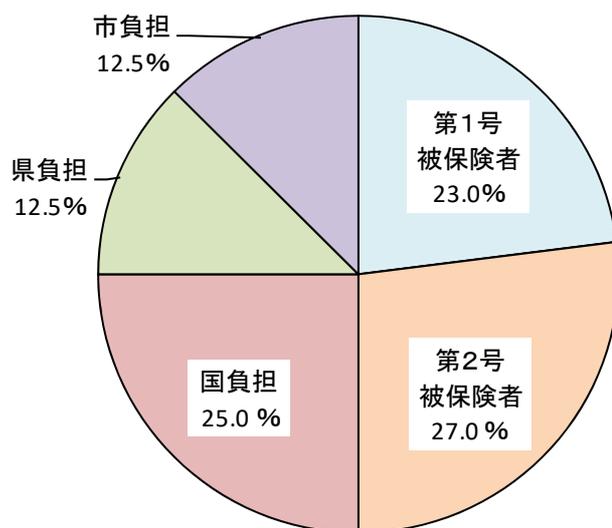


(2) 地域支援事業費

①介護予防・日常生活支援総合事業

50.0%を公費で、残りの50.0%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。第1号被保険者の負担割合は23.0%です。

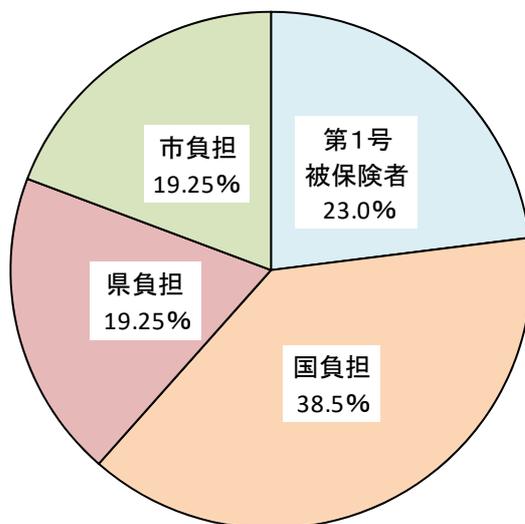
図 介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合



②包括的支援事業費・任意事業費

77.0%を公費で、残りの23.0%を第1号被保険者の保険料で負担します。

図 包括的支援事業費・任意事業費の負担割合



2 所得段階区分と所得段階別被保険者数の推計

第7期計画期間における所得段階区分ごとの第1号被保険者数は次のとおりとしています。市では、より負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階区分を第6期計画と同じ10段階とします。

表 所得段階区分と所得段階別被保険者数の推計

(単位：人)

所得段階	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
第1段階 (基準額×0.50)				
・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	4,053	4,071	4,089	12,213
第2段階 (基準額×0.70)				
・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	2,271	2,281	2,291	6,843
第3段階 (基準額×0.75)				
・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	2,052	2,061	2,070	6,183
第4段階 (基準額×0.90)				
・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	3,791	3,808	3,825	11,424
第5段階 (基準額×1.00)				
・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	4,690	4,712	4,732	14,134
第6段階 (基準額×1.20)				
・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	4,527	4,547	4,567	13,641
第7段階 (基準額×1.25)				
・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	2,974	2,987	3,001	8,962
第8段階 (基準額×1.50)				
・本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上、400万円未満の方	1,761	1,769	1,777	5,307
第9段階 (基準額×1.70)				
・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上、600万円未満の方	300	301	302	903
第10段階 (基準額×1.75)				
・本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	316	317	319	952
合計	26,735	26,854	26,973	80,562
※参考 所得段階別加入割合補正後被保険者数	26,112	26,227	26,344	78,683

3 標準給付費および地域支援事業費の推計

(1) 標準給付費

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、審査支払手数料、地域支援事業に要する費用等から構成されます。

第7期計画期間において必要な介護保険事業の費用の推計は、過去の給付実績、介護報酬の改定、サービス基盤の整備等から次のとおりとしています。

表 標準給付費の推計

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
標準給付費見込額	8,384,535,284	8,780,890,663	9,119,010,944	26,284,436,891
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	7,825,501,084	8,217,007,863	8,550,274,144	24,592,783,091
総給付費	7,828,164,000	8,122,683,000	8,349,582,000	24,300,429,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う 財政影響額*1	2,662,916	4,279,444	4,514,067	11,456,427
特定入所者介護サービス 費等給付額	365,000,000	366,000,000	367,000,000	1,098,000,000
高額介護サービス費等給付額	165,300,000	168,600,000	172,000,000	505,900,000
高額医療合算介護サービス 費等給付額	22,400,000	22,900,000	23,300,000	68,600,000
算定対象審査支払手数料*2	6,334,200	6,382,800	6,436,800	19,153,800

(2) 地域支援事業費

地域支援事業の事業費は次のとおりとしています。なお、これまで地域支援事業の事業費は介護給付費見込額の3%を上限とされていましたが、制度改正に伴い「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」それぞれで上限額が定められます。

表 地域支援事業費の推計

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
地域支援事業費見込額	522,017,000	550,007,000	570,511,000	1,642,535,000
介護予防・日常生活支援総合事業	331,317,000	359,326,000	378,135,000	1,068,778,000
包括的支援事業・任意事業	190,700,000	190,681,000	192,376,000	573,757,000

*1一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額：「一定以上の所得のある利用者の自己負担を3割とする」制度改正による影響額。

*2算定対象審査支払手数料：国民健康保険団体連合会に介護保険給付の審査を委託することにより発生する手数料。

4 介護保険料の推計

(1) 介護保険料の推計

第1号被保険者の保険料は、次の計算式により算出しています。

表 保険料基準額の推計（平成30年度から平成32年度までの合計）

A	標準給付費見込額	26,284,436,891 円
B	地域支援事業費見込額	1,642,535,000 円
C	第1号被保険者負担分相当額 ((A+B) × 23%)	6,423,203,535 円
D	調整交付金相当額	1,367,660,745 円
E	調整交付金見込額	1,924,679,000 円
F	財政安定化基金拠出金見込額	0 円
G	財政安定化基金償還金	0 円
H	準備基金取崩額 (平成29年度末時点の準備基金の残額 291,000,000 円)	146,500,000 円
I	市町村特別給付費等	0 円
J	市町村相互財政安定化事業負担額	0 円
K	市町村相互財政安定化事業交付額	0 円
L	保険料収納必要額 (C + (D - E) + F + G - H + I + J - K)	5,719,685,280 円
M	予定保険料収納率	98.5%
N	所得段階別加入割合補正後被保険者数	78,683 人
O	保険料基準額（年額） L ÷ M ÷ N	73,800 円
P	保険料基準額（月額） O ÷ 12 カ月	6,150 円

(2) 介護保険料基準額（月額）

第7期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、次のとおりです。

介護保険料は、今後、より高齢化が進行し介護サービス等の支援を必要とする方が増え続ける一方、それを支える世代（第2号被保険者）が減少していく傾向にあるため、このまま進むと平成37年度には8,300円前後になると推計されます。

第7期（平成30年度～平成32年度） 介護保険料基準額（月額）	6,150円
------------------------------------	--------

表 介護保険料基準額（月額）の推移

（単位 月額基準額：円、増減率：％）

区分	旧豊岡市	旧城崎町	旧竹野町	旧日高町	旧出石町	旧但東町	
第1期 月額基準額	2,562	2,600	2,500	2,536	2,623	2,500	
第2期	月額基準額	2,900	2,860	2,600	2,800	3,494	3,200
	増減率	13.2	10.0	4.0	10.4	33.2	28.0
第3期	月額基準額	3,500					
	増減率	20.7	22.4	34.6	25.0	0.2	9.4
第4期	月額基準額	3,840					
	増減率	9.7					
第5期	月額基準額	4,830					
	増減率	25.8					
第6期	月額基準額	5,634					
	増減率	16.6					
第7期	月額基準額	6,150					
	増減率	9.2					

(3) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別の保険料は次のとおりです。
市では、より負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階区分を10段階とします(国は9段階)。

表 所得段階別の第1号被保険者保険料

(単位：円)

所得段階	年額	月額 (月平均)
第1段階 (基準額×0.50) ・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	36,900	3,075
第2段階 (基準額×0.70) ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	51,660	4,305
第3段階 (基準額×0.75) ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	55,350	4,613
第4段階 (基準額×0.90) ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	66,420	5,535
第5段階 (基準額×1.00) ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	73,800	6,150
第6段階 (基準額×1.20) ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	88,560	7,380
第7段階 (基準額×1.25) ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	92,250	7,688
第8段階 (基準額×1.50) ・本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上、400万円未満の方	110,700	9,225
第9段階 (基準額×1.70) ・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上、600万円未満の方	125,460	10,455
第10段階 (基準額×1.75) ・本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	129,150	10,763

(4) 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化

介護給付費の5割は公費で賄われていますが、市民税非課税世帯のうち、特に所得が低い方については、保険料の軽減強化として、平成27年4月から別枠で公費が充てられています。

	介護保険料基準額に対する割合	保険料（月額）
第1段階	0.5 → 0.45	3,075円 → 2,768円

第4節 介護保険制度の円滑な推進

1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムについては、市の重点施策として位置づけています。地域包括ケアシステムを要約すると、「在宅生活の限界点を高める仕組み」であり、市民アンケートの結果にもあるように、「介護が必要な状態になっても、自宅で生活したい」との思いとも合致するものです。この思いに応えるためにも、市と市民・関係機関・事業者等が目標を共有しながら、各圏域に適合したシステムづくりを進めます。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

制度改正により、第6期計画期間中にこれまで介護予防給付として実施していた介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。また、高齢者等が年齢や心身の状況等に関わらず参加できる体操教室「玄さん元気教室」を一般介護予防事業として推進しています。今後も、「支え合いサービス」や「玄さん元気教室」等の普及・啓発に努め、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組として推進していきます。

3 計画の推進状況の点検・評価・公表

第7期計画の推進に向けては、学識経験者、保健や福祉、医療の関係者、被保険者代表等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況についての点検・評価を行います。また、その結果等については、市ホームページ等で公表します。

4 他計画との連携

高齢者をはじめとする市民全体の福祉の向上を図るため、「豊岡市地域福祉計画」を本市の保健や福祉施策に関する諸計画の横串としながら、本計画の他にも「豊岡市障害福祉計画」、「豊岡市健康行動計画」等を策定し、各種の事業を推進しています。これらの計画における介護予防や高齢者の社会参加、生きがいづくり、障害者支援等を地域ぐるみで取り組むためにも、各計画と連携を図りながら施策を推進します。

5 サービスに関する情報提供

広く制度の内容等について周知を行い、介護等が必要となったときに適切な介護保険サービスが利用できるように、次により積極的な情報の提供に努めます。

- (1) 市広報、市ホームページ等を通じ、市民への広範な周知に努めます。
- (2) パンフレットの配布や出前講座等により、対象者等への具体的な周知を図ります。
- (3) 新規申請等のための来庁または電話での相談者に対し、その状況に応じた適切かつ丁寧な情報の提供に努めます。
- (4) 介護サービス情報公表制度を利用することで、利用者とその家族自身により、より適切に介護サービス事業者の選択が行えるように情報提供を行います。また、事業者にも情報の登録を呼びかけます。

6 公平で適正な要介護認定の実施

要介護認定は、介護保険サービスを選定、利用する上で非常に重要な要素であり、公正、公平性の観点に立った客観的な認定が求められており、適正かつ迅速な要介護認定の実施に努めます。

- (1) 保健、福祉、医療の各分野で豊富な経験のある委員による介護認定審査会を構成し、委員への研修等を実施しながら、公正かつ適正な認定審査を実施します。
- (2) 要介護認定調査員に対する継続的な研修および調査員相互の情報交換を行い、客観的で公平な訪問調査を実施します。

7 サービス提供体制の充実

利用者が自らの意志によってサービスを選定し、尊厳を持って生活できるように、適切なケアマネジメントに加え、より質の高いサービス提供の実現を目指します。

- (1) 介護支援専門員、介護保険サービス従事者について、県からの支援を仰ぎながら、サービス提供事業者と連携を図り、2025年を見据えた人材確保と資質の向上を目指します。
- (2) 利用者の視点に立った総合的なサービス計画の作成を促進します。
- (3) 地域密着型サービス事業者の参入を促進します

【参考】 本市の推計人口における介護人材需給推計 (単位：人)

	サービス受給者数	介護職員数	介護保険施設・事業所の看護職員数	介護その他の職員数	合計
2018年(H30)	4,629	1,683	308	889	2,880
2020年(H32)	4,763	1,732	317	915	2,963
2025年(H37)	4,929	1,792	328	947	3,067

※厚生労働省「介護人材需給推計ワークシート」による簡易推計

8 利用者保護体制の充実

利用者へ苦情相談窓口についての周知を行うほか、サービス提供事業者への現地指導等によりサービス提供の状況把握に努めるなど、利用者が安心してより良いサービスが受けられるように、体制整備を図ります。

- (1) サービス提供事業者に対する現地指導および啓発等により、適切にサービス提供が行われているかを確認するほか、苦情発生の未然防止に努めます。
- (2) 介護相談員派遣事業を推進し、利用者の視点に立った支援を行います。
- (3) 苦情相談窓口の周知を図るとともに、県、国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化に努めます。

9 介護保険料の収納確保

介護保険制度を適正かつ持続可能なものとして運営するため、重要な財源である介護保険料の収納確保に努めます。

- (1) 普通徴収者の口座振替の利用を促進します。
- (2) 介護保険制度の啓発による滞納防止に努めるとともに、滞納者に対するさまざまな対応策を実施し、適正な滞納整理に努めます。

10 介護給付の適正化

介護保険制度を適正かつ持続可能なものとして運営するため、県、国民健康保険団体連合会と連携しながら、適正化対策を推進します。

第7期計画では、介護保険適正化計画書を別に作成し、給付データの分析、適正な職員の配置と資質向上のための研修、監査体制の構築等、より具体的な取組方針等を掲げることとします。

11 低所得者への対応

介護保険サービスを安心して利用できるように、低所得者等への対応に努めます。

- (1) 介護保険法および市の独自制度による、介護保険料および利用者負担の減免措置について、周知に努めます。
- (2) 施設サービスに係る負担限度額制度および高額介護サービス費について周知し、該当者に対する申請の促進に努めます。
- (3) 社会福祉法人による利用者負担の軽減制度の利用促進を図るとともに、未実施の法人に対し事業実施を要請するなど、利用環境の拡充に努めます。

參 考 資 料

豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会設置要綱

平成29年6月26日 豊岡市告示第225号

(設置)

第1条 豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するため、豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく計画案について検討し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による市民
- (3) 関係団体の役員又は職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その協議をするため必要があると認めるときは、市長の承認を得て、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、特別な事項を調査研究するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、計画案に対し、各専門分野において必要な調査、研究を行うとともに、審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 3 作業部会の部員は、委員会の委員のうち委員長が指名する者又は健康福祉部長が指名する健康福祉部職員若しくは各振興局長が指名する市民福祉課職員とする。

4 市長は、前項に規定する委員以外の者を作業部会の委員として委嘱することができる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高年介護課において処理する。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。

豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人以内とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入し、提出しなければならない。

2 傍聴の受付は、傍聴人受付簿の提出順に行うものとする。また、定員を超えた場合にあっては、提出順により傍聴人を決定する。

3 傍聴人の受付は会場前において、会議開始30分前からとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機、情報端末機の類を携帯している者
- (5) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者
- 2 児童又は乳幼児を伴い傍聴席に入ることにはできない。
- 3 前2項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (9) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

2 前項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、所管課の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、委員会が豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会設置要綱（平成29年豊岡市告示第225号）第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	所属団体	氏名	備考
1	学識経験者	奥田 清喜	委員長
2	豊岡市区長連合会	中嶋 洋二郎	
3	豊岡市民生委員児童委員連合会	山田 啓子	
4	豊岡市老人クラブ連合会	岡本 睦子	
5	豊岡市女性連絡協議会	岩田 千歳	
6	(公社)豊岡市シルバー人材センター	池口 直樹	
7	市特養・養護・老健施設長等連絡協議会	大澤 智子	
8	(福)豊岡市社会福祉協議会	安田 真明	
9	兵庫県介護支援専門員協会但馬支部・豊岡ブロック	西池 匡	副委員長
10	豊岡市医師会	藤原 武	
11	豊岡市歯科医師会	武田 政博	
12	兵庫県薬剤師会但馬支部豊岡ブロック	小林 聖司	
13	公立豊岡病院組合	尾崎 千秋	
14	兵庫県但馬県民局豊岡健康福祉事務所	柳 尚夫	
15	豊岡市地域密着型サービス事業者連絡協議会	今井 桂子	
16	ボランティア団体	杉本 清美	
17	公募委員	谷田 京子	

豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定にかかる検討経過等

〔豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定検討委員会〕

○第1回計画策定検討委員会〔平成29年6月28日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕

(委嘱状交付)

(委員紹介)

(正副委員長選出)

(報告事項)

1. 計画の位置づけについて
2. 介護保険制度の改正内容等について
3. 各種アンケート調査の実施について

(協議事項)

1. 部会の設置について
2. 計画策定スケジュールについて

○第2回計画策定検討委員会〔平成29年9月27日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕

(報告事項)

1. 日高医療センター整備基本計画(案)
2. 共生型サービスの実現について
3. 豊岡市総合相談・生活支援センター「よりそい」の活動について
4. 計画策定にかかる県基本指針(案)概要版について
5. 地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会の報告と計画への位置付けについて

(協議事項)

1. アンケート調査結果 概要版(案)について
2. 第6期計画の実績報告と第7期での取り組み方針(案)について
※途中時間切れにより次回持ち越し

○第3回計画策定検討委員会〔平成29年10月25日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕

(報告事項)

1. 認知症対策検討部会の報告と計画への位置付けについて

(協議事項)

1. アンケート調査結果 概要版(案)について
2. 第6期計画の取り組み状況と評価、第7期での取り組み方針(案)について

○第4回計画策定検討委員会〔平成29年11月28日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕

(報告事項)

1. 基盤整備・人材確保対策検討部会の報告と計画への位置付けについて
2. 第7期計画期間中の人口推計及び認定者数推計について

(協議事項)

1. 第6期計画の取り組み状況と評価、第7期での取り組み方針(案)について

2. 基本理念・基本目標の設定について

○第5回計画策定検討委員会〔平成29年12月20日(水)／豊岡市役所立野庁舎〕

(報告事項)

1. 各検討部会の計画への位置付けについて
2. 介護給付費の見込みについて

(協議事項)

1. 第6期計画の取り組み状況と評価、第7期での取り組み方針(案)について
2. 豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画素案について

〔地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会〕

全体会

○第1回部会〔平成29年7月7日(金)／日高健康福祉センター〕

(報告事項)

1. 作業部会の役割について
2. 地域包括ケアシステムの考え方の整理

(協議事項)

1. 検討の進め方について
2. 今後のスケジュールについて

○第2回部会〔平成29年9月15日(金)／日高健康福祉センター〕

(協議事項等)

1. 戦略体系図について
2. 地域資源について

地域課題検討分科会

○第1回地域課題検討分科会〔平成29年7月28日(金)／日高健康福祉センター〕

(協議事項等)

1. ワークショップの進め方について
2. 地域包括ケアシステムについて
3. 戦略体系図の検討
4. まとめと今後の予定

○第2回地域課題検討分科会〔平成29年8月17日(木)／日高健康福祉センター〕

(協議事項等)

1. 戦略体系図の検討
2. 地域資源の検討
3. その他

医療介護連携分科会

○第1回医療介護連携分科会〔平成29年8月3日(木)／日高健康福祉センター〕

(協議事項等)

1. ワークショップの進め方について
2. 地域包括ケアシステムについて
3. 戦略体系図の検討
4. まとめと今後の予定

○第2回医療介護連携分科会〔平成29年8月25日(金)／日高健康福祉センター〕

(協議事項等)

1. 日高医療センターの改修について
2. お薬手帳の新聞記事について
3. 戦略体系図の検討
4. その他

【地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会委員名簿】 (敬称略・順不同)

No.	所属団体	氏名	医療介護連携	地域課題検討	備考
1	豊岡市医師会	野田 昌男	○		
2	豊岡市歯科医師会	赤松 光	○		
3	兵庫県薬剤師会但馬支部 豊岡ブロック	和泉 啓子	○		
4	兵庫県薬剤師会但馬支部 豊岡ブロック	小林 聖司	○		部会長
5	兵庫県介護支援専門員協会 但馬支部豊岡ブロック	河原 洋	○		
6	兵庫県介護支援専門員協会 但馬支部豊岡ブロック	加藤 玲子		○	
7	公立豊岡病院組合立豊岡病院	浅田 英稔		○	
8	公立豊岡病院組合立豊岡病院 日高医療センター	山田 みゆき	○		
9	公立豊岡病院組合立豊岡病院 日高医療センター	東谷 昌美	○		
10	兵庫県但馬県民局但馬長寿の郷	小森 昌彦	○	○	
11	豊岡市社協・日高地区センター	宮木 恵子		○	
12	日高地域包括支援センター	岸田 泉	○	○	
13	生活支援コーディネーター	鶴原 広美		○	
14	総合相談生活支援センター	上崎 良純		○	
15	障害者基幹相談支援センター	山本 直		○	
16	地域密着型サービス事業者 連絡協議会	大槻 恭子	○	○	
17	障害者相談支援専門員	西村 尚司	○	○	
18	障害者サービス事業所	齋藤 ゆかり		○	
19	民生委員	山田 聰四郎		○	
20	区長	原 啓一		○	
21	日高老人クラブ	谷本 昇		○	
22	地区民	赤坂 健司		○	

アドバイザー

兵庫県但馬県民局豊岡健康福祉事務所	所長 柳 尚夫
-------------------	---------

※委員 22 名、医療介護連携分科会 11 名、地域課題検討分科会 15 名

〔認知症対策検討部会〕

○第1回部会〔平成29年10月5日(木)／豊岡市役所立野庁舎〕

(報告事項)

1. 第6期計画 認知症施策実績報告
2. 認知症初期集中支援推進事業について

(協議事項)

1. 第7期計画 認知症施策について
2. その他

【認知症対策検討部会委員名簿】

(敬称略・順不同)

No.	所属団体	氏名	備考
1	豊岡市老人クラブ連合会	岡本 睦子	
2	兵庫県介護支援専門員協会但馬支部・豊岡ブロック	西池 匡	部会長
3	公募委員	谷田 京子	

〔基盤整備・人材確保検討部会〕

○第1回部会〔平成29年11月21日(火)／豊岡市役所立野庁舎〕

(報告事項)

1. 第6期介護保険事業計画における施設等整備計画について
2. 事業者アンケート調査結果について
3. 特別養護老人ホームの待機者について
4. ケアマネジャーからみた圏域ごとの介護サービス供給状況について
5. 市内事業所の介護職員処遇改善加算の請求状況

(協議事項)

1. 基盤整備について
2. 人材確保について

【基盤整備・人材確保検討部会委員名簿】

(敬称略・順不同)

No.	所属団体	氏名	備考
1	市特養・養護・老健施設長等連絡協議会	大澤 智子	
2	(福)豊岡市社会福祉協議会	安田 真明	部会長
3	豊岡市地域密着型サービス事業者連絡協議会	今井 桂子	
4	市特養・養護・老健施設長等連絡協議会	山本 禮子	外部参画委員

介護保険制度の主な改正点

1

介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わります

平成30年4月から

介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスを利用したときに支払う利用者負担額が変更になります。

2

介護保険料が変わります

平成30年4月から

平成30年度から3年間の介護保険料が決まりました。

介護保険の財源の負担割合が、65歳以上の人は23%、40～64歳の人は27%に変わります。また、65歳以上の人の介護保険料段階を判定する基準が一部変更されます。65歳以上の人の介護保険料段階を判定する基準のうち「合計所得金額」は、「地方税法に規定する合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」になります。

3

居宅介護支援事業者の指定権限が市へ移譲されます

平成30年4月から

4

介護保険施設に「介護医療院」が創設されます

平成30年4月から

日常的な医学管理が必要な重度要介護者を受け入れるための施設として、介護医療院が創設されます。看取り・ターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

介護療養型医療施設の転換施設として創設されます。

5

「共生型サービス」が創設されます

平成30年4月から

介護保険と障害者福祉の両方を担う「共生型サービス」が創設され、共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスが利用できるようになります。

対象となるサービスは、「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」、「短期入所生活介護(予防含む)」、「小規模多機能型居宅介護(予防を含む)」、「看護小規模多機能型居宅介護」です。

6

65歳以上で現役世代並みの所得がある人は、利用者負担の割合が3割になります

平成30年8月から

介護保険制度の持続と負担の公正性の面から利用者負担が見直され、利用者負担割合が2割となる人のうち、とくに所得の高い人の利用者負担割合が3割に変更されます。

利用者負担割合が3割となる人は、本人の合計所得金額が220万円以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合340万円以上、65歳以上の人が2人以上の世帯の場合463万円以上の人です。

利用者負担割合は市が交付する「介護保険負担割合証」に記載しています。

7

高額医療合算介護サービス費の所得区分が変わります

平成30年8月から

現役並み所得者について、現役世代と同様に細分化したうえで限度額が引き上げられます。

所得区分	70歳以上
課税所得 690 万円以上（新設）	212 万円
課税所得 380 万円以上（新設）	141 万円
課税所得 145 万円以上（新設）	67 万円（据え置き）
一般所得者	56 万円（据え置き）
低所得者Ⅱ	31 万円（据え置き）
低所得者Ⅰ	19 万円（据え置き）

8

福祉用具貸与の見直しが行われます

平成30年10月から

国が福祉用具貸与商品の全国平均価格を公表し、貸与価格に上限額が設定されます。

※平成30年4月から、福祉用具貸与事業者は、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することになります。

豊岡市
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
介護・在宅医療意向調査
在宅介護実態調査
集計結果 概要版

平成30年3月

豊岡市

【 目 次 】

第1章 調査の概要	1
1 調査目的	1
2 実施内容	1
(1) 調査対象	1
(2) 調査方法	1
(3) 調査期間	2
(4) 回収状況	2
(5) 調査結果の表示方法	2
第2章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果	3
1 属性	3
■性別	3
■年齢	3
■世帯の状況	4
■日中一人になることがあるか	5
2 日ごろの生活について	6
■近隣との付き合い	6
■外出頻度	6
■趣味や生きがいの有無	7
■家族や友人・知人以外の相談相手	9
3 認知症について	9
■自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先	9
■認知症カフェの認知度	10
■市が認知症施策として優先して取り組むべきもの	11
4 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて	12
■普段の生活での介護・介助の必要性	12
■誰が介護・介助をしているか	13
■主な介護・介助者の性別	13
■主な介護・介助者の年齢	14
■介護・介助が必要となった原因	15
5 在宅医療について	16
■在宅医療の認知度	16
■かかりつけ医等の有無	17
■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望	18
■自宅での看取りの希望と実現の可能性	19
■自宅で最期まで過ごすことができると考える理由、難しいと考える理由	20
6 その他について	22

■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度	22
■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの	23
第3章 介護・在宅医療意向調査結果	24
1 属性	24
■性別	24
■年齢	24
■世帯の状況	25
■日中一人になることがあるか	26
2 日ごろの生活について	27
■近隣との付き合い	27
■外出頻度	27
■外出を控えているか	28
■外出を控えている理由	29
■趣味や生きがいの有無	30
3 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて	31
■早朝や夜間に支援を必要とする機会	31
■家族や親族による介護・介助の頻度	32
4 在宅医療について	33
■在宅医療の認知度	33
■かかりつけ医等の有無	33
■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望	34
■自宅での看取りの希望と実現可能性	35
■自宅で最期まで過ごすことができると考える理由、難しいと考える理由	36
■今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なこと	37
5 その他について	38
■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度	38
■介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきこと	39
■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの	40
第4章 在宅介護実態調査の概要	41
■主な介護者の性別・年齢	41
■主な介護者が行っている介護	42
■介護のための離職の有無	43
■介護保険サービスの利用の有無	43
■主な介護者の勤務形態と働き方の調整状況	44
■就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援	45
■在宅生活の継続のために利用している保険外サービスと必要と感じるサービス	46

第1章 調査の概要

1 調査目的

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の生活の状況や心身の状態などについて把握し、平成 30 年度より始まる「老人福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」の策定に向け、基礎資料として、介護予防などに関する事業の推進に活用します。

② 介護・在宅医療意向調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とあわせ、在宅生活を継続するにあたっての意向及び課題等を把握し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とあわせ、「老人福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」の基礎資料とします。

③ 在宅介護実態調査

第 7 期介護保険事業計画において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込み、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の把握方法等を検討することを目的に実施しました。

2 実施内容

(1) 調査対象

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

豊岡市内に住む 65 歳以上の高齢者から（要支援 1、要支援 2、総合事業対象者、要介護・要支援認定を受けていない被保険者）3,000 人

② 介護・在宅医療意向調査

豊岡市内に住み、自宅で介護・介助を受けている65歳以上の高齢者（要支援、要介護認定を受けている方）1,000人

③ 在宅介護実態調査

豊岡市内に住み、自宅で介護・介助を受けている65歳以上の高齢者（要支援、要介護認定を受けている方で、変更申請、更新申請を行った方）533人

(2) 調査方法

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象 3,000 人を無作為抽出し、調査票の郵送配布、郵送回収により実施

② 介護・在宅医療意向調査

調査対象 1,000 人を無作為抽出し、調査票の郵送配布、郵送回収により実施

③ 在宅介護実態調査

平成 29 年 1 月から 4 月末までの間、533 人の方に対して、認定調査員が要介護認

定の訪問調査を行う際、認定調査の質問項目とあわせて在宅介護実態調査の項目についても聞き取りを行いました。また、主な介護者が認定調査に同席している場合は、主な介護者からも聞き取りを行いました。

(3) 調査期間

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

平成 29 年 3 月 31 日～平成 29 年 5 月 15 日

② 介護・在宅医療意向調査

平成 29 年 3 月 31 日～平成 29 年 5 月 15 日

③ 在宅介護実態調査

平成 29 年 1 月～平成 29 年 4 月末

(4) 回収状況

	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回収数
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000	2,027	67.6%	2,015	67.2%
②介護・在宅医療意向調査	1,000	580	58.0%	472	47.2%

	調査数 (聞き取り数)	有効回答
③在宅介護実態調査	533	512

(5) 調査結果の表示方法

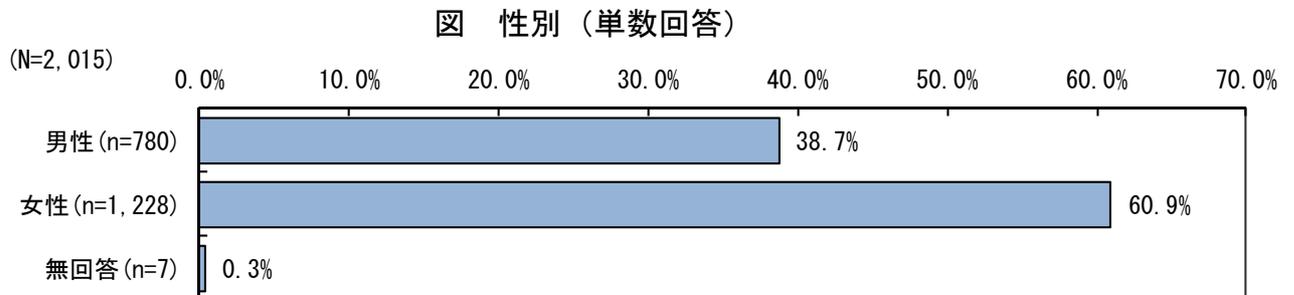
- ・設問ごとの集計母数はグラフ中に「N=***」、各項目ごとの回答数は「n=***」と表記しています。
- ・集計結果の百分率(%)は小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常100.0%にはなりません。
- ・クロス集計のグラフ・数表では、集計区分ごとの集計母数を「N=***」と表記しています。
- ・クロス集計のグラフ・数表では、無回答を除いているため、各項目の総和と全体の集計母数(N数)は一致しない場合があります。

第2章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

1 属性

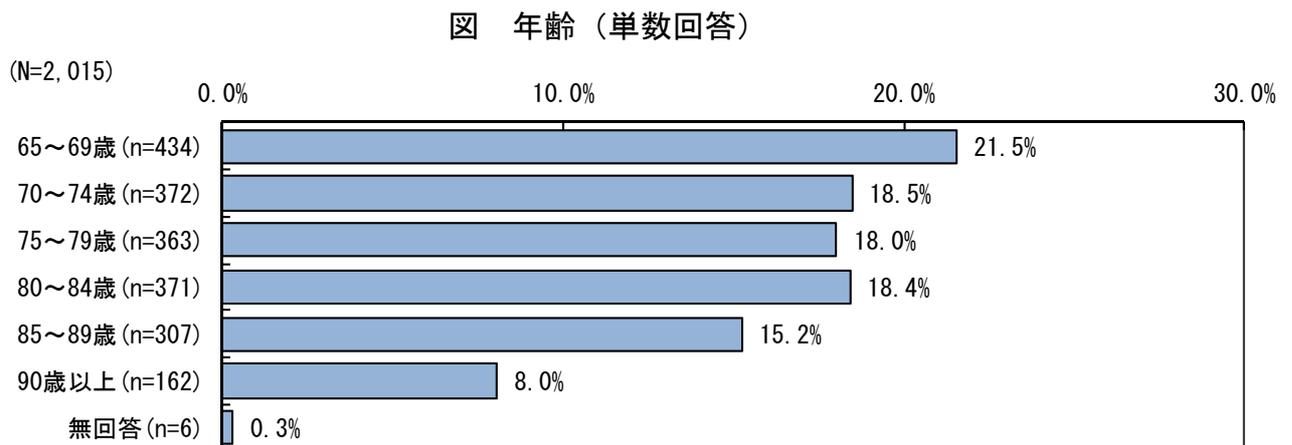
■性別

性別をみると、「女性」が60.9%、「男性」が38.7%となっています。

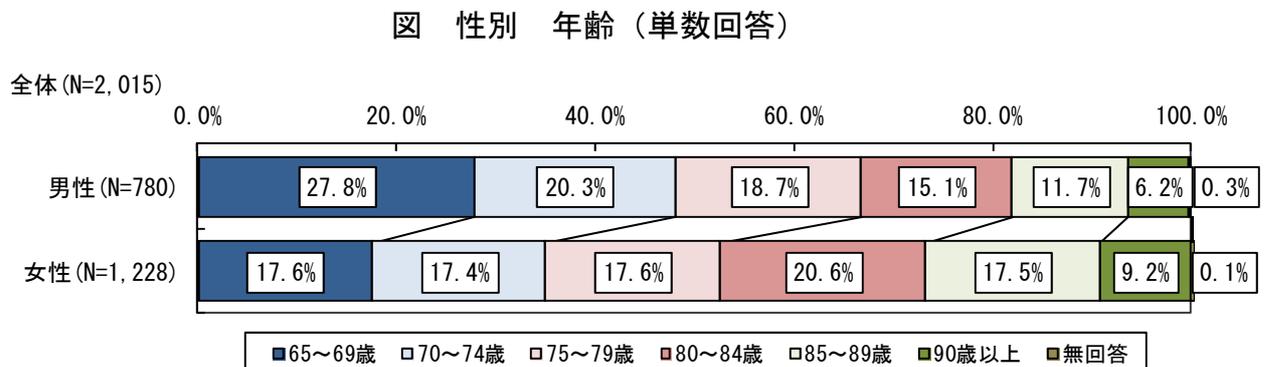


■年齢

年齢をみると、「65～69歳」が21.5%で最も多く、次いで「70～74歳」（18.5%）、「80～84歳」（18.4%）となっています。



男性は75歳未満が48.1%と約5割を占めていますが、女性は75歳以上が64.9%となっており、女性のほうが年齢層は高くなっています。

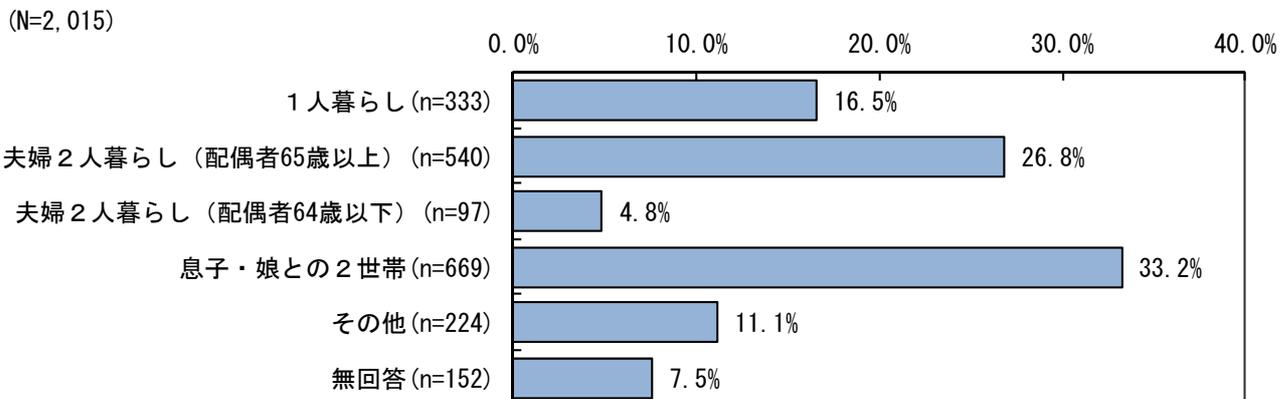


■世帯の状況

○年齢が高くなるほど「1人暮らし」が増加し、80歳以上では2割以上

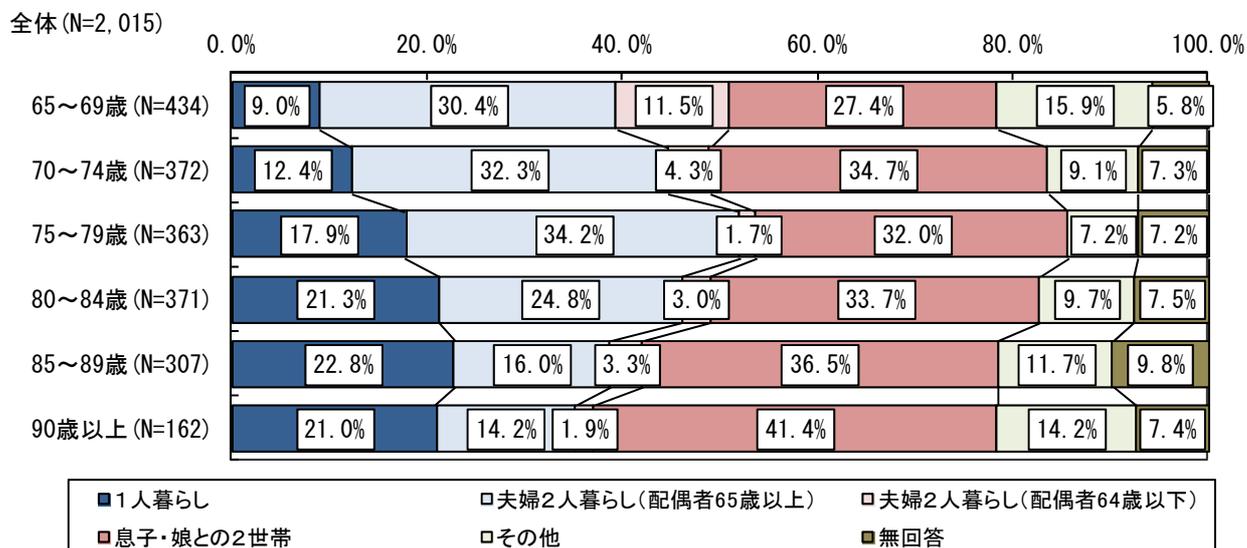
世帯の状況をみると、「息子・娘との2世帯」が33.2%で最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」（26.8%）、「1人暮らし」（16.5%）となっています。

図 世帯の状況（単数回答）



年齢別にみると、65～69歳と75～79歳では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」、それ以外の年齢層では「息子・娘との2世帯」がそれぞれ最も多くなっています。年齢層が高いほど「1人暮らし」と「息子・娘との2世帯」が増加し、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が減少する傾向がみられます。

図 年齢別 世帯の状況（単数回答）

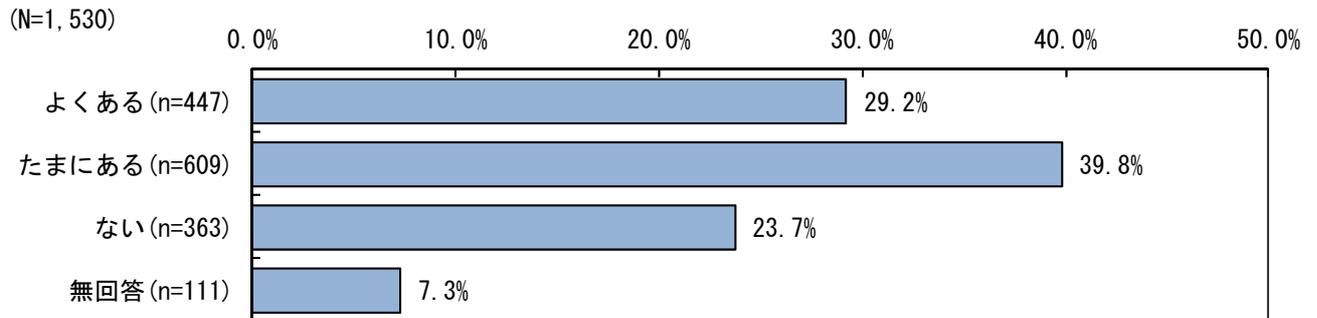


■日中一人になることがあるか

○日中に一人に「よくある」は、80歳代で多く、85～89歳で44.0%と高い

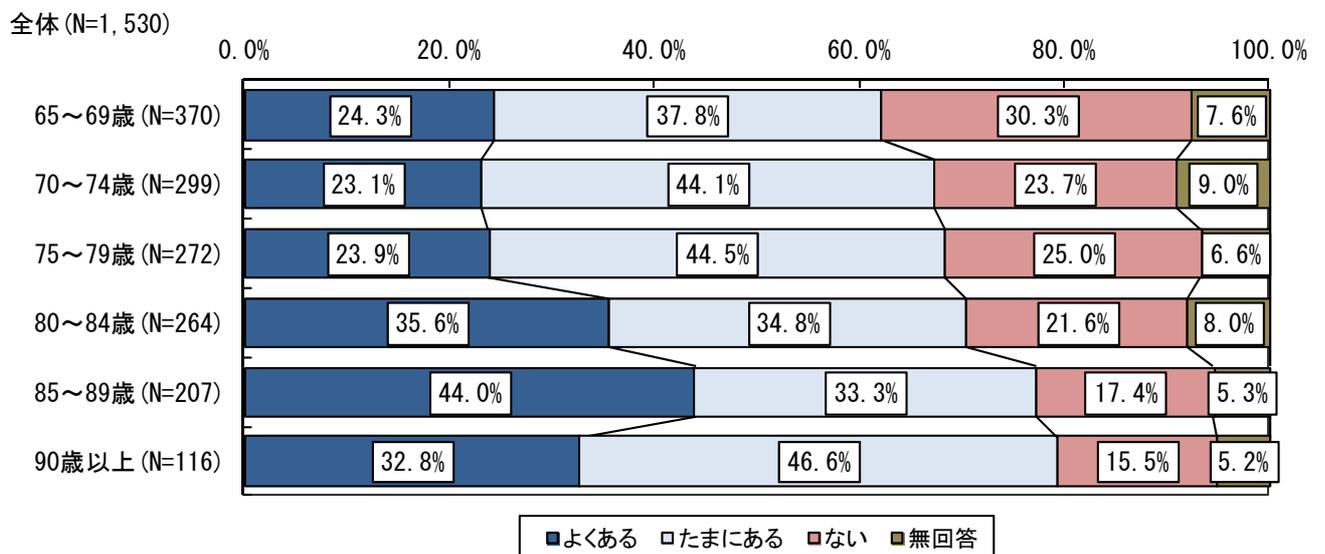
一人暮らしでない方について、日中一人になることがあるかをみると、「たまにある」が39.8%で最も多く、次いで「よくある」(29.2%)、「ない」(23.7%)となっており、日中一人になることがある人(「よくある」と「たまにある」の合計)は69.0%で約7割となっています。

図 日中一人になることがあるか(単数回答)



年齢別にみると、日中ひとりになることが「よくある」という人は80代が多くなっており、80～84歳が35.6%、85～89歳が44.0%となっています。

図 年齢別 日中一人になることがあるか(単数回答)



2 日ごろの生活について

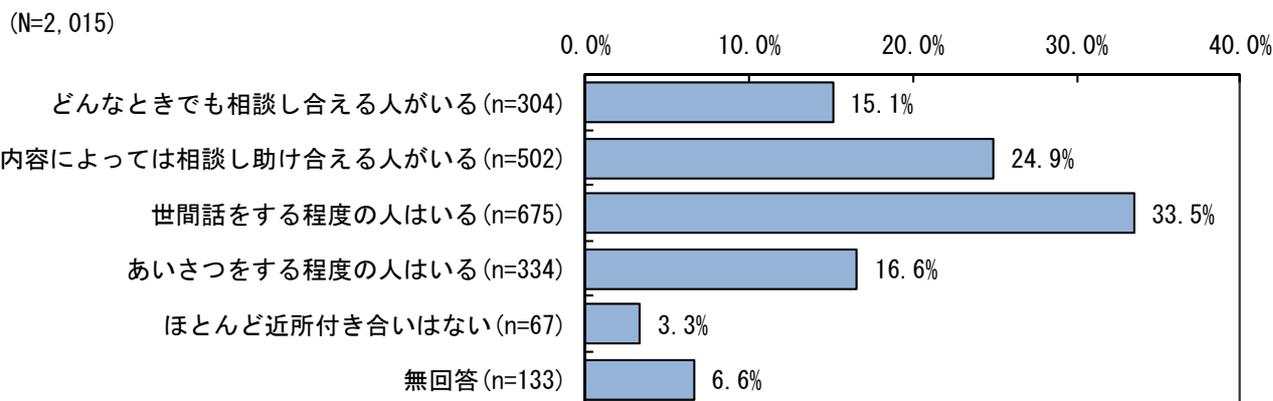
■近隣との付き合い

あなたは、ご近所の人とどの程度のお付き合いをされていますか。(1つに○)

○「ほとんど近所付き合いはない」は、3.3%とごくわずか

近隣との付き合いの状況をみると、「世間話をする程度の人はいる」が33.5%で最も多く、次いで「内容によっては相談し助け合える人がいる」(24.9%)、「あいさつをする程度の人はいる」(16.6%)となっています。

図 近隣との付き合い(単数回答)



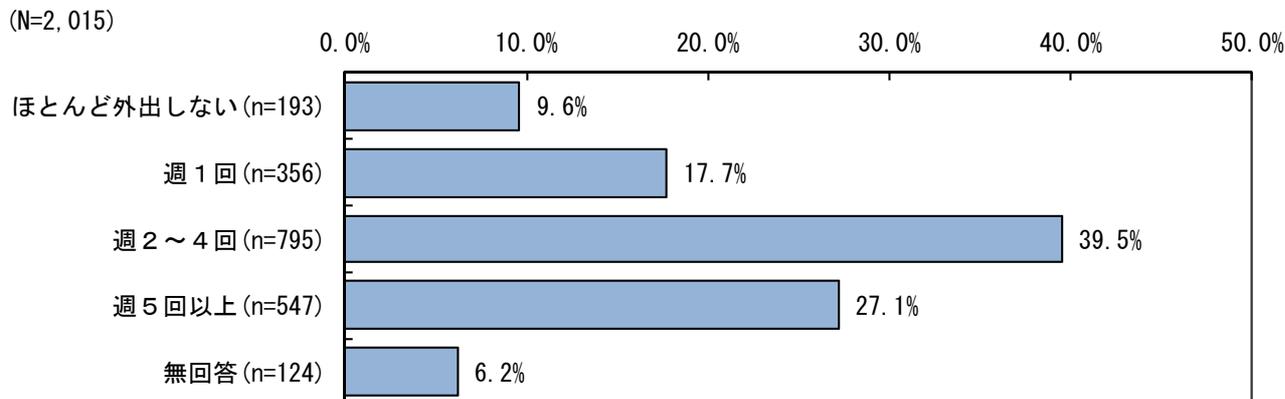
■外出頻度

あなたは、週に1回以上は外出していますか。(1つに○)

○加齢に伴い「ほとんど外出しない」は増加していく

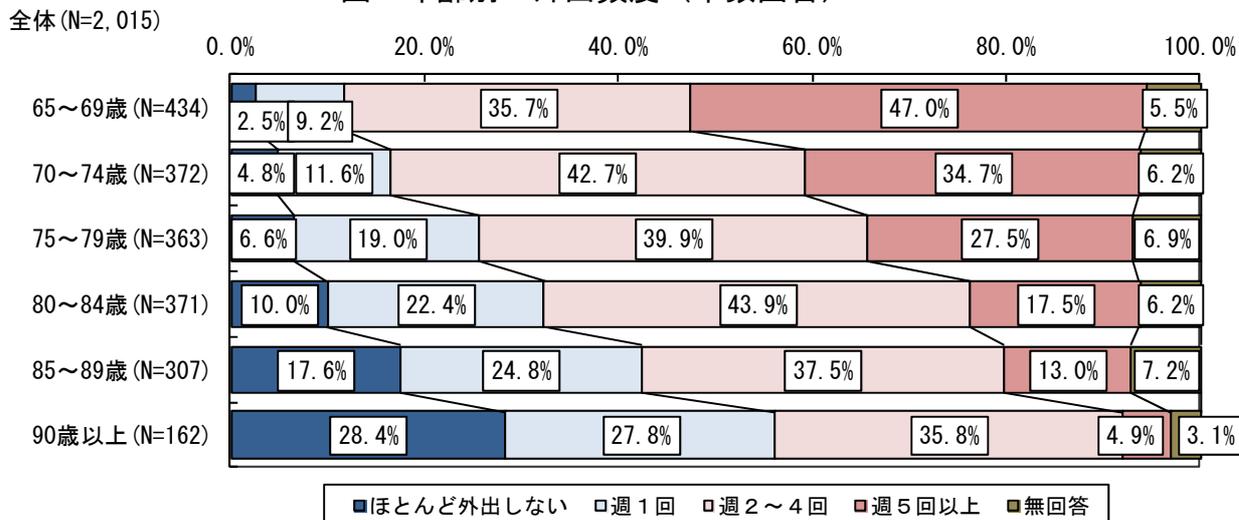
外出頻度をみると、「週2~4回」が39.5%で最も多く、次いで「週5回以上」(27.1%)となっています。週に1回以下しか外出しない人の割合(「ほとんど外出しない」と「週1回」の合計)は27.3%となっています。

図 外出頻度(単数回答)



年齢別に外出頻度をみると、週に1回以下しか外出しない人の割合は高齢になるほど多く、90歳以上が56.2%と多くなっています。

図 年齢別 外出頻度（単数回答）



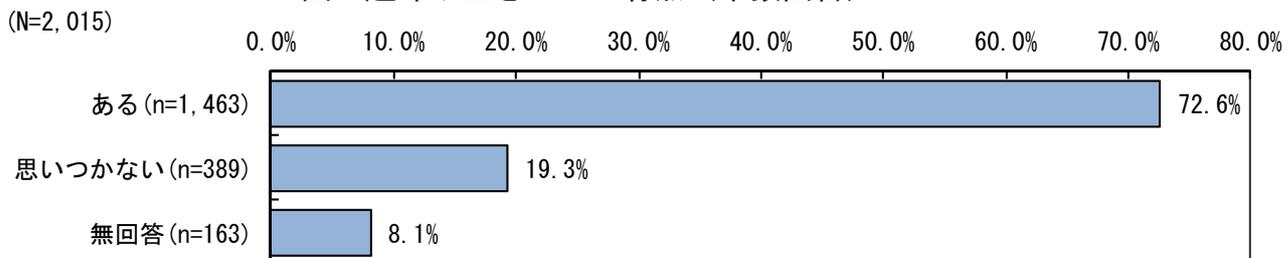
■ 趣味や生きがいの有無

あなたには、趣味や生きがいとしているもの（こと）がありますか。

○ 趣味や生きがいが「ある」人は7割以上

趣味や生きがいの有無をみると、「ある」が72.6%となっています。

図 趣味や生きがいの有無（単数回答）



趣味や生きがいがある人に、その内容を具体的に記述してもらったところ、「生活に密着した趣味、生きがい」を持っている人が多く、「田・畑仕事、園芸、ガーデニング」が652件と最も多くなっています。

表 趣味や生きがいの有無（自由記述・複数回答）

大分類	小分類	件数
スポーツ、アウトドアスポーツ	グラウンドゴルフ、ゲートボール、ゴルフ	187
	ウォーキング、体操など	75
	スポーツ、ダンス	71
	アウトドアスポーツ	50
	スポーツ、アウトドアスポーツ 集計	383
文化的な趣味	アート、手芸、クラフト	191
	日本の伝統文化	158
	カラオケ	119
	音楽、演劇、芸能	70
	教養、文芸	28
	文化的な趣味 集計	566
本、テレビ、パソコン	読書	60
	テレビ	26
	パソコン、ゲーム、パズル	30
	本、テレビ、パソコン 集計	116
生活に密着した趣味、生きがい	田・畑仕事、園芸、ガーデニング	652
	仕事、料理、家事	73
	ペット、癒し	16
	家族とのふれあい	28
	宗教、信仰	12
	生活に密着した趣味、生きがい 集計	781
旅行、街歩き	旅行、ドライブ	62
	ショッピング、街歩き、外食	32
	旅行、街歩き 集計	94
友人との会話、サロン・サークル、ボランティア・世話役	友人との会話	328
	ボランティア・世話役	66
	サロン・サークル	29
	介護サービス	4
	友人との会話、サロン・サークル、ボランティア・世話役 集計	427
パチンコ、麻雀	パチンコ、麻雀	18
	パチンコ、麻雀 集計	18
その他	その他	22
	その他 集計	22
総計		2,407

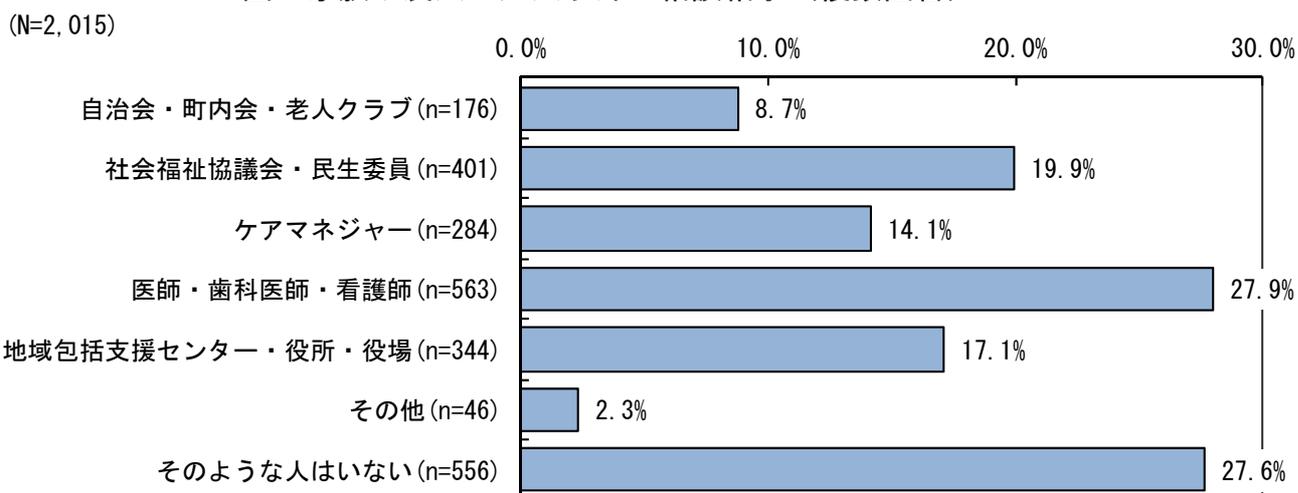
■家族や友人・知人以外の相談相手

あなたが、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

○家族以外の相談相手は、「いない」が3割弱

家族や友人・知人以外の相談相手をみると、「そのような人はいない」（27.6%）を除いて、「医師・歯科医師・看護師」が27.9%で最も多く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」（19.9%）、「地域包括支援センター・役所・役場」（17.1%）となっています。

図 家族や友人・知人以外の相談相手（複数回答）



3 認知症について

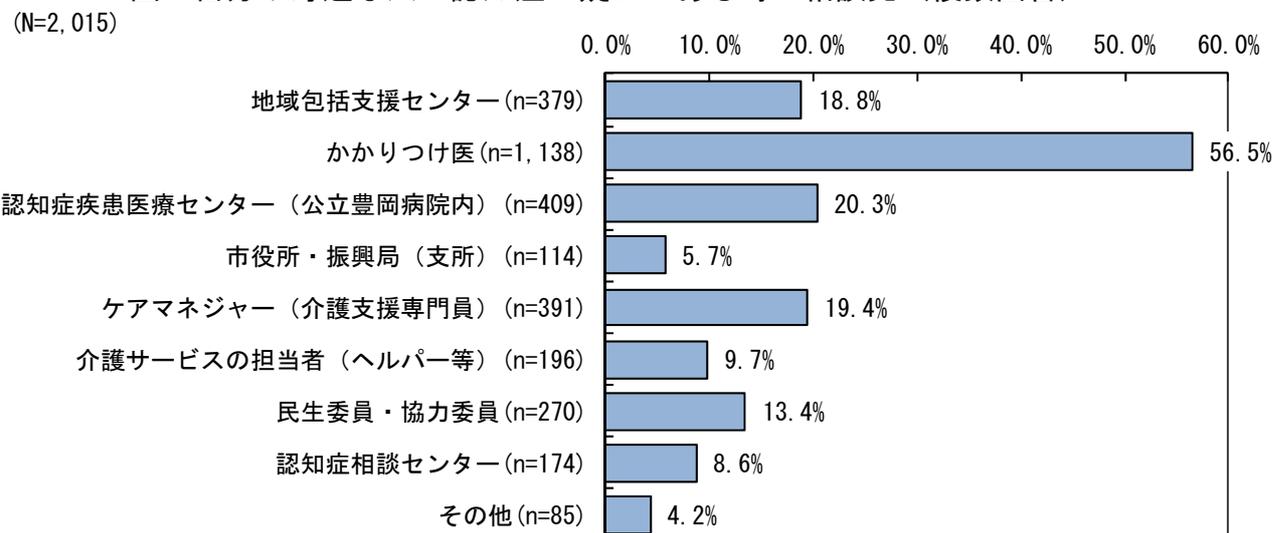
■自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先

あなたやあなたの身近な人に認知症の疑いがある時に、どのような機関・人に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

○身近な相談相手は「かかりつけ医」

自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先をみると、「かかりつけ医」が56.5%で最も多く、次いで「認知症疾患医療センター（公立豊岡病院内）」（20.3%）、「ケアマネジャー（介護支援専門員）」（19.4%）となっています。

図 自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先（複数回答）



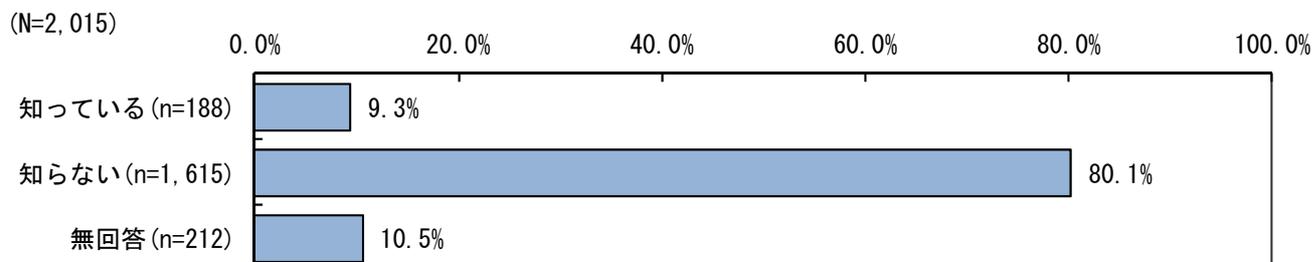
■ 認知症カフェの認知度

あなたは、認知症カフェを知っていますか。（1つに○）

○ 認知症カフェの認知度は、低い

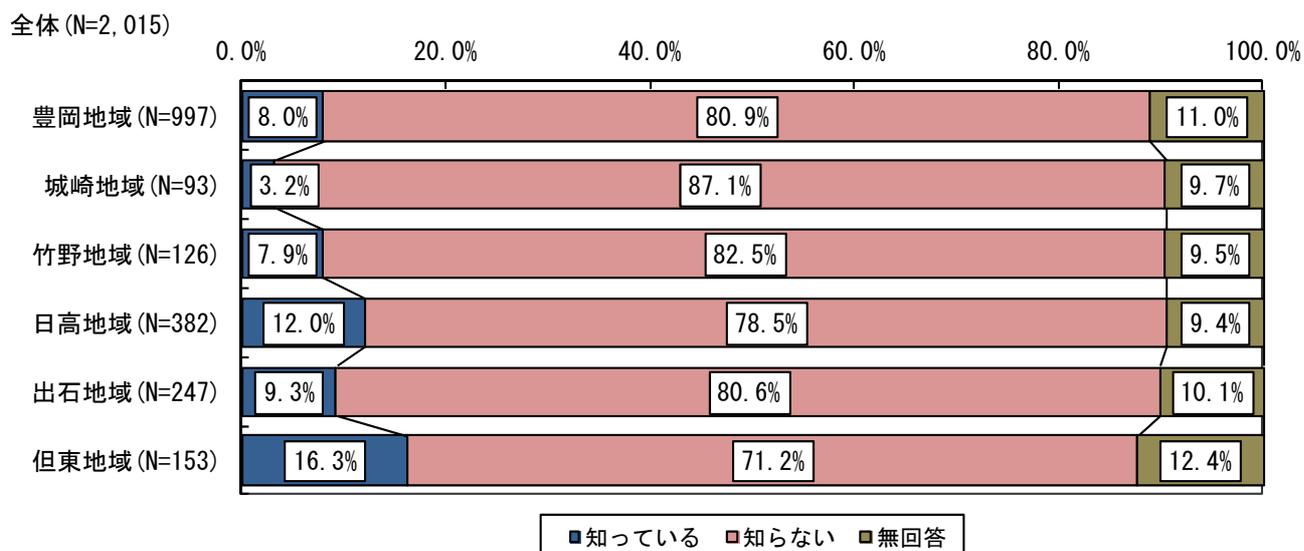
認知症カフェの認知度をみると、「知っている」は9.3%となっています。

図 認知症カフェの認知度（単数回答）



居住地域別にみると、「知っている」が最も多いのは但東地域（16.3%）で、次いで日高地域（12.0%）となっています。

図 居住地域別 認知症カフェの認知度（単数回答）



■市が認知症施策として優先して取り組むべきもの

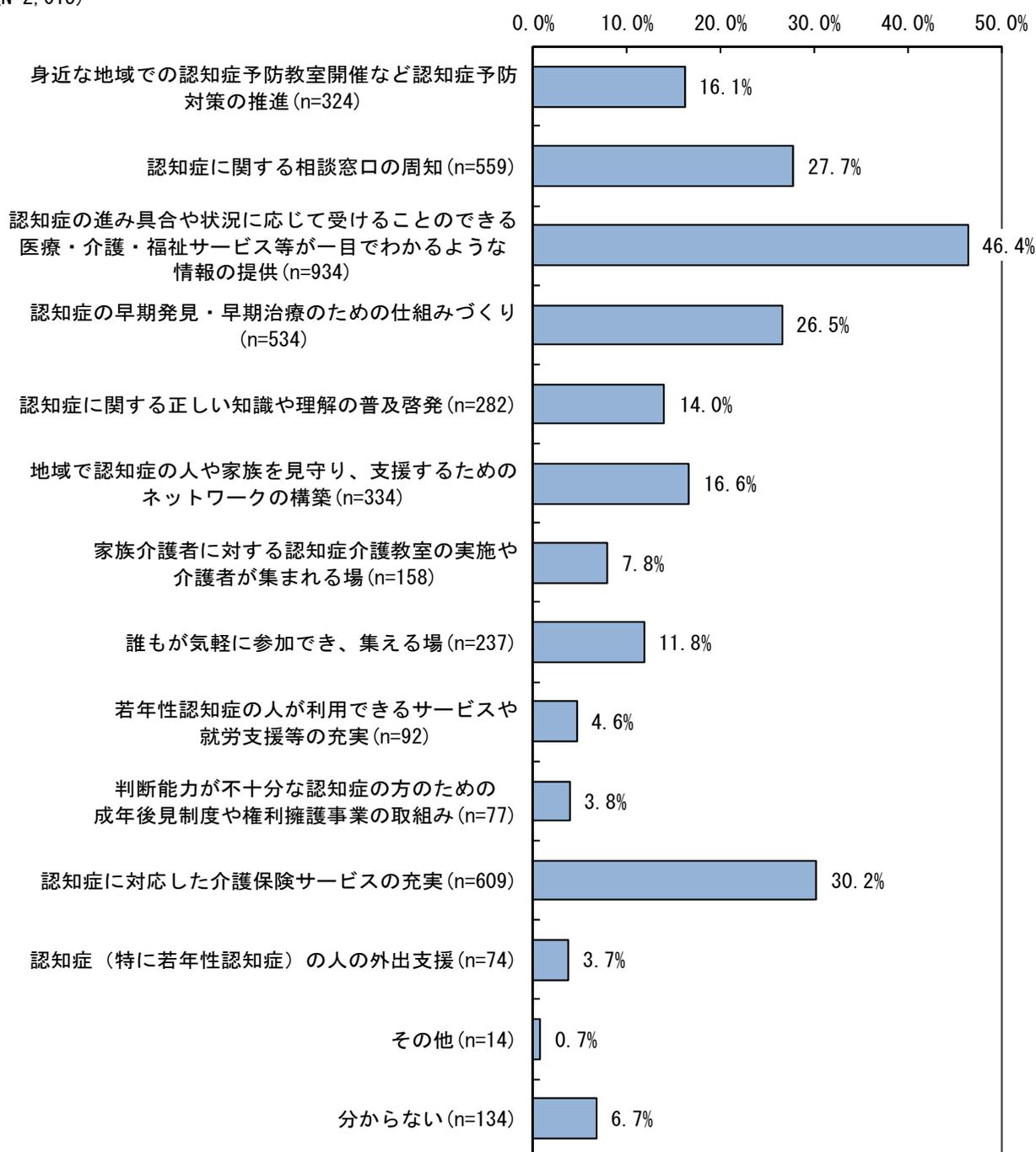
認知症になっても住み慣れた地域で生活を送るため、市が取り組むものとして、あなたは、次のうちどれを優先して充実すべきとお考えですか。（3つまでに○）

○認知症施策として優先すべき取組は、「認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービス等が一目でわかるような情報の提供」

市が認知症施策として優先して取り組むべきものをみると、「認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービス等が一目でわかるような情報の提供」が46.4%で最も多く、次いで「認知症に対応した介護保険サービスの充実」(30.2%)、「認知症に関する相談窓口の周知」(27.7%)となっています。

図 市が認知症施策として優先して取り組むべきもの（3つ以内で複数回答）

(N=2,015)



4 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて

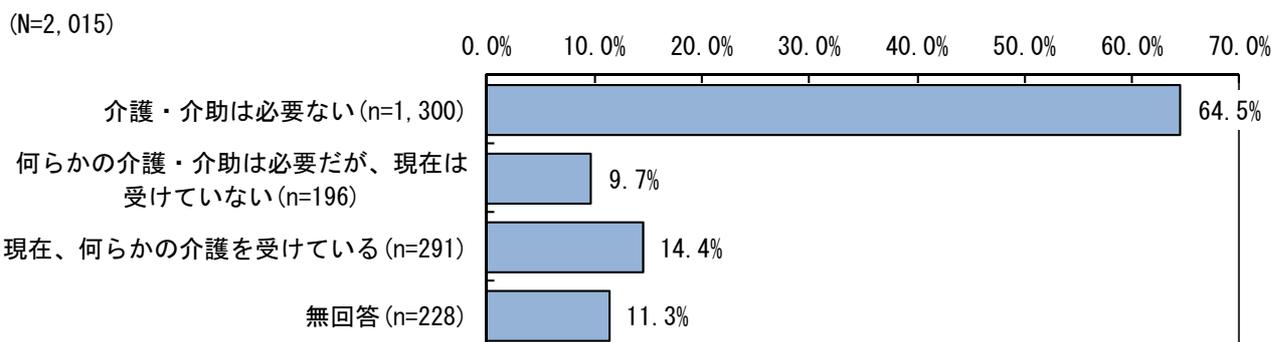
■ 普段の生活での介護・介助の必要性

あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。(1つに○)

○ 加齢に伴い介護を受けている人が増加、80歳以上で特に増加傾向

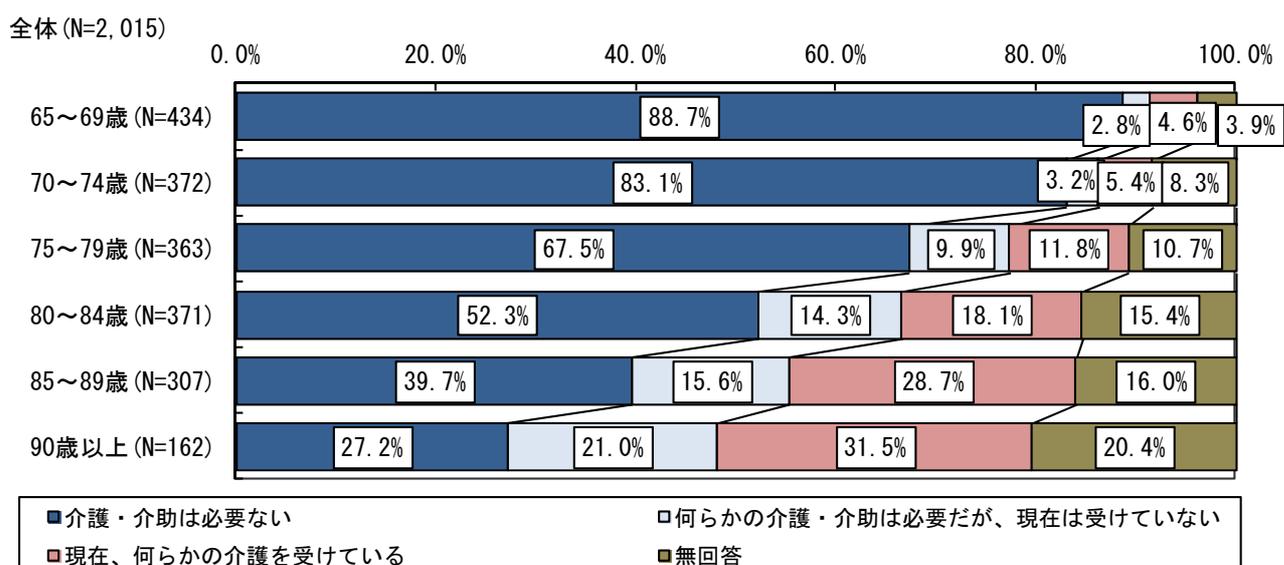
普段の生活での介護・介助の必要性をみると、「介護・介助は必要ない」が64.5%で最も多く、次いで「現在、何らかの介護を受けている」(14.4%)、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(9.7%)となっています。

図 普段の生活での介護・介助の必要性 (単数回答)



年齢別にみると、65～89歳では「介護・介助は必要ない」、90歳以上では「現在、何らかの介護を受けている」がそれぞれ最も多くなっています。年齢層が高いほど「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「現在、何らかの介護を受けている」が多くなっています。

図 年齢別 普段の生活での介護・介助の必要性 (単数回答)



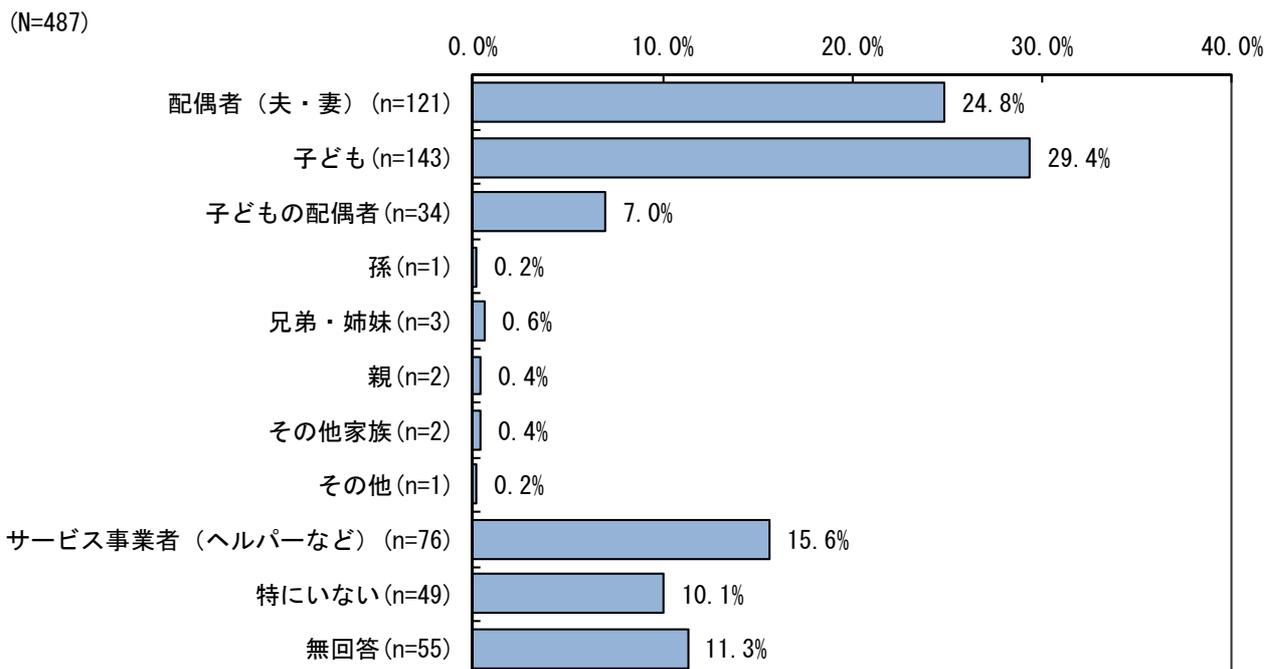
■誰が介護・介助をしているか

あなたを主に介護・介助をしているのは、どなたですか。(1つに○) (要支援・要介護認定を受けずに介護・介助を受けている場合もお答えください)

○主な介護・介助者は「子ども」や「配偶者」で、家族介護が多い

主な介護・介助者をみると、「子ども」が29.4%で最も多く、次いで「配偶者（夫・妻）」(24.8%)、「サービス事業者（ヘルパーなど）」(15.6%)となっています。

図 誰が介護・介助をしているか（単数回答）



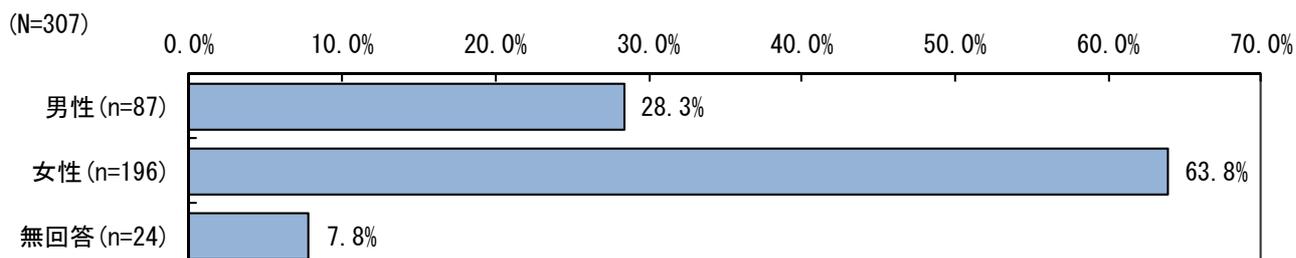
■主な介護・介助の性別

あなたを主に介護・介助している方の性別をお答えください。(1つに○)
 ※主な介護・介助者が「サービス事業者（ヘルパーなど）」、「特にいない」、「無回答」を除きます。

○主な介護・介助者は「女性」が多い

家族・親族等に介護・介助を受けている方について、主な介護・介助者の性別をみると、「女性」が63.8%、「男性」が28.3%となっています。

図 主な介護・介助者の性別（単数回答）



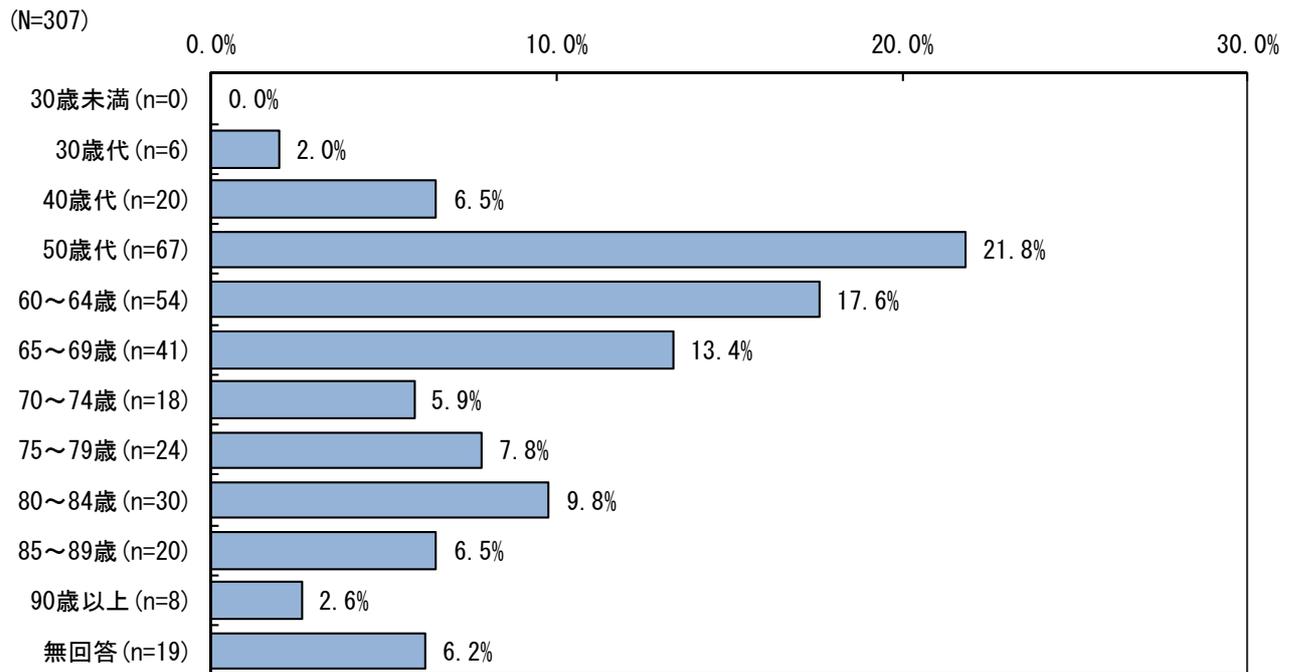
■主な介護・介助者の年齢

あなたを主に介護・介助している方の年齢はおいくつですか。(1つに○)
※主な介護・介助者が「サービス事業者(ヘルパーなど)」、「特にいない」、「無回答」を除きます。

○主な介護・介助者は「50歳代」が多い

主な介護・介助者の年齢をみると、「50歳代」が21.8%で最も多く、次いで「60～64歳」(17.6%)、「65～69歳」(13.4%)となっています。

図 主な介護・介助者の年齢(単数回答)



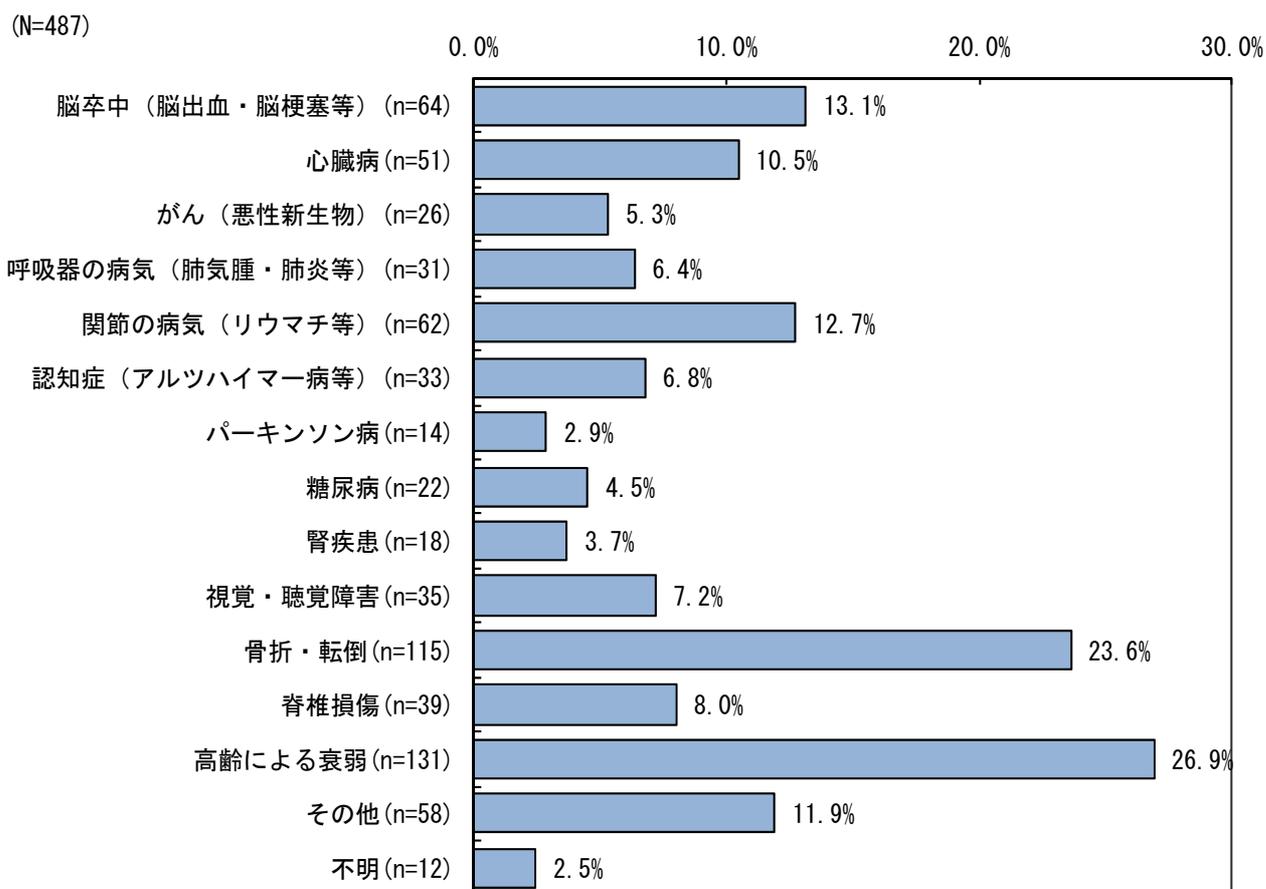
■介護・介助が必要となった原因

あなたが、介護・介助が必要になった主な原因はなんですか。（あてはまるものすべてに○）

○「高齢に伴う衰弱」や「骨折・転倒」により介護が必要となった人が多い

介護・介助が必要な方について、必要になった主な原因をみると、「その他」を除いて、「高齢による衰弱」が 26.9%で最も多く、次いで「骨折・転倒」(23.6%)、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」(13.1%) となっています。

図 介護・介助が必要となった原因（複数回答）



5 在宅医療について

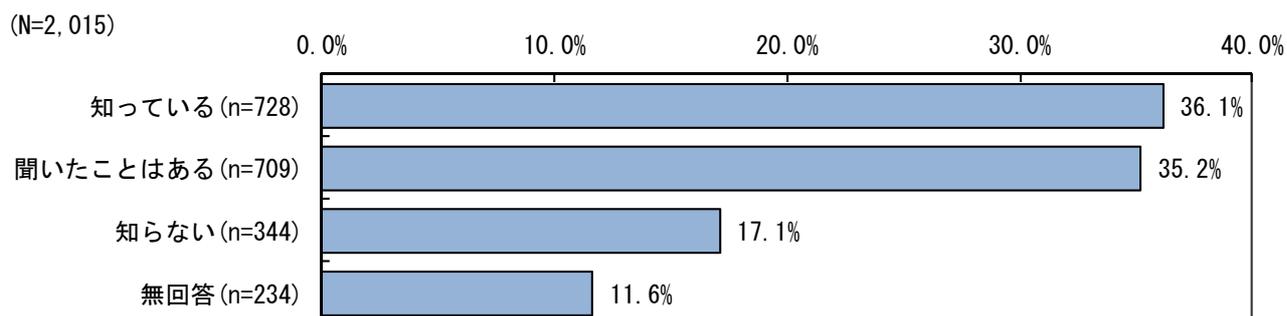
■在宅医療の認知度

あなたは、「在宅医療」について知っていますか。(1つに○)

○在宅医療の認知度は高くなっている

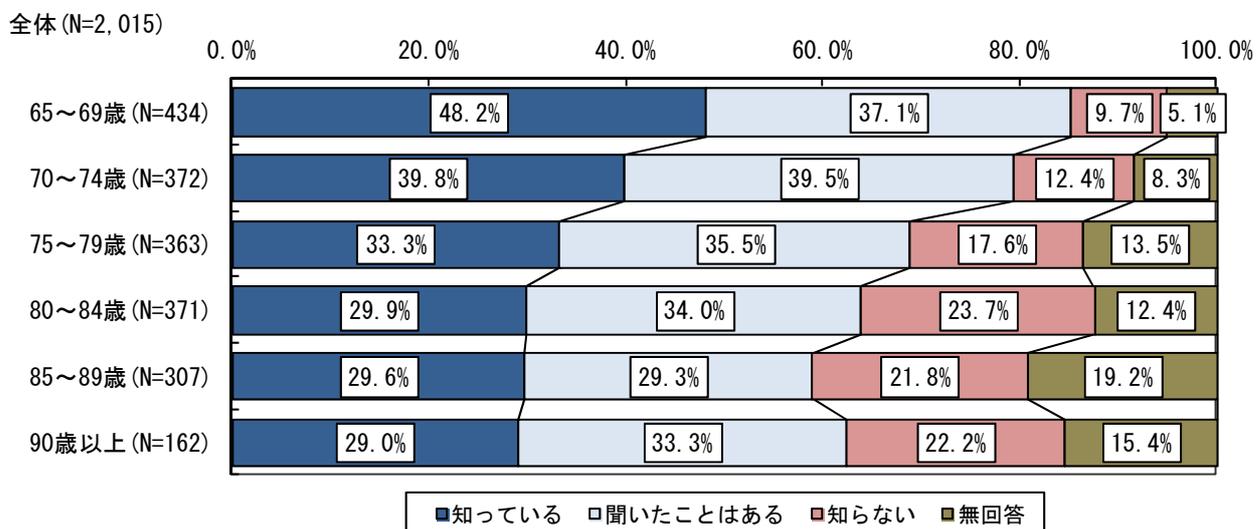
在宅医療の認知度をみると、「知っている」が36.1%で最も多く、次いで「聞いたことはある」(35.2%)となっています。

図 在宅医療の認知度 (単数回答)



年齢別にみると、「知っている」は年齢層が低いほど多くなっています。

図 年齢別 在宅医療の認知度 (単数回答)



■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望

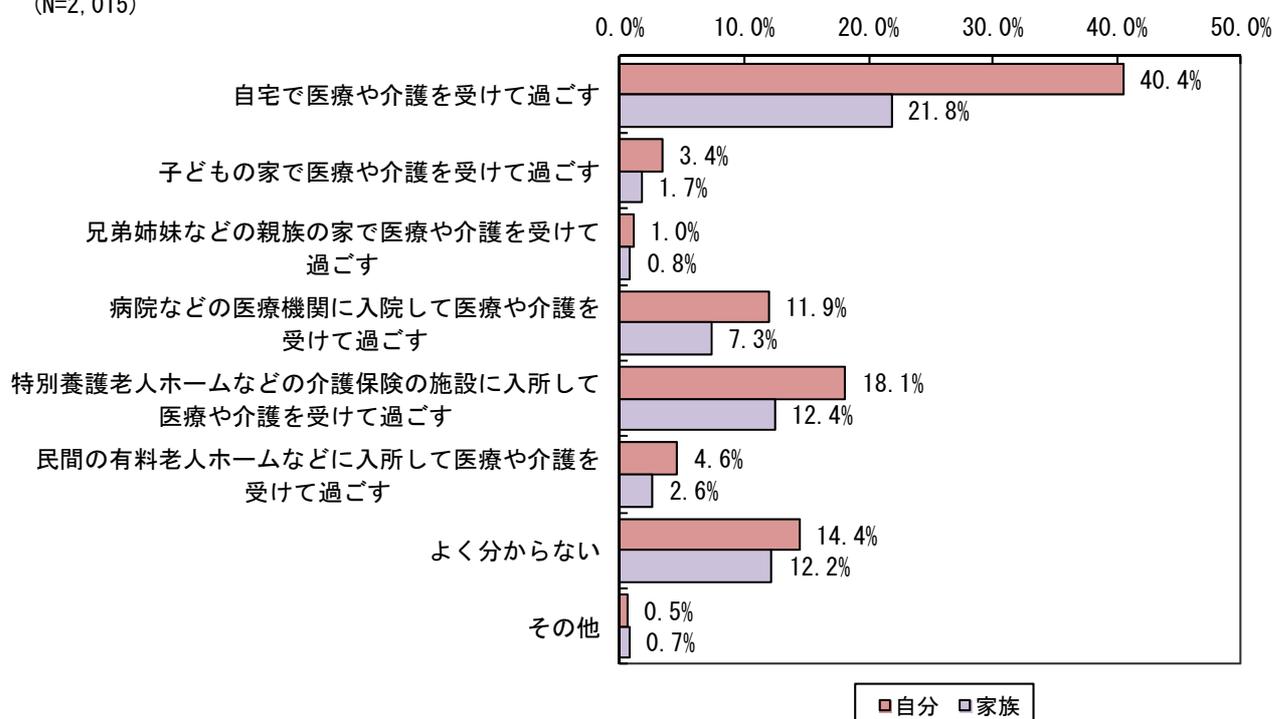
あなた自身が、高齢期に、医療や介護が必要になった時、どこで過ごしたいですか。また、ご家族が同様の時、どこで過ごしてもらいたいか、あなたの考えをお聞かせください。それぞれあてはまる番号1つに○をつけてください。

○医療や介護が必要になったら自宅で医療や介護を受けて過ごしたい

高齢期に医療や介護が必要になった際の希望をみると、自分の場合・家族の場合ともに「自宅で医療や介護を受けて過ごす」（自分：40.4%、家族：21.8%）が最も多く、子どもの家・親族の家で過ごすことを希望する人を合計すると、自宅での医療や介護を希望する人は自分の場合が44.8%、家族の場合が24.3%となっています。

図 高齢期に医療や介護が必要になった際の希望（複数回答）

(N=2,015)



■ 自宅での看取りの希望と実現の可能性

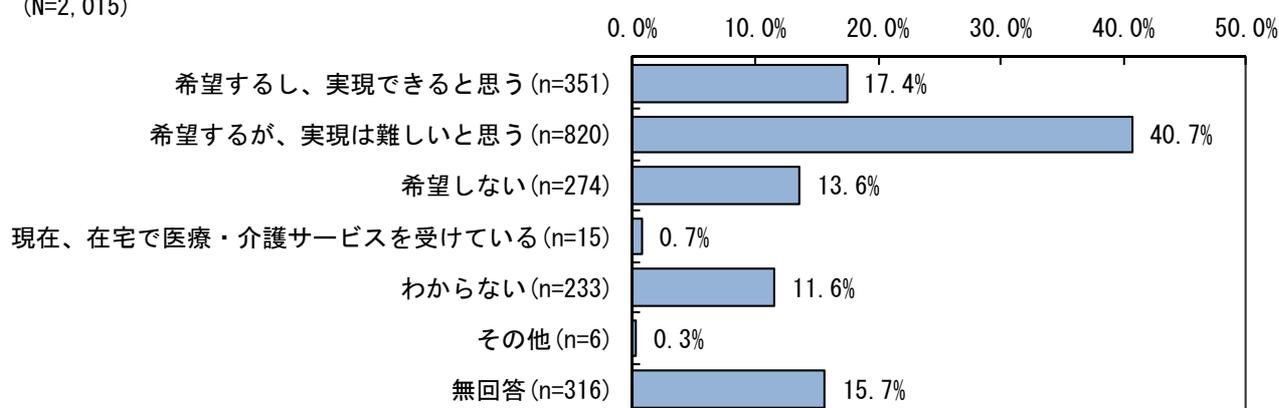
あなた自身が、要介護度が重くなったり、仮に治る見込みがなく死期が迫っている状態となったとき、自宅（子どもの家や兄弟姉妹などの親族の家も含む）で最期まで過ごすことを希望しますか、また、実現可能だと思いますか。（○は1つ）

○ 自宅での看取りは、希望するが実現は難しいと考えている

自宅での看取りの希望と実現可能性をみると、「希望するが、実現は難しいと思う」が40.7%で最も多く、次いで「希望するし、実現できると思う」（17.4%）となっており、自宅での看取りを希望する人（「希望するが、実現は難しいと思う」と「希望するし、実現できると思う」の合計）は58.1%となっています。

図 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）

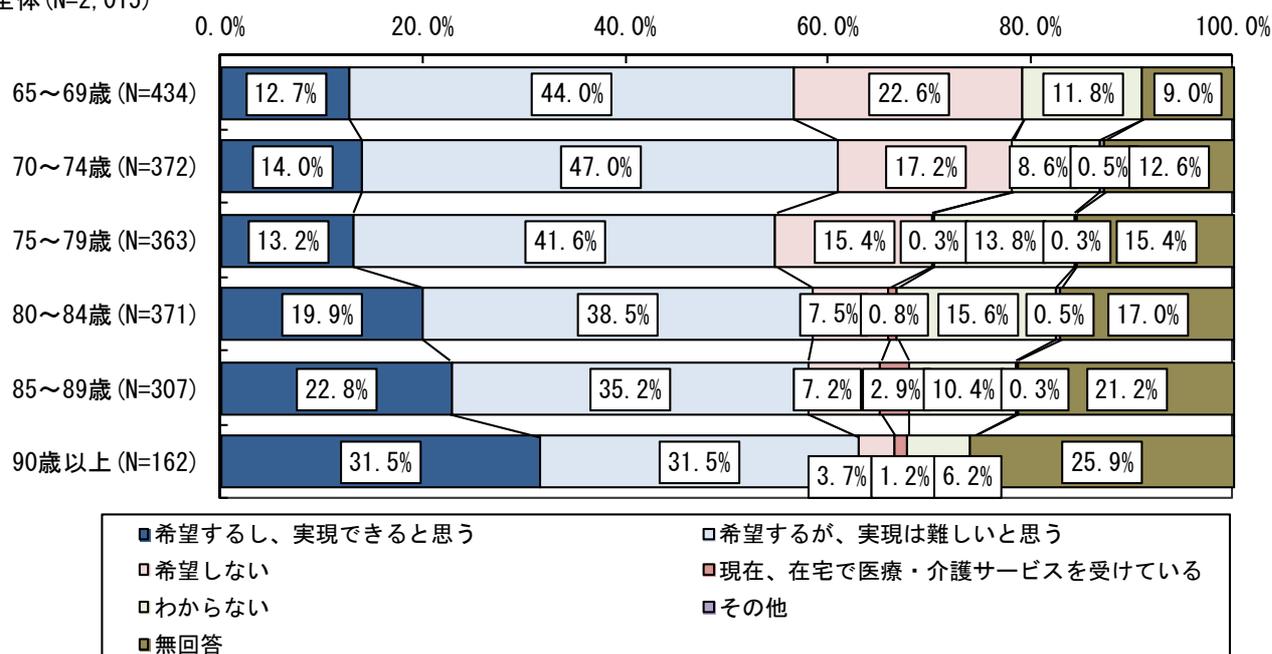
(N=2,015)



年齢別にみると、「希望するし、実現できると思う」は年齢層が高いほど多くなっており、90歳以上では31.5%と3割を超えています。

図 年齢別 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）

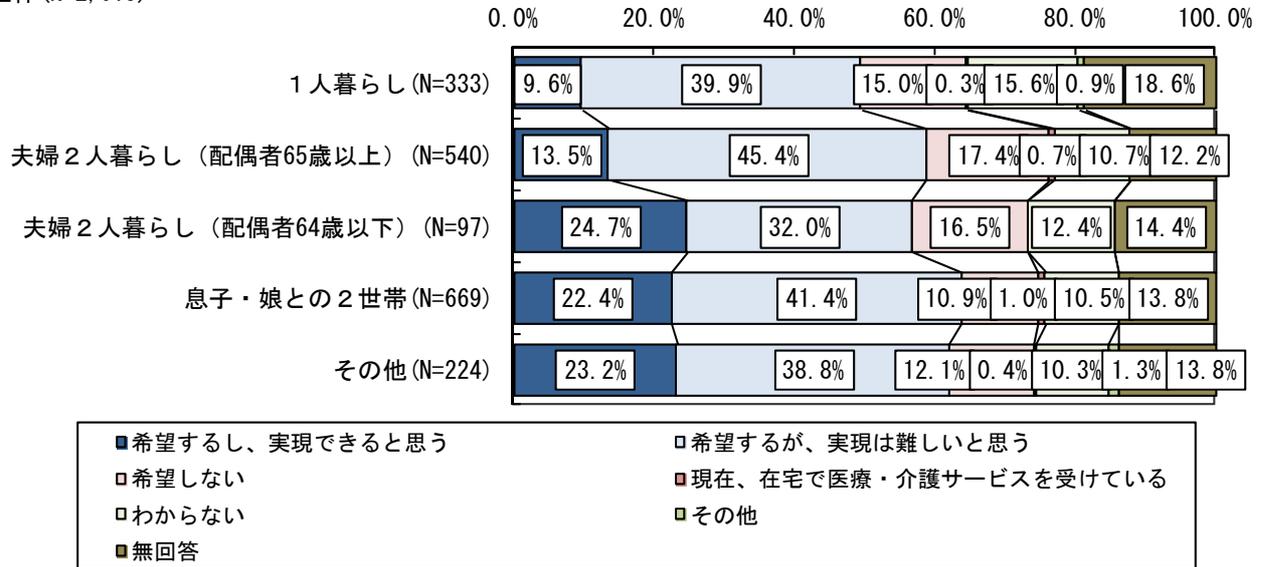
全体 (N=2,015)



世帯の状況別にみると、「希望するし、実現できると思う」は1人暮らしと夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）で少なくなっています。また、1人暮らしと夫婦2人暮らしの世帯では自宅での看取りを希望しない人が2割弱となっています。

図 世帯の状況別 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）

全体 (N=2,015)



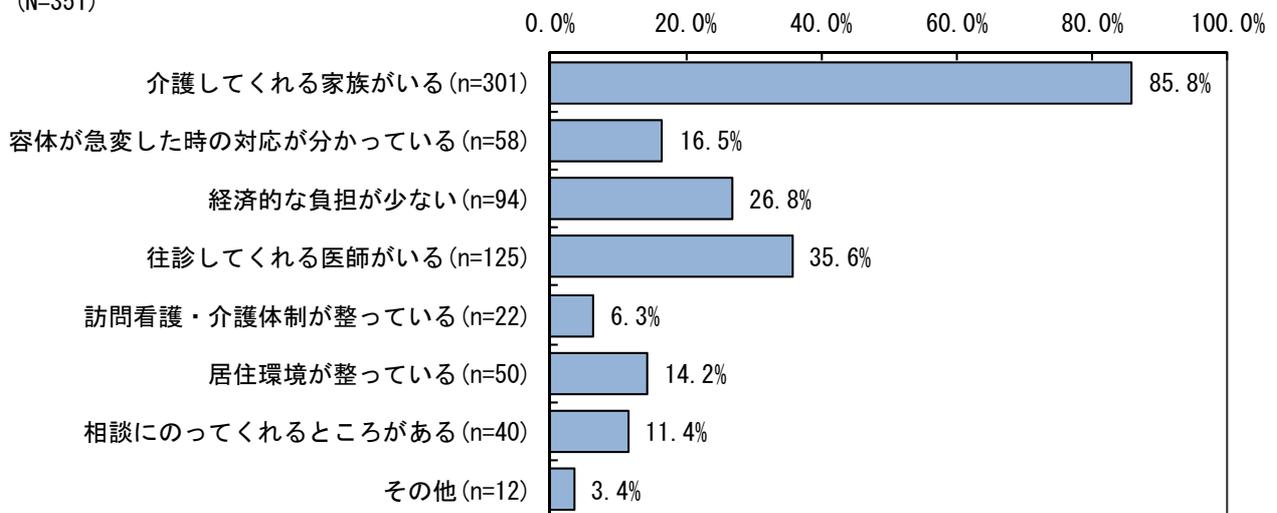
■ 自宅で最期まで過ごすことができると思う理由、難しいと思う理由

（自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して）「希望するし、実現できると思う」と考える理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

「自宅で最期まで過ごすことができる」と考える方について、理由をみると、「介護してくれる家族がいる」が85.8%で最も多く、次いで「往診してくれる医師がいる」（35.6%）、「経済的な負担が少ない」（26.8%）となっています。

図 自宅で最期まで過ごすことができると思う理由（複数回答）

(N=351)

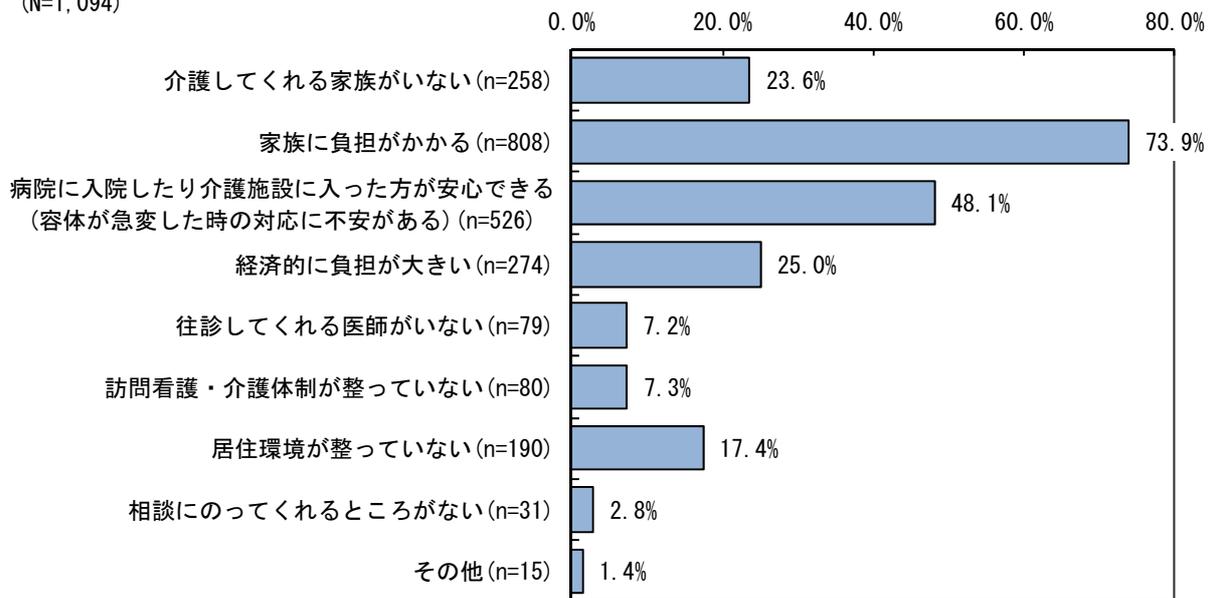


（自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して）「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と考える理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と思う方について、理由をみると、「家族に負担がかかる」が 73.9%で最も多く、次いで「病院に入院したり介護施設に入った方が安心できる（容体が急変した時の対応に不安がある）」（48.1%）、「経済的に負担が大きい」（25.0%）となっています。

図 自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しいと思う理由（複数回答）

(N=1,094)



6 その他について

■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度

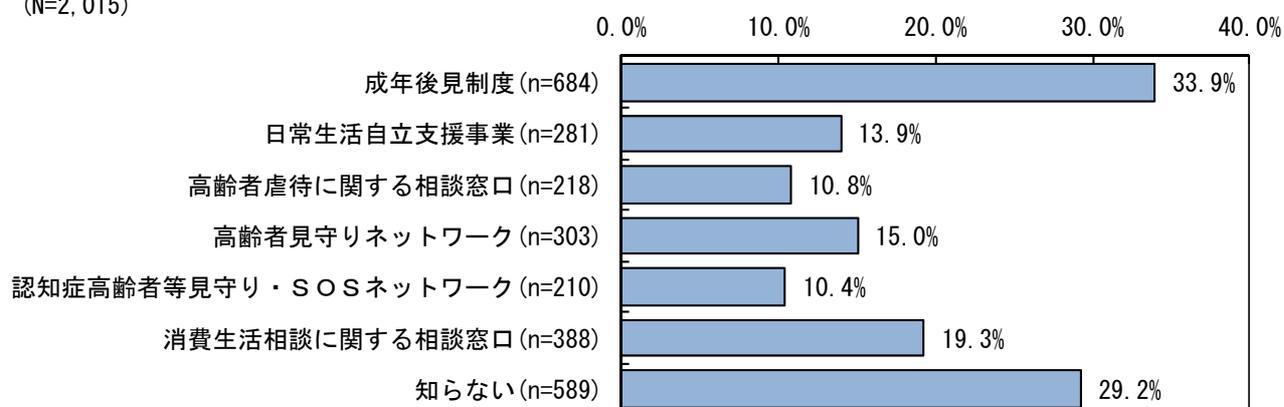
高齢者の権利や生活を守るために、以下のようなものがありますが、あなたご存じのものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

○高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度では「知らない」も3割弱

高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度をみると、「知らない」を除いて、認知度が高いのは「成年後見制度」(33.9%)、「消費生活相談に関する相談窓口」(19.3%) などとなっています。

図 高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度(複数回答)

(N=2,015)



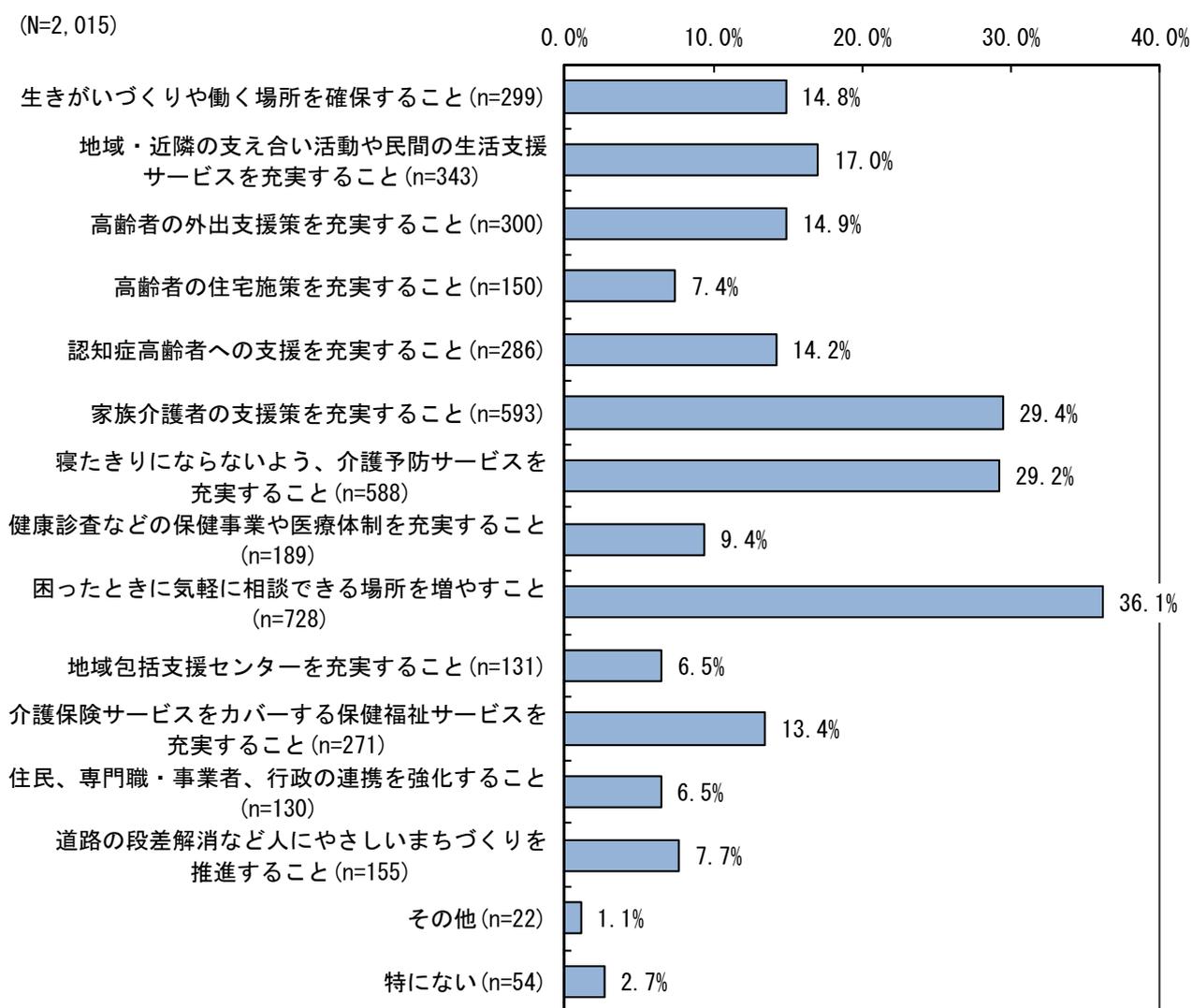
■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの

市が高齢者施策として取り組むものとして、次のうちどれを優先して充実すべきとお考えですか。（3つまでに○）

○取り組むべき高齢者施策としては「困ったときに気軽に相談できる場所を増やすこと」

市が高齢者施策として優先して取り組むべきものをみると、「困ったときに気軽に相談できる場所を増やすこと」が36.1%で最も多く、次いで「家族介護者の支援策を充実すること」（29.4%）、「寝たきりにならないよう、介護予防サービスを充実すること」（29.2%）となっています。

図 市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの（3つ以内で複数回答）



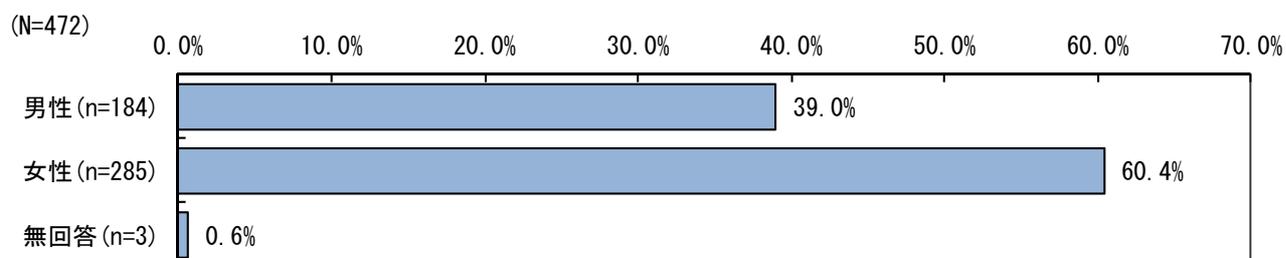
第3章 介護・在宅医療意向調査結果

1 属性

■性別

性別をみると、「女性」が60.4%、「男性」が39.0%となっています。

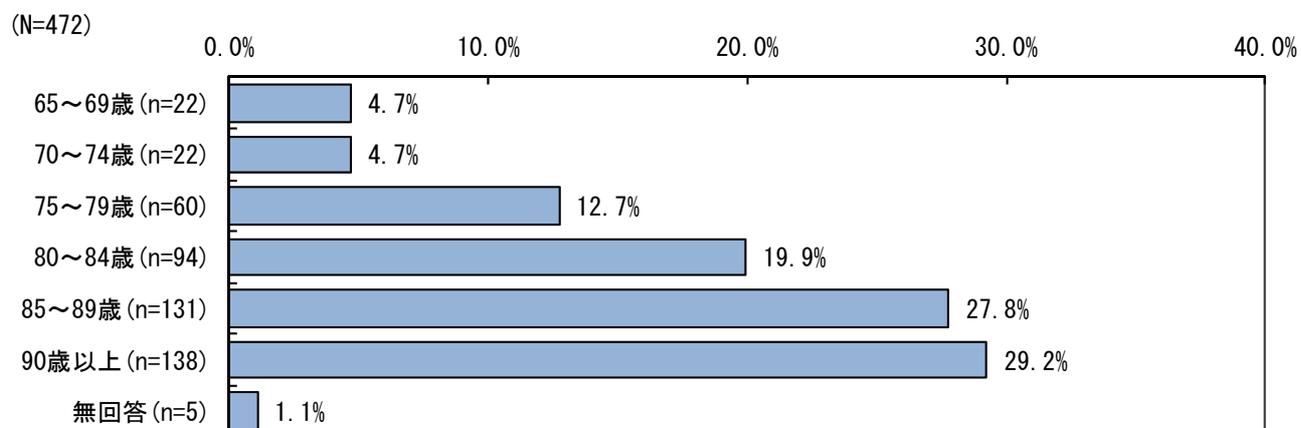
図 性別（単数回答）



■年齢

年齢をみると、「90歳以上」が29.2%で最も多く、次いで「85～89歳」(27.8%)、「80～84歳」(19.9%)となっています。

図 年齢（単数回答）

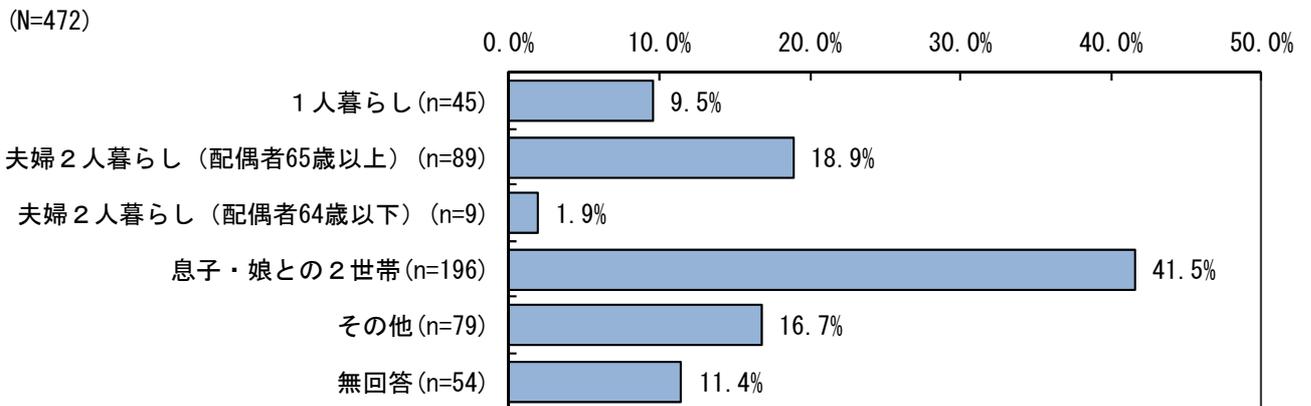


■世帯の状況

○「1人暮らし」が1割弱

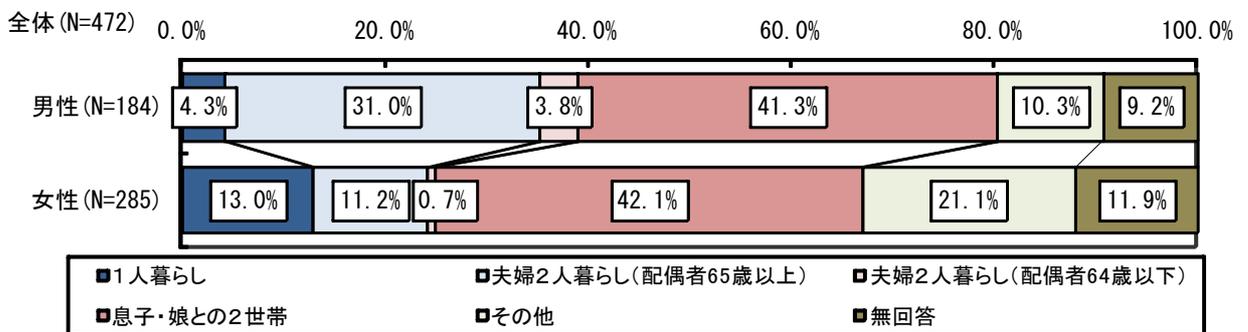
世帯の状況を見ると、「その他」を除いて、「息子・娘との2世帯」が41.5%で最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」（18.9%）、「1人暮らし」（9.5%）となっています。

図 世帯の状況（単数回答）



性別にみると、男女ともに「息子・娘との2世帯」が最も多く、次いで男性では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」、女性では「1人暮らし」となっています。

図 性別 世帯の状況（単数回答）



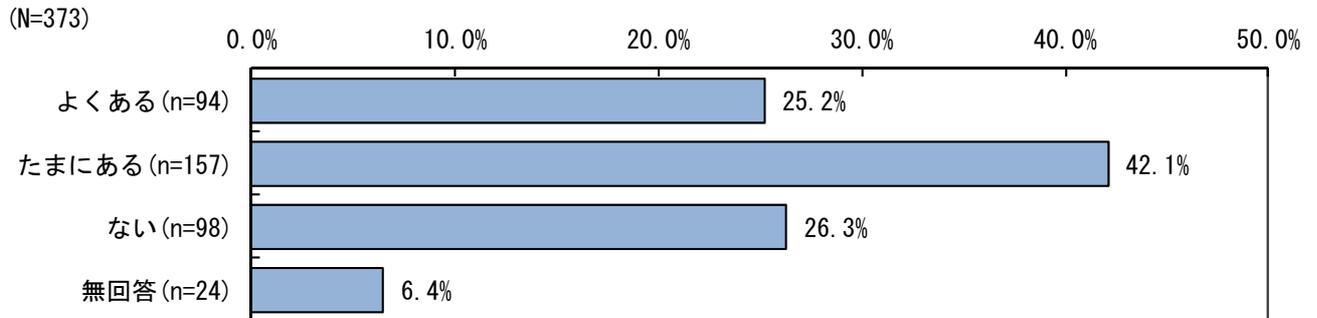
※「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」は件数が少ないため、以降のクロス集計では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」とまとめて「夫婦2人暮らし」として扱っている場合があります。

■日中一人になることがあるか

○日中一人になることがある人は7割弱と多い

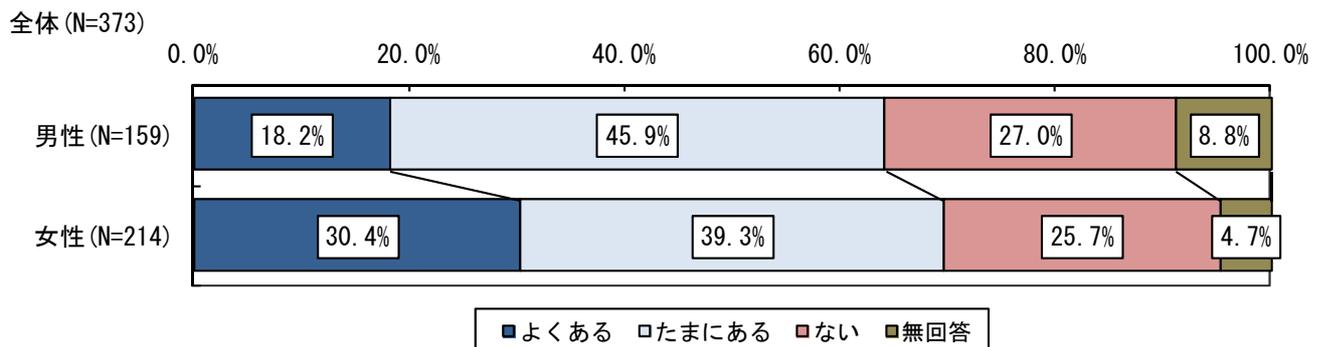
一人暮らしでない方について、日中一人になることがあるかをみると、「たまにある」が42.1%で最も多く、次いで「ない」(26.3%)となっています。「よくある」と「たまにある」を合わせると67.3%が日中1人になることがあります。

図 日中一人になることがあるか (単数回答)



性別にみると、「よくある」は女性(30.4%)が男性(18.2%)に比べて多くなっています。

図 性別 日中一人になることがあるか (単数回答)



2 日ごろの生活について

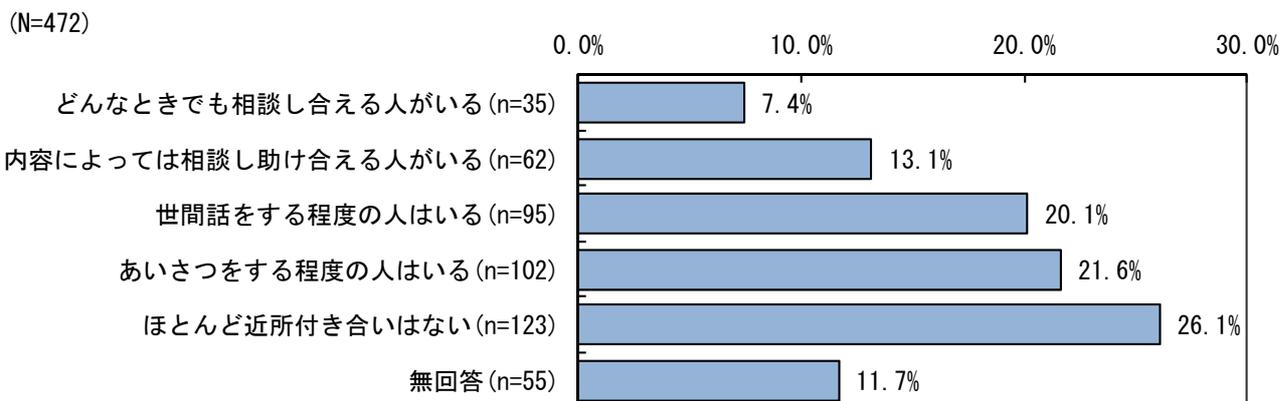
■近隣との付き合い

あなたは、ご近所の人とどの程度のお付き合いをされていますか。（1つに○）

○「ほとんど近所付き合いはない」が26.1%と最も多い

近隣との付き合いの状況をみると、「ほとんど近所付き合いはない」が26.1%で最も多く、次いで「あいさつをする程度の人はいる」（21.6%）、「世間話をする程度の人はいる」（20.1%）となっています。

図 近隣との付き合い（単数回答）



■外出頻度

あなたは、週に1回以上は外出していますか。（1つに○）

○週に1回以下しか外出しない人の割合は約4割

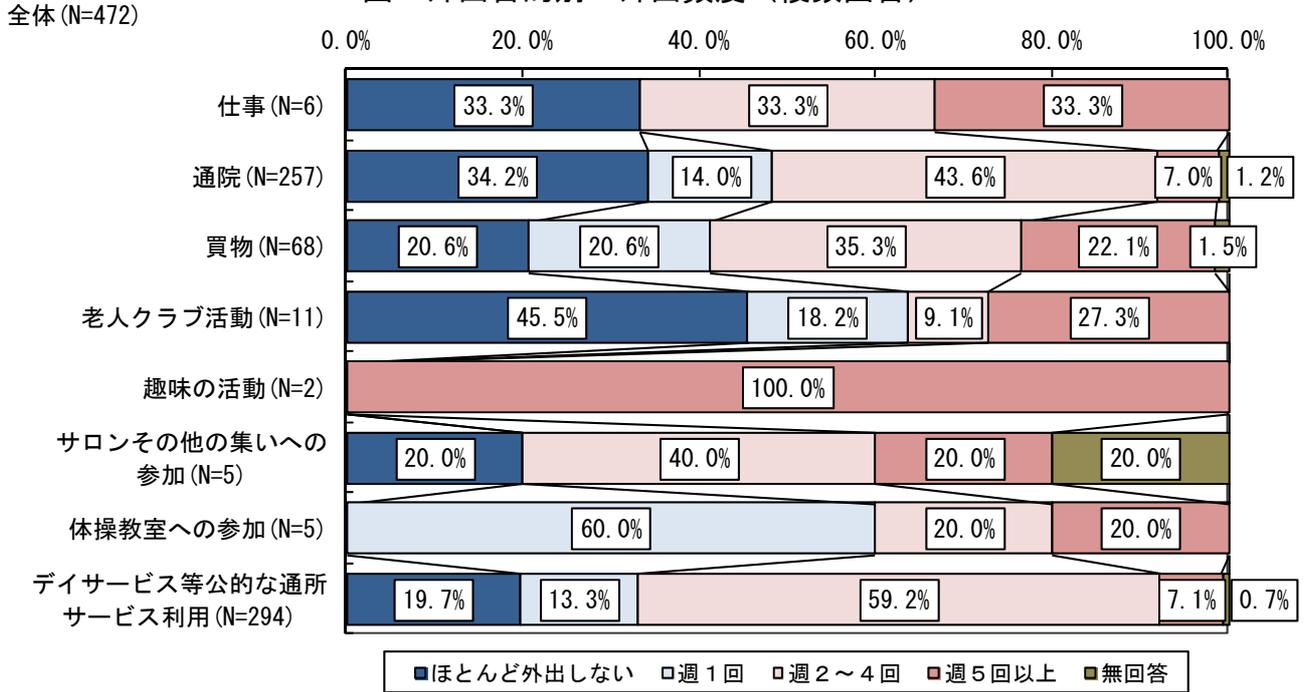
外出頻度をみると、「週2～4回」が42.4%で最も多くなっています。週に1回以下しか外出しない人の割合（「ほとんど外出しない」と「週1回」の合計）は40.1%で約4割となっています。

図 外出頻度（単数回答）



外出目的別に外出頻度をみると、「週5回以上」の場合の外出目的は「仕事」や「老人クラブ活動」「買物」などが多くなっています。

図 外出目的別 外出頻度（複数回答）



※外出目的は複数回答のため、各項目のN数の合計は全体のN数よりも大きくなります。

■外出を控えているか

あなたは、外出を控えていますか。(1つに○)

○外出を控えている人が5割超

外出を控えているかをみると、「はい」が51.7%で5割を超えています。

図 外出を控えているか（単数回答）

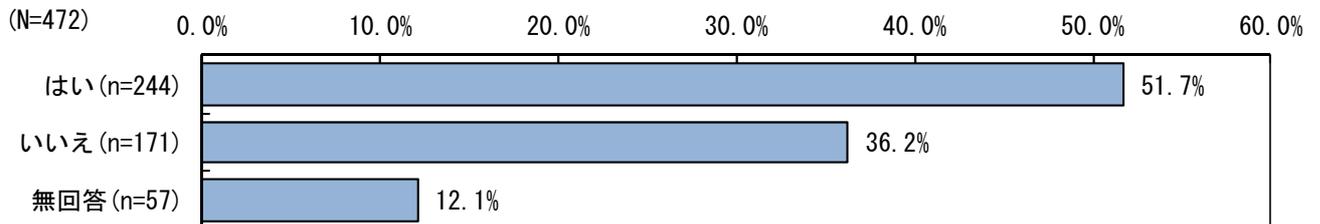
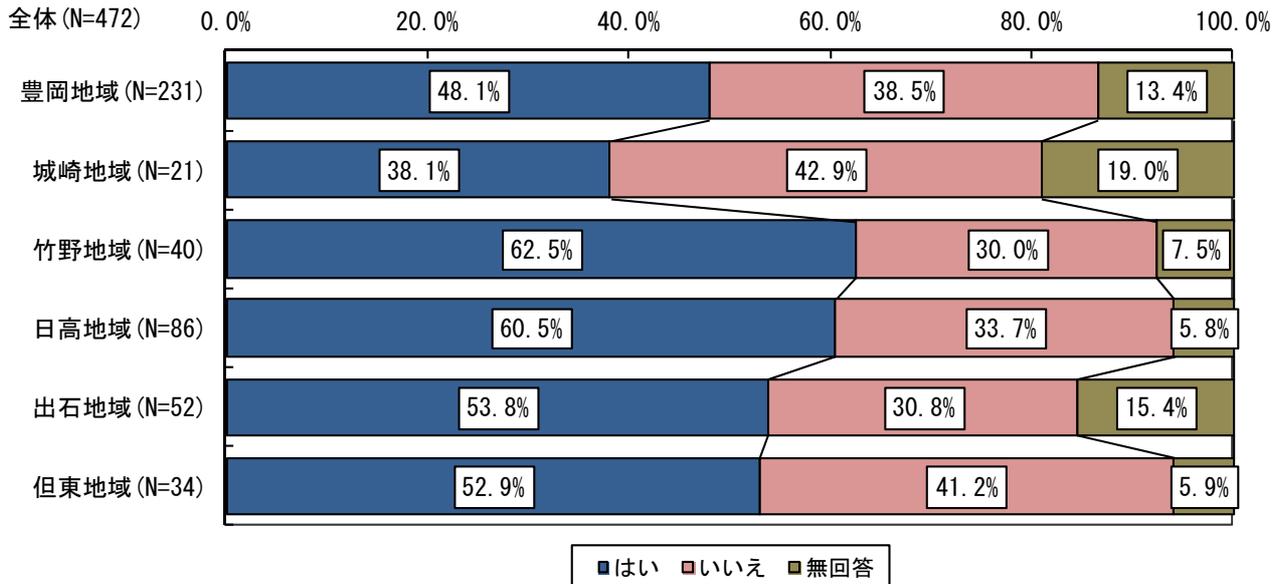


図 居住地域別 外出を控えているか（単数回答）



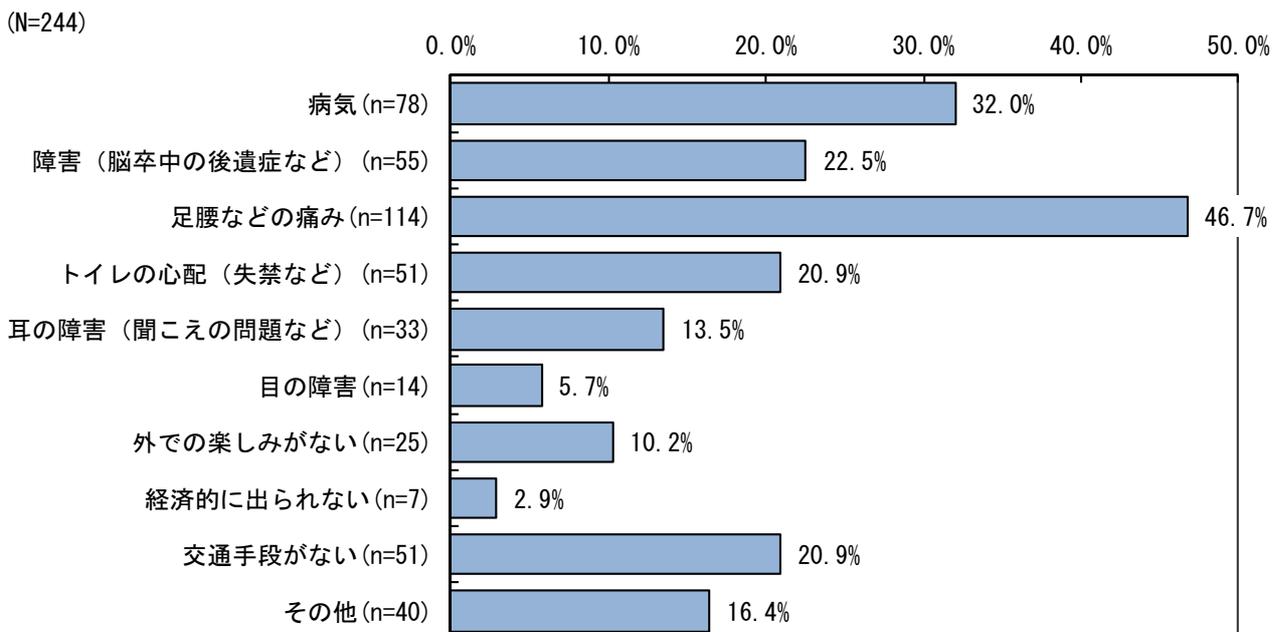
■外出を控えている理由

あなたが外出を控えている理由は、次のどれですか。（あてはまるものすべてに○）

○外出を控える理由としては、「足腰などの痛み」や「病気」

外出を控えている方について、その理由をみると、「足腰などの痛み」が 46.7%で最も多く、次いで「病気」(32.0%)、「障害（脳卒中の後遺症など）」(22.5%) となっています。

図 外出を控えている理由（複数回答）



■趣味や生きがいの有無

あなたには、趣味や生きがいとしているもの（こと）がありますか。ある場合は（ ）内に具体的な内容をお書きください。（1つに○）

○趣味や生きがいが「思いつかない」人が半数以上

趣味や生きがいの有無をみると、「ある」は24.2%となっています。

趣味や生きがいがある人にその内容を具体的に記述してもらい分類したところ、「田・畑仕事、ガーデニング」が30件と最も多く、次いで「友人との会話」が20件、「家族と過ごすこと」と「デイサービス」がそれぞれ14件となっています。

図 趣味や生きがいの有無（単数回答）

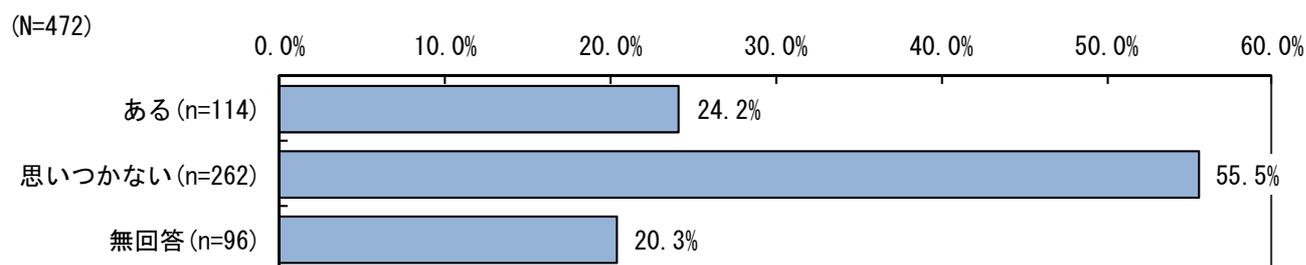
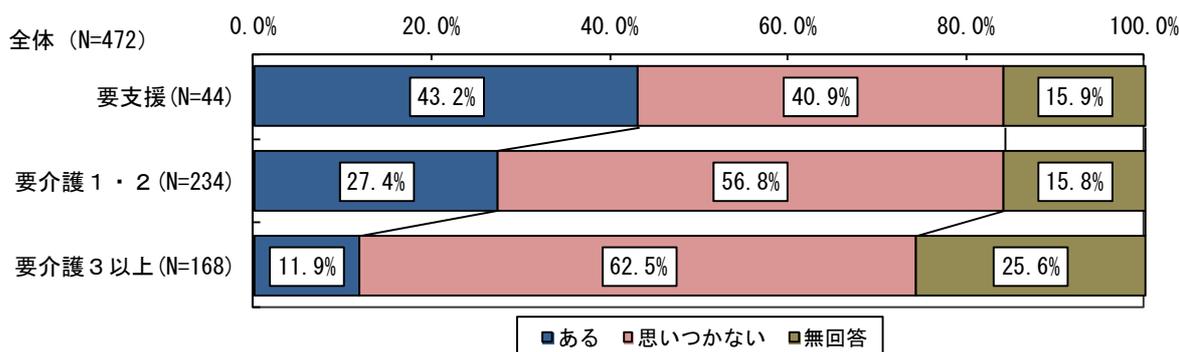


表 趣味や生きがいの有無

分類	件数
田・畑仕事、ガーデニング	30
友人との会話	20
家族と過ごすこと	14
デイサービス	14
読書、テレビ・ラジオ、パソコン	13
華道や将棋など日本の伝統的なこと	12
絵、手芸	10
カラオケ、ハーモニカ、歌	9
グラウンドゴルフ、運動	9
ドライブ、外出	4
飲食	2
信仰	2
その他	4
計	143

要介護度別にみると、認定が重いほど「ある」は少なくなっており、要介護3以上で趣味や生きがいがある人は11.9%にとどまっています。

図 要介護度別 趣味や生きがいの有無（単数回答）



3 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて

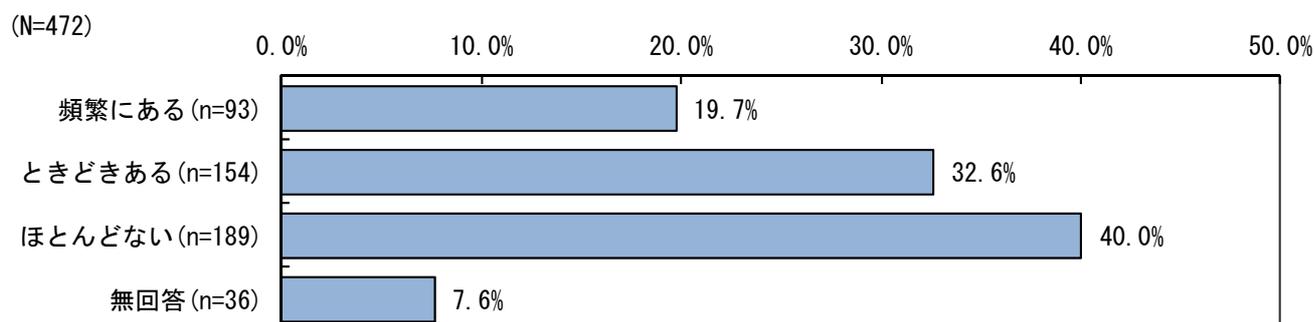
■早朝や夜間に支援を必要とする機会

あなたは、早朝や夜間に支援を必要とすることがありますか。(1つに○)

○早朝や夜間に支援を必要とする人は、要介護3以上では3割以上

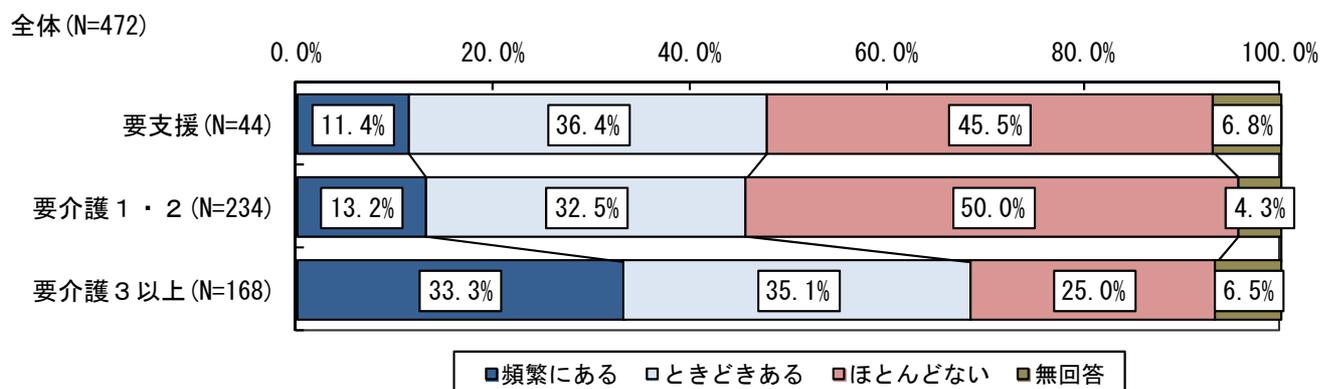
早朝や夜間に支援を必要とする機会をみると、「ほとんどない」が40.0%で最も多く、次いで「ときどきある」(32.6%)となっています。「頻繁にある」と「ときどきある」を合わせると52.3%となっており、約5割が早朝や夜間の支援を必要としています。

図 早朝や夜間に支援を必要とする機会（単数回答）



要介護別にみると、要介護3以上では「頻繁にある」が33.3%となっており、3分の1が頻繁に支援を必要としています。

図 要介護度別 早朝や夜間に支援を必要とする機会（単数回答）



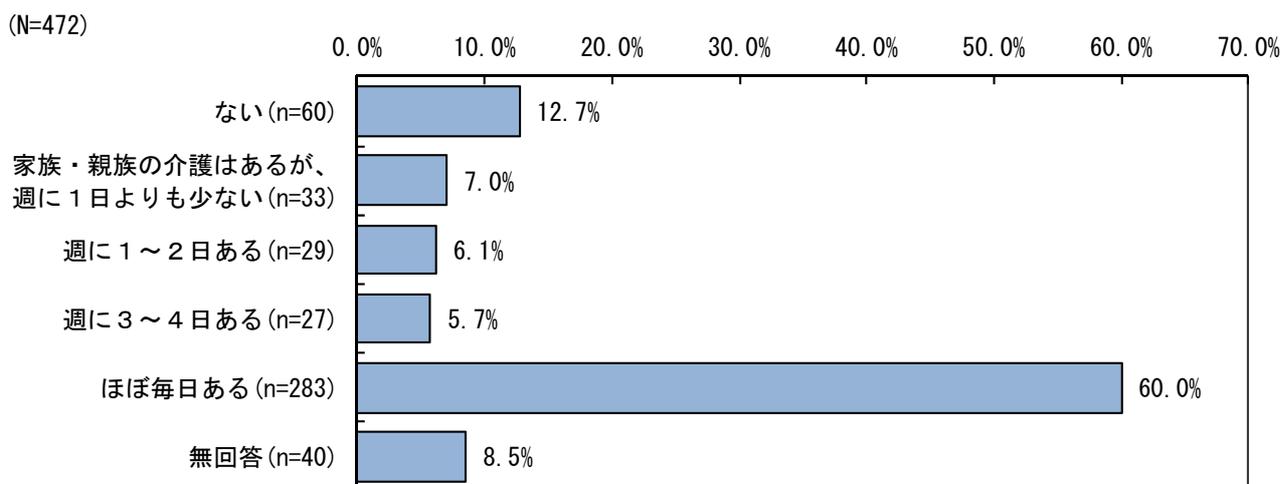
■家族や親族による介護・介助の頻度

あなたに対して、家族や親族からの介護・介助は、週にどのくらいありますか。同居していない子どもや親族等からの介護・介助も含みます。（1つに○）

○介護・介助の頻度では「ほぼ毎日ある」が6割

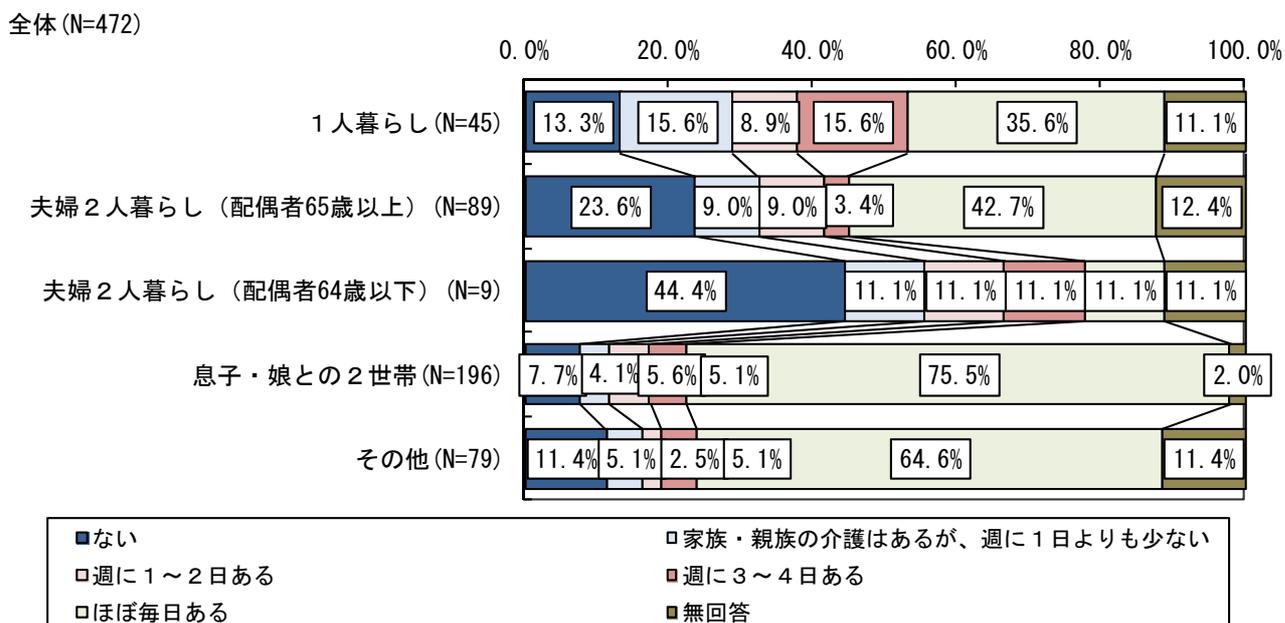
家族や親族による介護・介助の頻度をみると、「ほぼ毎日ある」が60.0%で最も多く、次いで「ない」（12.7%）となっています。家族や親族による介護・介助がない日がある人（「ほぼ毎日ある」を除く選択肢の合計）は31.5%となっています。

図 家族や親族による介護・介助の頻度（単数回答）



世帯の状況別にみると、家族や親族による介護・介助がない日がある人は1人暮らしでは53.4%、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）では45.0%となっています。息子・娘との2世帯では「ほぼ毎日ある」が75.5%と7割以上を占めています。

図 世帯の状況別 家族や親族による介護・介助の頻度（単数回答）



■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望

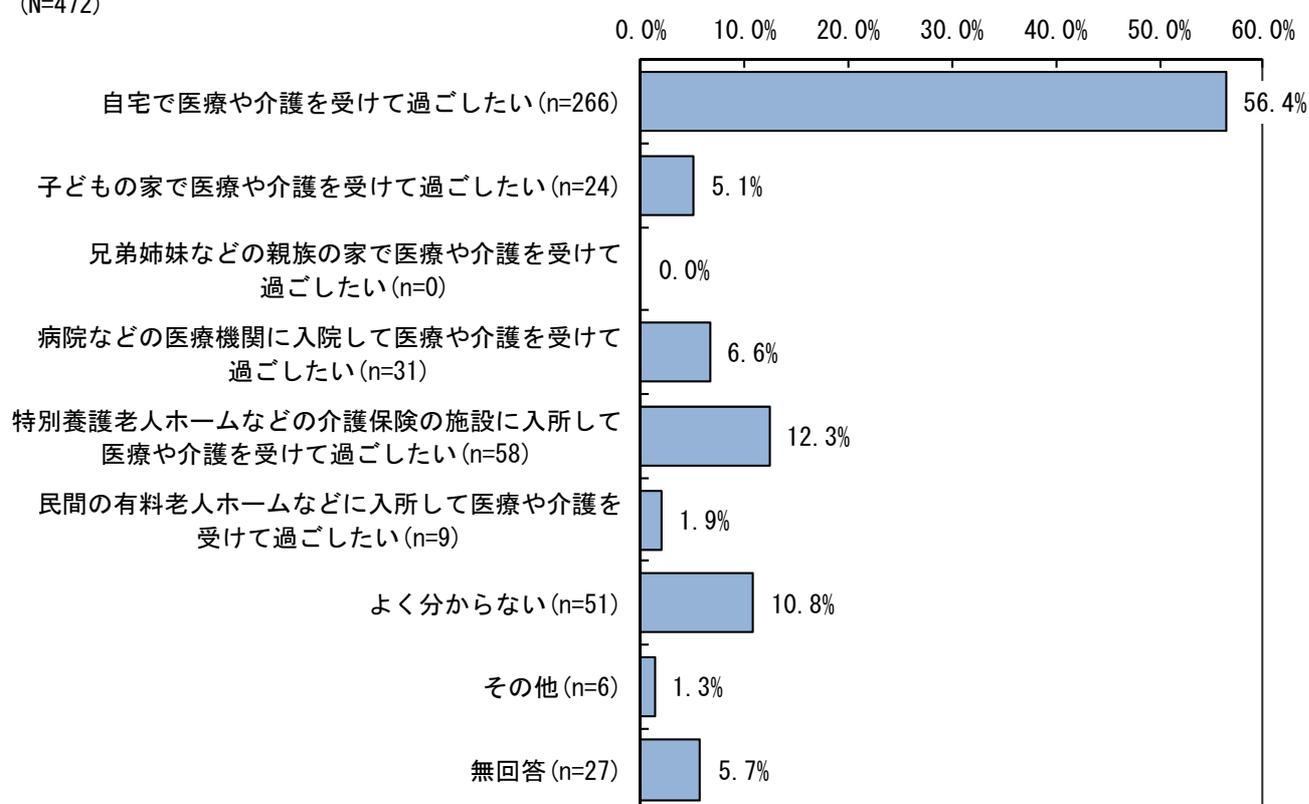
あなたは、高齢期に、医療や介護が必要になった時、どこで過ごしたいですか。
(1つに○)

○医療や介護が必要になった際の希望では「自宅で医療や介護を受けて過ごしたい」が最も多い

高齢期に医療や介護が必要になった際の希望をみると、「自宅で医療や介護を受けて過ごしたい」が56.4%で最も多く、子どもの家を含めると、61.5%と6割以上を占めます。次いで「特別養護老人ホームなどの介護保険の施設に入所して医療や介護を受けて過ごしたい」(12.3%)となっています。

図 高齢期に医療や介護が必要になった際の希望 (単数回答)

(N=472)



■ 自宅での看取りの希望と実現可能性

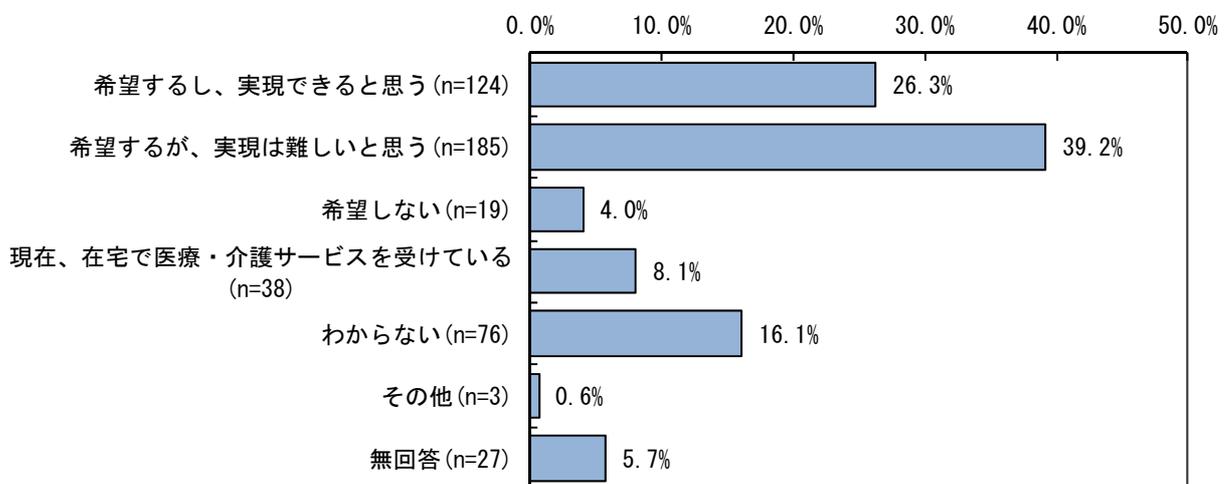
あなた自身が、要介護度が重くなったり、仮に治る見込みがなく死期が迫っている状態となったとき、自宅（子どもの家や兄弟姉妹などの親族の家も含む）で最期まで過ごすことを希望しますか、また、実現可能だと思いますか。（1つに○）

○自宅での看取りの希望と実現可能性では「希望するが、実現は難しいと思う」が最も多い

自宅での看取りの希望と実現可能性をみると、「希望するが、実現は難しいと思う」が39.2%で最も多く、次いで「希望するし、実現できると思う」（26.3%）となっており、自宅での看取りを希望する人（「希望するし、実現できると思う」と「希望するが、実現は難しいと思う」の合計）は65.5%となっています。

図 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）

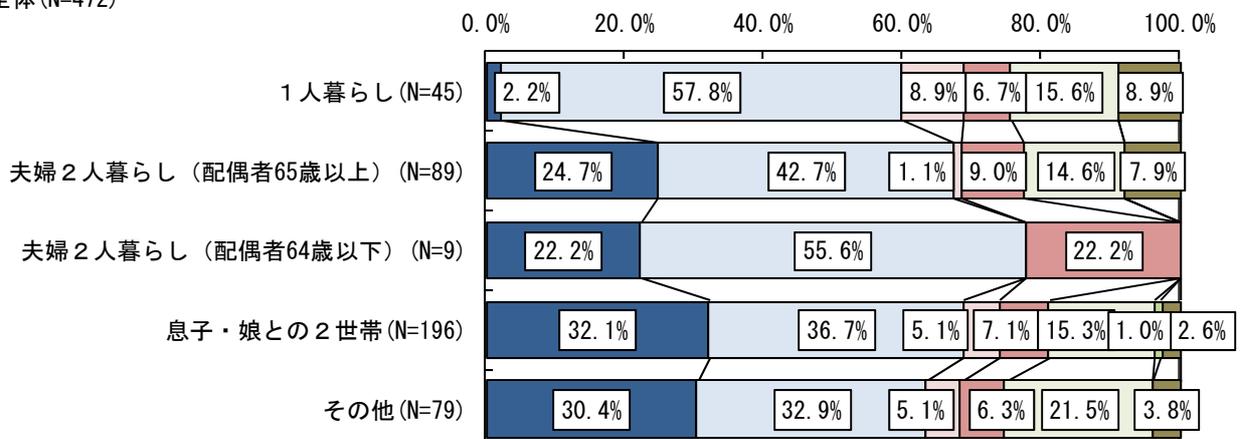
(N=472)



世帯の状況別にみると、「希望するし、実現できると思う」は「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」では24.7%、「息子・娘との2世帯」では32.1%となっていますが、「1人暮らし」では2.2%と非常に少なくなっています。

図 世帯の状況別 自宅での看取りの希望と実現可能性（単数回答）

全体 (N=472)



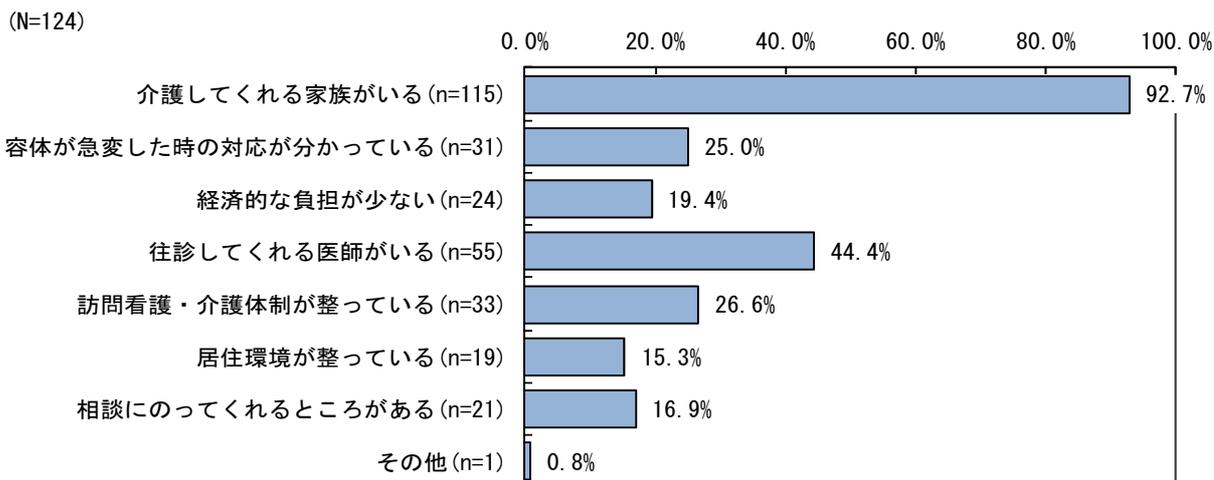
- 希望するし、実現できると思う
- 希望するが、実現は難しいと思う
- 希望しない
- 現在、在宅で医療・介護サービスを受けている
- わからない
- その他
- 無回答

■ 自宅で最期まで過ごすことができると思う理由、難しいと思う理由

(自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して)「希望するし、実現できると思う」と考える理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「自宅で最期まで過ごすことができる」と考える方について、理由をみると、「介護してくれる家族がいる」が 92.7%で最も多く、次いで「往診してくれる医師がいる」(44.4%)、「訪問看護・介護体制が整っている」(26.6%)となっています。

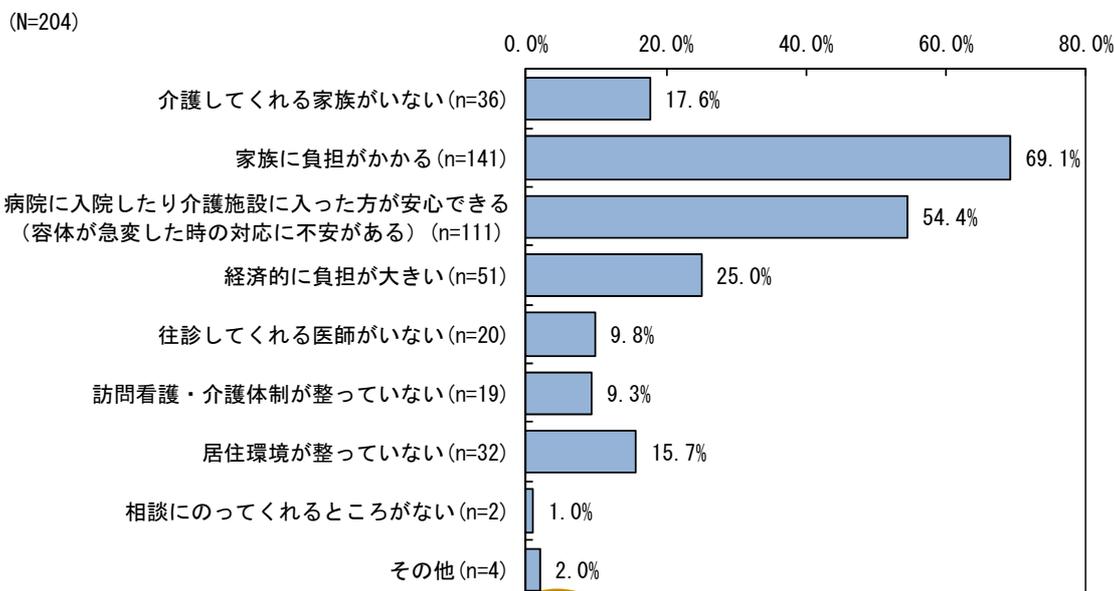
図 自宅で最期まで過ごすことができると思う理由 (複数回答)



(自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して)「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と考える理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と考える方について、理由をみると、「家族に負担がかかる」が 69.1%で最も多く、次いで「病院に入院したり介護施設に入った方が安心できる (容体が急変した時の対応に不安がある)」(54.4%)、「経済的に負担が大きい」(25.0%)となっています。

図 自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しいと思う理由 (複数回答)



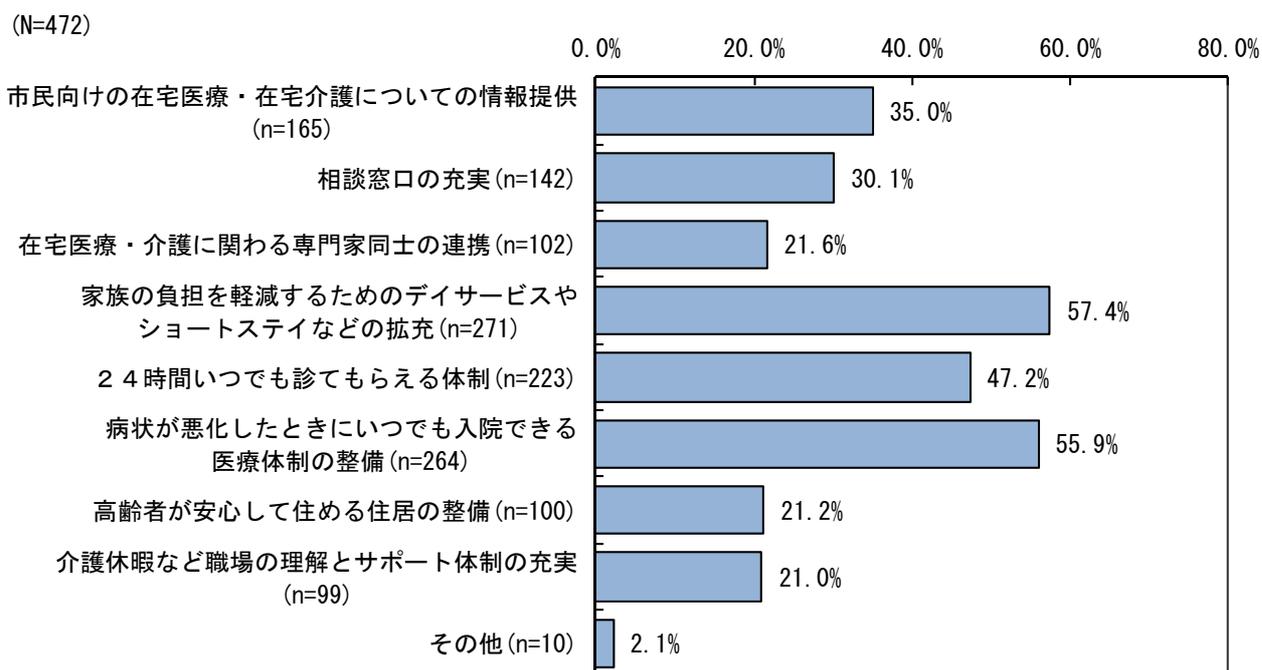
■ 今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なこと

今後、「在宅医療」や「在宅介護」が進むためには、どのようなことが必要と思いますか。(あてはまるものすべてに○)

○在宅医療や在宅介護に必要なこととしては「家族の負担を軽減するためのデイサービスやショートステイなどの拡充」

今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なことをみると、「家族の負担を軽減するためのデイサービスやショートステイなどの拡充」が 57.4%で最も多く、次いで「病状が悪化したときにいつでも入院できる医療体制の整備」(55.9%) となっています。

図 今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なこと（複数回答）



5 その他について

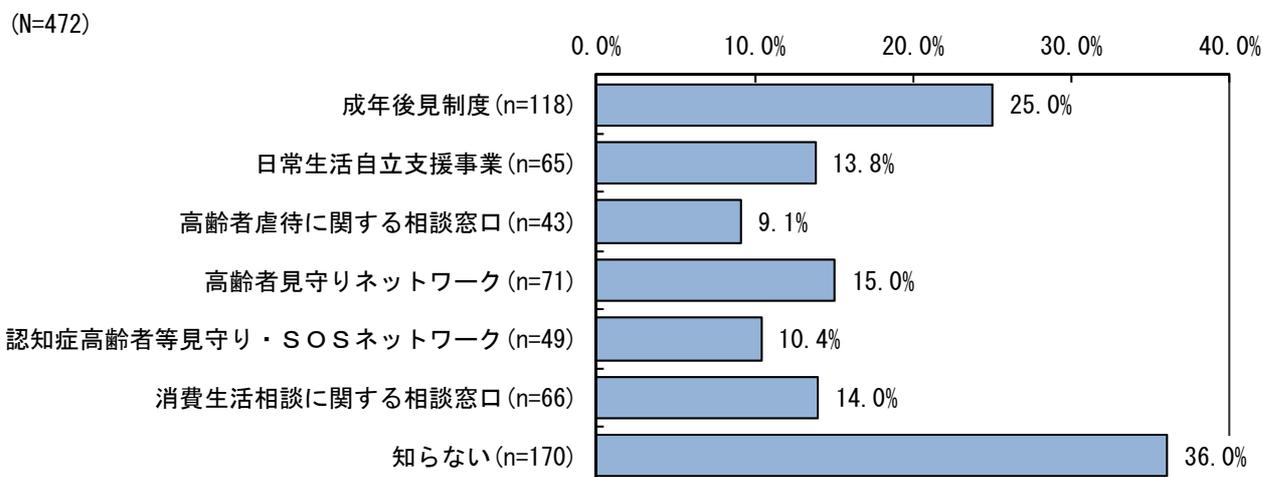
■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度

高齢者の権利や生活を守るために、以下のようなものがありますが、あなたご存じのものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

○高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度では「知らない」が最も多く3割超

高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度をみると、「知らない」を除いて、認知度が高いのは「成年後見制度」(25.0%)、「高齢者見守りネットワーク」(15.0%)などとなっています。

図 高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度 (複数回答)



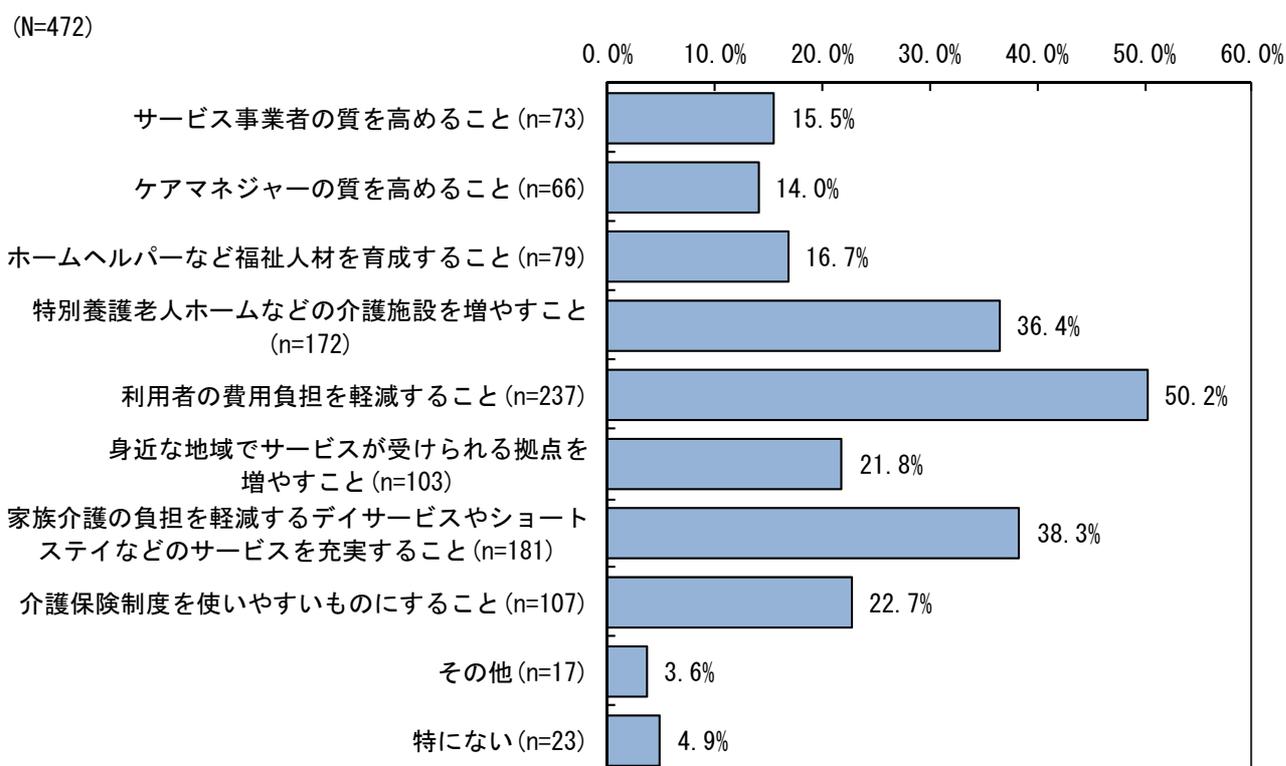
■介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきこと

「介護保険制度」全体をよりよくするために、市が力を入れるべきことは次のうちどれだと思われますか。（3つまでに○）

○市が力を入れるべきと考えることは費用負担の軽減とサービスの充実

介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきことをみると、「利用者の費用負担を軽減すること」が 50.2%で最も多く、次いで「家族介護の負担を軽減するデイサービスやショートステイなどのサービスを充実すること」（38.3%）、「特別養護老人ホームなどの介護施設を増やすこと」（36.4%）となっています。

図 介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきこと（3つ以内で複数回答）



■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの

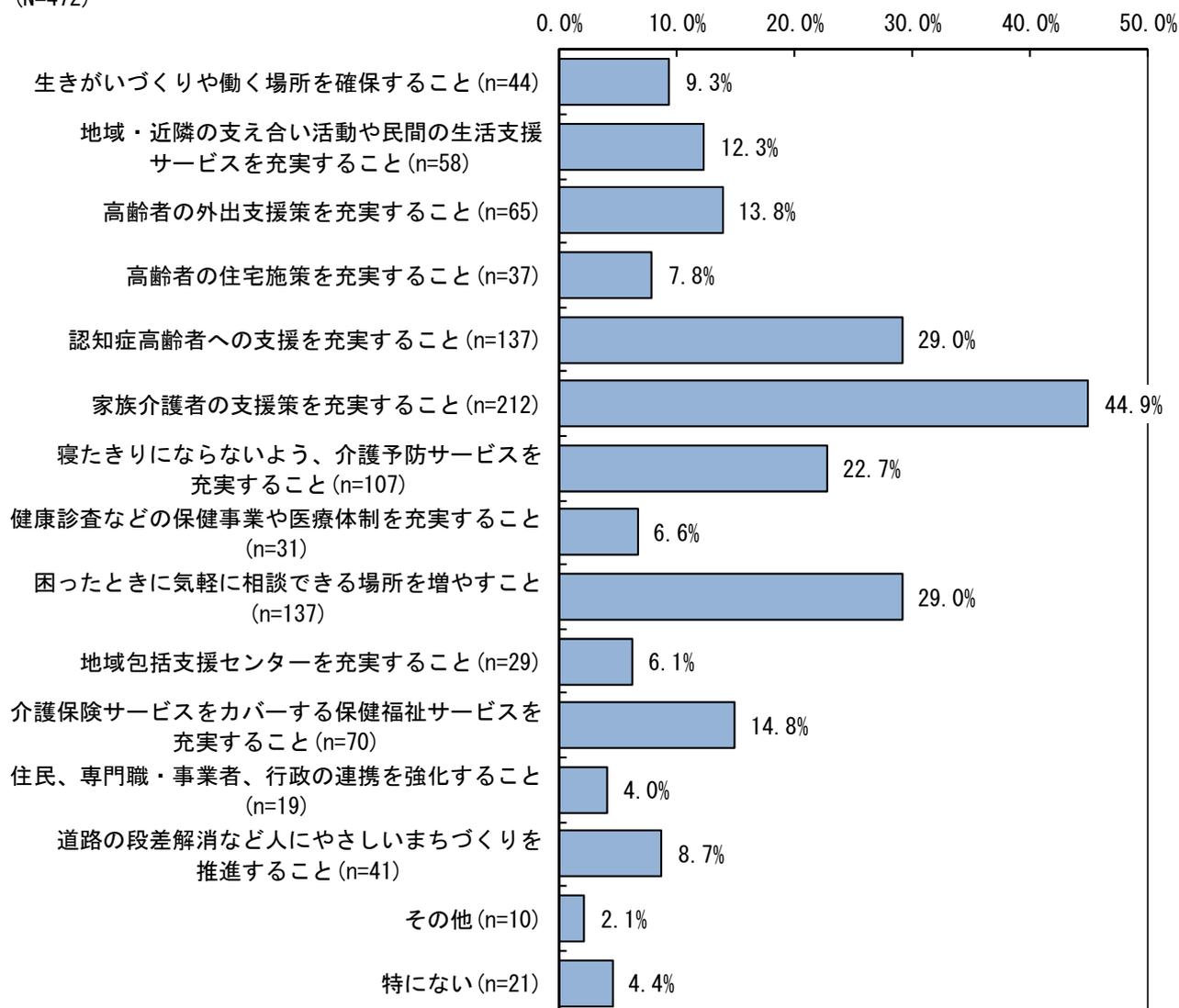
市が高齢者施策として取り組むものとして、次のうちどれを優先して充実すべきとお考えですか。（3つまでに○）

○高齢者施策では、家族介護者の支援策の充実と認知症対策の充実

市が高齢者施策として優先して取り組むべきものをみると、「家族介護者の支援策を充実すること」が44.9%で最も多く、次いで「認知症高齢者への支援を充実すること」「困ったときに気軽に相談できる場所を増やすこと」（ともに29.0%）となっています。

図 市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの（3つ以内で複数回答）

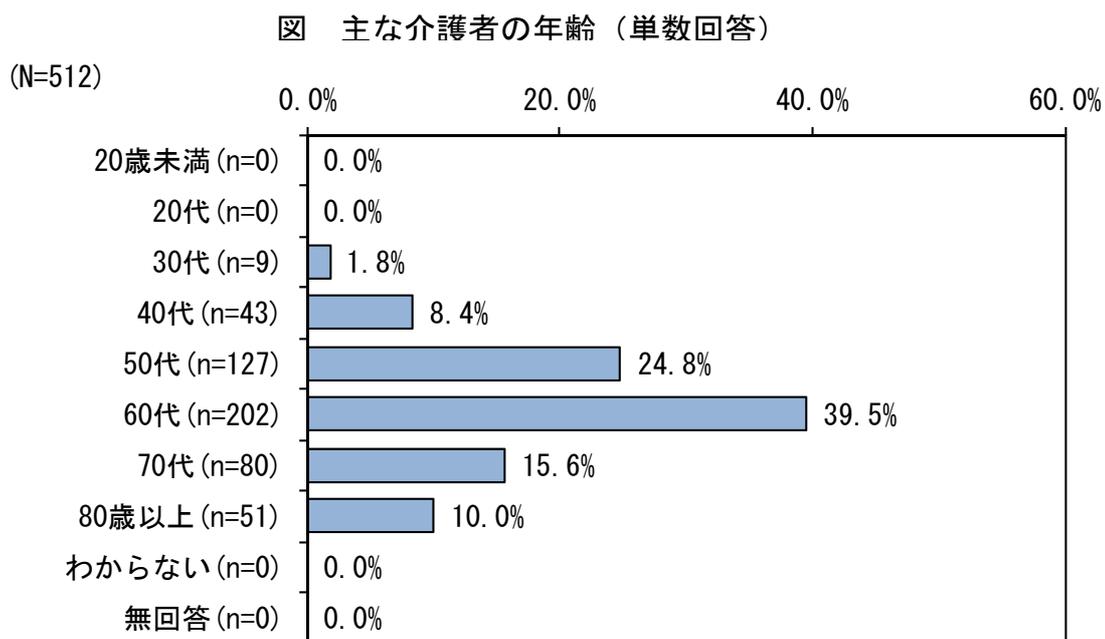
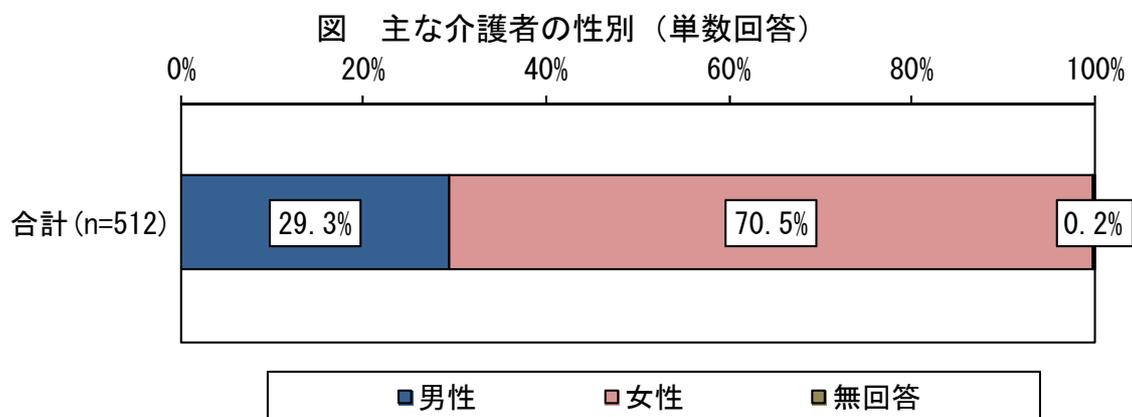
(N=472)



第4章 在宅介護実態調査の概要

■主な介護者の性別・年齢

主な介護者をみると、性別では「女性」(70.5%)が多く、年齢別では「60代」(39.5%)が多くなっています。

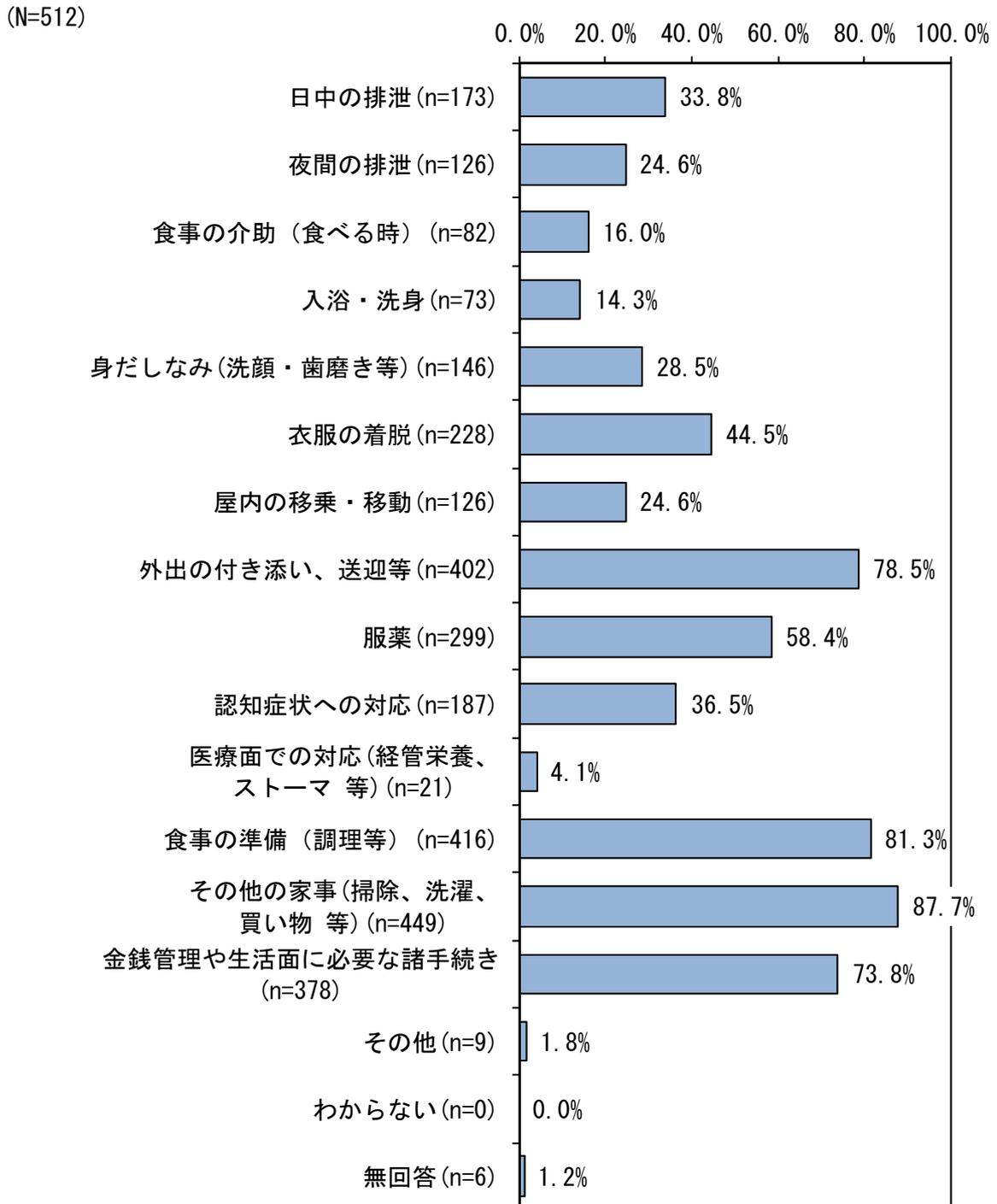


■主な介護者が行っている介護

○主な介護の内容としては、「その他の家事」「食事の準備」「外出の付き添い」など

主な介護者が行っている介護では、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が 87.7%、「食事の準備（調理等）」が 81.3%、「外出の付き添い・送迎等」が 78.5%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が 73.8%と家事援助や外出支援に関する介護が多くなっています。

図 主な介護者が行っている介護（複数回答）

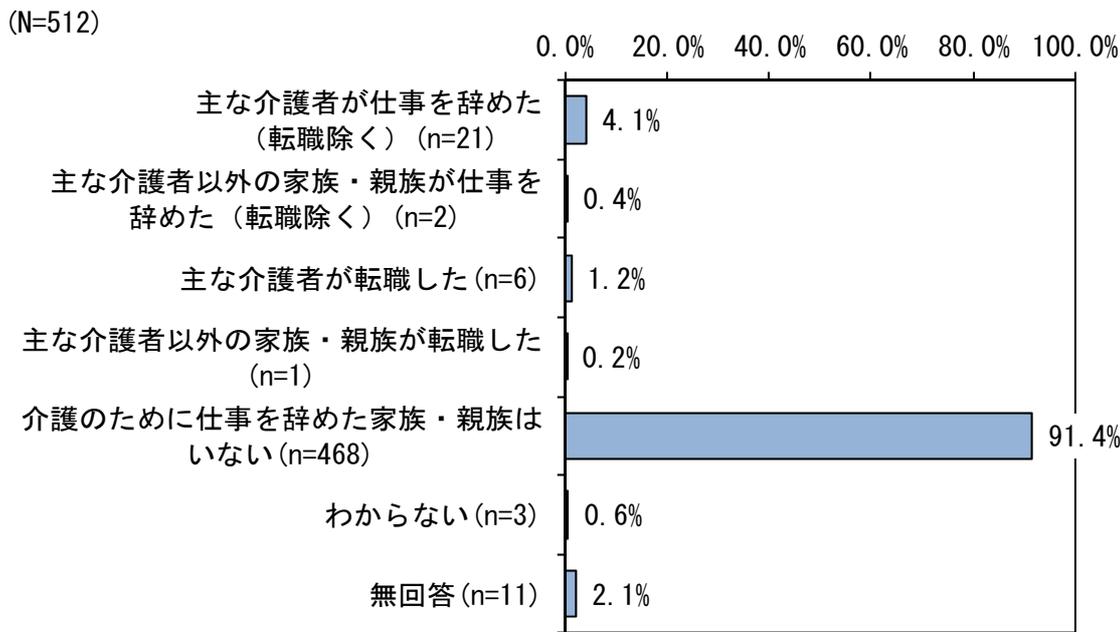


■介護のための離職の有無

○介護のための離職も少なからずある

介護のために離職したかどうかでは、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 91.4%となっており、ほとんどは介護離職をしていません。しかし、「主な介護者が仕事を辞めた」という人も 4.1%おり、介護を理由に離職を余儀なくされる人がいる状況がうかがえます。

図 介護のための離職の有無（複数回答）

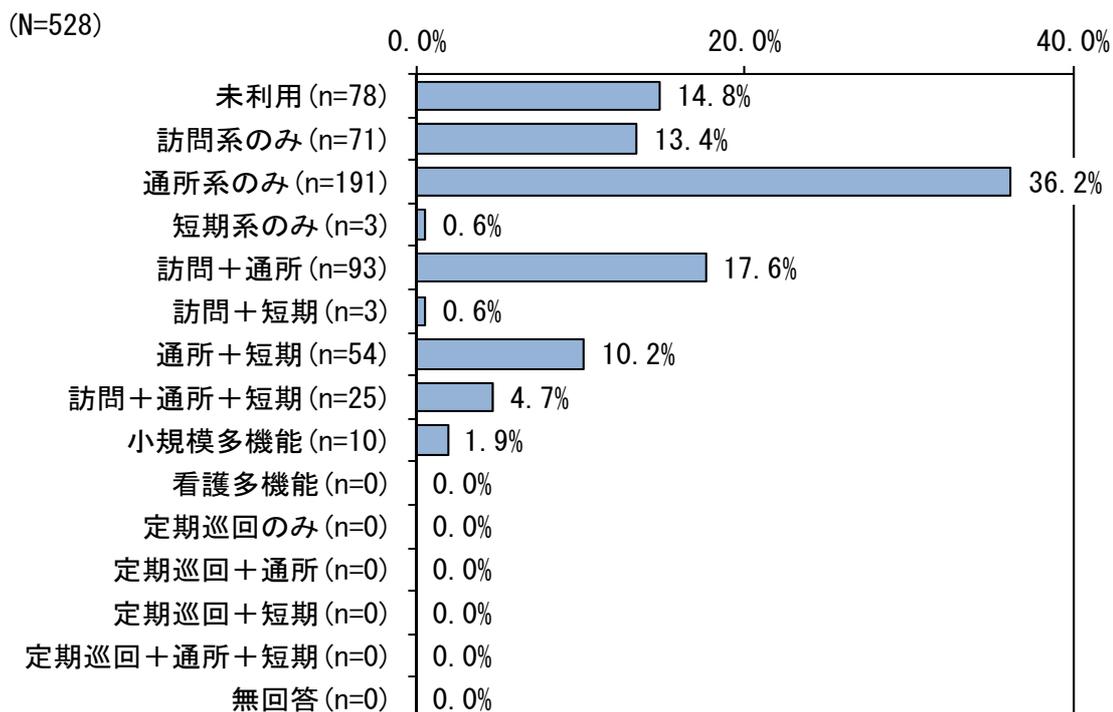


■介護保険サービスの利用の有無

○サービス利用は、通所系サービスの利用が多い

サービス利用の組み合わせ方では、「通所系のみ」が 36.2%と最も多く、次いで「訪問＋通所」（17.6%）、「訪問系のみ」（13.4%）となっています。

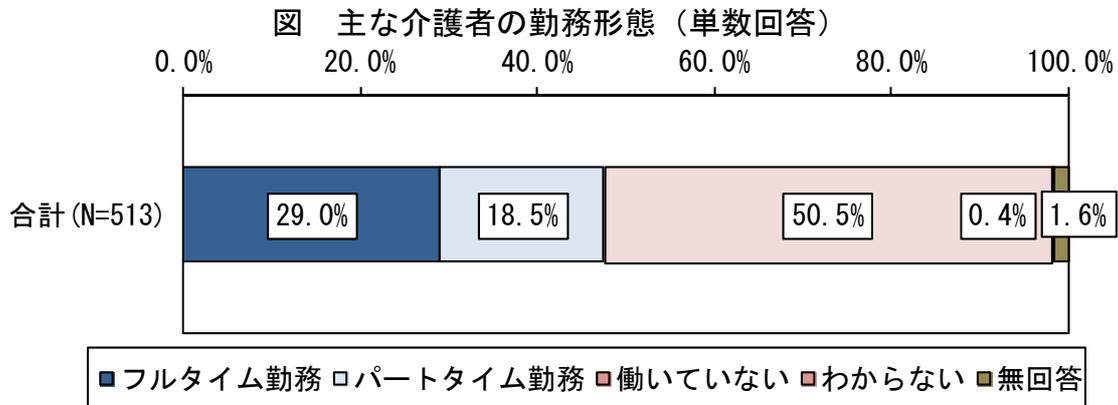
図 サービス利用の組み合わせ（単数回答）



■主な介護者の勤務形態と働き方の調整状況

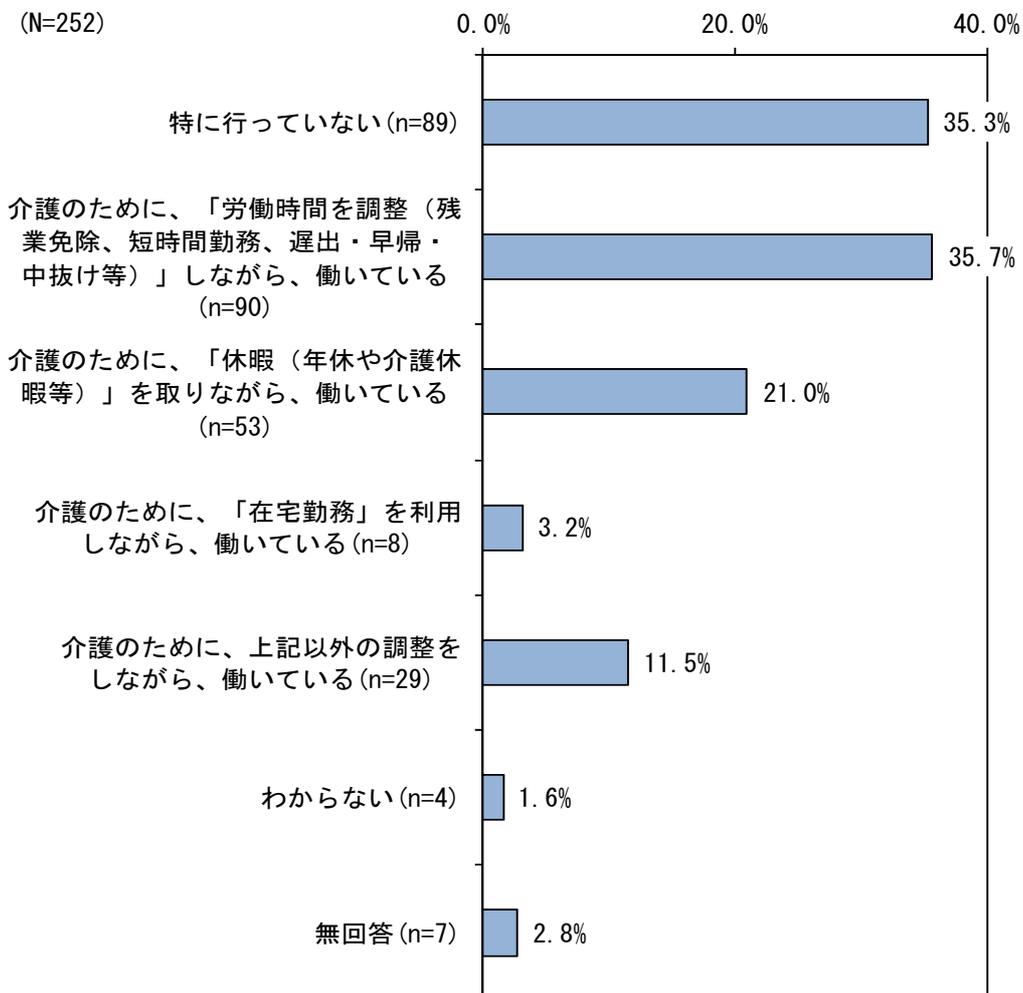
○「労働時間の調整」で、介護と勤務の働き方の調整を行っている

主な介護者の勤務形態では、「働いていない」が50.5%と最も多く、次いで「フルタイム勤務」(29.0%)、「パートタイム勤務」(18.5%)となっています。



また、働いている主な介護者に働き方の調整状況についてたずねたところ、「介護のために労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら、働いている」が35.7%、「特に行っていない」が35.3%などとなっており、なんらかの調整を行っている仕事と介護の両立を図っていることがわかります。

図 主な介護者の働き方の調整状況 (複数回答)

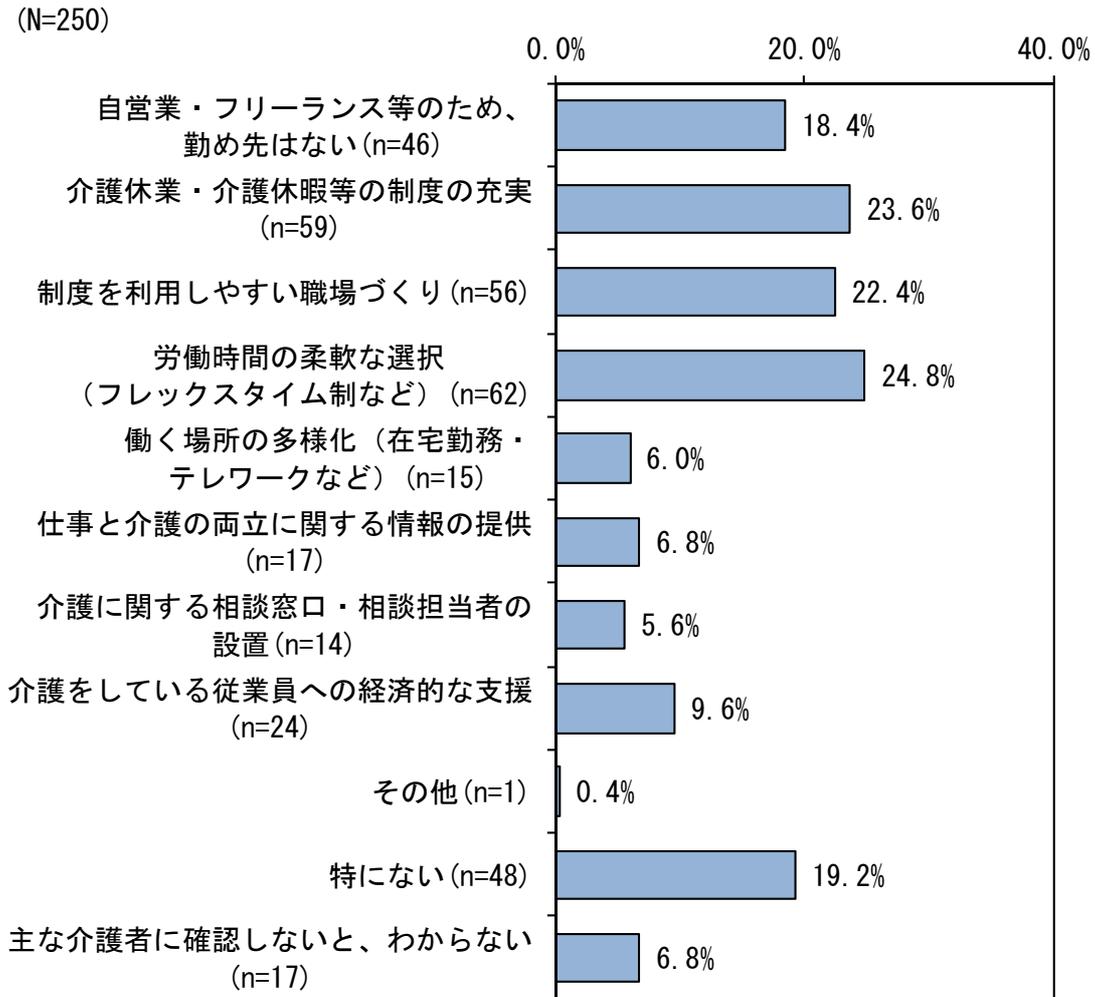


■就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

○「労働時間の柔軟な選択」や「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい職場づくり」が重要

就労を継続するために効果的な勤め先からの支援としては、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が 24.8%と最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」（23.6%）、「制度を利用しやすい職場づくり」（22.4%）となっています。

図 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援（複数回答）

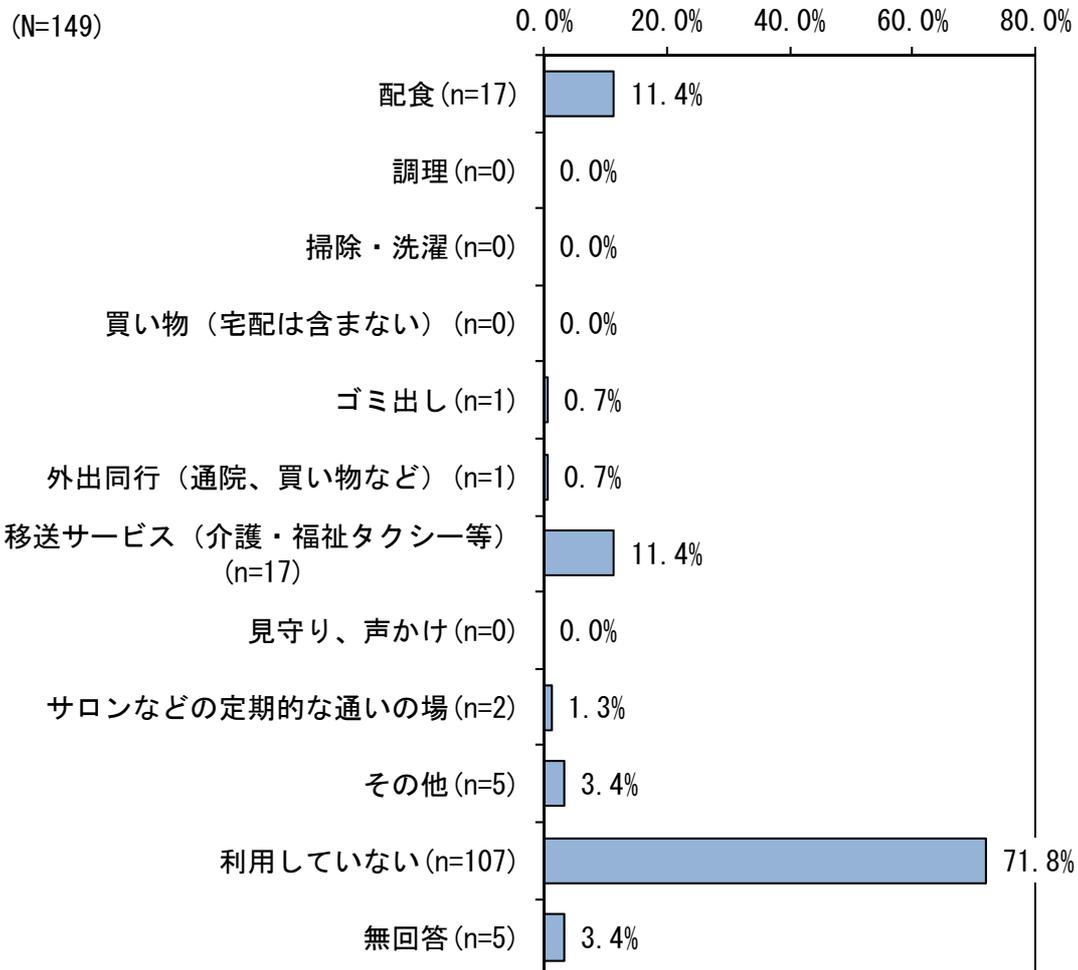


■在宅生活の継続のために利用している保険外サービスと必要と感じるサービス

○「移送サービス」や「見守り、声かけ」「配食」が必要

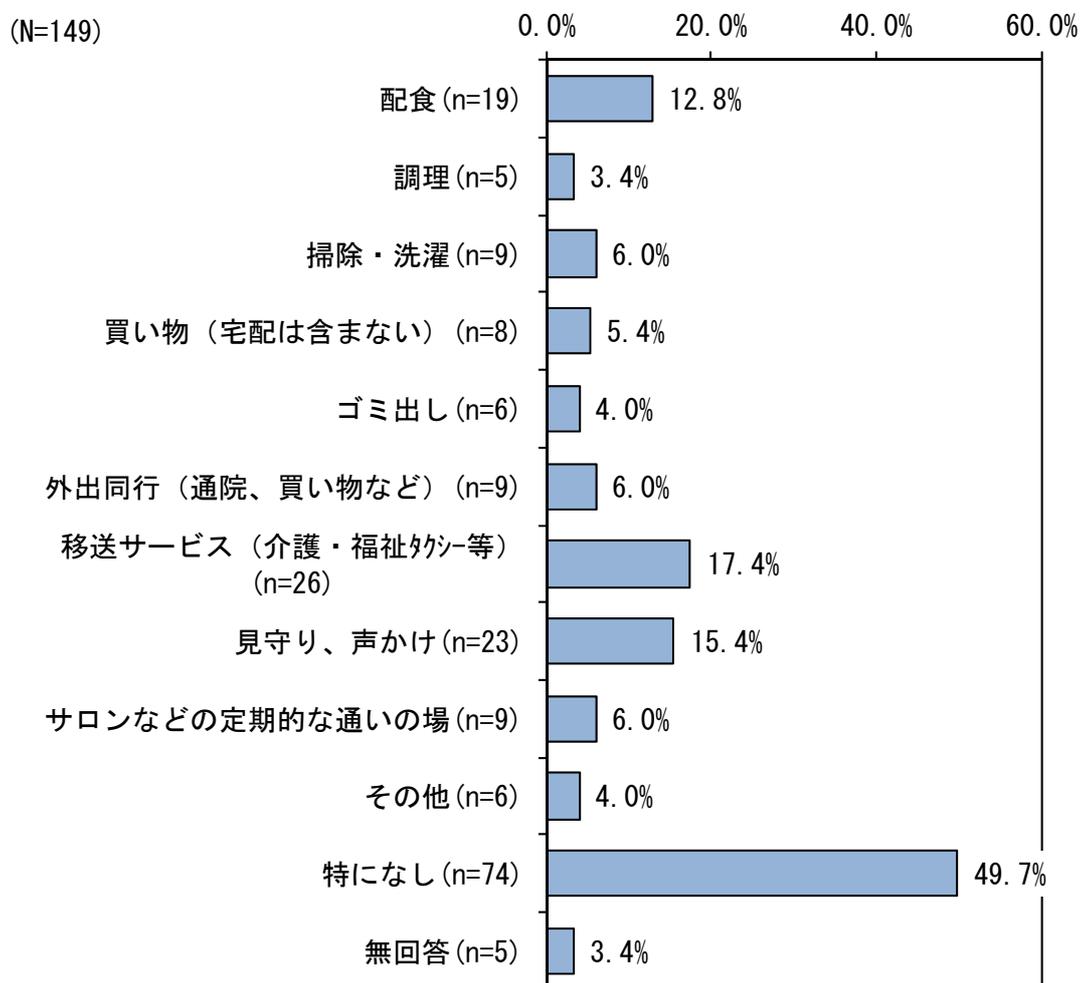
在宅生活を継続していくために利用している介護保険以外のサービスとしては、「配食」と「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」がいずれも 11.4%となっています。

図 利用している保険外の支援・サービス（フルタイム勤務）（複数回答）



必要と感じるサービスとしては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 17.4%と最も多く、次いで「見守り、声かけ」（15.4%）、「配食」（12.8%）となっています。

図 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）（複数回答）



事業者アンケート調査結果

1. 新規事業意向

意向調査事業者数	61	回答数	45	意向なし 未定	36
----------	----	-----	----	------------	----

No.	施設・サービス種別	区分	開設計画年度・定員 ※規模拡大の場合増加定員 ※()カッコ内数値は定員数				
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	各年度合計	未定
1	特別養護老人ホーム(広域型)	新設	0	0	0	0	0
		増床	0	0	0	0	・1事業所(10)
2	特別養護老人ホーム (地域密着型)	新設	0	0	0	0	0
		増床	0	0	0	0	0
3	特定施設入居者生活介護 (地域密着型を含む)	新設	0	0	・1事業所(61)	・1事業所(61)	・1事業所(20) ・1事業所(不明)
		増床	・1事業所(30)	0	0	・1事業所(30)	0
4	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	新設	0	0	0	0	0
		増床	0	0	0	0	0
	施設・居住サービス 計画定員合計	新設	0	0	・1事業所(61)	・1事業所(61)	・1事業所(20) ・1事業所(不明)
		増床	・1事業所(30)	0	0	・1事業所(30)	・1事業所(10)
5	短期入所生活介護	新設	0	0	0	0	0
		増床	0	0	0	0	0
6	小規模多機能型居宅介護	新設	・1事業所(29)	・1事業所(29)	0	・2事業所(58)	0
		増床	0	0	0	0	0
7	看護小規模多機能型居宅介護	新設	0	・1事業所(29)	0	・1事業所(29)	0
		増床	0	0	0	0	0
8	通所介護(地域密着型・認知症対応型を含む)	新設	0	0	・1事業所(25)	・1事業所(25)	・1事業所(20)
		定員増	0	0	0	0	0
9	通所リハビリテーション	新設	0	0	0	0	・1事業所(60)
		定員増	0	0	0	0	0
	通所・短期宿泊系 計画定員合計	新設	・1事業所(29)	・2事業所(58)	・1事業所(25)	・4事業所(112)	・2事業所(80)
		定員増・ 増床	0	0	0	0	0
10	訪問介護 (ヘルパーステーション)	新規	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
11	訪問リハビリテーション	新設	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
12	居宅介護支援 (ケアマネ事業所)	新規	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
13	訪問看護	新規	・1事業所(35) ・2事業所(不明)	0	0	・1事業所(35) ・2事業所(不明)	・1事業所(不明)
		職員増	0	0	0	0	0
14	訪問リハビリテーション	新設	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
	訪問系 計画定員合計	新規	・1事業所(35) ・2事業所(不明)	0	0	・1事業所(35) ・2事業所(不明)	・1事業所(不明)
		職員増	0	0	0	0	0
15	福祉用具貸与・販売	新設	0	0	0	0	0
		職員増	0	0	0	0	0
16	サービス付き高齢者向け住宅	新設	0	0	・1事業所(61)	・1事業所(61)	・1事業所(20) ・1事業所(不明)
		増床	・1事業所(30)	0	0	・1事業所(30)	0

2. 稼働率

【通所介護(地域密着型・認知症対応型含む)】

圏域	施設数	開所日数×定員(A)	開所日数×利用者(B)	稼働率(B)/(A)%
豊岡	13	73,289	51,636	70.46%
城崎	3	16,217	9,018	55.61%
竹野	3	21,484	17,008	79.17%
日高	4	31,380	19,529	62.23%
出石	2	15,485	13,336	86.12%
但東	1	7,700	5,782	75.09%
合計	26	165,555	116,309	70.25%

【通所リハビリテーション】

圏域	施設数	開所日数×定員(A)	開所日数×利用者(B)	稼働率(B)/(A)%
豊岡	1	13,860	10,403	75.06%
出石	1	18,780	14,508	77.25%
合計	2	32,640	24,911	76.32%

【短期入所生活介護】

圏域	施設数	開所日数×定員(A)	開所日数×利用者(B)	稼働率(B)/(A)%
豊岡	3	18,250	15,150	83.01%
城崎	1	7,300	3,442	47.15%
竹野	2	11,100	10,211	91.99%
出石	2	10,950	8,919	81.45%
合計	8	47,600	37,722	79.25%

【小規模多機能型居宅介護】

圏域	施設数	定員×月数(A)	月末登録者×月数(B)	稼働率(B)/(A)%
豊岡	1	348	287	82.47%
出石	1	348	330	94.83%
合計	2	696	617	88.65%

【認知症対応型共同生活介護(グループホーム)】

圏域	施設数	開所日数×定員(A)	開所日数×利用者(B)	稼働率(B)/(A)%
豊岡	1	108	107	99.07%
城崎	3	648	638	98.46%
竹野	1	216	216	100.00%
日高	1	216	216	100.00%
出石	2	432	431	99.77%
合計	8	1,620	1,608	99.26%



豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画

発行日 平成30(2018)年3月

発行 豊岡市

編集 〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町12番12号

豊岡市健康福祉部

高年介護課 TEL(0796)24-2401 FAX(0796)29-3144

社会福祉課 TEL(0796)24-7032 FAX(0796)24-4516

健康増進課 TEL(0796)24-1127 FAX(0796)24-9605

URL <http://www.city.toyooka.lg.jp>

